中国での事業における
リーガル・リスク・マネージメントに関する調査報告書

2005 年 1 月

国 際 協 力 銀 行

中堅・中小企業支援室

はじめに

この資料は、日系企業が中国で事業をする際によく起きる紛争にはどんなものがあり、その背景にはどんなことが考えられるか、主な紛争解決手段として裁判、仲裁等の制度はどうなっているか、紛争が起きるのを極力予防する手段は何か、を記載したものです。

中国向けの外国直接投資は1991年の43.7億ドルから2003年に535億ドルへと12倍に増加し、中国は世界でトップクラスの直接投資受入国になっています。日本からの中国向け直接投資も2000年からの第3次投資ブームが続いていますが、その中で日系企業が紛争に巻き込まれるリスクも増えています。大企業であれば自社内に法律等の専門知識を持った人材を配置した部署を持つとしても、中堅・中小企業の場合には、十分な経営資源を法務分野に配分することが難しいことが少なくなく、紛争に対する予防が手薄になりがちだと思います。この資料は、主に中堅・中小企業の皆様の参考として作成しました。また、中堅・中小企業でなくとも中国に進出する日本企業の参考になるかと思われます。ご活用頂ければ幸いです。

この資料は、財団法人国際金融情報センターの「中国での事業におけるリーガル･リスク･マネージメント研究会」の協力により作成しました。

なお、諸制度、法律等は逐次改正されていますので、個別の問題に対応する際には、その時点で行政当局、弁護士等専門家に確認することが必要です。

また、本資料は国際協力銀行としての公式見解を表明するものではありません。

2005年1月
国際協力銀行
中堅・中小企業支援室

＊「中国での事業におけるリーガル･リスク･マネージメント研究会」メンバー

青森中央学院大学　経営法学部	助教授	梶田　幸雄（座長）
財団法人国際金融情報センター	地域総括部長	玉置　知己（主査）
同	地域総括部研究員	胡　祖耀
北京大地弁護士事務所	弁護士	熊　琳
同	弁護士	呉　海涛

目　次

はじめに
序章　中国：リーガル・リスク・マネージメントのあり方 1
1　貿易、投資の両面で深まる中国との関係 1
2　ビジネスを行う地としての中国の課題 1
3　「人治」の国から「法治」の国へ 2
4　現在の中国の法整備と運用の状況 3
5　法律ですべては解決しないが、軽視すると致命傷に 3
6　リーガル・リスク・マネージメントの障害となる地方保護主義 4
7　知的財産権問題も地方保護主義が絡むと難問に 6
8　複雑な日中関係とリーガル・リスク 7

第1章　中国ビジネスとリーガル・リスク 9
1　リーガル・リスクとは何か 10
2　中国でのビジネスにおけるリーガル・リスク 11
(1)　現在の中国法体系――社会主義市場経済の法制度 11
(2)　最近の中国法体系の整備とその政策的背景 13
(3)　現在の法制度に対する評価 14
(4)　外国企業（特に日本企業）にとってのリーガル・リスクおよび紛争の発現原因 15

第2章　中国における紛争処理法の概要 21
第1節　民事訴訟制度 22
1　制度の概要 22
2　民事訴訟手続の概要 22
(1)　管轄 22
(2)　民事訴訟手続 23
(3)　手続上の留意点 24
第2節　仲裁制度 27
1　国際商事仲裁の概念 27
2　国際商事仲裁機関 27
3　中国国際経済貿易委員会による仲裁手続のフローチャート 28
4　手続上の留意点 29
(1)　仲裁合意 29
(2)　仲裁申立 29
(3)　仲裁廷の組織 29
(4)　仲裁人の選定 29

(5) 審理 29
(6) 仲裁判断の効力と執行申立 30
(7) 執行拒否 31
(8) 仲裁費用 32
第 3 節 調解 34
1 調解とはなにか 34
2 調解機関 34
(1) 中国国際経済貿易促進委員会／中国国際商会調解中心 34
(2) 調解手続 34
(3) 民事訴訟法における調解 35
(4) 仲裁過程における調解 35
第 4 節 各種紛争処理法の利用状況 37
第 3 章 紛争事例の分析と検討 41
第 1 節 貿易取引にかかわる紛争 42
1 一般商品貿易 42
(1) 法源 40
(2) 契約主体 44
2 委託生産（加工貿易）契約 45
第 2 節 知的財産権にかかわる紛争 49
1 知的財産権侵害の実態と外国企業への影響 49
(1) 特許権侵害 50
(2) 商標権侵害 50
(3) 著作権侵害 51
2 技術供与 54
(1) 重要用語の定義 55
(2) 保証責任-技術水準の保証 55
(3) 秘密保持 55
(4) 技術改良 57
(5) 契約の期間 57
第 3 節 直接投資にかかわる紛争 58
1 中国の産業政策の確認 58
2 企業設立サイトの決定、土地使用権の確保と中国側企業による土地使用権の出資 58
3 パートナーとのトラブル 60
4 経営範囲にかかわる問題 65
5 企業の運営 67
6 （日中）合弁事業の解散・撤退事由 69

第 4 節　債権回収にかかわる紛争 73
第 5 節　行政機関との紛争 75
第 6 節　労使関係に関する紛争 78
第 7 節　その他の紛争 84
1　環境問題 84
2　環境汚染紛争 84
(1)　注意すべき問題 86
3　一般権利侵害民事紛争 87

第 4 章　日本企業に関わる紛争の背景 91
1　日中ビジネス紛争の概観 92
2　日中間の法制度、法適用の違い 92
3　法意識や法文化の違い 94
4　日本的経営システム、意識と異文化コミュニケーション 95
5　日本の中堅・中小企業に存在する経営課題にかかわる問題 97
6　日中歴史問題 99

第 5 章　中国における事業展開およびリスク防止に関する法律事務 101
第 1 節　予防法務の考え方と実行のポイント 102
1　予防法務の考え方とその実行プロセス 102
2　予防法務実行の際のポイント 104
(1)　取引先の信用調査について 104
(2)　信用調査の方法 105
(3)　貿易に関わる留意点 106
(4)　知的財産権に関わる留意点 106
(5)　直接投資に関わる留意点 110
(6)　債権回収に関わる留意点 113
(7)　労務管理に関わる留意点 116
第 2 節　紛争解決法の選択＝裁判と仲裁のメリット・デメリット 121
1　日本の裁判所の判決の中国における執行拒否 124
2　日本商事仲裁協会の仲裁判断の中国における執行認容 125
3　日中間の国際商事仲裁に関する問題―CIETAC 仲裁判断の日本における執行申立 126
4　紛争の現地事業収益への影響(例えば、風評などによる現地事業収益への影響) 126
5　紛争の地域的特徴 129
6　紛争解決のための大使館、各専門協会等への相談 130

（参考 1）　中国の弁護士制度について 132
(1)　中国弁護士制度の現状 132
(2)　中国の弁護士制度 132
(3)　弁護士の性格、任務と地位 133
(4)　弁護士の従業条件 133
(5)　弁護士の従業に対する制限 133
(6)　法律事務所 133
(7)　従業弁護士の業務と権利・義務 134
(8)　法律事務所の費用徴収制度 135
（参考 2）　関連費用についての紹介 138
（参考 3）　行政機関に対する不服申立及び訴訟について 142
(1)　行政再審 142
(2)　行政訴訟 143
（参考４）　債権回収手段および注意すべき問題 146
（参考 5）　労働紛争を如何に避けるか、労働紛争に如何に対処すべきか 149
（参考 6）　主な中国事業関連用語 158

図表目次

図表 1　全国統一司法試験の動向 2
図表 1-1　カントリー・リスク分析の際の検討課題 10
図表 1-2　10 期 5 カ年計画期間における立法計画 13
図表 1-3　WTO 加盟約束表に基づくリーガル・リスクの発現原因分析 16
図表 1-4　中国の WTO 加盟交渉における日中二国間合意の概要 17
図表 1-5　紛争・トラブルの発現原因 18
図表 1-6　トラブル発生の原因とその発現 19
図表 2-1　法院による CIETAC の渉外仲裁判断の承認・執行状況 31
図表 2-2　法院による渉外仲裁判断の執行拒否理由 32
図表 2-3　CIETAC 渉外案件仲裁費用表 32
図表 2-4　事案受理費用徴収弁法 33
図表 2-5　事案処理費用徴収弁法 33
図表 2-6　調解手続の流れ 35
図表 2-7　調解費用徴収基準 35
図表 2-8　人民法院の裁判・執行状況(1998-2002 年) 37
図表 2-9　CIETAC の紛争受理・処理状況 37
図表 2-10　CIETAC の受理事案内容 38
図表 2-11　近年の日中商事紛争の内容 39
図表 2-12　CIETAC への仲裁申立 39
図表 3-1　1990 年以降取り消された各種費用徴収項目（合計 306 項目） 63
図表 4-1　1988 年時点におけるアメリカ人ワーカーの日本的経営認識と問題点 96
図表 5-1　予防法務実行の際の主なチェックポイント 102
図表 5-2　紛争の類型と紛争解決法 104
図表 5-3　直接投資の実務の流れとチェックポイント 112
図表 5-4　債権保全の対象と各種の保全策 113
図表 5-5　仲裁の特徴 122
図表 5-6　仲裁と裁判の比較 122
図表 5-7　都市の規模と仲裁判断執行の関係 130
図表 5-8　選択可能な紛争解決方法 131
図表 5-9　弁護士関連統計（2002 年資料） 137

事例目次

事例 1　売り手が貨物を手配することは買い手の信用状開設の前提条件であるか否かが争われた事案 42
事例 2　香港某国際貿易公司 v. 江蘇省対外貿易公司 46
事例 3　合弁企業へ供与された特許権が侵害されたケース 50
事例 4　日本家電メーカーのニセモノ製品が中国国内で販売されていたケース 50
事例 5　インターネット上の著作権侵害 51
事例 6　特許権における職務発明者の概念と権利 52
事例 7　職務発明と非職務発明の区別の判断基準 53
事例 8　日本 E 社の知財侵害事件 54
事例 9　土地使用権が収用された事例 59
事例 10　パートナーとのトラブル（その 1） 60
事例 11　パートナーとのトラブル（その 2） 62
事例 12　渉外仲裁判断を社会公共の利益に反するとして執行拒否した事案 65
事例 13　合弁企業内における内部経営請負契約の有効性が争われた事案 67
事例 14　債権譲渡にかかわり生じる争点 70
事例 15　香港某社との借入れ紛争 73
事例 16　代理費の払い戻しをめぐる紛争 73
事例 17　仏 P 社が商標権侵害行為に関する広州市工商行政管理局の行政処分を不服として上訴した事件 75
事例 18　羅定市 X 毛糸工場有限公司が雲浮市工商行政管理局の行政処分を不服申立した事件 76
事例 19　X 氏と某電気株式会社との退職紛争 78
事例 20　労働契約解除をめぐる契約紛争 81
事例 21　派遣契約解除をめぐる X 氏と上海 Y スーパーマーケットとの紛争 81
事例 22　騒音公害に対する訴え 84
事例 23　深圳市蛇口区環境監視測定所と香港 X 有限公司の環境汚染事件 85
事例 24　日本某会社上海事務所公民肖像権侵害紛争 88

序章　中国：リーガル・リスク・マネージメントのあり方

1　貿易、投資の両面で深まる中国との関係

2004 年の貿易統計速報（通関ベース）によると、わが国の対中貿易総額（香港を含む）は、前年比17%増の 22 兆 2,000 億円となり、初めて対米貿易総額（20 兆 4,800 億円）を上回った。中国はわが国にとって最大の貿易相手国となったのである。企業の対中直接投資も 2000 年以降増加傾向にあり、2003 年は前年比 65.1%増の 3,533 億円となった。中国はわが国にとって最大の直接投資先でもある。

中国経済の動向は世界各国にとって関心事である。例えば、一次産品の一大輸入国としての中国の出現である。中国経済は世界の GDP の 4%足らずでありながら、世界の原料炭の 31%、鉄鉱石の30%、鋼材の 27%、セメントの 40%を消費した（2003 年）。中国経済の世界経済への依存度は高まり、鉄鉱石輸出国であるオーストラリア、銅鉱石輸出国のチリやペルーなど世界の主要一次産品輸出国にとっても、中国は最も重要な貿易相手となりつつある。このように中国経済の動向は、貿易、投資のみならず、一次産品市場や為替市場などにおいても目の離せない存在となっている。

2　ビジネスを行う地としての中国の課題

現在、中国では約 20 万社の外資企業、約 1.5 万社の日系企業がすでに事業を展開中といわれる（日本貿易振興機構調べ）が、直接投資先としての中国への関心は引続き高い。経営コンサルティング会社 AT カーニーが 2005 年 1 月に発表した直接投資コンフィデンス・インデックスでは、世界の企業にとって中国は米国などを抑え今後最も投資をしたい国となっている。国際協力銀行が毎年実施している日本の製造業企業向けアンケート調査でも、今後の「中期的有望事業展開先国」として最も有望な国に選ばれ続けている。

「ビジネスを行う地」として高い評価を得ている主な要因は、WTO 加盟による国内市場の開放への期待、沿海部で進んだ産業集積の存在、上海市の一人当り所得が 5,000 ドルを超えるなど消費市場の拡大などである。ただし、ソフト面も含めた投資環境が充分に整備されていないことは注意を要する。

例えば、世界銀行が実施した「Investment Climate Survey」（2004 年 11 月）では、「BRICｓ」として関心を集めているインドと中国の投資環境を比較している。これによると、一般的には中国の投資環境はインドのそれより優れているが、「ビジネス関連の規制」や「雇用に関する法制」などリーガルな面では、インドの方が中国より自由度が高い。

また、上述の国際協力銀行アンケート調査でも、わが国企業は「ビジネスを行う地」としての中国の課題として、①法制の運用が不透明（63.4%）、②知的財産権保護が不充分（52.0%）、③代金回収が困難（42.8%）を指摘している。これは他の途上国における投資環境の課題（例えばタイでは他社との厳しい競争、労働コストの上昇など、インドではインフラが未整備、投資先国の情報不足など）とは明らかに異なっており、リーガル面などのソフト面で投資環境に課題が集中していることが注目される。

3　「人治」の国から「法治」の国へ

中国との貿易や直接投資が急速に拡大する中、多くの企業において中国への関与が多様化・深化するにつれ、ビジネス上のトラブルが増加すること自体はやむを得ない。しかし、トラブルが生じたときにどのように解決していくか、より積極的には、トラブルをできる限り未然に防ぐにはどのような対策をすべきかを、現在の中国のビジネス環境を踏まえた上で考えておくことは、経営者にとってリスク・マネージメントの一環としてますます重要である。

中国は共産党一党独裁の国であり、法律よりも進出する地方の有力な指導者などと親しくなっておく方がトラブル解決や防止のために効果的であるといわれることがある。中国は「法治」の国ではなく「人治」の国であるというわけである。

しかし、1978 年の「改革・開放」以降、20 数年を経て法整備が進み、特に 2001 年末の WTO 加盟を契機に法整備のスピードは速まっている。中国を「人治」の国と割り切るのは、ビジネス・リスク管理上、大きなリスクを看過してしまうことになるだろう。

中国関連の事業展開の中、契約の履行などに関するトラブルが発生し、訴訟などの法的な対応に迫られるケースは増大する傾向を示している。最高人民法院（わが国の最高裁判所に相当）によると、1998 年から 2002 年までの 5 年間で全国の法院(裁判所)が受理した渉外経済事件（国際取引に関する事件。第 2 章第 4 節参照）は 2 万 6,399 件で、増加傾向を示している。中国国際経済貿易仲裁委員会（CIETAC）による国際商事仲裁の受理件数も 1998 年から 2002 年までの 5 年間で 3,395 件に上る。このような裁判所や仲裁委員会で処理された紛争の増加は、法律に基づいて解決していくための基盤が中国において整いつつあることを示す一例である。

最近始められた全国統一司法試験も中国の法環境整備の進展を示す例である。2002 年 3 月、中国は初の全国統一司法試験を実施した。約 31 万人が受験し合格者は約 2 万 4,800 人（合格率は約 8%）となった。これまでも弁護士資格を認定するための試験は行われていたが、弁護士、裁判官、検察官の共通試験はこれが初めてである。特に地方の裁判官には、法的なバックグラウンドのない人が任命されることもあり、法律に基づいた判断がなされていないとの指摘があった。全国統一司法試験の実施は、そのような弊害を排するシステムを整えるための改革例といえよう。

図表 1　全国統一司法試験の動向

	実施年月	受験者数	合格者数	合格率
第 1 回	2002 年 3 月	約 31 万人	約 2 万 4,800 人	約 8%
第 2 回	2003 年 10 月	約 19 万人	約 1 万 7,000 人	約 9%
第 3 回	2004 年 9 月	約 19.5 万人	未発表	未発表

（参考）わが国の司法試験（2003 年度）の受験者数は 50,166 人、合格者数は 1,170 人、合格率は 2.58%となっている。

（出所）北京大地法律事務所調べ

4　現在の中国の法整備と運用の状況

現在の中国の法整備とその運用の状況について、中国に進出している外国企業は、法制度の改革・整備は先進資本主義国に近づいているが、運用面では法律に基づく判断の基準があいまいであること、法律の適用基準の不一致が見られることなど課題があると評価している。また、中央政府については、国内産業、とりわけ赤字の国有企業を保護するための規制が行われているのではといった疑念がありまた、地方政府については依然として地方保護主義がなくなっていない、とも評価している（第 1 章参照）。これらの評価は中国の現状を概ね言い当てているものと思われる。

1978 年の改革・開放政策の採用以来、中国は社会主義計画経済から社会主義市場経済への移行を進めている。この流れをリーガル・リスク・マネージメントの観点から見ると、政府の役割が計画経済時代の投資計画、資金計画、雇用など経済すべての面で主体となっていた時代から、市場経済の時代では当局がルールを策定し、各経済主体がそのルールに基づいて行動しているかをジャッジするレフェリーの役割に変わっていくことという理解ができる。そうであるならば、中国を「ビジネスを行う地」とする外国企業は、その行動に適用されるルールを理解して行動することが求められるであろう。

ただし中国の場合、計画経済から市場経済への移行は、まだその過程にあるため、そこでビジネスをする外国人にとっては、ルールの不明確さやレフェリーの裁きの不公平さに不満が出て来るケースも多い。

本報告書でもそのような事例の一つとして、鄭州市中級人民法院が渉外仲裁判断を社会公共の利益に反するとして執行拒否した事例（事例 12）を取り上げたがここでは、レフェリーとしての裁判所の不公平性が垣間見られる。さらに、最近、地方の金融機関と裁判所が共謀した金融犯罪の例が、中国の会計検査院である審計署の報告で指摘された。審計署が第 10 回全国人民代表大会常務委員会で発表した報告の中で、2000 年から 2002 年にかけて、交通銀行（上海を本拠地とする株式制銀行）錦州支店、錦州市中級裁判所および古塔区和凌河裁判所は、共謀して不良債権化した借入企業と債権額に関する公文書を偽造したとしている。不良債権先とされた企業の中には債務返済を続けている企業もあったが、返済された元本や利子、抵当資産はすべて交通銀行錦州支店の「裏金庫」に入っていたとともに裁判所はこの虚偽の訴訟で「訴訟費」を受け取っており、その額 85.3 万元（約 1,100 万円）は、裁判官の個人口座に振りこまれていたという。まだまだ地方の裁判所が未熟な状況にあることが垣間見られる。

しかし、事例 22 に挙げた騒音公害に対する訴えと北京市第二中級人民法院の判決では、中国が法治国家への変貌を遂げている例を見ることができる。この裁判は、国の交通計画に基づいて建設された高速道路が沿道の住民に過度な騒音を与えたことを住民が訴えたものである。国家の経済計画に対抗する訴えは、「少し前であれば中国では考えられなかった訴訟」であり、「仮に訴訟になったとしても無条件に行政寄りの判断を下していたはず」であるが、この裁判では原告勝訴の判断が示されている。

5　法律ですべては解決しないが、軽視すると致命傷に

行政に対して交渉できる有力な合弁相手や国家級の開発区の事務局などとの関係を良好に保ち、日常的なトラブルの解決を支援してもらえる間柄になっておくことは、企業が中国で事業を行う際に重要である。しかし、それだけでは企業のリスク・マネージメントのあり方としては充分ではない。労使問題に関する例を見てみよう。

中国で事業をする場合、労使紛争は経営者が頭を悩ます分野である。労使関係に関する法律は労働契約の締結・解除から社会保険に関するものまで多岐にわたるため、全貌を把握することは難しい。また、労働法の考え方が労働者保護に重点をおかれているため、労使争議の中で企業側がしばしば不利な立場に立たされることがある。さらに、地域的な法律・規定も多く、地域によって内容にばらつきがあることもこの分野でのリスク・マネージメントを難しくしている要因である。事例 19 で挙げた無断退職による損害賠償の仲裁事例は、ある電気会社が採用した研究職の中国人職員について、海外での研究などをさせたにもかかわらず、しばらくすると転職の申請をし、会社の同意がないまま辞めてしまった例である。この結果、彼が担当していた製品の販売量、売上高、販売利益が減ってしまった。

このような問題は、転職率が高まっている中国では、どこの企業でも起こり得るが、損害を最小化するためには、単にこの職員との良好な関係を構築するに留まらず、企業がこの職員に投下した資金が回収できるような合意を労働契約を締結する時点にその職員から取りつけておくといった注意が必要となる。

企業防衛の観点からリーガル・リスク・マネージメントが求められる局面もある。北京で知財分野の専門家からヒアリングをしたところ、例えば特許権や商標権を中国で登録しないまま中国市場に参入すると、中国企業はインターネットなどで製品の情報を入手できるため、それを一足早く中国内で登録され、逆にその中国企業に訴えられるケースが出てきている。中国での特許権や商標権の出願は、自社製品を模造品から守るという観点から必ず行うべきであるとのことであった。

特に、真正品と模倣品とが見ただけでは見分けにくい商品の場合、消費者が模倣品を買って不良品であったとしても、真正品メーカーのブランドイメージが傷つけられるばかりでなく、それが医薬品や車の部品などになると命に関わる場合もあり事態はより深刻なものになる恐れがある。

特に中堅・中小企業の場合、中国企業にまねされ損の状況であることが多いが、対策を打たないと次から次へと模倣品が出てくるといった状況になりかねない。こういった面でもリーガル・リスク・マネージメントは重要である。

6　リーガル・リスク・マネージメントの障害となる地方保護主義

リーガル・リスク・マネージメントの障害となる大きな要素に、中国独特の地方保護主義がある。これについては「コラム：中国における地方保護主義と外資企業」にまとめた。

（コラム）中国における地方保護主義と外資企業

- 中国における地方保護主義とは：
  - 中国における、中国の地方政府（中国には 31 の省・自治区・特別市を始め、市、県、郷鎮、村というさまざまなレベルの地方政府がある）が国や他の地方の利益、将来の地元の利益などを顧みることなく、自らの政府や関連企業、政府指導者の利益を確保しようとする考え方や行為である。しばしば、中央政府が定める法律の精神と矛盾し、中国が「人治」の国から「法治」の国へ転換するに当たって障害となっている。

- なぜ地方保護主義が生じたか：
  - 1978 年から始まった改革・開放政策以降、「経済建設を中心に」という経済成長重視の政策が講じられたこと。
  - これを受けて、地方政府の指導者の業績評価も、経済成長率や税収の増加といった経済成長を高めることで評価が良くなるシステムとなっていること。
  - 改革・開放初期から、地方政府へ権限が委譲され、外貨使用権、税金減免権、賃金の決定権、都市農村の建設権などが認められたこと。

- 地方保護主義の現れ方：
  - 地方保護主義は、地方政府が主に経済的な利益を追求するための考え方や行為であり、政権の独立や分離を図るものではない。
  - その方法は、中央政府や上級政府に正面から対抗するものではなく、中央政府や上級政府との駆け引きであり、場合によっては面従腹背というかたちで現れる。

- 経済分野における地域保護主義：
  - 製品や原材料における保護主義：地方政府が人為的に地元の市場を他の地域から分断し保護することで地元の利益を確保しようというもの。地元で生産される希少資源の域外への流出の規制、地元で供給力のある製品の域外からの流入制限などが典型的である。

  - 流通における保護主義：他地域の車両が地元に貨物を輸送する場合、帰路は地元製品の輸送をしてはならない、地元を通過する輸送車からは費用を徴収する、などが典型例である。

  - 資金の流れにおける保護主義：地元経済の発展のため、地元の国有企業に直接干渉して資本の流出を禁止する、資産の再編や M&A の実施の際に域外の企業より地元企業を優先する。民営企業でも域外への進出や転出を食い止めるために、優遇条件の提供など。

  - 労働の流動における保護主義：地元以外の地域からの労働者の雇用が可能な業種や職種を限定する、地元以外の労働力が流入する際に、身分証明書、計画生育書（一人っ子政策に従う夫婦に対し発行する証明書）携行以外に、有償で暫定居住書を取得しなくてはならないなど。

  - 土地利用における保護主義：外資誘致での土地価格の値下げ競争や開発区の乱立など。

  - 環境面における保護主義：経済発展と環境保護の両立が困難な場合に、環境検査時に環境汚染企業が検査を免れるように支援する、上級地方政府の担当機関に検査を甘くするよう働きかけるなど。

- リーガルな分野での保護主義：
  - 立法における保護主義：労働力の流入を防ぐため、地元戸籍を持っていない労働者の移動の制限や企業の業務制限などが条例などのかたちで具現化される、など。

- 裁判における保護主義：管轄権の争奪（地元企業・住民と他地域の企業・住民との間で紛争が生じたとき、地元の当事者の利益を守るために、裁判所が事件の管轄権を獲ろうとする）、消極的対応（被告が地元企業・個人で、原告が地元以外の企業・個人である場合、裁判を延々と引き伸ばす）、不公平な判決（地元当事者が提供した証拠、陳述などを重視し、他地域の当事者が提供した証拠や陳述を重視しない）、など。

- 執行における保護主義：地元当事者に不利な判決を執行する場合、地元の警察、検察、裁判所が協力しない、ニセ物の取締りなどで偽造品生産・販売が地方財政にとっての収入源となっている場合では、地方政府がニセ物業者の生産・販売行為を意図的に看過する、など。

- 地方保護主義と外資企業のあり方
  - 地方保護主義は中国全土に浸透している現象であり、また省レベルから村レベルにいたるまで見られるものであり、外国企業にとっても大きな障害になることがある。

  - しかし市場経済化が進展していくにつれ、市場経済にそぐわない多くの地方法規が見直され廃止されている。外国企業はいたずらに地方保護主義に迎合することなく、リーガル・リスク管理の視点を意識して対応すべき。

7　知的財産権問題も地方保護主義が絡むと難問に

知財問題は中国でビジネスをおこなう際、頭の痛い問題である。世界税関協会（World Customs Organization）の推計によると、世界の商品貿易に占めるニセ物の比率は 5%から 7%に上り、金額にすると 2004 年 1 年間だけで 5,120 億ドルに相当するという。ニセ物作りが盛んな国としてはフィリピン、ベトナム、ロシア、ウクライナ、ブラジル、パキスタン、パラグアイなどの名前が挙がるが、なんといってもニセ物作り王国は中国で、世界のニセ物の 3 分の 1 近くを製造している。

ダイムラー・クライスラー社の推計では、中国、台湾、韓国の市場ではフェンダーからエンジン・ブロックまで自動車部品の分野では 30%がニセ物に牛耳られているとのことである。

在上海の日系エレベーターメーカーでは、ビルのオーナーがメンテナンス契約を要請してきて初めて、そのビルに備え付けられているエレベータがニセ物であるということに気づいた。そのエレベータは、ビルの階の中間で止まってしまっていたという。

米国のブランドのゴルフクラブでは、見た目はそっくりでも、シャフトはグラファイトではなくファイバーグラス、ヘッドはチタンではなくスチールで、シャフトは壊れやすくヘッドはさびやすい。打つと曲がりやすいということになるが、中国はこのブランドの新しいモデルが出ると 1 週間でニセ物を作る能力があるという。

ニセ物取締りが中国の地方保護主義と結びつくとますます厄介なものとなる。特にニセ物産業がその地域で主要な雇用機会の提供の場となり、地域経済の中心となっているような場合には、地方政府に取り締まってもらうことは困難となる。米経済誌ビジネスウィークは福建省での取締りの例を紹介している。2004 年 8 月、警察がニセ物のタバコを製造しているとみられる隠れ家のような場所を取り調べようと、中に入るとタバコ巻き機、タバコの巻紙、「マルボロ」と「双喜」のパッケージを作る印刷機があった。しかし、ニセ物製造者はすでにいなくなっており、製造されたタバコもすべて持ち去られていた。明らかに警察が入ることを予め当局から連絡されていたとのことである。

8　複雑な日中関係とリーガル・リスク

もう一つわが国企業が中国で事業を行う時に留意すべきなのは、トラブルが起こった際それが何らかの理由で複雑な日中関係や中国人の対日感情にまで発展してしまうことである。リーガル・リスク・マネージメントでは制御しきれないリスクといえる。現在の日中関係は経済が非常に順調であるのに対し政治が冷え切っている、という意味でしばしば「政冷経熱」と表現される。しかし中国の政治体制は、「政経不可分」の考え方が支配的であるから、経済活動のトラブルがいつ政治問題化するとも限らない。

このような環境の下でビジネスをする場合、最低限、企業活動が中国の法律に抵触しないようにするという意味でのリーガル・リスク・マネージメントが必要であることは言うまでもない。その上で、どのような対応をすべきかを考える参考として、本報告書ではこれまでわが国企業が遭遇した複雑な日中関係に絡んだ事例をいくつか取り上げる。そのうちの一つ、日系パソコンメーカーの「ノートブック・パソコン事件」と呼ばれる例では、米国での事件が中国に飛び火し、それが中国で、民族問題、歴史問題、中国の歴史教育などと絡み合って、2 カ月間、政府調達からの同社製品のボイコット、8 カ月間のメディアからのバッシングに遭った。

事件以来、この日系パソコンメーカーは危機を機会に変えていくことを目指して対応をしてきた。このメーカーによると中国で日本企業が苦労する原因として、①80 年代から比べると対日感情が大幅に悪化していること、②トラブルが起きたときに日本企業が絡んでいると大騒ぎになりやすいこと、③日本企業は中国人幹部の登用が遅れていると中国側が思っていること、があるという。

この対応として、①中国に根付いた企業となること、②中国の各界に理解者を作りそれを維持していくこと、③広報機能を強化すること、を方針としている。

紛争が起こったときに、日系企業で働く従業員に動揺が起こることを防ぐことも重要である。ノートブック・パソコン事件のときには、毎週、法務部長（日本人）が中国人スタッフに対して状況の進展について説明するとともに、この会社が中国人が働く職場として何らやましいことのないことを説得したという。また、事件が落着した後にも従業員向けの広報誌を発刊し、引き続き中国人スタッフへの情報発信を強化しているとのことである。

第 1 章　中国ビジネスとリーガル･リスク

（ポイント）

1　リーガル・リスクとは

- リーガル・リスクとは、カントリー・リスク分析を行う際の一つの視点で、政治的・経済的・社会的なリスクに分類されるものを関連法規の視点から見た場合のリスクである。
- リーガル・リスクを管理するためには、(1)「予防法務」、 (2) 「経営法務」という視点が必要となる。
- 「予防法務」とは法制調査、事業展開の方式に沿った契約交渉管理、紛争処理法を契約に基づいて検討するものである。
- 「経営法務」とは、事業運営上の文書管理、コンプライアンス体制（順法体制）の策定や経営戦略を考える上での法制度の把握・検討をするものである。
- リーガル・リスク・マネージメントの方法として、①事業展開の形態別に実務上どのようなトラブルが生じているか、この中でどのような法的問題が指摘されているかを明らかにし、②各事業展開に共通する問題を抽出して、③紛争発生時の処理方法としていかなる方法があり、実務上どの方法が採用されているか、その理由は何かを明らかにし、④以上の分析・検討を経て紛争を予防する法務対策を検討するのが効率的である。

2　中国ビジネスにおけるリーガル・リスク

- 現在、中国では、WTO 加盟時の約束を充足すること、自国の経済活性化を図ること、という 2 つの側面から法制度改革・整備が急速に進められている。
- 直接投資に関する法整備については、合弁企業法や独資企業法の改正が行なわれ、対外貿易については、対外貿易法の改正およびその関連法規としての反ダンピング条例、反補填条例、保障措置条例、貨物輸出入管理条例、技術輸出入管理条例の制定および改正などが実施されている。個人の財産権の保護についての憲法改正もあった。
- 外国企業は中国の法制度改革・整備状況について、先進資本主義国の整備状況とほぼ同様であると評価している。ただし、全国統一的な判断基準の曖昧さ、および適用基準の不一致を問題点として指摘している。

1　リーガル・リスクとは何か

リーガル・リスクとは何か。これについて定まった定義があるわけではない。

一般にはカントリー・リスク分析という言葉を耳にすることが多い。カントリー・リスク分析の視点は企業（または投資家）のためのリスク・マネジメントに置かれる。企業が実際に海外事業展開をする場合、果たして当該事業がフィージブルであるか否か（実行可能であるか、すなわち採算が取れるか否か。この分析をすることを一般にフィージビリティ・スタディという。）を判断する基本的な経営環境条件（学問的には、基礎的因子といわれるが、ここでは分かりやすく基本的な条件ということとする）を分析することにある。基本的な条件としては、政治的・経済的条件が中心となるが、社会的条件、時には人的条件の分析も必要になるだろう。

カントリー・リスク分析のフレームワークは以下の図の通りである。対中事業展開をする場合も、このフレームワークでリスクを分析することが必要である。ここに示されているフレームワークは当然の内容で、これをいかに分析していくかが肝要である。

図表 1-1　カントリー・リスク分析の際の検討課題

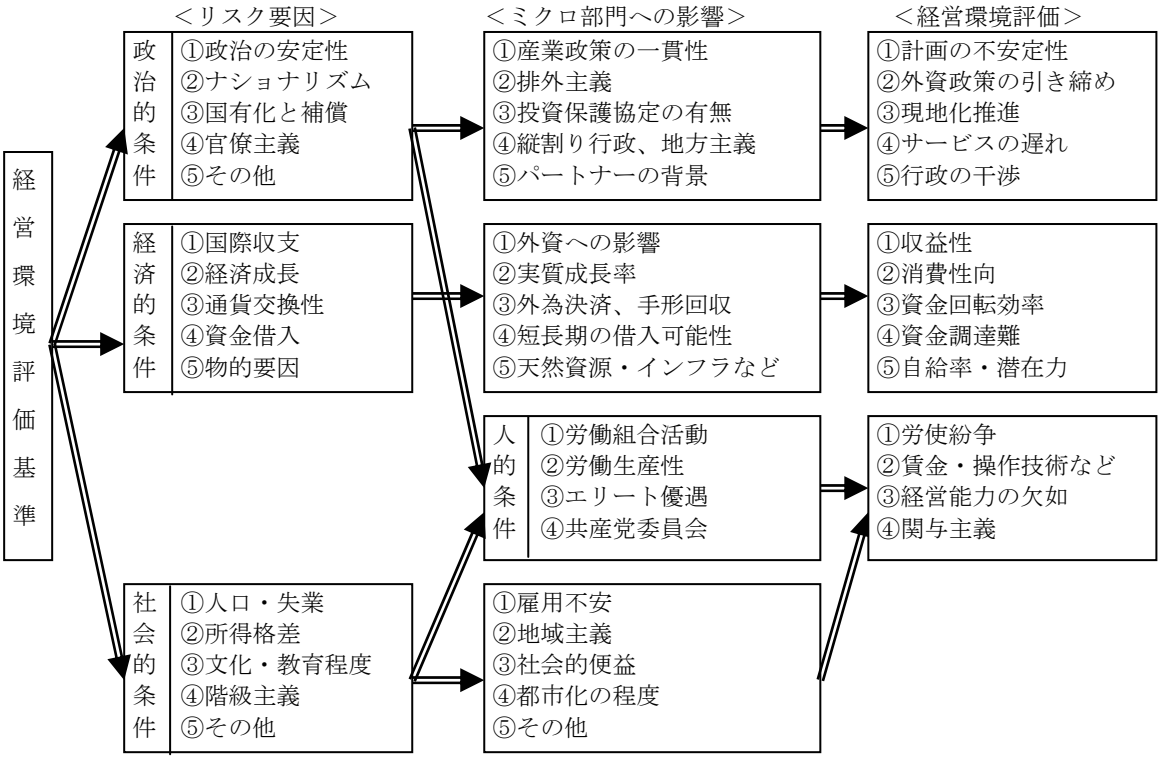

リーガル・リスク（法的リスク）は、カントリー・リスク分析を行う際の一つの視点である。政治的・経済的・社会的なリスクに分類されるものであっても、何らかの関連法規がある。そこで、リスクを管理するためには、(1)「予防法務」といわれる法制調査、事業展開の方式に沿った契約交渉管理、紛争処理法を契約に基づいて検討し、(2) 「経営法務」といわれる事業運営上の文書管理、コンプライアンス体制（順法体制）の策定や経営戦略を考える上での法制度の把握・検討が必要となる。

したがって、リーガル・リスクという概念で捉えられる範囲は非常に広範である。これを分類整理し分析するには、幾つかの側面と順番で検討するのが効率的である。第一に、さまざまな海外事業展開の方式がある中で、事業展開の形態別に、実務上どのようなトラブルが生じているかを明らかにし、どのような法的問題が指摘されているか明らかにする。第二に、各事業展開に共通する問題を抽出する。第三に、紛争発生時の処理方法としていかなる方法があり実務上どの方式が採用されているか、その理由は何かを明らかにする。第四に、以上の分析・検討を経て紛争を予防する法務対策を検討することである。

本報告書では、第 2 章で紛争処理方法およびその制度を概観したうえで、第 3 章で海外事業展開の方式別に紛争事例の分析をした。なお、中国政府の分類によれば対中事業展開の類型には (1)貿易型と(2)直接投資型がある。そして、(1)貿易型は一般商品貿易（輸出、輸入）、加工貿易（委託生産）、技術貿易（技術・ノウハウ供与、知的所有権使用許諾）、国際リースがあり、(2)直接投資型には、独資企業、合弁企業、合作企業、合作開発の方式がある。第 4 章では各事業展開に共通する紛争の発現原因を分析し、最後に第 5 章で契約書の作成から紛争処理法の選択までの法的対策全般についてまとめた。

この第 1 章では、中国特有の問題が生じる原因を法制度の面から見ていく。現在の中国法の沿革およびその制度、政策的背景を概観しておくことで、具体的なケースを分析・検討していく際の問題の所在、源流がある程度把握されるだろう。

以下、(1)現在の中国法体系の沿革を概観し、(2)最近の中国法の体系の整備とその政策的背景を明らかにし、(3)現在の法制度に対する内外からの評価を述べ、(4)外国企業（特に日本企業）にとってのリーガル・リスクおよび紛争の発現原因を多角的な観点から整理する。

2　中国でのビジネスにおけるリーガル・リスク

(1)　現在の中国法体系――社会主義市場経済の法制度

中国が、対外開放政策に踏み切ったのは、1978 年 12 月の中国共産党第 11 期中央委員会第 3 回会議（3 中全会）からである。このときまで中国は一国で自立した経済、すなわち「自力更正」を経済政策として掲げていた。1949 年に中華人民共和国が成立して以来、中国は外国からの資金や技術の導入などは基本的に「洋奴哲学」、外国への隷属につながるものとして排斥してきた。しかし、国民経済を一層豊かにして先進諸国の経済水準に追いつくには、外国の資金、技術の導入が不可欠であるとして、対外開放政策へ政策の転換が図られた。

1978 年から 1990 年代初めまでに中国が行った法整備で特徴的なことは、それが外資導入のための法整備であったことである。具体的には、「中外合資経営企業法」（合弁法）、「中外合作経営企業法」、「全額外資法」（独資法）、「渉外経済契約法」であり、経済特別区、経済技術開発区などの設置である。これは中国特有の法整備のプロセスであったといえる。企業の所有制形態という面からみれば、旧来の国有企業、集団所有制企業のほかに、外国投資家投資企業という形態が新たに生じ、その所有制別に法制が形成されていた。換言すれば、社会主義計画経済を行うための法と外資を導入するための法という二重の法体系が併存していたことになる。

さらに 1992 年末の中国共産党第 14 回大会で社会主義市場経済体制が標榜されて以降、社会主義市場経済に適した法体系の確立が急がれることになった。

1993 年 3 月の第 8 期全国人民代表大会（日本の国会に相当。「全人代」と略称される。）において憲法が修正され、その第 15 条に「国家は社会主義市場経済を実行する」との規定が設けられた。そして、同年 11 月の中国共産党第 14 期 3 中全会で、10 項目 50 条から成る「社会主義市場経済体制を確立するための若干の問題に関する決定」がなされた。

この 1993 年から始まる第 8 次 5 カ年計画期に、既存の立法を打破する新たな法体系の整備が求められることになった。

社会主義計画経済の中では、法体系、法文化、法のロジック（論理）において大陸法とも英米法ともいえない独特の法制が形成されていたものが、社会主義市場経済というシステムの下、今までの法体系、法文化、法のロジックが創り替えられることになった。先進諸国との国際取引の慣行に適合した法制度を形成する動きがスタートしたといえる。

現在、中国において法制度改革・整備が急速に進められている理由は何であろうか。WTO 加盟国からの要請に応じるということと、自国経済活性化という 2 つの側面がある。

WTO 加盟国からの要請に応じることに関しては、中国は、WTO 加盟に伴って(1)経済政策、(2)政策決定、(3)モノの貿易、(4) TRIPS（知的財産権）、(5)サービス貿易、(6)その他（透明性）に関してグローバル・スタンダードの適用を約束した。グローバル・スタンダードとは外資に対する内国民待遇の供与、輸入制限の緩和、投資制度（投資分野制限）の緩和、価格統制政策の緩和、競争政策の導入、中央政府の組織・権力、地方政府の権限の制限、貿易制度に係る統一行政の実施などである。これを実行する手段として、法制度の改革・整備の必要性が唱えられている。

自国経済の活性化に関しては、全国統一市場を形成し企業に自由な競争を行わせることを通じて、各種経営資源（人材、原料、資金）が適正に配分され、効率的な生産が行われるようにしたいということである。

現実には行政部門、とりわけ地方政府の許認可権限が強く、経済活動への行政関与が過剰であり、経済活動は手続きに時間がかかり、行為が規範化されていないという弊害を生んでいる。企業の投資コストは高くなり（例えば許認可手続項目が非常に多く、手数料も高い）、企業の経済活動を阻害している。また、地方行政区間に産業構造の類似や重複があり、全国的な視点からの整合性ある産業立地政策が策定できていないといったこともある。こうしたことが中国の産業競争力を脆弱にしている。中国政府にはWTO加盟を契機として、このような諸侯経済の現状を打破したいという思惑がある。

2000 年 10 月下旬、合弁企業法、合作企業法、全額外資企業法（以下、「独資企業法」という。）の一部改正が全国人民代表大会に上程、審議され、合作法と独資法について改正案が採択された。同年 11 月には、ジュネーブで開催された WTO の中国加盟問題作業部会の席上、中国が各種法令の見直し対象と改善時期について計画を提出、中国の法制環境は大きく変化しはじめた。

現在、中国政府は、WTO 加盟時（2001 年 12 月）の約束に基づき、貿易・投資促進のために市場を開放し、公平貿易、互恵互利、透明性の原則を遵守したグローバル・スタンダードの形成を目指す法制度改革・整備を進めている。　中国市場の開放と国内産業保護という矛盾を抱えながら国際競争力のない産業分野をどのように育成するのか。この政策的背景を実現する手段としても、法整備がある。

(2) 最近の中国法体系の整備とその政策的背景

市場を開放し公平、互恵互利、透明性の原則を遵守したグローバル・スタンダードを形成するため、どのような法制度の改革・整備がなされているのか見てみよう。

外国企業の直接投資導入については、合弁企業法や独資企業法の改正が行われ、対外貿易については、対外貿易法の改正、およびその関連法規としての反ダンピング条例、反補填条例、保障措置条例、貨物輸出入管理条例、技術輸出入管理条例の制定および改正などが実施されている。

その中で最近の動きとして注目すべきは、対外貿易法の改正（2004 年 4 月 6 日改正、7 月 1 日施行）であろう。WTO 規則に従い、「権利の享受と義務履行の均衡」の原則に基づき、貿易の公平性と透明性について整備が進められた。これによりこれまで制限されていた対外貿易経営権の範囲を緩和、個人・企業の区別なく貿易業務が開放され、許認可制度は届出制となった。さらに同法は、知的財産権保護の強化を図っている[1]。

また、2004年3月の全国人民代表大会における憲法改正も特筆すべきである。とりわけ、「公民の適法な私有財産は侵されない」(8条)とした憲法改正が注目される。個人の財産権、例えば、所得、預金、不動産などの所有権の保護について、従来から規定は存在していたものの、土地の収用などにかかわる手続や補償問題など、実質的に保護されていないと考えられるケースが少なくなかったからである。この改正の背景には、私営企業の興隆がある。私営企業数は244万社（2002年末）、GDPへの寄与度は3分の1超に達している。経済の高成長を維持するには、私営企業の活力を利用することも必要である。この場合、個人の財産権の保護について具体的に規定されることが不可欠との認識がある。

図表 1-2　10 期 5 カ年計画期間 (注) における立法計画

（計 76 件、うち 10・5 期間中に審議する法律は 59 件）

分　類	法　律　名　な　ど
憲法および関連法	憲法（既改正）など 10 件
民商法	物権法、権利侵害責任法、渉外民事関係法律適用法、商事登記法、企業破産法、証券投資基金法、会計法（改正）、パートナーシップ企業法（改正）、 商業銀行法（改正）、証券法（改正）の 10 件
行政法	行政許可法（既公布）ほか 16 件
経済法	国有資産法、外為法、独占禁止法、アンチダンピング・反補助金法、企業所得税法（企業類型別の所得税法を統一）など 14 件
社会法	労働契約法など 6 件
訴訟・非訟手続法	刑事訴訟法（改正）、民事訴訟法（改正）、仲裁法（改正）の 3 件
その他立法を研究するものとして、行政手続法、政務情報公開法、西部開発促進法など 17 件	

（出所）全国人民代表大会常務委員会資料より

（注）　中国は経済計画に関して 5 カ年の中期計画を策定している。10 期 5 カ年計画は、2001 年から 2005 年までの経済計画をいう。

[1] 対外貿易法の改正に伴い、中国政府は、2004 年 4 月 21 日のワシントン米中通商閣僚会議の席上、外国企業が自社製品を中国に直接輸出する権利を同年 7 月 1 日付けで認めることを約束し、かつ知的財産権の侵害に対する罰則を 2004 年末までに厳しくし、海賊版のソフトや工業製品の製造販売など違法行為を大幅に減らすことを公約した。

(3) 現在の法制度に対する評価

では、このような法制度改革・整備は、どのように評価されているのか。

法制度改革・整備に対する評価は、中国国内と外国からの2つの側面がある。さらに、この評価主体は政府、実務家（企業や弁護士）、学者などがある。ここでは国内外からの評価を紹介する。

①中国国内での評価

中国は、WTO 加盟に伴い法の改正や制定を行い、中国市場の外資への開放の道筋を示し、立法でこれを規範化している。WTO 加盟後の法制度改革・整備の状況を見ると、先進資本主義国の整備状況とほぼ同様であると自己評価している。

しかし、法制度改正・整備によってもなお問題があることも認識している。例えば、知的財産権保護の不充分さの問題である。また、対外経済貿易政策、外為政策などの政策面での問題がある（張玉卿・商務部条約法律司長）。中央と地方政府の意識のズレも存在する。これは地方政府による地場産業の保護政策が強いことによる。WTO 加盟約束を中央政府が履行しようとしても、地方政府の理解と実施の遅れという問題にぶつかることがある。中央政府は法制度改正・整備が実務上どのように適用されるのか注視し、地方政府や企業を監視し、WTO の精神について教育していく必要性を認識している。

②外国からの評価

外国企業は法制度改革・整備状況について、中国の自己評価と同じく先進資本主義国の整備状況とほぼ同様であると評価している。

しかし、依然として法制度に関して指摘される問題点がある。これは法律の条文内容ではなく、全国統一的な判断基準の曖昧さ、および適用基準の不一致である。

第一に、中央政府レベルにおいては国内産業、とりわけ赤字の国有企業を保護するための規制が行われるのではないかという疑念である。

第二に、地方レベルでは依然として地方保護主義がなくならないのではということである。中国の外資導入は地域経済発展戦略の一環であった。このために中央政府は基本原則となる法令の立法を行い、具体的な外資導入に係る政策法規は地方政府に委ねていた。このため、外資企業の誘致に関して地方の法規が主導的な役割を果たしていた。

＜参考：中国の法令の種類＞

(1) 狭義の法律：全国人民代表大会とその常務委員会が中国の立法機関である(憲法 58 条)。ここで制定されるものが狭義の「法律」である。
(2) 国務院の行政法規：中央政府である国務院(日本の内閣に相当)が制定する行政法規である。制定権限は憲法 89 条に規定がある。条例と呼ばれる名称のものが多い。
(3) 部門規則：上記以外に、国務院の構成部門である部や委員会(日本の省庁に相当)が制定する多数の行政法規がある。制定権限は憲法 90 条に規定がある。概念としては「部門規則(中国語では部門規章)」と呼ばれる。実際の法規には規則、規定、実施細則等の名称が付けられている。
(4) 地方性法規、地方人民政府規則：どの地方レベルにも人民代表大会(立法機関)があり、人民政府(行政機関)がある。「市・県レベル」以上の地方人民代表大会が「地方性法規」を制定し、「市・県レベル」以上の地方人民政府が「地方人民政府規則」を制定している。

（参考文献：射手矢好雄・石本茂彦編『中国ビジネス法必携』日本貿易振興会、2003 年、2-3 頁）

(4) 外国企業（特に日本企業）にとってのリーガル・リスクおよび紛争の発現原因

中国で事業を行う日本企業にとって、中国でリーガル・リスクが生じる原因を分析する場合、幾つかの視点がある。第一に、法制度自体の持つ課題として、どのような法律があり、どのような条文が定められ、条文がどう解釈され、さらに日本法や国際ルールに照らして、どのような異同があるかということである。第二に、法律の立法背景である。これには、中国の経済社会体制の問題、国際経済環境の問題、企業経営者や一般市民などの法意識の問題がある。第三に、日中間特有の問題もあると考えられる。

ここでは、第一に、現行の中国の法制度面でのリーガル・リスクについて、WTO 加盟時に約束した内容をもとに整理する。この場合、現行の法制度の立法背景として、中国の経済社会体制の問題、国際経済環境の中に置かれた問題もあると考えるので、これをまとめて検討した。第二に、法意識という観点から、リーガル・リスクの存在について検討した。

その結果が図表 1-3 である。

図表 1-3　WTO 加盟約束表に基づくリーガル・リスクの発現原因分析

WTO 加盟約束表	経営阻害の現状	発現原因
(1)経済政策		
①内国民待遇	・内国民待遇に対する法制化の遅れ	・国内産業保護（国有企業経営の苦境）
	・ローカルコンテントの要求が存在。とりわけ、地方政府において要求がある。	・地方保護主義の存在
②輸入制限	・外商投資の自由化にもかかわらず投資ガイドラインが存在。また、細目が定められておらず、産業・製品分類が判然としない。 ・物価局による管理が厳しく、自由な価格設定を阻害。	・産業育成政策に関する経験不足
③投資制度	・行政独占の存在	・国内企業の製造技術などの遅れ
④価格統制政策	・独占禁止法の制定が必要	・市場メカニズム、競争法の不在
⑤競争政策		・行政独占の存在、行政の既得権益保護
(2)政策策定		
①政府の組織・権力（国内法整備）	・法律の解釈が不明確。明確に解答してくれる担当部門が存在しない。	・行政組織法が不十分 ・中央と地方の立法権限の未調整
	・各行政部門により解釈が異なる。	・関連法の未整備、立法者による立法趣旨の解釈が不十分。
②地方政府の権限	・地方の立法や行政法規が多い。	・地方の立法権限が大きい
	・国有企業、私営企業、外資企業などの所有制別に異なる制度化が存在する。	・中央法規と地方法規の並存
		・政企不分。企業は行政の従属物 →　計画経済体制の名残
③貿易制度の統一行政		
④司法審査	・司法判断がされるよりも、地方政府による行政判断のほうが多い。司法権の権限が地方政府より著しく弱い。	・司法権が弱い。法執行基準の不明確さ
		・裁判官任用制度の欠点。地方政府が任命。裁判所費用も地方政府の財政支出。
(3)モノの貿易		
①貿易権	・私営企業に対する貿易権付与について個別の行政判断によるものが多く、立法化されていない。貿易拡大の障害となっている。	・計画経済体制のなごり（民営企業に対する権限付与の不十分さ）
	・関税化、割当、アンチダンピング、セーフガードによる障壁がある。	・アンチダンピング法の制定とこの乱用
	・補助金、基準認証、植物検疫・衛生措置、貿易関連投資措置、国家貿易、経済特区など、国内産業を保護する措置がある。	
②輸入規制		・国内で需要が大きく、供給が逼迫している原材料
③輸出規制		・上記の経済政策に関する経営阻害要因の発現原因と同様の問題が存在。
④モノの貿易に影響を与える国内政策		
(4)透明性	・緩和スケジュール（WTO ルールの適用）が不明確。	・政策通知ツールの不在
	・法制定・改正の公表・通知の遅れ。	・中央法規に関する立法者の解釈の欠如（政策的背景の説明不足）

WTO 加盟約束に基づく市場開放スケジュールは、概ね以下の通りである。

図表 1-4　中国の WTO 加盟交渉における日中二国間合意の概要

（合意は中国の WTO 加盟前であるが、この合意は現在でも有効である。）

＜モノ＞　(97 年 9 月 4 日合意)

関税 (工業品)	○ 日本がリクエストした 3,634 品目につき、平均関税率(単純平均)47%(92 年ベース)から 18%に大幅引き下げ。 (例) 自動車: 50%(実施期間 5 年)、繊維: 7.5～19%(実施期間 8～10 年)、 ビデオレコーダー: 35%(実施期間 5 年)、ステンレス鋼：18%(実施期間 5 年)、 カラーフイルム: 40%(実施期間 5 年)
（農　業）	○ 農林水産品(ミカン、リンゴ、ナシ果物が中心)の 120 品目について、実行税率から平均 48.8%引き下げ。酒・タバコの一部についても改善(酒類:40%、ビール 25%)。
輸入制限	○ 自動車、電気機械製品、繊維等 115 品目についての数量制限は、2～8 年の経過期間の後、撤廃。機械類については 96 年をベースに年率 10～15%削減。 (例) 自動車:当初枠 20 億ドル、経過期間 8 年。最初の 3 年 10%、次の 3 年 12%、最後の 2 年 15%の伸び率。繊維:実施期間 2 年。エンジン、カメラ、時計:実施期間 5 年。

＜サービス＞（99 年 7 月 9 日合意）

分野横断的事項	○グランドファーザリング(既存企業の現状維持) ○支店設置(外国企業の直接の支店) 外国企業による支店は、関係法令が策定中のため、特定のサブセクターで言及してない限り、約束しない。 ○代表事務所 外国企業の代表事務所の設置は認められるが、特定のサブセクターで言及していない限り、利潤をあげる事業に従事できない。
流　　通	(1) 問屋・卸売業および小売業について加盟後、外資企業参入に関する制限は漸進的に緩和され、一部の例外を除いて、加盟 3 年以内に外資系流通業に対する地域制限、企業数(店舗数)の制限、外資比率制限を撤廃。 (2) 外資系問屋・卸売業の設立要件を漸進的に緩和する。 (3) 加盟時点から「自動車」の流通業を対象に含める。 (4) 加盟時点から中国は外資企業に対し内国民待遇を付与。 (5) 在中国製造業は、加盟時から自らの国内生産品の販売が可能であるとともに、取り扱った製品に関するアフターサービス等流通関連サービスを行うことができる。さらに加盟後 3 年以内には、販売会社を設立すれば、国内生産品以外も含めたすべての製品に関する販売が可能となる。 (6) 投資性公司(いわゆる傘型企業)についても、新たに販売会社を設立すれば、流通業に参入可能。 (7) 問屋・卸売業の支店展開については、現段階で自由化約束はしないが、今後、中国側は既存の支店展開を承認する可能性のあることを確認。 (8) フランチャイズについては、加盟後 3 年以内に関連法を整備し、設立を許可するとともに、内国民待遇を付与。
その他	その他、ＪＶの設立制限、取扱い業務の制限緩和や内国民待遇が付与される分野。 ―金融（生命保険、損害保険、銀行、証券など）、旅行、電気通信、建築、エンジニアリング、都市計画、不動産、運輸関連：海運、フレート・フォワーディング、自由業：会計、監査、簿記、法務など

WTO 加盟約束に基づき、市場開放を進めることに関しての一例を紹介する。

直販法が近く公布されるだろう。これは、中国が WTO 加盟議定書において固定的店舗のない卸または小売を認めることとし、市場参入規制および内国民待遇規制を撤廃することを約したことに応じた立法である。

しかし、中国はこれまで上記の市場開放を強く規制してきた。国家工商行政管理総局は、1997 年に「伝銷(連鎖販売）管理弁法」を施行。その後、1998 年 4 月に「伝銷経営活動を全面的に禁止することに関する通知」を発布し、「伝銷管理弁法」は失効した。また、その 2 カ月後には「外商投資企業伝銷企業転変銷售方式有関問題的通知」（外商投資連鎖販売企業の販売方式転換関連問題に関する通知)が発布された。この内容は、外商投資伝銷企業は必ず店舗経営をしなければならないというものである。

中国政府がこのような規制をしたのは、直販方式はねずみ講などの詐欺行為を伴うことが多いからである。現在準備されている直販法の草案を見ると依然として多くの制約がある。中国は WTO に加盟したといっても、市場の開放、市場経済システムへの移行、自由競争の導入には慎重であり、徐々に行うとしている。直販法に限らず、各分野においても同様の措置がとられているのが現状である。

さて、図表 1-3 からも窺知できるが、中国に進出している多くの日系企業が法制度に関連して指摘する問題点は、法制度そのものではなくその全国統一的な判断基準の曖昧さ、および適用基準の不一致である。地方性法規を中央の法律に統一していくことも課題として残るであろう。

この点についての問題・原因を改めて分類・整理すると図表 1-5 のようになる。

図表 1-5　紛争・トラブルの発現原因

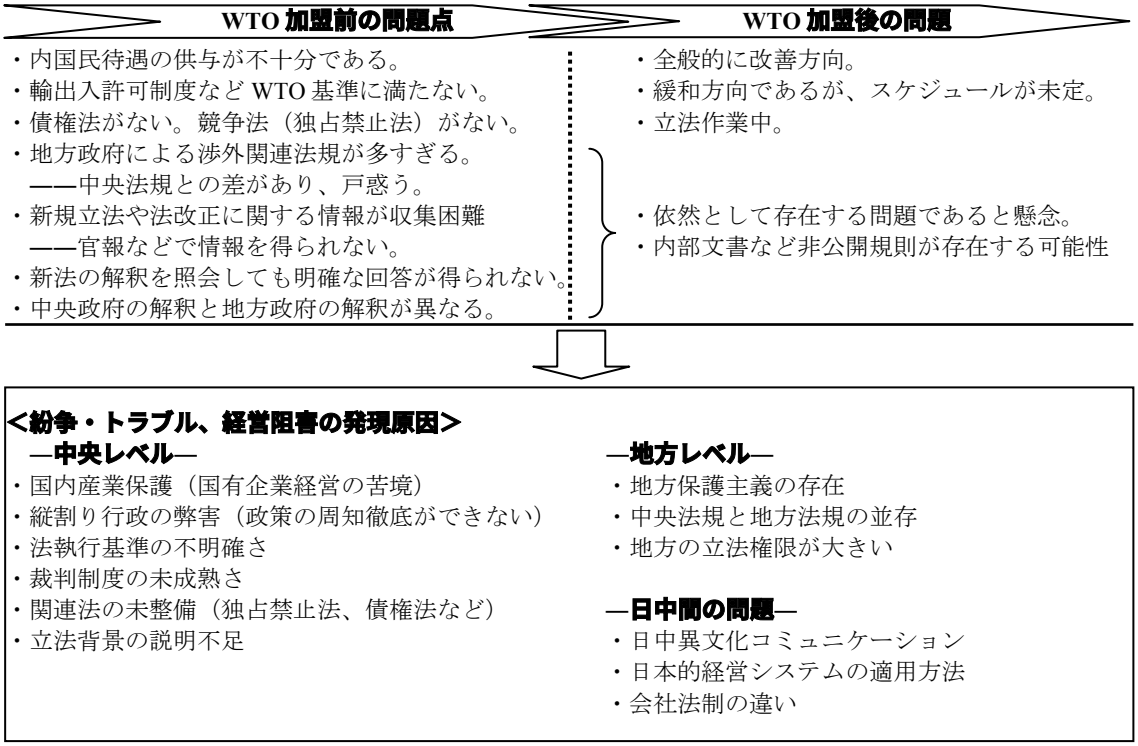

リーガル・リスクを検討するのは、民間企業同士の純粋な経済取引であっても、単に法制度上の問題だけではなく、図表 1-1 の「カントリー・リスク分析の際の検討課題」でも示した通り、国の歴史的発展の側面、政治・経済・社会体制および発展過程、経済レベルの違い、人の意識（法意識や労働意識など）、投資国と投資受入国との歴史的関係やその時々の政治・経済関係などに左右されること

が少なくない。　以上の紛争トラブル発生の原因を中国の経済体制や人の意識などから観察すると、どのようなことが言えるか。ごく簡単に分類・整理すると、図表 1-6 のようになる。

図表 1-6　トラブル発生の原因とその発現

トラブルの源流	トラブル発生の原因	発現または課題
1. 社会主義経済体制 ①　計画経済のなごり ②　未成熟な市場経済	・生活の場としての職場 ・知的財産権は国の共有物 ・企業債務の付回し ・経営戦略意識の違い ・外資に対する警戒感 ・合弁交渉の担当者は政府	・旧国有企業では、働いても働かなくても同じ給与という不平等が存在していた。そこで、働かない労働者を叱責して、労使紛争に。 ・知的財産権侵害事件で裁判に。知的財産権保護は強化されたというが、ニセモノ生産・販売は後を絶たない。 ・債権回収難で運営資金繰りが困難に ・顧客サービス意識の欠如 ・外資導入政策変更。国有企業を圧迫する外資参入は不可 ・突然に交渉担当者が変更に。董事長や総経理の突然の変更
2. 企業経営意識 ①　政府主導型の経営 ②　中国型企業経営 ③　労働者主権	・経営責任の所在が不明 ・人治主義 ・性悪説による労務管理 ・共産党委員会の存在 ・労働組合の存在	・経営に責任をとらないパートナー。経営責任は日本に転嫁。 ・トップのリーダーシップに頼り、育たない中間管理職 ・衡平な制度の公開、導入。性善説より罰則規定の充実を ・企業内二重権力構造。工場長と党書記の権力争い ・従業員間の矛盾。組合幹部と一般組合員の乖離
3. 労働者の意識	・面子を重んじる ・人事考課 ・金儲け主義の台頭	・責任回避と自信過剰。増加する労働争議 ・明確な尺度の必要性。透明度を高めた規定の作成が不可欠 ・高まる転職率。労働契約制の導入で終身雇用制に変化
4. 文化摩擦	・日中戦争の傷痕	・交渉の手練手管に使われる戦後処理

第 2 章　中国における紛争処理法の概要

（ポイント）

- 外国企業にとって、中国における主な紛争処理方法には訴訟、仲裁、調解（調停）がある。

（1）民事訴訟制度
- 中国の法院（裁判所）には、普通裁判所としての普通法院と専門法院（軍事法院、海事法院および鉄道法院）がある。
- 普通法院は基層人民法院（県、自治県、市、市管轄区に設置）、中級人民法院（省・自治区、直轄市およびそれらが管轄する市に設置）、高級人民法院（省・自治区、直轄市に設置）および最高人民法院（北京市）の 4 つのレベルがある。
- 中国の民事訴訟は、二審制である。

（2）仲裁制度
- 国際商事仲裁とは、紛争当事者が当該当事者間の渉外的要素の商事法律関係に関わる紛争を中国の国際商事仲裁機関に申し立て、裁定（仲裁判断）によって紛争を解決するものである。
- 中国の国際商事仲裁機関である「中国国際経済貿易仲裁委員会（CIETAC）」は北京市に本部を置き、上海市、深圳市に支所がある。
- 仲裁は一審制で仲裁判断に当事者が従わない場合には、相手方は裁判所に強制執行を申し立てることができる。

（3）調解制度
- 調解とは、民事関連の紛争について、当事者からの要請または法廷や「群衆調解組織（一般市民により構成された調停機関）」が和解可能であると見なす場合、法廷または「群衆調解組織」が説得によって当事者を相互に了解させ紛争を解決することである。
- 調解機関としては中国国際経済貿易促進委員会／中国国際商会調解中心が全国に計 34 カ所設置されており、各分野の法律専門家が「調解人」として登録されている。

主な紛争処理法として民事訴訟制度、国際商事仲裁制度および調解（調停）制度を紹介する。

民事訴訟は裁判機関が法的な判断をし、紛争を解決する方法である。訴訟手続きは、中国民事訴訟法（1991 年 4 月 9 日施行）に基づいて進められる。

仲裁は紛争当事者が裁判機関以外の第三者、すなわち仲裁機関に紛争解決を委ね、この仲裁機関が紛争を解決するものである。この仲裁機関には国内事件を主として扱う各地方に設置された仲裁機関と国際商事紛争を専門的に扱う中国国際経済貿易仲裁委員会がある。ここでは後者の中国国際経済貿易仲裁委員会を取り上げる。

なお、調解について中国には紛争処理法として他に人民調停制度もあるが、外国企業が利用した例はほとんどない。

第 1 節　民事訴訟制度

1　制度の概要

中国の法院（裁判所）は普通裁判所としての普通法院と専門法院がある。普通法院は基層人民法院、中級人民法院、高級人民法院および最高人民法院の 4 級がある。専門法院には軍事法院、海事法院および鉄道法院がある。

中国の普通法院は中国の行政区画に基づいて設置されている。基層人民法院には①県人民法院および市人民法院、②自治県人民法院、③市管轄の区の人民法院がある。中級人民法院には省・自治区中級人民法院、直轄市中級人民法院、省・自治区・直轄市管轄の市中級人民法院および自治州中級人民法院がある。高級人民法院には、省・自治区・直轄市高級人民法院がある。最高人民法院は中国の首都である北京に設置されている。

中国の民事訴訟は二審制である。

2　民事訴訟手続の概要

(1)　管轄

第一審の管轄法院がどこになるかは原則として事件の大きさによって決められる。しかし、その基準は地方によって異なり、事件の性質によっても異なる。例えば北京市における国際的経済訴訟の場合、訴額が 500 万人民元以上の場合には中級人民法院が、8,000 万元以上の場合には高級人民法院が第一審となる（射手矢好雄・石本茂彦編『中国ビジネス法必携』日本貿易振興会、2003 年、224 頁）。

外国企業が中国で裁判制度を利用する場合、渉外事件であるとの判断がなされる。この点について「民事訴訟法」（1991 年 4 月 9 日公布、同日施行）は、同法第 4 編に渉外民事訴訟手続の特別規定を設けている。

渉外事件となるのは以下のいずれかに該当する場合である。

第一に、訴訟当事者の一方または双方が、外国人、外国企業もしくは団体であることである。

第二に、民事法律関係の発生・変化を引き起こし、または消滅させる法律事実が外国で発生した場合である。これには当事者が外国人、外国企業または組織ではなくても、その双方間の民事関係の発生・変化および消滅した法律事実が中国国内で発生したのではなく、外国に存在する場合も含まれる。

第三に、訴訟当事者の係争財産が外国にある場合である。または、当事者が外国人、外国企業または組織でなくても、係争財産が中国の国内ではなく外国に存在する場合である。

最高人民法院は、2001 年 12 月 25 日に「涉外民事事件訴訟管轄に関する若干の問題について」という規定を採択し、2002 年 3 月 1 日から施行している。同規定によると涉外民事事件の第一審は以下の通り。

① 国務院が認可した経済技術開発区人民法院
② 省・自治区・直轄市の中級人民法院
③ 経済特別区、計画単列市（政令指定都市に相当：大連、青島、寧波、アモイ、深圳の 5 都市）の中級人民法院
④ 最高人民法院が指定するその他の人民法院
⑤ 高級人民法院

(2) 民事訴訟手続

民事訴訟手続の基本プロセスは以下のフローチャートの通りである。

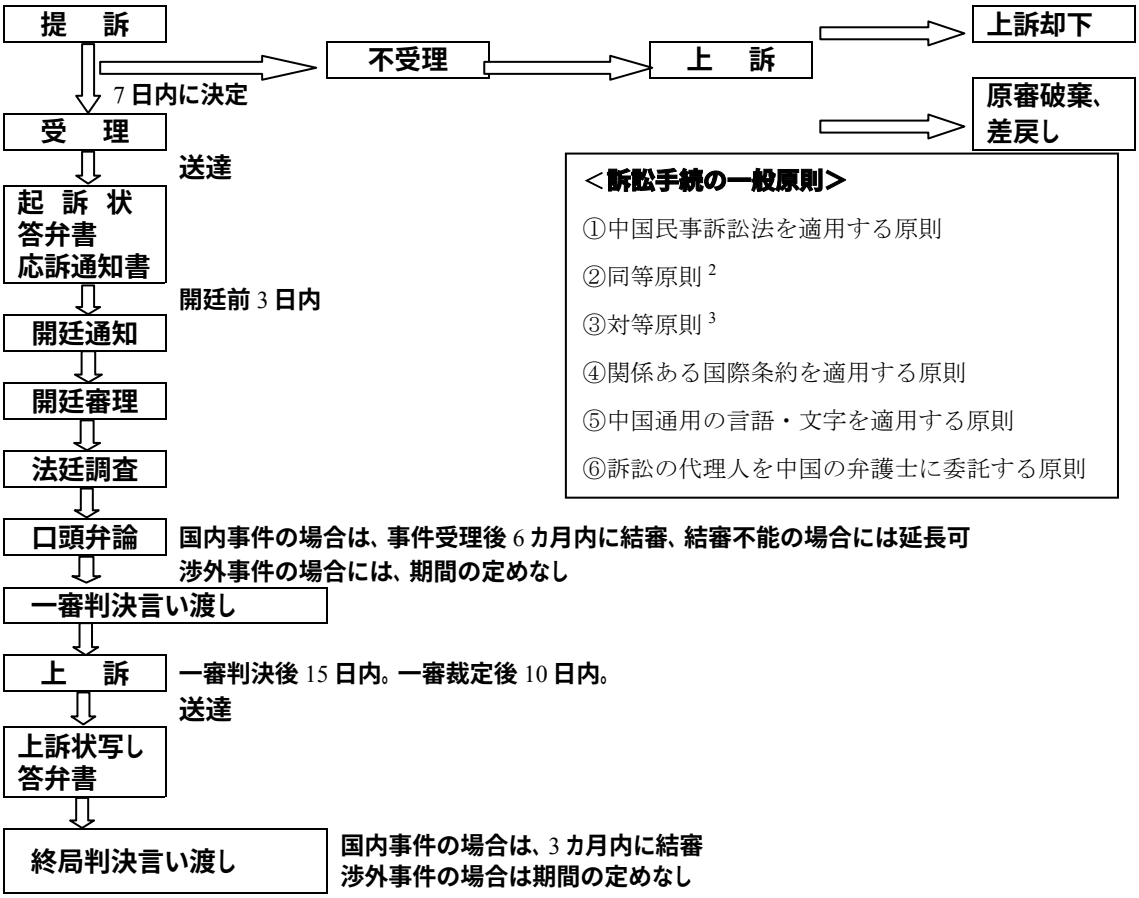

[2] 同等の原則とは、外国人・企業が訴訟手続をする場合、中国人・企業と同等の訴訟上の権利義務を有するということ。
[3] 対等の原則とは、外国の裁判所が中国人・企業の民事訴訟上の権利に制限を加える場合には、中国人民法院も当該国の人・企業の民事訴訟上の権利について対等の措置をとるということ。

(3) 手続上の留意点

① 送達

送達の方法は送達を受ける者の居住地によって異なる。

a) 中国国内に住所を有する者に対して

当事者が中国国内に住所を有する場合は、民事訴訟法第 1 編総則第 7 章に規定された方法で送達する。すなわち、訴訟文書は送達を受けるべき者に直接に送達しなければならず、送達を受けるべき者が法人その他の組織である場合には、法人の法定代表者、その他の組織の主たる責任者または法人もしくは組織において書類受取について責任を負う者が署名し、受け取らなければならない(78 条)。訴訟書類の直接送達が困難な場合は他の人民法院に委託して代理送達、または郵便に付して送達することができる(80 条)。

b) 中国国内に住所を有さない者に対して(247 条)

i）送達を受けるべき者の所在国と中華人民共和国とが締結し、またはともに参加している国際条約に定める方式に従って送達する。

ii）外交ルートを通じて送達する。

iii）中華人民共和国の国籍を有する送達を受けるべき者に対しては、その所在国の当事者の訴訟代理人が送達する。

iv）送達を受けるべき者が中華人民共和国の領域内に設立した代表機構または送達を受ける権限を有する分支機構もしくは業務代理人に送達する。

v）当事者の所在国の法律が郵便による送達を認めている場合には郵便で送達する。

vi）公示送達。

② 忌避、回避

紛争当事者は裁判官、書記、通訳、鑑定人および検証人が、a）事件の当事者であるか当事者と近親関係にあり、ｂ）事件と利害関係があるなどの理由で公正な判断ができないと認める場合には、当該裁判官らを忌避することができる。また、かかる事情がある場合は、裁判官らも自ら審理を行うことを回避しなければならない。

③ 訴訟過程の調解、和解制度

訴訟手続の過程で裁判官が調解を主宰し和解を勧告することがある。実務上、終局判決に至らず、裁判上の調解や和解により訴訟が終了することが少なくない。企業としては訴訟の過程で、自らの訴訟目的を明らかにし、各種の訴訟リスクおよび訴訟の対価などを十分に検討した上で、調解または和解に応じるか否かを判断することが必要である。

④ 証拠

訴訟手続の中で勝訴判決を得ようとするのであれば、当然に裁判官が認定する証拠を提示することが必要である。民事訴訟法の施行時には証拠に関する規定が少なく、不明確であった。しかし、2001 年 12 月 6 日に最高裁判所は、「民事訴訟証拠に関する若干の規定」を公布し（2002 年 4 月 1 日施行）、証拠制度を完全なものとした。以下、証拠の問題に関して、重要なポイントを述べる。

a) 挙証責任

i) 原則：主張者が証拠を提出し、証明する。

ii) 特殊な挙証責任（主要なもののみ）

○ 新製品の製造方法の発明特許により起こされる特許侵害訴訟は、同様の製品を製造した企業または個人が、その製品の製造方法が特許の方法と異なることについて立証する責任を負う。

○ 危険度の高い作業により当該作業者に対して損害をもたらした場合の権利侵害訴訟は、被害者が故意に損害をもたらしたという事実について、加害者が立証責任を負う。

○ 環境汚染に対する損害賠償訴訟は、加害者が法律に規定されている免責事由およびその行為と損害の結果との間に因果関係が存在しないことについて立証する責任を負う。

○ 建築物またはその他の施設および建築物上に置かれた物等が倒壊、脱落、落下し、人に損害をもたらした場合の権利侵害の訴訟は、所有者または管理者がそれらの倒壊、脱落、落下に対し無過失であることについて立証する責任を負う。

○ 製品に欠陥が存在することにより人に損害をもたらした場合の権利侵害の訴訟は、製品の生産者が法律に規定されている免責事由について立証する責任を負う。

iii) 契約紛争

契約の紛争事件においては、契約の成立および発効を主張する一方当事者が契約の締結び発効の事実を立証する責任を負い、契約の変更、解除、終了および取消を主張する一方当事者が契約の変動をもたらす事実について立証する責任を負う。契約が履行されたかについて争いが生じた場合、履行義務を負う当事者が立証責任を負う。

iv) 国外の証拠

当事者が人民法院に提出する証拠が中国国外で形成されたものである場合、当該証拠は所在国の公証機関の証明を経て、かつ当該国の中国大使館(領事館)の認証を得、または中国および当該国が締結した関連条約に規定されている証明手続を履行しなければならない。外国語の書証は中国語の翻訳を添付しなければならない。

b) 挙証期限

証拠の提出期間は当事者が協議で定めることができる。法院が証拠の提出期間を指定する場合には、この期間は 30 日以下であってはならない。

当事者が証拠の提出期間内に人民法院に対し証拠資料を提出しない場合には、証拠の提出権利を放棄したものとみなす。

⑤ 保全措置

保全措置には、ａ）証拠保全とｂ）財産保全の 2 つがある。

a) 証拠保全

証拠が滅失する危険性があり、または以後取得することが難しい状況下において、訴訟当事者は人民法院に証拠保全の申立をすることができる。

b) 財産保全

利害関係人は、緊急な状況により直ちに財産保全の申立をしなければその者の適法な権益を補償することが困難な損害を受ける恐れのある場合には、訴訟を提起する前に人民法院に財産保全措置を執ることを申し立てることができる。申立人は担保を提供しなければならず、担保を提供しない場合には申立を却下する。

⑥ 執行措置

被執行人が執行通知によっても判決内容を任意に履行しない場合には、人民法院に執行申立をする。執行申立には期間がある。通常は判決が確定してから 6 カ月内に執行を申し立てなければならず、この期間を過ぎると執行申立は認められなくなるので注意が必要である。

確定判決の執行は第一審の人民法院が行う。執行事務は執行官が行う。典型的な執行方法として財産の差し押さえ、競売、換価がある。

第 2 節　仲裁制度

ここでは、中国における国際商事仲裁について述べる。

1　国際商事仲裁の概念

国際商事仲裁とは、紛争当事者が、当該当事者間の渉外的要素のある契約性および非契約性の商事法律関係にかかわる紛争を中国の国際商事仲裁機関に申し立て、当該機関が紛争の是非を判断し裁定することである。「紛争当事者」としては、(1)中国内資企業、外国企業のほかに、(2)中国に設立された外資系企業（中外合弁企業を含む）、(3)香港、マカオおよび台湾地区の企業がある。「渉外的要素」とは主体、客体、内容のうちいずれか一つについて中国内地の外の法域と関わりがあることをいう。「契約性および非契約性」とは契約、権利侵害または関係法律の規定から生じた経済上の権利義務関係をいう。「商事法律関係」とは例えば、貨物売買、財産リース、工事請負、委託加工、技術供与、合資経営、合作経営、天然資源の探査開発、保険、クレジット、労務、代理、コンサルティング、海上・民用航空・鉄道・道路の貨物輸送、製品品質、環境汚染、海上事故および所有権に関わる関係をいう。

2　国際商事仲裁機関

中国における国際商事仲裁機関は、「中国国際経済貿易仲裁委員会」（英文名称は、China International Economic and Trade Arbitration Commission である。以下、「CIETAC」）である。CIETAC は北京に総会を置くほか、上海分会（上海市）、華南分会（深圳市）の 2 つの分会がある。

3　中国国際経済貿易仲裁委員会の仲裁手続のフローチャート

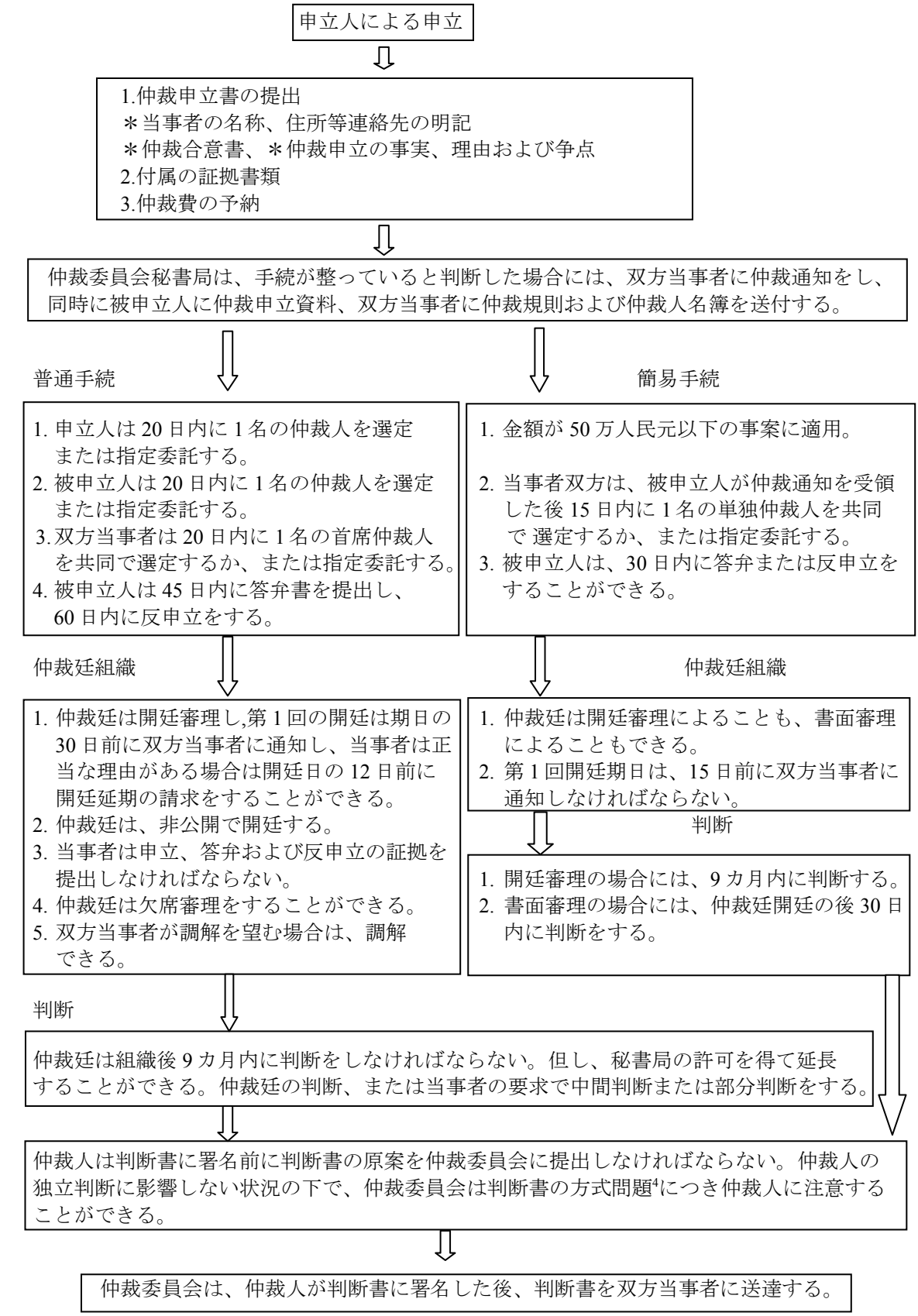

[4]判断書の形式の問題。判断書には事案の概要、仲裁廷の意見、判断内容、仲裁人の署名捺印がなければならない。

4　手続上の留意点

(1)　仲裁合意

紛争を仲裁に付託するには当事者間の仲裁合意がなければならない。

この仲裁合意には、1）書面性要件と、2）記載事項に関する要件として、①仲裁申立の意思表示、②仲裁事項、③仲裁機関の選定について明確に記載されていることが必要である。

(2)　仲裁申立

申立人は、仲裁申立時に次に掲げるものを提出しなければならない。

① 申立人および被申立人の名称および住所

② 申立人の根拠とする仲裁合意

③ 事案の内容および争点の要点

④ 申立人の請求ならびに根拠とする事実および証拠

(3)　仲裁廷の組織

仲裁廷は、1 名または数名の仲裁人により組織される。仲裁人の人数が 1 人の場合を単独仲裁廷といい、数名の仲裁人によって組織される仲裁廷を合議仲裁廷という。

(4)　仲裁人の選定

①　単独仲裁廷

単独仲裁人の選定方法は 3 つある。第一に、(1)双方の当事者が事前に仲裁委員会の仲裁人名簿から共同で 1 名の単独仲裁人を選定している場合である。第二に、(2)双方の当事者が、被申立人が仲裁通知を受領した日から 15 日内に仲裁委員会の仲裁人名簿から共同または共同で委託した仲裁委員会主任により、1 名の単独仲裁人を選定する場合である。第三に、双方の当事者が期限を過ぎても共同で選定しないか、または共同で仲裁委員会主任に選定を委託しない場合、仲裁委員会主任が単独仲裁人を選定する場合である。

②　合議仲裁廷

合議仲裁低の場合には首席仲裁人 1 名と仲裁人 2 名が存在する。当事者双方がそれぞれ 1 名の仲裁人を指名し、この 2 名の仲裁人が首席仲裁人を選定する。

③　仲裁人名簿

仲裁人は CIETAC 仲裁人名簿から選定しなければならない。2004 年 12 月末現在、仲裁人には外国人も登録されている。仲裁人数は 519 人で、うち外国籍および香港・マカオ・台湾地区の仲裁人が 175 人登録されている。日本人も 3 人が仲裁人として登録されている。

(5)　審理

審理方式には、(1)開廷審理と(2)書面審理がある（CIETAC仲裁規則第32条）。

① 開廷審理

開廷審理とは仲裁廷が仲裁人、当事者および／またはその代理人、およびその他の関係者、例えば証人、専門家、鑑定人を招集し、当事者の口頭による陳述および弁論を聴取し、事案の事実および法律について調査をする審理活動をいう。この審理は原則として非公開で行われる。ただし、双方の当事者が公開審理を請求する場合には、仲裁廷が公開審理とするか否かを決定する。仲裁廷は開廷審理する場合、一方の当事者が出席しないときは欠席審理を行い、欠席判断をすることができる。

② 審理日

仲裁事案の第 1 回開廷審理の日は仲裁廷が仲裁委員会秘書局と協議して決定し、秘書局が開廷の 30 日前までに双方の当事者に通知する。当事者は正当な理由がある場合には、延期を請求することができる。ただし、必ず開廷の 12 日前までに書面をもって秘書局に提出しなければならない。延期するか否かは仲裁廷が決定する。

③ 書面審理

書面審理とは、仲裁廷が開廷をせず、双方当事者が提出した書面による資料および証拠資料（例えば仲裁申立書、答弁書、契約書、双方の往来書簡など）および証人、専門家、鑑定人の書面による証拠資料を根拠として、事案を審理することである。

(6) 仲裁判断の効力と執行申立

① 仲裁判断の効力

仲裁判断の効力として、既判力と執行力が認められる。

既判力とは、仲裁判断が確定するとその判断における請求事項は、以後、当事者間の法律関係を律する基準となり、同一事項が再び問題となったときには、当事者はこれに矛盾する主張をしてその判断を争うことが許されず、裁判所もその判断に矛盾抵触する判断をすることが許されなくなることをいう。

執行力とは、判断の債務名義に基づいて執行債権者が強制執行機関に申し立てることができ、執行機関はこの申立に基づいて債務名義の内容である一定の給付を実現するために強制執行を行うことのできる効力をいう。

② 執行申立方式

当事者は、法院に強制執行を申し立てるときは、書面方式によらなければならない。

当事者の仲裁判断の執行申立は、必ず法律の規定する期限内に提出しなければならない。

当事者は、どこの法院に渉外仲裁判断の執行申立をすることができるのかが問題になる。民事訴訟法第 259 条から、管轄法院については(1)審級管轄、(2)地域管轄の 2 点が満足されていなければならないことが分かる。(1)および(2)の各要件は次の通りである。

i）審級管轄：当事者が中国の仲裁機関が行った渉外仲裁判断の強制執行を申し立てる場合、中級人民法院が管轄する。

ii）地域管轄：渉外仲裁判断の執行事案は、以下の地点の中級人民法院が管轄する。

a）被申立人が自然人の場合には、その戸籍所在地または居住地

b）被申立人が法人またはその他の組織である場合には、その主要な事務所所在地

c）被申立人が中国国内に財産のある場合には、その財産の所在地

(7) 執行拒否

最新データが 1996 年であるが、渉外仲裁判断の執行拒否状況について CIETAC が 1997 年の 8 月から 9 月にかけて全国 310 の中級人民法院と海事法院に対して、中国の国際商事仲裁委員会および外国仲裁判断の承認・執行の状況についてアンケート調査を実施した結果がある（Wang Sheng Chang, Experience with National Laws on Enforcement of Awards in the P.R. China Doc.iccal 97.11.07, at24.）。

CIETAC が行った渉外仲裁判断の執行を、法院が拒否するケースが増えている。とりわけ、1991 年の民事訴訟法の施行、さらに 1995 年の仲裁法の施行以降に増えている。1996 年には執行申立受理件数 64 件のうち 3 分の 1 に相当する 21 件が執行拒否された。法院が渉外仲裁判断の執行を拒否する場合、どのような根拠に基づき拒否裁定をするのか。CIETAC が地方の法院などに対して実施したアンケート調査は、以下の図表の通りである。

図表 2-1 法院による CIETAC の渉外仲裁判断の承認・執行状況

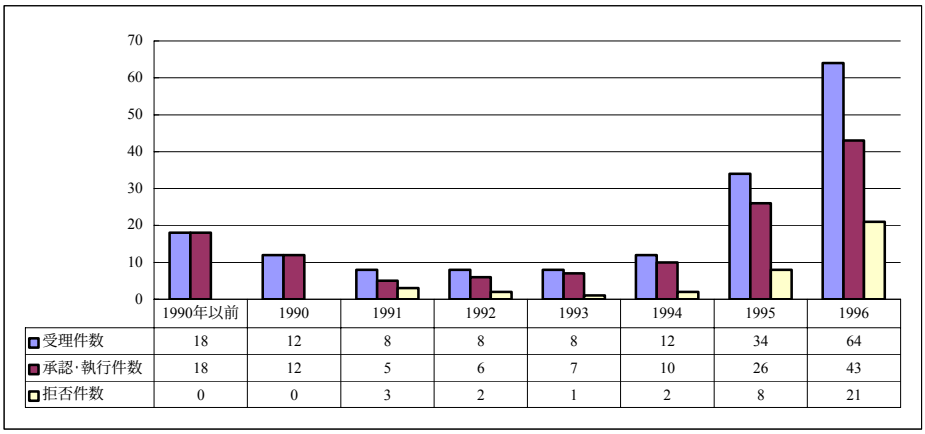

	1990年以前	1990	1991	1992	1993	1994	1995	1996
受理件数	18	12	8	8	8	12	34	64
承認･執行件数	18	12	5	6	7	10	26	43
拒否件数	0	0	3	2	1	2	8	21

（出所） Wang Sheng Chang Experience with National Laws on Enforcement of Awards-Enforcement of Awards in the P.R.China Doc.iccal 97.11.07, at 25.

図表 2-2　法院による渉外仲裁判断の執行拒否理由

拒否理由	回答数
1.　有効な仲裁合意がない。	0
2.　当事者が事前に手続の通知を受け取っていない。	2
3.　当事者が出頭できず意見陳述をできない。	1
4.　仲裁廷の権限踰越	1
5.　仲裁廷の構成が不適合	0
6.　手続が仲裁規則に適合していない。	0
7.　当事者が専門家への鑑定依頼機会を与えらなかった。	0
8.　公序良俗に反する判断	2
9.　強制執行する相手当事者の不存在	2
10.　申立手続が不備	0
11.　申立期間の経過	0
12.　強制執行する物が存在しない。	16
13.　裁判所に強制執行の管轄権がない。	1
14.　その他の問題	9
15.　無回答	3

（出所）　Wang Sheng Chang Experience with National Laws on Enforcement of Awards-Enforcement of Awards in the P.R.China Doc.iccal 97.11.07, at25-26.

(8)　仲裁費用

前後するが、仲裁費用について紹介しておく。

図表 2-3　CIETAC 渉外案件仲裁費用表

係争金額(人民幣)	仲裁費用(人民幣)
1,000,000 元以下	係争金額の 3.5%、10,000 元を最低とする。
1,000,000 元超 5,000,000 元以下	35,000＋係争金額 1,000,000 元超の部分の 2.5%
5,000,000 元超 10,000,000 元以下	135,000 元＋係争金額 5000,000 元超の部分の 1.5%
10,000,000 元超 50,000,000 元以下	210,000 元＋係争金額 10,000,000 元超の部分の 1%
50,000,000 元超	610,000＋係争金額 50,000,000 元超の部分の 0.5%

①仲裁申立時に、1 件につき申立費用として人民幣 10,000 元を別途徴収する。その内には、仲裁申立に対する審査、立案、コンピュータの入力および使用、書類の保管料等の費用を含む。
②仲裁申立時に、係争金額が決まらないか、または特別の事情がある場合には、仲裁委員会秘書局または仲裁委員会分会秘書処が仲裁費用の金額を決定する。
③徴収する仲裁費用が外貨の場合には、この仲裁費用表の規定に基づき、人民幣と等価の外貨を徴収する。
④仲裁委員会は、この仲裁費用表の規定に基づき仲裁費用を徴収するほかに、仲裁規則の関係規定に基づき、その他の定額以外の合理的な実際の支出につき徴収することができる。

CIETAC 国内案件仲裁費用表

国務院弁公庁国弁発(1995)44 号「仲裁委員会仲裁費用徴収弁法」の通知により、中国国際経済貿易仲裁委員会が受理する仲裁規則第 2 条第 2 項第 3 号、第 4 号、第 5 号および第 6 号の仲裁事案の費用徴収は、次の通りである。

図表 2-4　事案受理費用徴収弁法

係争金額(人民幣)	仲裁費用(人民幣)
1,000 元以下	100 元を最低とする。
1,000 元超 50,000 元以下	100＋係争金額 1,000 元超の部分の 5%
50,000 元超 100,000 元以下	2,550 元＋係争金額 50,000 元超の部分の 4%
100,000 元超 200,000 元以下	4,550 元＋係争金額 100,000 元超の部分の 3%
200,000 元超 500,000 元以下	7,550 元＋係争金額 200,000 元超の部分の 2%
500,000 元超 1,000,000 元以下	13,550 元＋係争金額 500,000 元超の部分の 1%
1,000,000 元超	18,550 元＋係争金額 1,000,000 元超の部分の 0.5%

図表 2-5　事案処理費用徴収弁法

係争金額(人民幣)	仲裁費用(人民幣)
5 万元以下	1,250 元を最低とする。
5 万元超 20 万元以下	1,250＋係争金額 5 万元超の部分の 2.5%
20 万元超 50 万元以下	5,000 元＋係争金額 20 万元超の部分の 2%
50 万元超 100 万元以下	11,000 元＋係争金額 50 万元超の部分の 1.5%
100 万元超 300 万元以下	18,500 元＋係争金額 100 万元超の部分の 0.5%
300 万元超 600 万元以下	28,500 元＋係争金額 300 万元超の部分の 0.45%
600 万元超 1,000 万元以下	42,000 元＋係争金額 600 万元超の部分の 0.4%
1,000 万元超 2,000 万元以下	58,000 元＋係争金額 1,000 万元超の部分の 0.3%
2,000 万元超 4,000 万元以下	88,000 元＋係争金額 2,000 万元超の部分の 0.2%
4,000 万元超	128,000 元＋係争金額 4,000 万元超の部分の 0.15%

①仲裁費用表中の係争金額は、申立人の請求金額を基準とする。請求金額と実際の係争金額が一致しない場合には、実際の係争金額を基準とする。

②仲裁申立時に、係争金額が決まらないか、または特別の事情がある場合には、仲裁委員会秘書局または仲裁委員会分会秘書処が仲裁費用の金額を決定する。

③仲裁委員会は、この仲裁費用表の規定に基づき仲裁費用を徴収するほかに、仲裁規則の関係規定に基づき、その他の定額以外の合理的な実際の支出につき徴収することができる。

第３節　調解

１　調解とはなにか

調解とは、双方または多数当事者の間で生じた民事権益紛争につき、当事者の要請により、または法廷、群衆調解組織（一般市民により構成された調停機関）が和解可能であると見なす場合、訴訟を減少させるため法廷または群衆調解組織が取り持ち、説伏教育し、当事者を相互に了解させ、紛争を解決することである（中国大百科全書（法学）589 頁）。

中国語の「調解」を「調停」と日本語に翻訳することも見られるが、中国において「調停」とは、国際投資紛争処理に関して当事者に対する拘束力のない勧告的性質をもつ政府による政治的解決方法の 1 つである（百科全書（法学）236 頁）と解される。従って本資料では、両者の混同を避けるために「調解」をこのまま使用する。

２　調解機関

(1)　中国国際経済貿易促進委員会／中国国際商会調解中心

外国企業に最も知られているのが中国国際経済貿易促進委員会／中国国際商会調解中心である。同調解中心は 1987 年に北京で設立された。中国全国の主要省市である江蘇、南京、天津、広東、遼寧、ハルビン、上海、四川、浦東、山東、浙江、武漢、厦門、重慶などに計 34 分会が設置されている。調解人として経済、貿易、金融、証券、投資、知的財産権、技術移転、不動産、工事請負、運送、保険など各分野の法律専門家 55 人（2003 年 8 月現在）が登録されており、調解を行う。

1999 年末までに 2,000 件以上の調解事案受理があった。紛争当事者は 30 カ国・地域におよぶ。同調解中心によると申し立てられた調解事件のうち 80%以上が成功裏に解決されているという。

(2)　調解手続

調解は各調解機関の規則に基づいて行われる。ここでは、中国国際商会調解中心の調解規則に基づく手続について簡単に図示（図表 2-6）する。また、調解費用基準は、以下の図表 2-7 の通りである。

なお、調解が不調の場合には仲裁または訴訟手続が行われる。

図表 2-6　調解手続の流れ

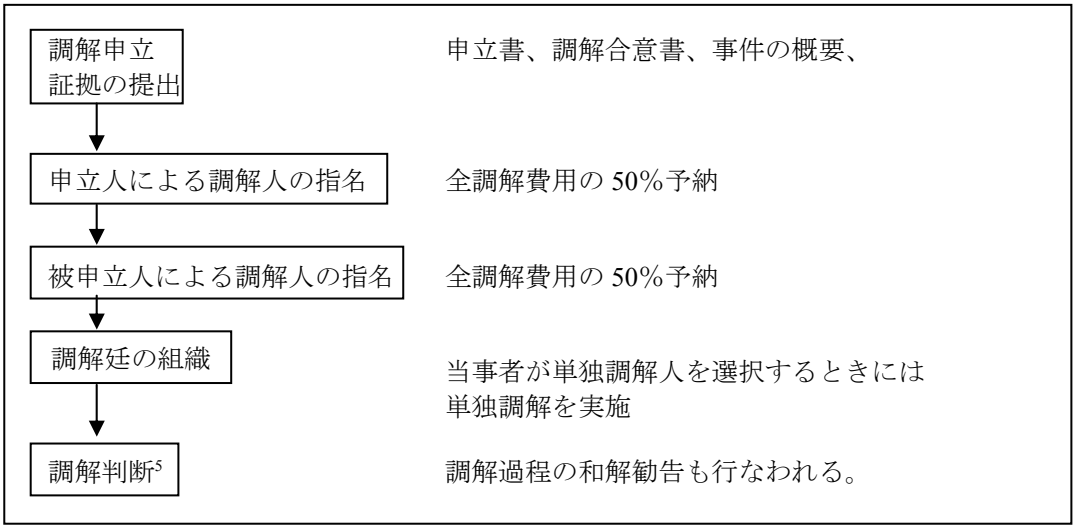

図表 2-7　調解費用徴収基準

係争金額	調解費用徴収基準（人民元）
100,000 元以下	係争金額の 6%-4%　但し、最低 1,500 元
100,000 元超 500,000 元以下	係争金額の 4%-2.5%
500,000 元超 1,000,000 元以下	係争金額の 2.5%-1.75%
1,000,000 元超 5,000,000 元以下	係争金額の 1.75%-1%
5,000,000 元超 10,000,000 元以下	係争金額の 1%-0.75%
10,000,000 元超 50,000,000 元以下	係争金額の 0.75%-0.5%
50,000,000 元超	係争金額の 0.5%

(3)　民事訴訟法における調解

中国民事訴訟法には調解を優先させる規定（8 章 85 条～91 条）がある。一般に調解前置主義といわれるものである。

民事訴訟法 85 条は、「人民法院が民事事件を審理する場合には、当事者の自由意思の原則に基づき、事実を明らかにし、是非を明らかにした上で、調解を行う」と規定している。

この調解は裁判官 1 名が主宰するか合議廷による（86 条）。この場合、法院は関係単位および個人の協力を要請することができ、関係単位および個人はこれに協力しなければならない（87 条）。調解が合意に達したときは、法院は調解書を作成し、裁判官および書記官が署名し、法院が押印し、当事者に送達され、法的効力を有することになる(89 条)。

調解によっても当事者が合意に達しないときは人民法院は判決を下すことになる(91 条)。

(4)　仲裁過程における調解

CIETAC 仲裁規則 45 条から 50 条においても調解を優先させる規定がおかれている。

[5] 調解判断とは、紛争当事者が調解を望み、仲裁廷が調解を行った結果、双方当事者が和解合意に至り、仲裁廷が書面によりこの和解合意内容を作成すること。

なぜ、仲裁手続の過程で調解を行うのか。これは、「中国の歴史的経験から“和をもって貴しとする”処世観念がある。」（穆子砺『中国的渉外調解』中国渉外仲裁年刊、1997-1998 年、33 頁）からであると説明される。そこで、「調解という紛争解決手段は、多くの優れた面を有し、人民大衆の評価も高く、中国においても仲裁の中で広く運用されている。……（CIETAC は、）仲裁と調停を結びつけるとの考えに基づいて、およそ調解による解決が可能であると思われる事案については、まず調解による解決を図るべく尽力している。」（任建新「中華人民共和国的調解、仲裁以及訴訟」人民法院公報、1987 年 6 月 20 日）のである。

上述の CIETAC 仲裁規則 45 条の規定に基づき、双方の当事者が調解を望む場合には、または一方の当事者が調解を望み、かつ仲裁廷が他方の当事者の同意を得れば、仲裁廷は仲裁手続の過程でその審理事案について調解を行うことができる。

仲裁廷は、調解の過程において、いずれか一方の当事者が調解の終止を申し立て、または仲裁廷が調解が成果を納める可能性がないと認めるときには、調解を停止しなければならない（CIETAC 仲裁規則 47 条）。

仲裁廷の調解過程における和解も可能である。仲裁廷は調解を行う過程において、双方の当事者が仲裁廷の外で和解した場合には、調解により和解に達したものと認定する（CIETAC 仲裁規則 48 条）。仲裁廷の調解により和解した場合には、双方の当事者は書面の和解合意書を締結しなければならない。当事者に別途約定があるものを除いて、仲裁廷は当事者の書面による和解合意の内容に基づいて判断書を作成しなければならない（CIETAC 仲裁規則 49 条）。

調解が成功しない場合には、いずれか一方の当事者もその後の仲裁手続、司法手続およびその他の如何いかなる手続においても、相手方当事者または仲裁廷が調解の過程において発表し、提出し、建議し、承認し、および受入れを望み、または否定したいかなる意見、観点または建議をその申立、答弁および／または反請求の根拠としてはならない（CIETAC 仲裁規則 50 条）。

第 4 節　各種紛争処理法の利用状況

2003 年 3 月の全国人民代表大会（日本の国会に相当）の席上、最高人民法院（最高裁判所）の活動報告が肖揚院長によって行われた。同報告によると、1998 年から 2002 年までの 5 年間に全国の法院が受理した渉外事件は 2 万 6,399 件あり、年平均 4%の割合で増加しているという。また、中国国際経済貿易仲裁委員会（日本の日本商事仲裁協会に相当）の仲裁受理件数は、3,395 件であった。

図表 2-8　人民法院の裁判・執行状況(1998-2002 年)

最高人民法院結審数		2 万 293 件(46%増)	民事事件	一審結審数	2,362 万件(20%増)
地方各級・専門法院結審数		2,960 万件(22%増)		係争金額	3 兆 1,971 億元(2.4 倍)
刑事事件	一審結審数	283 万件(16%増)	商事事件		670 万件(9%増)
	犯罪者数	322 万件(18%増)	知的所有権事件		2 万 3,636 件(40%増)
国家安全・凶悪犯罪		109 万件(7%増)	行政事件		46 万 4,689 件(65%増)
市場経済秩序破壊犯罪		7 万 1,213 件(68%増)	渉外事件		2 万 6,399 件(17%増)

注 1：カッコ内は、前 5 年との比較
注 2：商事事件には、企業再編、売買契約、金融、企業請負、リースなどがある。
（出所）『最高人民法院公報』2003 年第 2 期

図表 2-9　CIETAC の紛争受理・処理状況

	90	91	92	93	94	95	96	97	98	99	00	01	02	03
全体：														
受理数	238	274	267	486	829	902	778	723	678	669	633	731	684	709
結審数		205	236	294	574	875	797	764	736	706	738	712	694	704
北京														
受理数	230	211	203	389	600	660	543	490	451	428	410	420	401	373
結審数		163	160	217	430	628	569	558	508	365	493	429	408	390
上海														
受理数	8	10	15	40	88	88	88	110	111	130	123	173	174	205
結審数	-	5	8	21	57	89	77	85	110	78	127	147	175	206
深圳														
受理数	-	53	49	57	141	146	147	123	123	111	100	138	109	131
結審数	-	37	68	56	87	158	151	121	118	103	118	136	111	108

出所：仲裁与法律通訊、仲裁与法律の各号、および筆者による CIETAC 秘書局へのヒアリングから集計。
注：(1)2001 年の受理件数の中には 178 件の国内事案が含まれている。

2001年の場合、仲裁の事案の内容としては合弁・合作関係の紛争と一般貨物売買契約に関する紛争が50%以上を占める。次いで融資、リース、建築、工事、証券、不動産、代理および補償貿易・委託加工貿易が48%を占める。最近の特徴は入札、広告、保険、労働紛争、業務委託管理などに関する紛争が申し立てられるようになったことである。

これは中国の対外開放に伴い、一般貿易以外の取引形態、とりわけ合弁企業の設立など直接投資が増えていることに理由がある。2002 年になると、一般貨物売買契約に関する紛争が 275 件、40%を占め、合弁企業にかかわる紛争が 192 件、28%となっている。

CIETAC によれば、「紛争事案の内容は複雑かつ難しくなってきている。とりわけ、合弁や補償貿易契約などに関する案件では、その処理すべき内容が広範かつ複雑化している。」（王生長「中国国際経済貿易仲裁委員会第 14 届委員会工作報告」仲裁与法律、2001 年 2 月、7 頁）2002 年も同様傾向

であり、内容が広範であるとは、例えば合弁企業の解散などの場合、紛争当事者以外に清算委員会などの関係も処理する必要があることなどである。複雑とは、紛争当事者間の権利義務関係のほかに、この関係を規律する法律上の規定がなかったり、規定が不明瞭であったりするものがあるなどである。このため、違約責任を確定することが難しくなってきているという。

図表 2-10　CIETAC の受理事案内容

	2003 年	
	件数	%
一般貨物貿易	181	25.5
合弁合作など直接投資	160	22.6
その他（リース、プラント設備、建築、施工、証券、金融、保険、不動産および代理など）	368	51.9
合　計	709	100.0

出所：中国国際経済貿易仲裁委員会「仲裁与法律」2004 年第 1 期から集計した。

CIETAC 秘書局によると、合弁企業に関する紛争については出資に関する紛争、経営管理に関する紛争および仲裁機関と清算に関する問題の 3 つが比較的多くみられる紛争であるという。次の指摘がある。

「第一に、出資に関しては、これが不足していることをめぐって当事者間で紛争が生じており、具体的には、中国側が現物出資をする場合にこれが準備できないであるとか、評価額に外国側から疑義が提出されるといったことである。また、外国投資家の出資もこれが設備や技術である場合、中国の商品検査機関の鑑定を受けなければならないことから、当該機関による鑑定の結果、外国側の申告した評価額と鑑定の結果が一致せず、問題となっているということである。

第二の経営管理の問題に関しては、中外当事者の合作がうまくいかないといったことと、行政機関による合弁企業に対する干渉という問題がある。

第三の仲裁機関と清算の問題については、次の点が指摘されよう。外国投資家投資企業の清算の過程で紛争が生じ、仲裁に付託されるケースも少なくない。しかし、中国の国内法の不備などから、仲裁に付託したとしても必ずしも問題が完全に解決されるわけでもなく、なお改善の余地が多い。」（CIETAC 秘書局）

以上のように内容が広範にわたり、複雑である問題が多くなっている。

日本との紛争に限ってみると、1988 年頃から申立件数は増加してきている。図表 2-11 の通り、1990 年に 9 件、1992 年に 8 件の仲裁の申立があった。とりわけ 1994 年から仲裁申立件数は急増している。2003 年末時点で合計 332 件の仲裁申立が受理されている。

紛争の内容別の具体的な件数は必ずしも詳細には分類されていないので明らかではないが、CIETAC によれば、一般貨物の輸出入に関するものが最も多く、次いで合弁企業の紛争、紡織品貿易の順に多い。以前多くみられた委託加工・補償貿易に関するものは少なくなってきている。合弁企業関連では出資に関する事項、機械設備の購入に関するもの、経営管理に関するもの、合弁の清算に関するものが複数見られるという。

図表 2-12 は、日本企業にかかわる CIETAC への仲裁申立または被申立の状況を示すものである。

図表 2-11　**近年の日中商事紛争の内容**

内容／年	90	91	92	94	95	96	97	98	99	00	01	02	03	合計
一般貨物の輸出入	2	4	n.a.	7	14	10	8	9	4	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	63
プラント、設備導入	2	1	n.a.	10	3	1	6	1	2	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	36
原材料(含薬品)貿易	1	0	n.a.	2	3	4	3	4	2	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	22
直接投資(合弁等)関連	3	3	n.a.	13	23	15	11	16	9	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	95
生産委託	0	1	n.a.	0	4	0	0	0	1	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	6
その他	1	0	n.a.	1	0	2	1	0	0	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	5
合　　計	9	9	8	33	47	32	29	30	18	18	24	29	26	332

注 1.　筆者による 2002 年 3 月 26 日の CIETAC 仲裁研究所・曲竹君研究員に対するヒアリングおよび中国国際経済貿易仲裁委員会の「仲裁与法律」より。
注 2. 合計の数字のうち、紛争の内訳については、1979 年の対外開放以降 99 年までの数字の合計である。従って、紛争類型別の合計と総合計とは一致しない。

図表 2-12　CIETAC **への仲裁申立**

日本	96	97	98	99	00	01	合計
申立人	18	17	21	9	11	19	95
被申立人	13	13	10	8	7	5	56
合計	31	30	31	17	18	24	151

注.　筆者による 2002 年 3 月 26 日の CIETAC 仲裁研究所・曲竹君研究員に対するヒアリングより。

第３章　紛争事例の分析と検討

（ポイント）

- 一般貿易をめぐる紛争を回避するためには、契約締結時に「日中一般貨物貿易売買契約条項集」などの規範を参考にする。
- 中国には国際契約を締結する権利を付与されている企業とそうでない企業がある。契約締結先がこの権利を取得しているか否かの確認が必要となる。
- 生産委託時の留意点としては、技術移転と製品の品質管理、製品の値決め、加工過程における損耗率の決定方法、製品の包装、販売市場および割当（数量または金額）、商標の使用に関するものなどが挙げられる。
- 知的財産権紛争には主に、(1)特許権侵害、 (2)商標権侵害、(3)著作権侵害がある。新しい問題として特許権に関して職務発明者の権利をどこまで認定するかが問題となるケースもある。
- 中国企業はライセンサーに対して極めて広範な要求をしてくる傾向があるので、ライセンサーは技術供与の内容を可能な限り明確に契約書に明記しておくことが望ましい。
- 保証責任（技術水準の保証）、秘密保持、技術改良、契約の期間にも留意すべきである。
- 外国企業が現地に会社を設立する際、プロジェクトの産業政策との適合性、適法な土地使用権の確保、経営範囲などについて留意する必要がある。
- 債権回収のリスクを最小限に止めるためには、時効等関連法律に基づいた対応が必要である。
- 政府（行政機関）との紛争では、行政の申立か行政訴訟を提起することになる。その場合、法定の行政機関か人民法院が具体的な行政紛争を処理する。
- 労働に関連する法律・法規は労働契約の締結、給料の支払、勤務時間、労働安全、女子従業員に対する保護、労働契約解除の条件、社会保険など多岐にわたる。
- 労働争議では、関連の法令が労働者の利益保護に重点を置いているため、企業は不利な立場に立たされるケースが多い。また、地域的な法律規定も多い。
- 環境汚染問題による権利侵害紛争も増加傾向にある。万一、環境汚染事故が起きた場合はただちに関係行政機関に報告し、その指示に従うべきである。
- 肖像権侵害のような一般的な民事紛争にも留意すべきである。

第 1 節　貿易取引にかかわる紛争

1　一般商品貿易

日中間の貿易に際しては、International Rules for the Interpretation of Trade Terms に基づいて契約の規範化をするなどの注意が必要である。また、日中貿易をより一層拡大発展させるために日中双方の政府関係機関および貿易関係者によりモデル契約書を作成する必要性が認識され、日本貿易会などが中心になり 1989 年 10 月に「日中貿易契約条項検討委員会」を設置した。以後、この委員会が中心となって中国の対外経済貿易部(現在の商務部)と契約条項改正の交渉を行い、1992 年 7 月に「日中一般貨物貿易売買契約条項集」(英文が正文)が作成された。実務上はこの「日中一般貨物貿易売買契約条項集」を参考にするのが適当である。

事例 1　売り手が貨物を手配することは買い手の信用状開設の前提条件であるか否かが争われた事案－契約自由の原則と日中モデル契約書[6]

仲裁廷	中国国際経済貿易仲裁委員会（北京）
当事者	申立人：中国 H 公司（X） 被申立人：日本 S 社（Y）
事実関係	1993 年 10 月 9 日、X と Y は FAX により本件契約を締結した。契約において次の通りの取決めがなされた。X は、Y に 100 トンの栗を売却し、価格は 2,450 ドル／トン、FOB 天津とする。Y は、契約締結後 4 日内に銀行信用状を X 宛に開設する。 契約締結後、X は 1993 年 11 月 8 日に Y の信用状開設依頼書のコピーを受領した。X は信用状開設依頼書における船積み期日および有効期限が短いことから、Y に船積み期日を 11 月 15 日から 11 月 20 日に延長し、有効期限を 11 月 30 日から 12 月 5 日に延長することを要求した。1993 年 11 月 12 日、X は Y が開設した信用状を受領した。当該信用状には、船積み期日および有効期限が、それぞれ 11 月 15 日および 11 月 30 日となっていた。しかし、この後、Y は配船および貨物の引き取りをせず、紛争が生じた。そこで、X は中国国際経済貿易仲裁委員会に仲裁の申立をした。
仲裁判断	1. Y は X にもたらした経済損失合計 191 万 3,838 元を支払え。 2. X のその他の仲裁申立を棄却する。 3. 本件仲裁費用は、すべて Y が負担せよ。
仲裁判断の理由	仲裁廷が、上述のとおりの判断をした理由は次のとおりである。 1. 売り手が貨物を手配するのは買い手の信用状開設の前提条件であるか否か。双方当事者が約定した契約の規定によると、Y は契約後 4 日内（1993 年 10 月 14 日前）に X に信用状を開設しなければならい。しかし、Y は 1993 年 11 月 12 日になってやっと X に信用状を開設したことは、違約を構成している。Y は、信用状開設が遅れた理由を X の貨物準備通知（Cargo Ready）を待っていたものであるというが、双方が約定した契約には Y が信用状を開設する前に X は貨物準備通知を Y 宛にしなければならないということは規定されていない。従って、Y の当該主張は認められない。また、Y が主張した中国が 1993 年に日本へ輸出した栗には多くの品質問題が生じ、日本の銀行が信用状開設をしたがらなかったというのは、双方が契約において明確に信用状方式で支払をすることを規定しており、Y が信用状開設前に X の供給する貨物に品質問題が存在するということは、Y が信用状開設を延期する理由にはならない。Y が契約の規定に基づき、天津港に配船し、貨物を受領しなかったことは違約である。従って、Y の X に対する契約解約の要求は、支持できない。上述の理由

[6]中国国際商会仲裁研究所編『典型国際経貿仲裁案例』法律出版社、1999 年、46－50 頁。

	から、Yは違約によりXにもたらした損失を賠償しなければならない。 2. 双方当事者が引用していない非強制条項は双方に対して拘束力を持たない。Y が引用した中日貿易の慣行的契約条項は、当該条項は本件双方の当事者が約定したものではなく、法的規範性を持つものではない。従って、本件当事者に対して拘束力はない。Y がこの契約条項の規定する割合で X の損害を賠償することを支持することはできない。Y は、X の実際に生じた経済損失を賠償しなければならない。 3. X は Y の違約により合理的、予見可能な損失（期待利益を含む。）が生じた。Y は、これを賠償しなければならない。

＜提言＞いかなる日中貿易契約を作成すべきか。

日中貿易における慣行的契約条項があるか否か。この判断の中では、具体的な条項は示されていない。ただ、Y により、わずかに損害賠償条項について、「慣行的契約条項によれば損害賠償額は契約合計金額または契約の未履行部分の金額の 3%である。」と主張されているだけである。従って、日中貿易における慣行的契約条項とは如何なるものであるかは判然としない。

この事案の検討から提言できることは、契約自由の原則が認められるようになったところ、中国企業との貿易契約については、International Rules for the Interpretation of Trade Terms により契約を規範化することや、1992 年に日中関係者が合意した「日中一般貨物貿易売買契約条項集」をモデルとして貿易契約書を作成するのがいいであろうということである。ただし、「日中一般貨物貿易売買契約条項集」においても、仲裁事項などで欠陥[7]も見られるので、個別企業の必要に応じて加筆修正することが必要である。

紛争発生時に貿易契約の法源が争点になることがあるので、明文化された契約書式によるのが適当である。

(1) 法源

一般商品貿易契約に関する国際条約に「国際物品売買契約に関する国連条約」（United Nations Convention on Contracts for the International Sale of Goods、ウィーン条約、1988 年発効）などがある。また、国際慣習法もあるとされるのが一般的である。この国際慣習法に、国際商業会議所の「貿易用語の解釈統一に関する規則」（インコタームス、International Commercial Terms）がある。

そこで一般商品貿易契約においては、契約の法源、準拠法をどのように取り決めるかが重要である。ウィーン条約の締約国には、アメリカ、ドイツ、中国など 47 カ国がある（1997 年 1 月現在）。

一般商品貿易契約に伴って、国際海上物品運送契約も締結される。国際海上物品運送に関しては、船荷証券はハーグ規則（Hague Rules は、International Convention for the Unification of Certain Rules of Law Relating to Bills of Lading）およびハーグ・ヴィスビー規則（Hague-Visby Rule は、Hague Rules の改正規則。日本は未批准）の関係規定（①責任条項は、運送引受人は貨物の喪失および損壊に責任を

[7] 「日中一般貨物貿易売買契約条項集」の仲裁事項のモデル書式（日本語訳）では、「本契約の履行から生じるすべての紛争は、……」となっており、このような叙述である場合、仲裁付託される範囲は、契約の解釈と履行に関する紛争に限られ、契約の締結を誘引する詐欺など不法行為をめぐる紛争は、仲裁の付託範囲から外されることになる。専門家の間では、「この契約からもしくはこの契約に関連して生じるすべての紛争、論争もしくは請求またはこの契約の違反、終了もしくは有効性は、……」と叙述すべきであるとされている。とりわけ「この契約に関連して」という文言を含むことが重要である。

負い、責任負担額は一件または一トンあたり 500 ドルを超えない。②管轄権条項は、一切の紛争にかかわる請求は船会社が国および該国の法院を選択できる。）により判断されるケースもある。

一般商品貿易契約に関する法律適用は一般に 2 つの方式がある。第一に、当事者が法の適用条項を約定する場合であり、第二に、当事者が法の適用を約定していない場合である。第二の場合には、さらに①国際条約、②管轄法院または仲裁廷が法院所在地または仲裁地国の抵触法に基づき契約の適用法を決定するという 2 つの場合がある。

国際条約の適用を優先しようとする中国の考えが反映された規定に、例えば、次のものがある。

民法 142 条

「1　涉外民事関係法律の適用は、この章の規定により確定する。

2　中華人民共和国が締結し、または加入している国際条約に中華人民共和国の民事法律と異なる規定があるときには、国際条約の定めを適用する。ただし、中華人民共和国が留保を声明している条項は除外する。

3　中華人民共和国の法律および中華人民共和国が締結し、または加入している国際条約に規定がないときには、国際慣例を適用することができる。」

民事訴訟法 238 条

「中華人民共和国が締結し、または加入している国際条約にこの法律と異なる規定があるときには、その国際条約の定めを適用する。ただし、中華人民共和国が留保を声明している条項は除外する。」

また、最高人民法院、最高人民検察院、外交部、公安部、国家安全部、司法部の『涉外案件処理の若干の問題に関する規定』（1987 年 8 月 27 日）は、「国内法および若干の内部規定が、わが国が承認した条約義務と衝突する場合には、国際条約の関係を適用しなければならない。わが国に国内法の規定がないことを理由に承認した国際条約の規定する義務の履行を拒否してはならない」と定める。最高人民法院『涉外民商事案件の審理および執行について必ず注意しなければならない幾つかの問題に関する通知』（2000 年 4 月 17 日発布）は、「わが国が加入している国際条約は、わが国が留保を声明している条項を除いて、優先的に適用しなければならない」としている。

対中取引において、または対中取引から生じた紛争の判断基準として如何なる法が適用されるのかを理解することは、取引上の法的安定性を確保する上で重要である。

(2)　契約主体

中国の場合、国際契約を締結する権利を付与されている企業とそうでない企業がある。一般に対外貿易（経営）権と呼ばれるが、相手方がこの権利を取得しているか否かの確認も欠かせない。

＜関連事例＞
日本Ａ社は、中国対外貿易公司Ｂ社を通じて、中国工場（Ｃ社）へプラントを輸出する契約を締結した。この契約の当事者は、Ａ社とＢ社である。Ａ社は、プラントを建設後、Ｂ社に引渡したが、その後代金を支払ってもらえないでいる。Ｂ社がいうには、Ｃ社に資金（外貨）がなく、Ｃ社からＢ社に代金支払がないので、やむなくＢ社としてもＡ社への支払ができないという。

実際の取引のエンド・ユーザーが、この対外貿易権を有していない場合には、しばしば対外貿易公司を通じた取引がなされる。この場合、中国対外貿易法 12 条により、この代理は間接代理とされ、法的効果は受託者に対しておよぶとされる。

しかし、エンド・ユーザーが対外貿易公司に支払いをしないため、対外貿易公司が日本企業に対しても、このことを理由に支払をしないということがしばしば見受けられる。

WTO 加盟により全ての企業・工場、個人が自由に対外貿易を行う権利が認められるようになることになっている。しかし、現時点では極めて一部の民間企業および国有工場に対外貿易権が認められているに過ぎない。

対外貿易権を有さず貿易実務、法務にも熟知していない中国国内企業（工場）が、外国企業と貿易契約をしようとする場合、対外貿易公司に仲立を依頼せざるを得ない。この場合、契約の当事者が外国企業と中国の対外貿易公司となる。ここでは実務上は法律解釈で「代理」の援用が行われていることになる。しかし、いざ紛争になると対外貿易公司も国内企業（工場）も責任を負担しようとしない。こうしたことから前述のような紛争が生じるのである。

国際貿易の実務上、中国に限らず代理は多用されている。中国は国際貨物販売代理条約にも加入している。同条約を正しく適用し、中国国内法もこれに併せて整備することが望まれる。

国際貨物販売代理条約は国際統一法協会が起草したもので、1983 年にジュネーブで採択されている国際条約である。

この条約の主な内容は次の通りである。

① 代理人（委託人を代表する権利または意欲のある某人＜代理人＞）と第三者が締結した国際貨物販売契約については、代理人が自己の名義でこれをしたものであるか、委託人の名義でこれをしたものであるかを問わない。

② 委託人および第三者に対して拘束力のある代理授権については、委託人は明示または黙示でこれを表明することができる。

③ 代理人が委託人を代表する。いかなる行為も直接に委託人と第三者を拘束する。しかし、代理人の行為が授権の範囲内であって、かつ第三者が、代理人が代理の身分でこれをなすことを知っているか、または知るべき状況にあることが必要である。

④ 第三者が知らないか、代理人が代理の身分で活動をしていることを知るべき状況にないか、または第三者と代理人が代理人の行為が自らを拘束するだけであることに同意した場合は、契約は代理人と第三者に対して拘束力をもつ。しかし、代理人が委託人または第三者に対する義務を履行しない場合は、委託人または第三者は、いずれも一方に対して直接起訴することができ、被申立人は代理人がその義務を履行していないことをもって抗弁することができる。

⑤ 代理人が未だ授権されていないが権限踰越した場合であって、委託人が未認可の状況にあっては、その行為は委託人および第三者に対して拘束力をもたない。

貿易実務、法務にも熟知していない中国国内企業（工場）に対して、このような国際条約があることを教育し、順法精神を教育することも中国の関係政府機関には求められる。

2　委託生産（加工貿易）契約

対中事業展開の 1 つの形式に委託加工貿易がある。最近、ユニクロに代表される衣料品ばかりか電機製品、IT 産業でも中国で生産を委託できる工場を探し、技術指導し、この工場と委託加工貿易を行

うという取引形態が見直されている。合弁企業などを設立する直接投資より投資金額が少なくこの分だけ柔軟な対応ができ、リスクも少ないというメリットがあるからである。とりわけ中堅・中小企業にとって、リスク逓減のメリットが見直されている。しかし、実務上は非常に多くのトラブルが生じている。

事例２　香港某国際貿易公司 v. 江蘇省対外貿易公司[8]

仲裁機関	中国国際経済貿易仲裁委員会（CIETAC）
当事者	申 立 人：香港某国際貿易公司（X） 被申立人：江蘇省対外貿易公司（Y）
事実関係	1987 年 9 月 13 日、香港の X 公司と江蘇省対外貿易公司（以下、「Y」という。）は、南京においてゴム手袋の生産、販売に関する契約を締結した。この契約の内容は、X は Y にゴム手袋の生産設備を CIF 価格 53 万米ドルで販売し、この価格の 75%に相当する 39 万 7500 米ドルを信用状で支払い、25%に相当する 13 万 2500 ドルを生産された製品をもって補償するというものであった。この契約書には、紛争が生じたときには CIETAC に仲裁付託するという仲裁条項の約定もあった。契約の締結後、X は設備を納入し、Y は 75%の代金を支払った。 その後、設備稼動後の製品の品質および製品価格に関して、双方に紛争が生じた。ここに、1988 年 11 月 26 日、X は、生産設備の実際のユーザーである江蘇省濱海合成繊維工場との間で覚書を調印した。その内容は、原契約で生産された製品をもって設備代金の 25%を補償するとしていたものを現金で決済することに変更し、また、1989 年 3 月 30 日までに 2 回に分けて X に 14 万米ドルを支払うこととしたものである。この際、Y は、契約上の買い主およびユーザーの代理人として覚書に署名し、内容につき同意をした。 ところが、支払期限が過ぎ、X が支払の督促をしたところ、Y は支払いを拒否した。それで、X は、契約書の仲裁条項に基づき、1990 年 1 月 19 日に北京の CIETAC に仲裁を申し立てた。
仲裁判断	Y は、1991 年 1 月 15 日までに 2 回に分けて X に 13 万 2500 米ドルを支払うとともに、契約に基づく支払期限以降については、当該支払金に年利 12.5%の利息を加算して支払うこと。

＜生産委託をする際の留意点＞

生産委託には一般に以下のような点について留意することが必要である。

①　技術移転と製品の品質管理

委託加工貿易は一見単純な加工であるように見えるが、当然ながら粗雑な組立では合格品はできないし、原材料を中国で調達する場合には、原材料の品質がスペックに適合したものであり、その加工も精密であることが要求される。日本においては当たり前であること、例えば家具の木目が揃っているか、色調が一様であるか、塗装にムラがないかなどが、中国においては必ずしも当然視されないという事情もある。このような初歩的なことから技術指導が行われなければならない。

[8] 最高人民法院中国応用法学研究所編「人民法院案例選」（人民法院出版社）1992 年第 2 期、142-144 頁。

＜関連事例＞
1986 年、日本のある主婦が洋品店で子供用衣服を購入し、子供に着せたところ、衣服内にミシン針が混入しており、子供はけがをした。この主婦は、洋品店に 100 万円の慰謝料を請求。そこで同衣服の輸入商(A 社)も中国の外貿公司(B 社)に対してクレームをつけた。
日本の A 社は中国の B 外貿公司の大ユーザーであり、年間の取引量は 100 万着にのぼる。同クレームの後、日本の A 社は、既購入分について品質の再検査をした結果 15 万着の中に 10 数本の針が見つかった。
そこで A 社は、中国側に①主婦に対する慰謝料 100 万円、②既契約分の品質再検査に要した人件費 200 万円、③契約中断のための損失 100 万円の損害賠償、並びに④中国側の品質検査の改善要求および再発防止要求をした。双方協議の結果、中国側は 1 万ドルの賠償に応じるとともに日本から 3 台の検針機の購入につき合意した。(一凡「出口服装來有断針引起的紛争」『対外経済貿易案例分析』)

2004 年 8 月にトミーは、「ポケットモンスター」のキャラクターぬいぐるみからミシン針の破片が見つかったとして、2003 年 4 月以降に販売した 41 品目、約 62 万 6000 個のぬいぐるみを回収すると発表した。2004 年 7 月に消費者から「ぬいぐるみの中に約 3 センチの縫い針が入っていた」との指摘があり、約 12 万個の在庫を調べたところ、最大 8 ミリの折れたミシン針が計 12 個見つかったという。商品の製造委託先は中国工場。全品回収には 10 億円程度かかる見通しであるという（朝日新聞、2004 年 8 月 5 日）。
現在でも 20 年前と同様の問題が生じている。委託先の品質管理には注意が必要である。

② 製品の値決め

一般に、契約関係成立の初期にはその成約を急ぐ傾向にあり、当事者は経営契約をしておいて、4 カ月ごと或いは 6 カ月ごとに製品の値決めをするということにし、その値決めの基準については、そのときの国際市況によるということであっさり契約を締結してしまう場合がある。この場合、後になって国際市況の概念などについて意識の違いが生じ、製品の値決めがなかなか合意できないということがある。

＜関連事例＞
中国の某省種油食品輸出入公司（X 公司）が、××年に某国の会社（Y 社）と胡麻の輸出入契約を締結した。契約の規定は、X 公司が Y 社に当該年に生産された胡麻 300 トンを輸出し、単価は 1 トンあたり 780 ドル(CIF)とするとしている。船積みは当年 11 月から翌年 4 月までに毎月 50 トンを納品し、その総額は××万ドルとするというものであった。
契約調印後、Y 社が X 公司に信用状を開設したが、X 公司は当年 11 月 18 日に Y 社に対して「今年 9 月末から 10 月初め、省内の大部分の地区が甚大な自然災害に見舞われ、農業の減産に追い込まれた。とりわけ胡麻の受けた被害は大きく、このため契約に基づく納品が不可能となった。同時に、我々は最大限の努力を払って省外の胡麻を購入しようともした。現在の市況によれば 1 トン当たり 900 ドルの価格でやっと獲得できる状況である。しかし、貴社の利益および今後の業務関係を考慮し、我々は 1 トン当たり 850 ドル(CIF)の価格で提供したい。これを受け入れるなら、書簡で連絡されたし」との内容の書簡で通知した。Y 社は、これに同意せず、仲裁となった。
仲裁委員会の判断は、X 公司の不可抗力の主張を退け、中国側の契約不履行および売り渡し価格の引き上げの申込は、市場価格の高騰を察知した中国側による不合理な違約であるとして、Y 社の申立を認めた。(「ある不可抗力に関する紛争事例」『中国貿促報』90 年 10 月 3 日)

この事例は、一般商品貿易契約に関するものであるが、一般商品貿易でも生産委託でも同様のトラブルがある。契約を遵守するという意識の希薄さがあるといえる。

③　その他の問題

その他の問題として、a. 加工過程における損耗率の決定方法、b. 製品の包装、c. 販売市場および割当（数量または金額）の問題、d. 商標の使用に関するものなど。

第２節　知的財産権にかかわる紛争

１　知的財産権侵害の実態と外国企業への影響

国際商業会議所（ICC）によると、全世界の模倣被害額は世界の貿易額の 5～7%であるという。

「2000 年度特許庁模倣被害実態調査」によると、模倣品の製造国・地域の比率上位は中国 34%、台湾 18%、韓国 14%である。

日本企業が中国市場で被る工業製品の模倣品被害は対中輸出と現地生産の総売上の 20～25%程度と思われ、被害額は年間 6,800 億円～8,500 億円におよぶと推測される。

模倣対象となり易い軽工業品の製造工場は、沿海南部地域にある江蘇省、浙江省、福建省、広東省の 4 省に集中している。

上海から列車で約 5 時間の浙江省義烏市は、20 万人もの販売業者が毎日 2,000 トンの商品を購入する中国最大の卸センターになっている。この義烏市にもう 1 つの顔がある。それは中国のニセモノ商品センターであるということだ。例えば、Gillette の剃刀が 5 枚 1 箱のものが 10 箱で 65 セント。正規の値段で北京では 9.6 ドルである。Marlboro のタバコが、1 カートン 16 ドルのものが、やはり 1.45 ドルで売られている。最近、Gillette の代理人と政府の関係者が、4 万 8,000 本の Parker の万年筆と 400 万箱の Gillette の剃刀を押収したばかりである（*CHINA'S PIRATES* Business Week June 5,2000 at20-25）。

ヤマハのオートバイも 6 台に 1 台がニセモノであるという。ヤマハは、1990 年代央に 9,300 万ドルでオートバイとエンジンの合弁会社を設立し、技術とライセンス移転をしてきたが、その後、中国にある 88 のオートバイ工場がヤマハの 125cc スクーター（2,300 ドル／台）のコピー商品を 1 台 1,450 ドルで販売し始めたという。150cc のオートバイのモデルも正規価格の約半額の 1,200 ドルで販売されている。さらに中国国内だけでなく、1998 年には米国、欧州や南米にも約 11 万台が輸出され、1999 年にはその数量はおよそ 2 倍になっているだろうという。

このようなニセモノ商品の横行は、中国に進出している企業にとって深刻な問題をもたらしている。販売実績が伸びない原因の 1 つにもなっている。しかし、それ以上に問題なのは当該企業の製品の品質に対する消費者の不満が増すことである。上述のケースと同様、中国進出企業の大半が、中国工場で生産している製品生産量のほぼ 30%相当のニセモノが出回っているであろうという。

企業は、ニセモノ商品とのイタチごっこを強いられる側面もある。頻繁に商品パッケージを変更するなどの対応が必要となり、コスト負担を大きくしている。

以下、特許、商標、著作権侵害の典型的なケースを紹介し、また、技術供与契約に関して特許権の帰属、職務発明、機密保持などの問題を叙述する。

(1) 特許権侵害

事例 3　合弁企業へ供与された特許権が侵害されたケース

法　　院	上海市中級人民法院
当 事 者	原告：上海某包装器材廠（X） 被告：上海某電磁廠（Y）
事実関係	金属綿（フライパン等を磨くもの）の材料とその製造方法は上海皮革工業研究所が発明したもので、1986 年に国家特許局に特許申請をし、1989 年に特許権が認められている。 生産力アップのため、同研究所は特許権を X に有償譲渡した。 1991 年 6 月、X と香港招商局発展公司、中国利招高技術公司は合弁で上海双健保温製品公司を設立し、金属綿を専門に生産することとなった。 その後、X は Y が使用権許諾を得ないまま同様技術を用いて金属綿を生産していることを市場で発見し、1992 年 2 月に上海市中級人民法院に使用禁止および賠償を求める訴えを提起した。
判　　決	1992 年 4 月、X の勝訴が確定し、Y は使用・生産禁止と 6 万元の損害賠償を命じられた。

（『人民日報（海外版）』1992 年 7 月 13 日）

(2) 商標権侵害

事例 4　日本家電メーカーのニセモノ製品が中国国内で販売されていたケース

当 事 者	申 立 人：日本家電メーカー（A） 被申立人：中国某工場（C）
事実関係	日本の A 社は、中国への家電製品輸出も相当程度しているメーカーであるが、最近中国の消費者から X 製品の品質に関するクレームや修理要求をされることが多くなってきた。ところがこうしたクレームにより A 社に持ち込まれた製品は、A 杜のブランドを使用しているものもあるが、いずれも A 社の製品ではないニセモノであった。 ニセモノの X 製品は、以下の 3 つの形態に分類できる。 ① 外観設計の完全な模倣および商標の完全な模倣をしているもの。 ② 紛らわしい商標を用い、外観設計は完全な模倣であり、機種名も完全な模倣をしているもの。 ③ 商標、機種名は中国の工場名を使用しているが、外観設計は完全な模倣をしているもの。 A 社は、ニセモノ製品の出所について独自調査をしたところ、次のことが判明した。 A 社は、中国企業の東南アジアにある B 工場との間で X 製品の OEM 生産をしている。 中国の C 工場は同様の製品を生産しているやはり家電メーカーであり、B 工場との貿易上の取引関係もあった。 そこで B 工場が、B 工場による A 社の商標などの使用許可に関する偽造文書を C 工場に出し、これをもって C 工場は X 製品の生産をしていたのである。但し、C 工場もこの事情を知る悪意の当事者であるようであった。 A 社のニセモノ製品が中国国内で広く生産・販売されていることは、A 社製品に対する消費者の品質への不信感を生むものであり、A 社製品の中国への輸出機会をも喪失させるものである。
紛争処理	在日本国中国大使館に善処申立。中国大使館から中国の所轄官庁へ移送され、事実確認の上、不法行為の停止命令が出された。

（出典）日本企業当事者へのヒアリング（停止命令の年は不詳）

(3) 著作権侵害

事例５　インターネット上の著作権侵害

法　　院	北京市第二中級人民法院
当 事 者	原告：X 被告：中国某出版社(Y_1)、Y_2
事実関係	X は、インターネットを利用したビジネスに関して、専門的に著述活動を行っている。X は、その多くの作品を、本人のウェブサイトである「網絡営銷新観察(㎜.marketingman.net)」(以下「X のウェブサイト」という)に発表していた。また、2002 年 1 月には、X の学術著書「インターネットビジネスの基礎と実践」(以下、「原告書籍」という)が出版された。ところが、その後まもなく、すでに 2001 年 8 月に出版された「インターネットビジネス学」(以下、「被告書籍」という)の内容の多くが、原告書籍に類似していることに気が付いた。 調査の結果、Y_2が執筆・編集し Y_1を通じて出版された被告書籍の相当な部分の内容が、X のウェブサイトに由来していることが分かった。さらに、X のウェブサイトにおけるすべての文章には、X の氏名が明記されているにもかかわらず、被告書籍中では、X のウェブサイトのドメインネームのみしか明記されておらず、X の氏名および作品表題などは明記されていなかった。 そこで、X は、弁護士による警告状をもって、Y_1・Y_2 に対して、侵害の即時停止・影響の除去・謝罪および損害賠償を求めたが、拒絶された。結局、X は 2002 年 3 月 25 日に北京市第二中級人民法院に訴訟を提起した。X は、訴状において、①Y_1 は被告書籍の出版を即時に停止し、被告書籍をすべて回収しかつ処分すること②Y_1・Y_2 は、X に対し公式に謝罪し、かつ影響を除去すること③Y_1・Y_2は、連帯して X が被った経済的損害を賠償し、X の訴訟費用を負担すること等を請求した。
判　　決	2002 年 9 月 6 日、北京市第二中級人民法院は以下のように判示した。 ① 作品に署名した公民、法人または非法人組織は、作品の著者となる。そして、著作権は著者に属する。著作権者の許諾を得ず、利益の獲得を目的として行われる作品の複写および発行は、著作権侵害を構成する。 ② X は、自ら執筆してインターネットに発表した作品について、著作権を有する。それにもかかわらず、Y2 が執筆し Y1 が出版した被告書籍では、X の許諾を得ずに、X の作品の内容と完全に一致する部分、またはほぼ完全に一致する部分(約 15,000 字)の引用が見られる。したがって、これは X の著作権に対する侵害となる。X から許諾を得なければならず、しかも、「素材」の著作権者に報酬を払わなければならないとされている。当該案件において、Y2 は、被告書籍を編集する際に、事前に X から許諾を得ておらず、しかも、X に報酬を支払っていないので、X の著作権を侵害したこととなる。 ③ Y2 は X に対し、公式な謝罪、影響の除去、損害賠償および合理的訴訟費用の負担等の責任を負わなければならない。Y1 は、被告書籍の出版を即時に停止し、X の損害を賠償しなければならない。

出典：中華人民共和国国家知識産権局 (http://www.sipo.gov.cn)
出所：『中国の知的財産権侵害判例・事例集』日本貿易振興会、2004 年 3 月、94-96 頁

最近では、知的財産権にかかわる紛争は、単に特許権、商標権、著作権の侵害行為の存在だけにとどまらない。中国にＲ＆Ｄを移転する大手メーカーも出始めているところ、新しい問題として、特許権に関して職務発明者の権利をどこまで認定するか、特許発明の対価はどのように決めるのか、職務発明と非職務発明の区別は明らかであるかといった問題が議論され、トラブルになっているケースもある。

事例６　特許権における職務発明者の概念と権利[9]

法　院	Ｎ．Ａ．
当事者	原告：技術者某（Y） 被告：某機械工場（X）
事実関係	1993 年 3 月、X は、機械部主催の全国映像機械企画会議に出席した。ここで、X は、F 映写機の研究開発任務を委ねられた。 そこで、X は、工場内に技術者 Y をリーダーとする 5 人のチームを結成し、研究開発に従事させた。Y は、映写機装置の設計案を提案し、これに基づく研究・開発が行われた結果、映写機製造の技術的問題も解決されるようになった。Y は、映写機の全体設計、装置および部品の設計などすべての図面設計を行い、この図面上に自らの氏名を署名した。その後、1995 年 5 月に Y は X を離職した。 Y の離職後に他のチーム・メンバーも前後して離職したので、1996 年末に X は、Z（X の副工場長）をリーダーとする新たなチームを結成した。Z らは主に設計図面の整理、製造工程の編制、技術鑑定文献の編集などを行った。 1998 年 1 月、X は中国専利局に対して、当該映写機の実用新案特許および外観設計の意匠申請をし、設計者として Z の氏名を記載した。 Y は、この事実を知り、1998 年 2 月に X に対して設計者は Y に改めるように要求した。しかし、X は Y の発明創造は職務発明であり、研究開発課程でチーム・リーダーも代わっており、X の利益維持のために最終的に映写機を完成させたのは Z であるとして、Y の要求を拒否した。 そこで、Y は、当該映写機にかかわる発明創造の設計者であり、映写機の設計図面には設計者として、Y に署名権があることを要求する訴えを提起した。
裁判所の判決	Y は、当該映写機にかかわる発明創造の設計者であり、X には設計者を決定する権利はなく、Y に設計者としての署名権を付与すべきである。
判決の理由	特許法実施細則 11 条は、発明者とは、発明創造の本質的特徴に対して創造的な貢献をした者をいうとしている（この特許法実施細則は、1992 年 12 月 21 日公布、1993 年 1 月 1 日施行のものである。現在は、改正後の特許法実施細則として 2001 年 6 月 15 日公布、2001 年 7 月 1 日施行のものがある。改正特許法実施細則においては 12 条で同様の規定がある）。 発明創造を完成させる過程で、ただ組織の管理責任者として物的条件を利用する便宜を与えたもの、または単なる補助者は、発明者または設計者とはいえない。 特許法 17 条は、発明者は、特許書類中に自分が発明者であることを明記する権利を有すると規定している（この特許法は、1992 年 9 月 4 日公布、1993 年 1 月 1 日施行のものである。この特許法は 2000 年 8 月 25 日に改正、公布され、2001 年 7 月 1 日からの改正特許法が施行されている。改正特許法においても 17 条で同様の規定がある。）。 Y は、明らかに発明者であり、従って特許書類中に署名する権利がある。

＜派生的争点と課題＞

本件において、法院が認定した事実から導いた結論に疑問はない。Y も職務発明者としての署名権を主張しているだけであり非職務発明を争っているのではないので、X としても許容できる判決ではないかとも考える。

では、この事案にかかわる派生的争点としてどのようなことが考えられるか。つまり、本件では争われていないが、実務上どのような紛争が生じているかということを検討しておきたい。

---

[9] 中国法律服務網　http://www.cnlawservice.com/chinese/train//flpx/qhtk/kgtk/fa39.htm

第一に、職務発明の概念＝職務発明の適用範囲である。どのような条件、環境の下でなされた発明を職務発明と認定し、どのような条件、環境の下でなされた発明が非職務発明と認定されるのか。明確な判断基準があるのか否かということである。

第二に、上記の問題から派生する問題として、発明特許の帰属の問題がある。職務発明と認定されても、企業の特許であるといえるのか、発明者に特許申請の優先権があると考えるのかということである。

第三に、特許による利益の分配問題である。

中国において技術者の創意工夫が特許という形で活かされるようになったのは、ごく最近であるといえる。このために特許権の帰属問題や、企業と技術者（発明者）の権利・義務関係の調整が確立しているとはいえない（もっともこの問題は、中国において存在するだけでなく、日本においても同様の問題があるといえる）。今後の動向が気になるところである。

事例 7　職務発明と非職務発明の区別の判断基準[10]

法　院	N.A.
当事者	原告：宮廷風味烤鴨店（Y） 被告：唐某（X）
事実関係	唐家伝来の宮廷風味の烤鴨（ロースト・ダック）は、味が新鮮で独特なことから好評を博していた。この唐家の 4 代目の唐某（X）は、伝来の烤鴨調理技術を受け継ぎ、さらにこれに改良を加えた。 1992 年 3 月、某県に宮廷風味烤鴨店（Y）がオープンし、X はこの店の調理師として採用された。X と Y は、ある契約を交わした。この契約は「X は、Y の人材技術養成および製品の品質検査に責任を負い、X が自ら開発した漢方薬材料および宣伝用資料を提供する。Y は、X を特別技師として待遇し、月給は 3,000 人民元、食費および住宅費を Y が負担する。」というものである。契約の締結後、XY 双方は、それぞれの義務を履行していた。 1993 年 5 月、X は、特許申請人として中国専利局（特許庁）に「宮廷風味烤鴨の製造方法」にかかわる特許申請をした。 Y は、これを知った後、以下の通りの主張をした。 「X は Y が提供した物質条件を利用して、“宮廷風味烤鴨の製造方法”を発展させ、改良したものであり、当該製造方法は、職務発明であるといえる。従って、特許申請権は Y に帰属する。」
法院の判決	“宮廷風味烤鴨の製造方法”は、非職務発明であり、この特許権は X に帰属する。 この理由は、以下の通りである。 特許法 6 条 1 項前段の規定から、職務発明には 2 つの要件があることが認定される。第一は、所属単位の任務の遂行において発明されたことである。第二は、所属単位の物質技術条件を利用して完成されたものであることである。 本件において、X は Y との契約以前に烤鴨の製造方法を修得していることは、Y が X を招聘し、採用した契約書から明らかである。従って、X は Y の任務遂行中に発明をしたものとはいえない。Y の物質技術条件を利用して発明創造されたといえるか否か。この点も否定する。Y の投入した資金、設備、原材料は生産に必要なものであり、X の発明創造のためのものではなく、X に支払った給与および食費・住宅費は、Y が X を採用する期間に提供する生活待遇であり、双方の約定を履行するためのものである。X は、烤鴨

[10] 中国法律服務網　http://www.cnlawservice.com/chinese/train//flpx/qhtk/kgtk/fa39.htm

	の製造方法を Y において勤務する以前から修得しており、すでにこの製造方法に成熟していた。X が特許を申請したときには、烤鴨の製造方法にかかわる原料配合や薬剤の配合について改良があるものの、従前の技術と実質的に大きな違いはないところ、この改良された部分についても Y の物質条件を利用した結果ではない。従って、当該技術も X が単独で完成させた非職務発明であるといえる。 X が特許申請人として行った申請は、特許法の規定により、X に特許権が与えられる。

＜派生的争点と課題＞

本件についての法院の判断は正しいといえる。職務発明か非職務発明かの判断基準は、特許法 6 条および特許法実施細則 11 条の規定による。

職務発明として認定される要件（特許法 6 条 1 項前段）は、(1)所属単位の任務遂行中の発明、および(2)所属単位の物質技術条件を利用した発明であることである。この要件に関して、(1)任務遂行中とは何か、(2)物質技術条件の利用とは何かという争点があるところ、この点について特許法実施細則 11 条による定義がある。

規定の条文は上述の通りなので同語反復は避けるが、この定義の中でも例えば特許法実施細則 11 条 1 項 3 号「旧所属単位で担当していた職務または旧所属単位から与えられた任務と関連のある発明創造」に関して“関連性”を如何に解釈するかなどについて、実務上は法院の判断に委ねられることになる。

このような点で使用者と従業員・技術者との間で解釈の相違、紛争が生じることがある。中国進出外資企業の使用者としての立場からこのような解釈の相違や紛争を避けるためには、従業員・技術者に対する業務命令、勤務規定、提供する条件などを明確にした上で、職務発明の帰属にかかわる取決めをしておく必要もある。

2　技術供与

技術供与に関しては、対外貿易法により、技術輸出入契約について対外経済貿易専門の関係規定に基づく審査、許可を受けなければならないと定められている（対外貿易法 32 条、33 条）。

中国の企業と技術供与契約をする際には、「技術輸出入管理条例」（2001 年 12 月 10 日公布、2002 年 1 月 1 日施行）をその準拠法とすることが求められる（技術供与契約に関して詳しくは 103 頁以降を参照）。

事例 8　日本 E 社の知財侵害事件

法　　院	浙江省中級人民法院
当 事 者	原告：日本のメーカー（E） 被告：浙江省某郷鎮企業（Y）
事実関係	日本のＥ社は、「自動弁」製品について北京の技術公司と技術供与契約を締結し、その協力工場としての銀川の国有企業である自動弁メーカーに対して、同社の製品の生産技術を供与していた。 あるとき、同社の社員が大連に製品のセールスにいったところ、訪問先企業から、中国の他社で同様製品が生産・販売されていること、およびその製品を見せられた。ところがこの製品は、同社の完全なコピー製品であり、その取扱説明書にも一部同社の社名が印刷されているものが使われていた。 調査の結果、銀川の自動弁メーカーから技術資料が漏洩し、浙江省の郷鎮企

	業である機械メーカーY 社に渡っていたことが判明した。 そこで、E 社と銀川の国有自動弁メーカーは、Y 社を相手取って､知的財産権侵害の裁判を起こした（1995 年）。
判　　決	裁判所の調停案による和解。実質勝訴。

（出典）日本企業当事者へのヒアリング

(1)　重要用語の定義

技術供与契約の中で最も基本となるのが、契約書中で用いられる重要用語の定義である。一般に技術供与契約においては、移転するノウハウとは何を指すのか漠然としているために、その混乱を避けるために用語の定義が欠かせない。さらに、技術供与契約は往々にして技術ノウハウの供与に際してノックダウン方式が用いられるケースが多いため、「製品」「部品」「商標」などの用語についても詳細な定義をしておくことが必要である。

たとえば、技術ノウハウの定義は「ノックダウン生産方式により、ライセンサーの供給する部品を用いて製品を組み立てるまでの工程における設計図面、工程技術、品質管理基準および部品、製品の検査方法などいっさいの必要な技術資料、さらに製品組立後に販売した製品の修理技術およびメンテナンス・マニュアルなどの業務に関する技術資料、情報のことをいう」といった如くである。

中国の場合、技術供与を受けるときにライセンサーに対して極めて広範な要求をしてくる傾向がある。従って、ライセンサーが当初予期する契約範囲については可能な限り明確に表現し、契約書に明記しておくことが望ましい。

(2)　保証責任―技術水準の保証

技術輸出入管理条例（2002 年 11 月施行、以下技術条例という）25 条は「技術輸入契約の譲渡人は、提供した技術が完全、確か、有効で、契約に定められた技術目標を達することができることを保証しなければならない」と規定している。ここに落とし穴があり、技術供与自体には何等問題がなくても、中国側の工場の周辺環境（原材料の質や部品の品質、規格上の欠陥）が悪いことから所期の完成品が生産されないとき、往々にして供与者の責任にされ損害賠償を請求されるということがあるのである。

(3)　秘密保持

技術条例 26 条 1 項は、「技術輸入契約の譲受人および譲渡人は契約に定められた秘密保持の範囲および期間内に、譲渡人から提供された技術の中でまだ公開されていない秘密の部分について秘密保持の義務を負わなければならない。」と規定している。

同規定が、ライセンサーがライセンシーに対して導入技術の秘密保持を求めるに際しての法的根拠となっている。但しこの時、ライセンサーから開示した技術情報、ノウハウなど全てについて一律に秘密保持を要求し得るものではない点は注意を要する。秘密を保持すべき技術の範囲、秘密保持期間などについては細かく規定しておくことが肝要と思われる。

＜関連事例：X 公司が Y_1、漯河市 Y_2 有限公司を商業秘密侵害で訴えた事案（第一審判決）＞

＜法　　院＞　河南省許昌市中級人民法院
＜当 事 者＞　原　告：河南省許昌市 X 有限公司（X）
被　告：Y_1（X 有限公司総工程師）（Y_1）
漯河市 Y_2 有限公司（Y_2）
＜事実関係＞
1984 年 12 月 10 日、X の前身である許昌市 Z はドイツ・シーメンスとの間で「送電線キャリヤウェーヴに関するライセンス契約」を締結し、シーメンスの送電線キャリヤウェーヴ技術の譲渡を受けた。契約の約定に基づき、X は 1985 年 12 月 21 日にシーメンスに 62 万 446 マルクを支払い、キャリアウェーヴのライセンス資料を購入し、1986 年 5 月から同年 8 月まで Y_1 をシーメンスに技術習得のために派遣した。その後、X は Y_1 を含む技術者らを組織し、当該キャリヤウェーヴ技術の国産化研究業務に従事させた。Y_1 はプロジェクト責任者の一人であり、ESB-500 型送電線キャリヤウェーヴの研究開発業務を行った。1992 年 1 月、ESB-500 型送電線キャリヤウェーヴに関する技術成果が機械電機部、エネルギー部の鑑定に合格した後、正式生産され、顕著な利益をあげるようになった。
X は、1987 年、1989 年に当該製品の図面、工芸資料、技術資料に関する機密保持規定を制定した。ESB-500 型送電線キャリヤウェーヴの技術研究開発過程において、および研究開発後、X は秘密管理をし、いかなる企業および個人にも技術を譲渡し、技術を公開しないこととした。
1992 年 3 月 25 日、Y_1 は X と 11 年間の労働契約を締結した。契約において Y_1 は必ず X が制定した各種規則制度を遵守しなければならないと約定していた。同年 9 月、X の通信分工場が Y_1 を工程師の職位に招聘し、Y_1 は通信分工場と 5 年間の役務提供契約を締結し、Y_1 は厳格に各種規則制度および設計業務技術規範を遵守し、機密保持をすることを約定した。
1994 年 10 月、Y_1 は掌握した送電線キャリヤウェーヴ技術および Y_1 が X において研究開発に従事したその他技術を 20 万元に評価して Y_1 の持株と認定し、Y_1、R 工場および S ほかは、Y_2 を設立した。Y_2 は 1994 年 11 月に正式に生産を開始した。1995 年 5 月、Y_1 は X の離職許可をとらないままに Y_2 における業務を開始した。
Y_2 社内において、Y_1 以外には送電線キャリヤウェーヴ技術に関する研究要員は存在しなかった。Y_2 も送電線キャリヤウェーヴ設備に関する研究開発を行った。1995 年 9 月、Y_2 は愛特電器設備有限公司通信製品価格表を作成し、この中で SSB-2000 型送電線キャリヤウェーヴ設備の平均価格を 1 台 4.57 万元として掲載した。Y_2 は SSB-2000 型送電線キャリヤウェーヴ設備を 11 台生産し、生産額は 50.27 万元であり、平均利潤を 37.06%。獲得利潤を 18.63 万元と見積もった。1996 年 7 月 28 日、Y_2 の当該製品は電力工業部の品質検査センターの検査に合格した。

＜法院の判決＞
①Y_1 および Y_2 は、判決が発効した日から直ちに権利侵害を停止し、X の送電線キャリヤウェーヴ技術を使用した生産・経営を行ってはならず、かつ X の技術秘密を保持する義務を負う。
②Y_1 および Y_2 は、X の経済損失 21 万 3,450 元を連帯して賠償し、本判決の発効後 15 日以内に履行しなければならない。
③X のその他の請求を棄却する。
④本件訴訟費用 2 万 7,510 元は、X が 7,510 元、Y_1 および Y_2 は 2 万元を負担せよ。鑑定費 1 万 1,076 元は、Y_1 および Y_2 が負担せよ。

（出所）最高人民法院公報　1999 年第 2 期　69～71 頁

法院の判決においては商業秘密であるか否かの判断基準は叙述されていないが、反不正当競争法第 10 条第 1 項第 3 号に言及しているので、Y_1 の掌握している技術がこの条文に適用できるか否かを判断していると考える。反不正当競争法第 10 条第 1 項第 3 号によれば、商業秘密とみなされる要件には、

1)公知でなく、(2)権利者に経済的な利益をもたらすことができ、(3)実用性を備え、かつ(4)権利者が秘密保持措置を講じている技術情報および経営情報である。

ただ、この 4 つの要件をすべて備えていなければ、商業秘密といえないか否かについては判然としない。

(4) 技術改良

技術条例 27 条において「技術輸入契約の有効期間中、技術改良の成果は改良側に属する。」と規定している。

一般には、契約書中において「技術供与契約の有効期間内においては、ライセンサーは当該技術の改良および改良の情報と技術資料を適宜ライセンシーに対して提供するものとし、費用は徴収しない。」といった規定が設けられるであろう。技術は絶えず進歩するものであるので、契約当事者双方ともに技術供与契約の中で用いられている技術について不断の研究・開発を行い、当該技術の改良を図りより一層のレベルアップを図ろうとする趣旨から、国際慣習上も普通に見られる規定である。

(5) 契約の期間

技術使用料の支払期間は、長ければ長い程外国企業にとって有利である。旧技術導入契約管理条例 8 条は、「契約期間は、譲受方の導入技術習得の期間に対応するものとし、認可期間の特別の認可を受けなければ、10 年を超えてはならない」と規定していた。この点において、契約期間の制約がなくなったことは改善されたといえる。技術条例 28 条は、「技術輸入契約の期間満了後も、技術譲渡人および譲受人は公平・合理の原則に従い、技術の継続使用について協議することができる。」としている。

第３節　直接投資にかかわる紛争

外資系企業（独資企業、合弁企業、合作企業）は、中国法に基づき、中国国内に設立される企業であるから、外資系企業に関する中国法により各種の事業が規定されることになる。従って、外資系企業の法的枠組みとして、何があるかを理解しておかなければならない。

以下では現地法人設立の手順にかかわる紛争事例を取り上げ、それぞれの紛争事例についてのリーガル・リスク・マネジメントについて述べる。

1　中国の産業政策の確認

中国投資で成功するためのポイントは、(1)良い合弁パートナーにめぐり合うことと、(2)投資プロジェクトが中国の産業政策に適っていること、であるといわれる。良いパートナーを探さなければならないということについては共通の認識があるだろうが、中国の産業政策、産業立地を十分に把握し、投資戦略が立てられているかというと必ずしもそうではない。また、中国の産業政策が大きく変わるということもある。このために投資プロジェクトを大幅に変更しなければならないとか、プロジェクトを断念せざるを得ない、または事業から撤退せざるを得ないというケースも少なからず見られる。

＜関連事例：日本のＨ自動車、中国合弁を凍結・新政策で不認可の公算＞
Ｈ自動車は中国・上海市で進めていた大型トラックの合弁生産計画を凍結する。合弁計画の凍結は 26 日、Ｈの社長が記者会見し、明らかにした。同社は現地家電メーカーのＳ集団（江蘇省）と組み、2005 年中にも上海市でトラックの合弁生産を始める計画を進めていた。これは、中国政府が 6 月に公表した「新自動車政策」で外資の合弁事業に関する規制を盛り込んだ影響で、事業認可が下りない可能性が高まったため。
新自動車産業政策の合弁規制は、「外資 1 社が組める中国企業は乗用車と商用車でそれぞれ 2 社ずつ」という内容。日本のＴ社は商用車分野では既に現地自動車大手のＤ社とバスやスポーツ・ユーティリティー・ビークル（SUV）や小型バスを合弁生産。Ｈも遼寧省で現地メーカーと組みバスを生産している。
同政策では経営権で結ばれたグループ企業を 1 社とみなす方針を示している。Ｔ社が 50%強を出資するＨはＴ社と同一グループとみなされる可能性が高く、その場合はすでに 2 社枠を使った格好になる。
新政策により日本車メーカーの対中戦略に影響が出るのは初めて。需要増が見込まれる中国の大型トラック市場への早期参入に向け、Ｈと親会社のＴ自動車は事業計画の修正を迫られることになる。
（日本経済新聞、2004 年 10 月 27 日）

2　企業設立サイトの決定、土地使用権の確保と中国側企業による土地使用権の出資

企業サイトとは、企業の所在地（および／または工場の立地場所）のことである。

企業サイトの決定に関しては、土地使用権取得、標準工場賃貸借契約などの問題がある。実務上、対中事業展開を実施する場合には、企業サイトをまず決定することが必要である。とりわけ、外資企業の場合には、企業所在地が決定していなければ企業設立申請もできない。

土地使用権取得とは何か。中国において土地の私有は認められていない。全民所有または集団所有である。ただ現在では、土地所有権と使用権を分離し、使用権の譲渡が認められている（憲法 10 条 4 項）。そこで外資系企業が企業立地する場合、この土地使用権を取得する必要がある。土地使用権に関しては、土地管理法（1986 年 6 月 25 日公布、同日施行、1998 年 8 月 29 日改正）と同実施条例（1991 年 1 月 4 日公布、1991 年 2 月 1 日施行、1998 年 12 月 27 日改正）により規定されている。

この土地使用権は 2 種類ある。一つは有償払下土地使用権であり、もう一つは無償割当土地使用権である。有償払下土地使用権とは、国から有償で払下げを受けた土地について、使用料を支払い、一定期間使用することを認められた権利である。この土地の特徴として、土地使用権者は、この土地を譲渡し、賃貸し、または抵当権を設定することができる。無償割当土地使用権とは、国から特定の使途に限って無償で、期限の定めなく使用することを認められた権利である。この土地の特徴として、その使用者はこの土地を譲渡し、賃貸し、または抵当権を設定することができない。

事例 9　土地使用権が収用された事例

法　　院	N．A．
当 事 者	原告：某信託公司（中国企業） 被告：某市土地管理局
事実関係	某信託公司は、1990 年に某市の土地 2,000 平方メートルの土地使用権を入札により取得した。しかし、すべての土地使用権払下げ金を支払った後、規定通りに登記をせず、土地使用証も取得していなかった。しかも払下げ契約の規定および条件によらずに建設工事を進めていた。そこで、土地管理局は、信託公司の土地使用権を没収する処分を課した。信託投資公司は、この処分を不服として、人民法院に提訴した。
判　　決	原告の請求を棄却する。 信託公司は、関係法律に違反した。都市・鎮国有土地使用権払下げおよび譲渡暫定施行条例第 16 条は、「土地使用者は、土地使用権払下げ金額を全額支払った後、規定により登記をし、土地使用証を受領し、土地使用権を取得しなければならない」とし、第 17 条第 1 項は、「土地使用者は、土地使用権の払下げ契約の規定および都市計画の要求に従って、土地を開発し、利用し、経営しなければならない」と規定している。信託公司は、土地使用権登記をし、土地使用証を取得し、払下げ契約の規定に従って土地を開発し、利用し、経営しなければならない。然るに信託公司は、上述の規定に従ってこれを行わず、そのために第 17 条第 2 項の「契約に定める期間および条件に従って土地の開発、利用をしない場合には、市、県の人民政府の土地管理部門がこれを改めさせ、かつ、事案に基づき、警告、罰金から土地使用権の無償回収に至るまでの処罰を与えることができる」との規定により処理されたものである。

（出所）朱江、姜志奎編『企業法人経済依法大典』吉林科学技術出版社

合弁当事者は、現金による出資のほかに、建物、工場、機械設備またはその他の現物、工業所有権、ノウハウ、土地使用権などをもって出資することができる（合弁法実施条例第 22 条、外資企業法実施細則第 25 条）。

現物をもって出資する場合には、「外国企業投資財産鑑定管理規則」（1994 年 5 月 1 日施行）により、その評価を得なければならない。また、工業所有権またはノウハウの出資については、合弁法実施条例第 26 条に規定される。合弁企業の出資は、できるだけ現金および固定資産によろうとの趣旨から、工業所有権またはノウハウの出資については、明確に限界を定めているものである。1984 年の深圳経済特別区技術導入暫定施行規定および 1985 年の広州経済技術開発区技術導入暫定施行規定は、何れも技術を持って出資する場合は、その出資は企業の登録資本の 20%を超えてはならず、同時に同等以上の現金または現物による出資をしなければならないと規定している。

実務上、現物出資に関しては、この評価をどうするかということが問題となる。現物出資の評価の適否をめぐって、トラブルが多い。このことから、出資される現物を鑑定するための「外国投資家投資財産鑑定弁法」が、1994 年 3 月 18 日に発布され、同年 5 月 1 日から施行されている。これは、上

述のような問題が最近多くみられることから、未然に防止しようとの趣旨で、輸出入商品検査法実施条例第 33 条および外資企業法実施細則第 29 条その他関係法規に基づき制定されたものである（弁法第 1 条）。

3　パートナーとのトラブル

事例 10　パートナーとのトラブル（その 1）
―中国側パートナーが詐欺を働いて自己の能力を外国投資家に過信させることにより生じた紛争

仲裁機関	中国国際経済貿易仲裁委員会（CIETAC）
当事者	申立人：外国企業（X） 被申立人：中国企業（Y）
事実関係	X と Y は、1989 年 12 月 6 日に合弁企業「海珍食品有限公司」の契約、定款、販売契約に調印し、12 月 14 日に補充取決めに調印した。合弁企業は 1989 年 12 月 29 日に関係主管部門の認可を得て成立し、1990 年 1 月 10 日に営業許可証を取得した。合弁企業が成立した後、双方は契約の規定に従って出資をした。しかし、合弁企業が開業して間もなく、双方に紛争が生じた。X は、Y が重大な合弁契約、販売契約、定款および補充取決めに違反したとして、仲裁の申立を行った。 申立人（X）の主張は、以下の通りである。 a　定款第 21 条の規定によれば、合弁企業の董事長は Y が派遣することになっているが、派遣された董事長苗某は合弁企業が正式に開業した後に何故か辞職した。以後、Y はその他の董事長を派遣せず、合弁企業には法人代表がなく、各種業務を正常に行えず、董事会も招集することができない。 b　Y は、X と合弁契約を調印する際に、X に詐欺を働いた。プロジェクト建議書の中で、Y は「すでに扇貝、江瑤柱を 300 ムー養殖しており、年産 700 トンに達する」と述べている。Y が提出した虚偽の生産能力に基づき、販売契約第 6 条および合弁契約第 15 条、第 16 条は、合弁企業は元貝干（江瑤柱）を年間 50 トン加工し、すべて X が海外販売に責任を負い、その他の製品 50 トンは X が 70%を海外販売することに責任を負うものとしている。しかし、Y は全く上述の製品を持ち合わせていなかった。 威海は渤海湾の外に位置し、海水の常温は 24℃ よりも高く、江瑤柱の生長に適さない。 Y の以上の違約の事実は、Y に誠意および合作の能力がないことを考え併せると、合弁企業は実際上さらに営業を続けることはできず、X は Y に契約の終止を申し出た。しかし、Y は、契約を終結しても資金を持ち出してはならないという。Y の威嚇により、X はやむを得ず Y と 1990 年 8 月 22 日に合弁企業の性質を変更する契約を締結した。事後に知ったところであるが、当該契約は形式から内容まで中国の法律の規定に符合しないものであり、審査・認可機関の認可も得ていなかった。従って、X は、1990 年 9 月 8 日と 11 月 8 日に Y に当該契約の無効を通知した。しかし、Y は、合弁契約が依然として有効であるときに傘下の単位が合弁企業の水源を断ち、合弁企業は 1990 年 10 月 21 日に全面的に生産が停止し、巨大な損失が生じた。
仲裁判断	a　X の仲裁申立を棄却する。 b　X は、Y に人民幣 96 万 2500 元と利息を支払うこと。利息は 1990 年 10 月 21 日から年利 8%で計算するものとする。 c　本件の仲裁申立費用および仲裁反申立費用は、すべて X が負担せよ。

仲裁判断の理由	仲裁委員会の意見 a　仲裁委員会は、2 回の審理を行うとともに、双方が提出した書類により、本件の争点の 1 つは、双方が 1990 年 8 月 22 日に調印した契約書の効力にあると認定した。 仲裁委員会は、双方が合資企業経営期間中に Y が派遣した董事長の提出した辞職願、中外双方の高級管理人員の賃金待遇および出資問題に関して紛争が生じ、協議の結果、上述の契約書が締結されたことに注意した。当該契約書は、合弁契約から派生するもので、合弁契約の改正にあたるものであり、その本質は Y がすべての出資額を X に譲渡するものであり、このような譲渡は中国の法律で許されているものである。X は、契約書は威嚇された下で締結された無効なものであると主張する。証拠による証明もなされず、この主張は成立しないものと考える。 契約書の調印の後、Y が合資から撤退し、かつ、企業の帳簿を移管した。契約書の規定によれば、Y は海珍食品有限公司の債務および経営の過程で生じた欠損を負担しない。X は Y のすべての持ち分を購入し、かつ、独資経営に同意する。X は 1990 年 8 月 22 日から 1990 年 10 月 21 日の期間において、一貫して海珍食品有限公司を独資経営することに同意している。 仲裁委員会は、当該契約書が合弁契約の原審査・認可機関の認可を得ていないことに注意した。しかし、現有データおよび双方の陳述からすれば、Y が独資企業の申請に関する関係手続きに責任を負わなければならないという妥当性は見あたらず、責任は X にある。その理由は、双方が契約書に調印した後、X が独資企業を経営するものであり、独資企業の申請に関する関係手続きは、X が自ら行わなければならず、Y はこれを支援することはできるが、義務はない。X が自らその必要な手続きを行うことができないことにより、双方の約定を否認し、承諾を撤回する理由はない。 従って、仲裁委員会は、契約書は十分に双方の約定および承諾を表明したものであり、約定および承諾により任意にこれを撤回するようなことはできないものであり、当該契約は継続執行しなければならない。X は、被申立人に人民幣 96 万 2500 元を支払い、かつ、合理的な銀行の利息を支払わなければならない。ただし、滞納金はこれを免除する。 b　X は、威海水域は江瑶柱を養殖する条件を備えていないというが、このことに関して有力な根拠はない。また、これに反して、被申立人は 1 通の書面により、威海水域は年平均水温が 24℃ 以下であり、江瑶柱の養殖に完全に適していることを証明している。 c　断水問題については、ここに明確な 2 点がある。第 1 は、断水の発生は、X が海珍食品有限公司の独資経営期間に発生したものであり、第 2 は、断水問題は X が独資経営する海珍食品有限公司を 1 法人として、もう 1 の法人、すなわち第 3 者との間で生じた紛争であるということである。本件と Y とは無関係であり、本件については仲裁委員会の審理範囲には属さない。

（出所）朱建林「合資還是独資？」『仲裁与法律通訊』中国国際経済貿易仲裁委員会、1993 年 8 月、28-32 頁

a　合資は、2 以上の中外当事者が「中外合資経営企業法」の関係規定により、主管部門の認可を得た後に成立する企業法人であり、中外当事者が公司の株主として出資比率により権利および義務を享受するものである。一方、独資は外国側当事者が「外資企業法」および関係法規により主管部門の認可を得て中国国内に設立されるもので、その資本のすべては外国側当事者が投資する企業法人である。

b　上述の案件からみれば、双方は合弁契約を執行する過程で紛争が生じ協議した結果、一方の持ち分をもう一方に譲渡した契約書である。事実上、当該契約書は主管部門の認可を得てはおらず、その原因は中国側にあるのではなく、外国側がいうところの契約が認可されないのは、中国の法律に符合していないからである。しかし、これにも具体的な理由がなく、またいかなる補助的な方策も講じ

られていない。当該契約書の調印の後、第 2 日目に中国側人員はすべて当該公司から撤退し、外国側が実際に当該公司の財務を含んだ一切の経営活動をコントロールしている。当該契約が執行できないのなら、現状を回復しなければならないところである。しかし、外国側が実際に独立して当該公司を経営した 2 カ月間に経営に重大な欠損が生じ、現状を回復した場合には、誰がこれを負担すべきであるかという問題が生じる。もし中国側が、外国側が契約義務を履行する前に当該公司から撤退しておらず、かつ経営管理に参与している場合には状況は異なると考えられる。しかし、事実はそうではない。従って、原状回復の処理については、双方が合資の状態にあると認定した場合には、その結果は中国側の利益を損することになり、これは事実上も法律上も認められない。

c　上述の契約書は、双方一致した意思により締結されたもので、一方がその持ち分をもう一方に譲渡したのは中国の法律でも認められるところであり、独資経営も中国の法律が認めるものである。約定および承諾によりこれを撤回することはできず、契約書は有効である。X はこれを執行しなければならず、さもなければ中国側が外国側を信頼して契約書の中で承諾したことにより被った経済損失は補償されることはない。

会社の運営や董事に関する条項は合弁契約の中でも重要なものであり、新しい合弁会社の方向性を決めるという意味からは董事長の権限、董事会の招集、定足数、議決権、決議方法（普通決議と特別決議）、董事の選任などについて、契約書の中で詳細に決めておくことが望ましい。なお会社定款のほかに、董事会規則なども作成しておいた方が良いと考えられる。

外資企業の場合には董事会を設置しなくともよい。董事会を設置しない場合、企業経営に関わる事項は投資者が決定することができる。ただし、登記上、董事長が存在するか、執行董事（1 名）という名義で会社の代表権を有する者を明らかにしておくことが必要である。董事会を設置する場合にはいかなる決議事項を規定するか、この場合の決議方式をどうするかについては、合弁企業と同じでよいか否かについて慎重な検討が必要である。投資者が実質的にすべて決定できるように規定しておくことが必要になる。

事例 11　パートナーとのトラブル（その 2）

―中国側が日本側に対して秘密裏に中国側親会社のコストを合弁会社の負担とさせていたなど不正行為が判明し、董事会で解散の決議

当事者	日本 B 社（出資比率 58%）現金、機械設備 中国 C 社（出資比率 42%）既存の工場の一部と機械を現物出資
撤退理由	事業開始 2 年後に問題が発覚。合弁 A 社から輸入した製品価格が他社に比べ割高であった。調査の結果、中国側企業 C 社の負うべきコストを、合弁 A 社が負担させられていることが判明した。具体的には、①工場用地、建物、一部の設備が曖昧に共用され、中国側 C 社の生産コストが B 社のそれに付け加えられている。②中国側 C 社が負担すべき定年退職者の年金などを、合弁 A 社の従業員福利費用などで捻出。③「乱収費」（当局により正当でない名目で徴収される各種費用）を無抵抗で支払っていた。④董事長等中国側派遣社員も個人的に経費を流用していた。
処理方法	現地での事前交渉として、対外経済貿易委員会、工商行政管理局、税務局への挨拶、情報収集、事前交渉、現地の会計士、弁護士との事前準備を行い、次いで合弁 A 社における部課長級幹部、一般社員へのヒアリングをした。 中国側 C 社、および乱収費を徴収していた市の某局に対しても事前交渉をした。各方面での事前交渉の後、董事長との本格交渉を行った。

処理結果	董事会開催：董事全員の同意を取りつけることに成功し、全員一致で解散決議 ↓ 行政側の協力も得て、同一市内に独資企業を設立することに成功

（出所）「中国からの企業撤退手続について」『アジアレポート』1998 年 10 月号、日本債券信用銀行

＜コラム：企業の重荷：「乱収費」の問題-中国の投資環境改善の一課題＞

①　「乱収費」の現状

国家計画委員会（現在は、国家発展改革委員会）が行なった調査では、自動車購入、登録、使用の過程で徴収される費用項目は５類 50 項目余があった。交通、財政、公安、工商行政管理、都市建設、技術監督、環境保護、教育、環境衛生などの 10 数の部門が、非営業の自動車に対して課す費用は、自動車価格の 43%にもなり、営業用自動車ではこれ以上であるという。

企業の負担には、法令で定められたものと、規定のない不合理な行政機関による費用徴収とがある。正規のものでさえ、中央・地方政府の各種税が 20 種余りあり、地方政府の規定による賦課金が 100 種余りもある。名目の定かでないものが、数千種もあるのである。こうした費用の負担率が、企業の純収入の 9 割近くにものぼる。集団所有企業では６～７割といわれる。

②　「乱収費」に対する対策

1997 年 7 月、党中央と国務院は、企業に対する勝手な費用、罰金の徴収や各種の負担金を賦課することを禁止する決定をし、これにより企業の負担は若干軽減されてきている。

1998 年 3 月末現在、企業に対する不合理な費用負担の廃止は、第 1 次分で中央部門が 277 件、132 億元、各省・自治区・直轄市が 2,028 件、95 億 3,000 万元、地区・市以下の政府が 1 万 8,261 件、136 億 2,000 万元の規模に達している。第 2 次廃止項目は、中央部門で 120 億元になるとされている。

図表 3-1　1990 年以降取り消された各種費用徴収項目（合計 306 項目）

費用徴収部門	取消件数	取消された主な費用徴収項目
公安部門	33 件	特定業種・文化娯楽場審査費、交通安全宣伝費、交通事故危険担保金など
労働部門	8 件	労務許可証、待業（失業）証費、職業紹介許可証、施工企業臨時工使用管理費など
人事部門	3 件	幹部退職証費、幹部・職工配転手続費など
交通部門	37 件	改札サービス費、旅客治安費、道路運輸証年度審査費、客船甲板観光費など
郵便部門	7 件	省以下の政府が認可した郵便付加費、長距離電話・市内電話費用徴収状況調査・コンサルティング費など
銀行部門	9 件	銀行口座開設許可証費、口座開設手数料、融資諮問費、企業信用等級評価費など

民間航空部門	12 件	空港トイレ衛生費、空港安全検査費、チケット予約費、貨物安全検査費など
司法部門	2 件	緊急公証手続費、弁護士事務所審査・認可費
民政部門	4 件	福祉企業等級認定費、社会福祉企業年度検査費など
工商管理部門	7 件	各種年度検査費、個体戸経営（営業許可証）担保金、企業法人登記公告費など
建設部門	37 件	商品住宅交易管理費、都市へ来る自動車の強制洗車費、水道設置管理費、移転安置費、道路汚染費など
国土部門	17 件	国有土地割当費、非農業建築用地使用費、土地紛争事件調査費、土地境界測量費、土地測量費など
国有資産部門	1 件	資産評価機構管理費
電力部門	18 件	停電対策費、臨時停電電話回答服務費、ユーザーの計画外検査・メンテナンス費など
上記のほか、計画出産部門（4 件）、衛生部門（7 件）、鉄道部門（41 件）、教育部門（21 件）、婦女連合（1 件）、ラジオ・テレビ・映画部門（2 件）、水利電力部門（5 件）、農業機械部門（1 件）、林業部門（4 件）、地質鉱産部門（1 件）、無線電信管理部門（1 件）、文化部門（1 件）、環境保護部門（1 件）、会計審査部門（1 件）、統計部門（1 件）、体育部門（1 件）、対外貿易部門（4 件）、外事部門（1 件）、機密保護部門（1 件）、税務部門（1 件）、国務院関係部門（3 件）、地方政府（5 件）がある。		

（出所）国家発展改革委員会費用徴収管理司『法制日報』1998 年 5 月 22 日より

4　経営範囲にかかわる問題

事例 12　涉外仲裁判断を社会公共の利益に反するとして執行拒否した事案

法　　院	鄭州市中級人民法院（1992 年 9 月判決）
当 事 者	原告：開封市 X 服装廠（X） 被告：河南省 Y（集団）公司（Y）
事実関係	X および Z 貿易（香港）有限公司（訴外、以下 Z）と Y の 3 者は、1988 年 8 月 9 日に「中外合資（合弁）経営河南開大服装有限公司契約」に調印した。同年 9 月 28 日、河南省人民政府（外経委）は、当該合弁企業の営業許可書を交付した。ここに河南開大服装有限公司（以下、「開大服装」という。）は設立を許可され、その写しは対外経済貿易部に送付された。同年 10 月 25 日、当該合弁公司は、営業許可証を取得し、正式に営業を開始した。 開大服装の出資比率は、X が 30%、Y が 40%、Z が 30%で、服装の加工輸出型の合弁企業である。董事長は Y より、副董事長には X および Z より就任し、総経理には X の工場長（副董事長を兼任）が就任している。契約書第 15 条は、Y の主要責任として、「X とともに合弁企業の申請手続を行う。」、「第 1 年目、第 2 年目に各々毎年対米服装輸出割当 6 万ダースを合弁企業に供与し、第 3 年目から第 10 年目までの間は 7 万ダース供与する。」という規定をしている。また、契約書第 18 条は、合弁企業が生産する合格製品は 100%輸出すると規定し、契約書第 19 条は、「Y は合弁企業の輸出を代理し、また、販売総額の 8%を輸出割当および輸出代理費として取得する。」と規定する。 経営を開始してから 9 カ月後の 1989 年 10 月、Y より契約に基づく合弁企業への輸出割当を提供することができない旨の申し出があった。その理由は、国が三資企業（合弁・合作・独資企業）には割当を使用することができないと規定しているからであるというものであった。同時に Y は、合弁企業の 74 万ドル相当の商品を差し押さえると同時に、漸次、合弁企業への生産発注を取りやめた。そのため「開大服装」は、生産を継続することができなくなり、流動資金も逼迫するに至った。 一方、Y は紛争の発生後、鄭州に出張所を設立し、合弁企業の名義で輸出契約を対外的に締結した。しかし、その契約の写しは合弁企業の総経理や財務部門にも開示されることがなく、成約額もわからない状態だった。 かかる状況下、当事者間に紛争が生じた。省市の各関係部門による調停が行われたが、当該調停が成立しないことから、1991 年 4 月、契約の規定に基づき CIETAC に仲裁の申立をした。仲裁廷が 91 年 8 月 1 日、12 月 9 日の 2 回開催された後、1992 年 1 月 25 日に一部、4 月 20 日に最終判断がなされた。最終判断は、「合弁契約は法に基づき成立したものであり、有効と認定される。Y は 5 月 20 日までに履行を求めると同時に経済損失も賠償しなければならない。」というものであった。 しかし、Y は仲裁判断を自ら履行することがなかった。故に、1992 年 5 月 28 日、X は、鄭州市中級人民法院に強制執行の訴えをした。
判　　決	原告 X を申立人、被告 Y を被申立人とする CIETAC が行った仲裁判断に基づいて、原告 X が被告 Y に対して強制執行をすることを認容しない。

（出所）宋航『国際商事仲裁裁決的承認与執行』法律出版社、2000 年、231 頁

開封市 X 廠 v. 河南省 Y 公司事件の事実関係

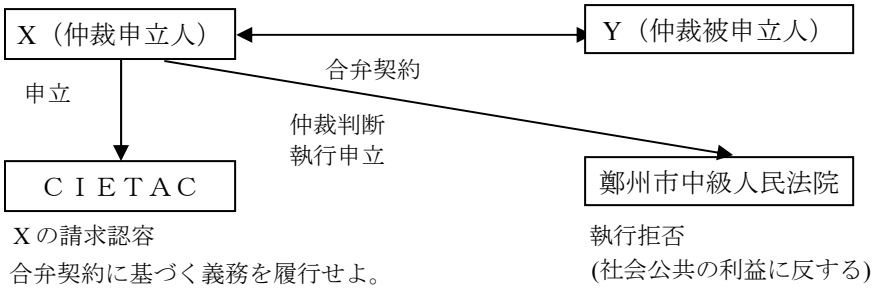

法院は CIETAC の仲裁判断の強制執行申立を認容しなかった。

この理由は X と Y の合弁契約の有効性を認めなかったからである。合弁契約の有効性を認めなかったのは、当該合弁契約中の輸出割当条項が中国政府の割当に関する政策、法規に違反するものであり、国の利益および経済貿易の秩序に影響を及ぼすものであり、同時に米中貿易関係にも影響するものであるからである。

鄭州市中級人民法院が渉外仲裁判断の執行を拒否した根拠は、「割当の売買は絶対に禁止されている。これ（合弁契約において割当の売買をしたこと）は割当に関する政策、法規に違反するものであり、国の利益および経済貿易の秩序に影響を及ぼすものであり、同時に中米貿易関係にも影響するものである。」ということである。

渉外仲裁判断の内容が法律の何に反するのか、明確な根拠条文は示されていない。しかし、「国の利益および経済貿易の秩序に影響を及ぼす。」という表現から、民事訴訟法 260 条 2 項を根拠とした執行拒否の事案であると指摘されている（宋・承認与執行、231 頁）。

鄭州市中級人民法院の裁定は正しいといえるか。正しいとは言えないだろう。鄭州市中級人民法院の裁定の根拠は、2 点である。第一に、割当の売買は国の利益および経済貿易の秩序に影響を及ぼすということである。第二に、これは中米貿易関係にも影響するということである。

第一の、割当の売買は国の利益および経済貿易の秩序に影響を及ぼすということに関してはどうか。鄭州市中級人民法院は、なぜ国の利益および経済貿易の秩序に影響を及ぼすというのか。その根拠は、割当売買がこれを禁止する政策、法規に違反するからであることと考えられる。これは国の利益に反するのか。政策、法規に違反したというのなら、合弁契約はなぜ認可され、営業許可証を取得できたのか。この限りにおいては、政策、法規に衝突があることにならないか。また、国の利益とは何か。その基準はあるのか。明確な基準は定められていない。割当制度に関して考えても、そもそも割当の意味は、(1)中国国内で需要のある製品が安易に海外に輸出されないように数量を管理することや、(2)中国製品が大量に海外に輸出されると国際市況に大きな影響があると考えられる場合に各国の取決めで輸出数量を制限しようとすることにある。この趣旨からすれば、中国全体で数量がコントロールされていれば、国内の当事者間での割当の融通が、国の利益や経済貿易の秩序に影響するということはないといえる。

第二に、中米貿易関係に影響するか。合弁企業内で割当が売買されても中国から米国への絶対的な輸出量が増えることはない。第一の理由と同じである。従って、中米貿易に影響があるとはいえない。

以上から宋航（湖北省武漢市中級人民法院裁判官）は、「（鄭州市中級人民法院には）国の利益という理由の濫用がある。」（宋・承認与執行、231 頁）という。濫用とは如何なる状態か。宋航の趣

旨は次の通りである。すなわち、仲裁判断の執行拒否という裁定をすることに関しては、明確な判断基準によることが必要である。国の利益というあいまいな判断基準をもって安易に執行拒否裁定をすることには慎重でなければならない。国の利益や経済貿易秩序に具体的な影響があると認定されなければ、執行拒否裁定はすべきではないということである。

本件に関して最高人民法院は 1992 年 11 月 6 日に河南省高級人民法院に対して、「当院の審査、認定するところによれば、鄭州市中級人民法院は、仲裁判断が国家の経済利益および社会の公共利益に重大な損害を及ぼすものであり、国家の対外経済貿易秩序にも甚大な影響を与えるがゆえに仲裁判断の執行を認めないというが、こうした裁定は不正確である」との書簡を送っている。また、「投資環境を改善する上で重要なことは、法制のソフト環境を整備することであり、法をもって三資企業の合法的権益を保護することである」と述べている。この最高人民法院の書簡により、最終的にこの鄭州市中級人民法院の裁定は否定された。そして、最高人民法院により CIETAC 仲裁判断の執行判決が下された。

5　企業の運営

事例 13　合弁企業内における内部経営請負契約の有効性が争われた事案[11]

仲裁機関	南京市労働争議仲裁委員会
当事者	申立人：朱某ほか 101 名（X） 被申立人：南京××中外合弁タクシー有限公司（Y）
事実関係	1992 年 2 月、Y は、3 年以上の運転歴のある従業員を正社員として採用する旨の一般公募をした。同年 4 月 8 日、101 名の運転手（以下 X）が採用され、Y と「車両リース方式による経営請負契約」を締結した。当該契約は、「X は、Y に毎月 1 人当たり請負ノルマ 5400 元を上納し、ノルマの超過達成分は税金を控除した後の額を Y と逐年 5 対 5、7 対 3、9 対 1 の割合で分配する。Y は X に毎月 500 元の支払いを保障し、X はこれを給与、各種手当、医療費、燃料費、材料費および道路通行料などの支出に充てる。請負契約期間満了後は、X が当該契約の継続を望む場合には、請負ノルマを 25%減じ、超過達成部分の分割比率は不変とする。Y が原車両の売却処分を決定した場合には、X に売却処分価格の 10%を請負奨励金として支払う。」というものであった。 1993 年 5 月に Y は勝手にこの請負ノルマを 7,000 元に引き上げたところ、X の反対により、7 月に 6,000 元に減じた。 1995 年 3 月 31 日、Y は X に請負わせている車の引き取りを決定した。そして、X が継続してタクシー業を行いたいのであれば、各人に 6 万元で使用権を売却するが、個人タクシーとはせずに、Y 系列タクシーとして経営するものとし、X の当該車の使用権は 2 年間に限るとした。さらに、2 年間、X は Y に毎月 3,000 元を支払うことと定めた。Y は、X がこの請負を拒否するなら解雇するものとするとした。 1995 年 4 月 6 日、X は、南京市中級人民法院（以下、「法院」という。）に Y の違約および経済損失補償 100 万元を求める訴えを提起した。しかし、1995 年 5 月 15 日、法院は X の提訴を却下した[12]。却下理由は、XY 間の紛争は労働紛争であり、関係労働部門の仲裁に付託されるべきであるからである。 そこで、X は、南京市労働争議仲裁委員会に仲裁申立をした。
判　断	原労働契約および経営請負契約は適法であり、有効である。双方当事者は労働契約および経営請負契約による履行をせよ（タクシーの使用権を 6 万元で売却し、Y 系列タクシーとして経営するものとし、X の当該車の使用権は 2 年間に限り、かつ、2 年間、X は Y に毎月 3,000 元を支払うという契約を認容した）。

[11] 劉国福・管建国編『民商法典型案例解評』法律出版社、1997 年、291-295 頁。
[12] 法院の却下裁定において、事案受理費 5,050 元は X が負担せよとされた。

＜判断の分析と検討＞

X と Y との契約関係について、労働契約と経営請負契約の 2 つがあるが、労働契約に関しては当事者の主張の中に詳しい言及はない。仲裁廷は労働契約を有効と認定し、この有効性の認定基準として適法であることを述べている。

そこで第一に、この点について検討する。労働契約は労働者と雇用単位とが労働関係を確立し、双方の権利および義務を明確にするために、締結するものである。労働契約は必ず労働者と雇用単位との間で締結しなければならない（労働法 16 条）。「外国投資企業労働管理規定」（1994 年 8 月 11 日発布、同日施行）においても、8 条 1 項前段において「労働契約は、従業員個人と企業とが書面により締結する」と規定されている。そして、労働契約は締結により直ちに法的拘束力を有する（労働法 17 条）。締結の形式は書面によらなければならず、以下の条項を設けなければならない（労働法 19 条）。すなわち、①労働契約期間、②業務内容、③労働保護および労働条件、④労働報酬、⑤労働規律、⑥労働契約終了の条件、⑦労働契約違反の責任である。この①～⑦は、絶対的記載事項である。この他に任意に条項を加筆することも認められる[13]。本件において労働契約は存在する。この労働契約については、「労働契約鑑証実施弁法」（1992 年 11 月 1 日施行）により、労働行政部門の管理・監督を受ける。管理・監督を受けるという意味は、企業が作成した労働契約は必ず労働行政部門（具体的には、企業所在地の労働局）に届け出て、労働契約の内容に関する適否につき審査・認可を受けなければならないということである。労働契約の内容に関する適否とは、当該労働契約が①中国法、政策に適合しているか否か、②自由平等の意思の下に締結される内容といえるか否か、③双方の権利・義務は明確であるか否かということである。本件においては、当事者間の労働契約は、適法に労働管理部門に届け出られ、その内容について審査・認可を受けたものと考えられる。従って、仲裁廷は、労働契約の有効性を認定したのである。

第二に、経営請負契約についてはどうか。仲裁廷は、経営請負契約について有効と認定し、この有効性の認定基準として適法であることを述べている。しかし、適法であるか否か判断基準は示されていない。労働契約は、労働管理部門の審査・認定を受けるのに対して、経営請負契約は合弁企業内部の契約である。では、この内部の契約の適否を判断するにはどうすればよいのか。X の訴えを却下した南京市中級人民法院は、合弁企業内部で取り決められた経営請負契約は労働契約であるから労働争議仲裁委員会において判断すべきことであるとした。このことから、経営請負契約の適法性を判断するのは、労働法の規定によるのが適切といえる。

労働法 17 条 1 項は、「労働契約の締結および変更は、平等、自由意思、協議一致の原則に従わなければならず、法律、行政法規の定めに違反してはならない。」と規定する。内部の経営請負契約が、平等、自由意思、協議一致の原則に従って締結されたか否かは、1993 年 5 月に Y が勝手にこの請負ノルマを 7,000 元に引き上げたところ、X の反対により、7 月に 6,000 元に減じたという事実認定から、XY 双方の協議の結果、約定されたものであると認定できる。このような判断から、南京市労働争議

[13] 例えば、重要な事項として、営業秘密の守秘義務（労働法第 22 条）などを規定しておくべきであろう。

仲裁委員会は合弁企業内部でXとYとの間に交わされた経営請負契約を有効であると認定したのであろう[14]。

本件から判断できることは、中国人の契約意識は低いといわれることが多いものの、当事者の自由意思による契約が重視される方向に進んでいるのではないかと評価される。日本企業としても、中国企業との取引上の契約や現地投資企業内における従業員との労働契約などについて契約の重要性を認識し、十分に注意を払った契約を作成することが必要である。

なお、労使紛争およびこの場合の労働契約に関わる問題については、第6節で詳述する。

6　（日中）合弁事業の解散・撤退事由

日中合弁事業の解散・撤退を考える場合、まず、撤退の理由は何かを考えることから始めなければならないだろう。

解散・撤退の理由としては、一般に、①販売不振、②需要の見誤り、③競争激化、④賃金上昇、⑤パートナーとの対立、⑥現地化要求、⑦税制の変更などといった順で考えられる。

合弁会社の解散は、①合弁期間の満了に伴う解散と、②満了前の解散に大別できる。事業期間満了に伴う解散は、どちらかといえば円満な解散であるといえるかもしれない。手続上、期間満了前の解散・撤退に比べトラブルが少ないからである。従って、時には手続上は円満と表現できるということにもなるのかもしれない。仮に合弁期間満了前に当事者間にトラブルがあっても、期限が来てしまい当事者双方が事業の継続を望まなければ解散手続に入らないわけにはいかない。この意味からは解散するとか解散しないとかということで紛争が生じる余地はないからである。

問題となるのは、やはり合弁期間満了前の解散ということになるであろう。この時にも合意による解散と合意によらない解散の2つに分けることができる。一方の合弁事業からの撤退・解散をもう一方が認めたくなくとも、これを容認せざるを得ないこともあろう。このような場合でも渋々の同意があれば任意の解散であり、合意の解散であるといえよう。合意によらない解散は、任意の解散ではなくなる。合弁企業から撤退したい、あるいは合弁企業を解散したい当事者は、法的手続の申請をすることになるだろう。合弁契約の紛争処理条項に基づき国際商事仲裁に仲裁の申立をするとか、人民法院に解散命令の申請をするとか、あるいは合弁企業が債務超過で当事者が自ら人民法院に破産の申請する場合などが考えられる。

---

[14] ただし、1995年3月にYがXに請負わせている車の引き取りを決定し、Xが継続してタクシー業を行いたいのであれば、各人に6万元で使用権を売却するが、個人タクシーとはせずに、Y系列タクシーとして経営するものとし、Xの当該車の使用権は2年間に限るとし、さらに、2年内にXはYに毎月3,000元を支払うことと定めたこと、およびYはXがこの請負を拒否するなら解雇するものとするとした事に関しては、XYの約定があるとは認められないのではないかという疑問がある。労働契約の解除要件は労働法25条により、以下の通り規定されている。すなわち、「労働者に次の各号の状況のいずれかがあるときは、雇用者は労働契約を解除することができる。(1)試用期間中に雇用条件に不適合と証明されたとき、(2)労働規律または雇用者の規則制度にはなはだしく違反しているとき、(3)はなはだしく職責を失当し、私利を図り、雇用者の利益に対して重大な損害をもたらしたとき、(4)法により刑事上の責任を追及されたとき」である。この規定に照らして上記の事案を検討する場合、内部経営請負契約の変更の有効性には疑問があるといえる。

事例 14　債権譲渡にかかわり生じる争点

―合弁企業からの撤退時の債権譲渡

仲裁機関	中国国際経済貿易仲裁委員会（CIETAC）
当事者	申立人：北京Z公司（Z） 被申立人：海南某公司（X）
事実関係	1996年4月28日、XとYは、「Aクラブ共同投資・経営契約書」を締結し、共同投資し、Aビルを修築し、レストラン、娯楽施設の経営、および日用雑貨、食料品などの卸、小売業を行うことを約定した。 しかし、その後、経営状況が悪いことから双方は2001年11月21日に共同投資・経営契約書の終止を約定し、この協議書において「Xは A ビルの 6 階部分1482.09平方メートル（共有部分 209.09 平方メートルを含む。）を 590 万元に評価し、Y に弁済する」ことが規定された。同日、Yは協議書により分筆された不動産を売却し、かつ同月 26 日に X に最低価格 200 万元以上で売却することを告知した。 ただし、この協議書調印後に、YはXにAビル6階部分の売却を委託することとしていたので、双方当事者の何れも不動産登記管理機関における所有権移転登記を行っていない。 2002年8月21日、Yと北京Z公司（以下、「Z」という。）は、債権譲渡契約書を締結し、Yが1996年4月28日に締結した「Zクラブ共同投資・経営契約書」および「2001年11月21日の協議書に定められているYの債権（Xの債務590万元のほかに支払遅延違約金および当該債権実行費用を含む。）の全部をZに譲渡することを約定した。 2003年4月2日、Zは債権者として、Xを相手取って債務の履行を求める訴えを提起した。
判　　断	申立棄却

（楊嬌健「対一起聯営合同糾紛的法理分析」『仲裁与法律』2003年第3期、2003年7月、116-119頁）。

実務上の問題として、一般にどのようなことが生じるか。契約書が十分に検討されていることは少ないようである。このために本件に当てはめて言えば、以下のような問題が生じるという。XとYとの間の弁済協議において約定されたのは、(1)Yは Aビルの 6 階の所有権を取得したのか、(2)590 万元の債権を取得したのかということである。上記事案では、(1)または(2)の何れとも解する余地がある。しかしながら、(1)と(2)とではこれによって生じる法的効果がおよそ異なるといえる。

上記事案、実務上に生じる問題に関して、以下の法的争点が指摘できる。

(1)　XとYとの間の債権債務関係をいかに認定するか

XY 間の契約は合弁契約である。合弁契約においては、XY 双方は共同経営し、損益も共同で負担する。契約解除後は、会社の財産を清算した後に余剰があるときには、出資比率により利潤を分配する。

このような規定からすると、Y が X に対して有する債権は、A ビル 6 階部分の所有権であり、590 万元の債権ではないとするのが適当である。

(2)　YとZとの間の債権譲渡契約書の効力について

上記の分析から、YとZとの間の債権譲渡契約書の効力について、以下の2つの解釈ができる。

第一に、上記の(1)により、YはXに対する債権を有していない。従って、YとZとの間で交わされた債権譲渡契約書は無効であるというものである。

第二に、YとZとの間の債権譲渡契約の客体はAビル6階部分の所有権である。このように認定される場合、Y と Z との間の契約関係は、所有権譲渡契約であると認定することができるというものである。しかしながら、YはXにAビル6階部分の売却を委託することとしていたので、双方当事者の

何れも不動産登記管理機関における所有権移転登記を行っていない。契約法第 51 条により、「処分権のない者が他人の財産を処分した場合、権利者の追認を得たかまたは処分権のない者が契約締結後に処分権を取得したときは、当該契約は有効である。」と規定されている。ところが、YZ 間の契約に関してみると、Y は X の財産を未だ処分しておらず、X による追認という条件を満足していない。従って、YZ 間の契約は未履行契約であるといえる。この場合、X と Z との間にはいかなる法的関係もないとされ、Z には X に対する訴権はないと認定される。

中国では経営不振の国有企業を私営企業に売却する動きが広がっている。また、この動きを拡大するために M&A もしやすくするような政策も出されている。中国進出外資系企業が撤退のために債権を譲渡することのほかに、逆に債権を譲り受け中国事業展開しようとする動きもある。

このときに留意しなければならない問題として、本件のような実務上の問題と法的問題が存在する。中国は WTO 加盟により急速に法整備を進めている。しかし、中国では債権法は起草作業中であるというものの国有資産をどのように評価し、どのように処分すればよいのかについて争いがあるために立法できていないのが現状である。わずかに民法通則第 84 条から第 93 条に規定があるのみである（合弁企業の清算プロセスは、図表 2-3 の通り）。

以上の留意点のほかに、終盤戦略の撤退障壁と撤退コストについても検討をしておく必要がある。すなわち、(1)労働者への補償、再就職斡旋、(2)土地利用に対する臨時の債務[15]、(3)設備の撤去コスト、(4)資産の処分方法、(5)顧客へのサービス継続の維持・確保、(6)企業信用の失墜の防止（他事業との関連性）などについて、どのように処理するのが適当であるかを検討しておくことである。

[15] 土地使用権利用契約が存在し、契約期間の満了前に当該契約を解約する場合、中途解約による補償金の支払が求められる。

＜参考：合弁企業の清算プロセス＞

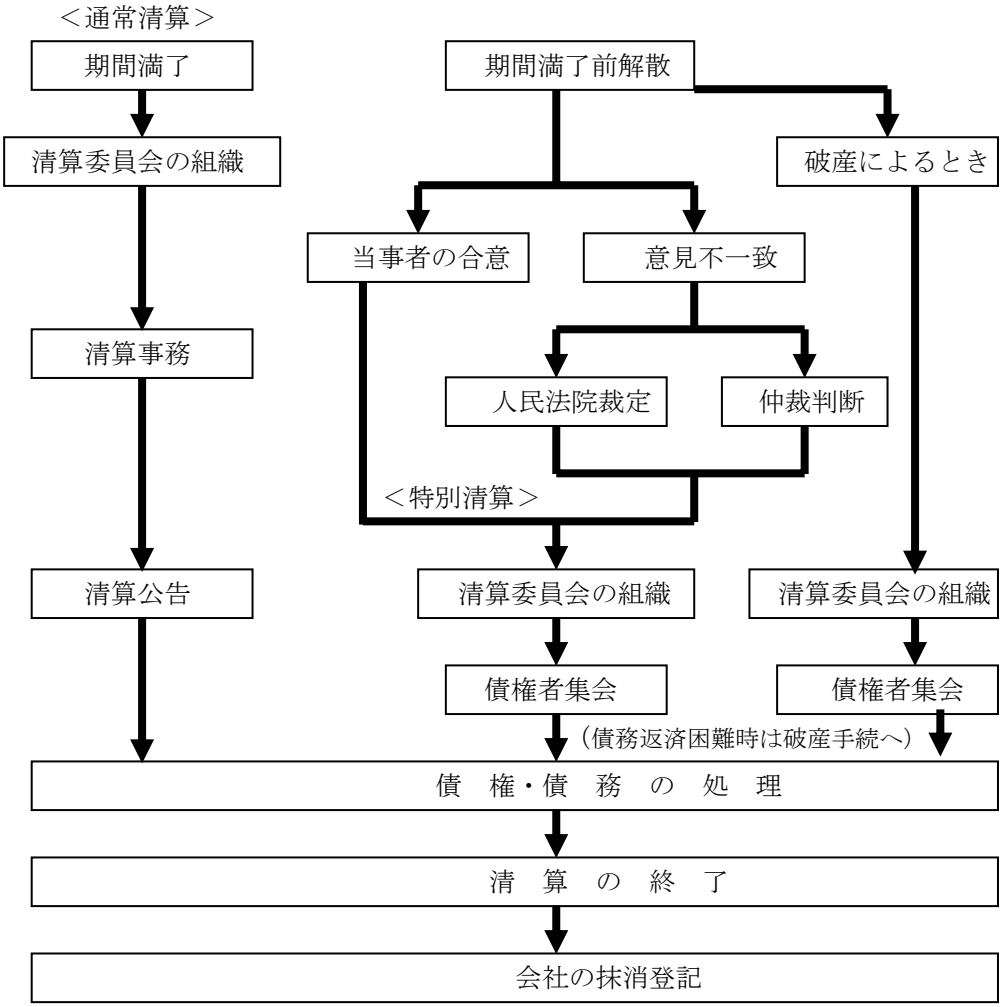

第 4 節　債権回収にかかわる紛争

債権回収の問題は中国ビジネスを行う際に頻繁に遭遇する問題の一つである。債権回収についてリスクを最小限に止めるためには、中国の関連法律に基づいた対応が必要である。

事例 15　香港某社との借入れ紛争[16]

裁判所	広州市中級人民法院
当事者	原告：香港 A 財務会社 被告：香港 B 社
事実関係	1. 香港 B 社は広州で投資を行うため、香港 A 財務会社から借入れをした。 2. 双方が貸付契約を締結し、香港の A 財務会社が香港 B 社に 780 万香港ドルを貸し付けることを約束した。 3. 香港 B 社は期限 5 年で、9 回の分割返済を行う。 4. 香港 A 財務会社が、双方が約定した通りに貸付を全額履行した後、香港 B 社は 169,537.39 香港ドルの利息を返済しただけで、残り 1,000 万香港ドル余りの元金と利息を期限が過ぎても返済しなかった。 5. A 社が数回に亘り返済を催促しても効果が無かったため、広州市の中級裁判所に訴訟提起した。
裁判所判決	香港 B 社は契約の約定により、香港 A 財務会社から借入れた元金と利息を返済すること。期限が到来しても返済されなかった借入れに関し、契約の約定に沿って複利の利息とペナルティを支払うこと。

＜分析＞

本件の当事者双方は香港地区の登録法人であり、しかも契約の締結および履行の場所はすべて香港にあるため、通常は広州市の裁判所は本件に対し管轄権を持っておらず、香港の裁判所の管轄に委ねるべきであったが、本件の場合、広州市中級人民裁判所は「応訴管轄権制度」に準拠し管轄権を取得した。「応訴管轄権制度」とは、中国渉外民事訴訟法に採択されている制度で、渉外民事訴訟の中で被告側が裁判所の管轄権に異議を申し立てず、且つ応訴した場合には、被告側が裁判所に管轄権があることを認めたことになるという制度である。

本件の場合、B 社は轄権に対し異議を申し立てず、しかも広州市中級人民法院に応訴したため、B 社が広州市中級人民法院に管轄権があることを認めたと見なされた。

ただし、本件では、A 社にとって香港の裁判所に提訴するより、中国大陸の裁判所に提訴することの方が訴訟リスクが大きい。

事例 16　代理費の払い戻しをめぐる紛争[17]

当事者	A 社：日本A社 B 社：中国B社
事実関係	1. A 社は B 社に「輸入商品安全品質許可証」の代理申請事項を依頼した。 2. A 社は約束通りに、B 社の銀行口座に代理費を振り込んだ。 3. 三年間が経っても、B 社は代理事項をやり遂げなかったため、A 社は代理事項を中止しようとした。 4. 代理費の払い戻しを巡って、紛争が起こった。

[16] 出典：中国法律検索システム
[17] 大地法律事務所の内部資料

処理方法	A 社の責任者は何回も中国を訪れ、B 社の責任者と代理費の払い戻しを巡って協議したが、結論が出なかった。A 社は中国の弁護士を雇い、協議に臨んだ。
処理の結果	代理費の払い戻しに関し、基本的な合意に達した（処理中）

【コメント】債権回収訴訟の時効に注意すべき

代理事項をやり遂げなかった場合、代理費を払い戻すのが当然であるが、B 社は A 社の要求をほったらかしにした。そのため A 社の責任者は両国の間を何回も往復する羽目になり、代理費の払い戻しのために多くのコストを費やした。

B 社が代理費の払い戻しを拒否し続けたのは、当該紛争が既に訴訟時効になったため、仮に A 社が裁判所に提訴しても B 社に不利な訴訟結果が出ることがないと判断したからである。

A 社は中国の弁護士の協力の下で、A、B 社間の当該紛争はまだ訴訟時効になっていないことを確認し B 社に指摘したため、A 社と B 社は代理費の払い戻しに関し、基本的な合意に達した。

訴訟時効に関する規定を見逃し、債権回収に失敗した事例は多々ある。中国民事訴訟法の中の訴訟時効に関する規定を確認することも一つのポイントである。

- 訴訟時効

  民事訴訟法の関連規定により、一般訴訟の時効は 2 年間、人身傷害、欠陥商品の販売、賃料の支払いの遅延又は拒否、預かり荷物の毀損又は紛失の訴訟時効は 1 年間、国際貨物の売買契約及び技術輸出入契約の訴訟時効は 4 年間となっている。

第５節　行政機関との紛争

中国で事業活動を行う外資企業は、多くの政府機関と付き合わなければならない。例えば、営業ライセンスを取得する時に、工商行政管理部門に申請を提出しなければならないし、正式に営業開始した後、税務局に税金を納めなければならない。このような付き合いの中で、もし行政機関の処分に不服があった場合、或は行政機関がその職責を果たさなかったと思った場合、一般的には行政不服申立と行政訴訟を提起し、法定の行政機関、人民法院に具体的な行政紛争を処理してもらうことができる。以下いくつかの典型的な事例を紹介する。

事例 17　仏Ｐ社が商標権侵害行為に関する広州市工商行政管理局の行政処分を不服として上訴した事件[18]

-行政的な方法による特許権侵害事件の解決

裁判所	一審：広州市中級人民法院 二審：広東省高級人民法院
当事者	上訴人（原審被告）：広州市工商行政管理局 上訴人（原審第三者）：広州市Ｘ公司 被上訴人（原審原告）：仏のＰ社
事実関係	1. フランスのＰ社はアメリカのＲ社と合意書を結び、Ｒ社が子供服（0 歳～12 歳）の製品シリーズにＰ社の商標を使用することを認めた。 2. その後Ｒ社が中国のＱ有限会社と合意書を締結し、Ｑ社が中国大陸における子供服（0 歳～12 歳）のＰ社商標の使用権を取得した。また、当該合意では、Ｑ社は中国大陸にある同社の子会社にＰ社印の 0 歳～12 歳の子供服の生産権・販売権を与えることができることが約定されている。 3. 1997 年 3 月 18 日、Ｐ社は証明書を発行し、Ｒ社および同社が指定する第三者がＰ社商標の使用権を有することを確認した。 4. 1996 年 8 月 10 日、Ｑ社が子会社の広州市Ｘ公司にＰ社印の子供服の生産と販売を委託した。 5. 1998 年年初に、Ｐ社はＸが生産販売する服の中に 165 センチを超えるサイズのものがあることを発見した。 6. Ｐ社は、サイズが 165 センチを超える服は大人服として、大人服にＰ社の商標を使用したＸの行為が商標権侵害に当たると認めた。1998 年 3 月 5 日に、中国商標事務所に委託し、上訴人広州市工商行政管理局（以下市工商局と略す）に請求書を提出し、権利侵害製品の生産停止、権利侵害製品の在庫品の差し押さえ、権利侵害標識の差し押さえと廃棄、並びに権利侵害者への処分と損害賠償を求めた。 7. 市工商局がクレームを受けた後、事件に対し調査を行い、1998 年 7 月 14 日にＸ公司に対し 165 センチ以上のＰ社印の衣服製品六箱（227 点）、160 センチ以上のＰ社印の衣服製品四箱（210 点）を差し押さえ、実業銀行のＸ公司の口座にある計 146，027 元の預金を凍結した。 8. その後、工商局は、本件が普通の民事紛争であるとして、穂工商函(1998)321 号「広州市Ｘ公司『Ｐ社』大人服事件に関する処分の取り消しに関する通達」を出した。 9. フランスのＰ社が市工商局の決定を不服として、広東省工商行政管理局に再審を申し立てた。 10. 広東工商行政管理局が粤工商法復字「1999」第 4 号行政再審決定を下し、

[18] 出典：中国法律検索システム

	元穂工商函(1998)321 号の処分決定を維持した。 11. P社が不服として、裁判所に訴訟を提起した。
裁判所の判決	一審裁判所の判決： 穂工商函(1998)321 号「広州市 X 公司『P社』大人服事件に関する処分の取り消しに関する通達」を取り消し、被告が行政行為の見直しを行う。 二審裁判所の判決： 原判決を維持、上訴を棄却。
判決の理由	一審裁判所の見解：商標法 39 条の定めにより、登録商標の専用権を侵害した行為に関し、被害者が県以上の工商行政管理部門に処理を求めても良いし、直接人民法院に提訴しても良い。P社が第三者の X 公司がその登録商標の専用権を侵害したとして、広州工商行政管理局に申し立て、処分を求めることに不適切な所がない。 二審裁判所は、商標法および商標法実施条例により、登録商標の専用権を侵害した場合、全ての人が権利侵害者の所在地或は権利侵害行為発生地の県以上の工商行政管理機関に告訴または摘発出来ると同時に、被害者が直接人民法院に提訴することも出来る。本件の被上訴人P社は、X公司が 165 センチ以上の服を生産・販売することが「子供服」の範囲を超えたとして、X 公司が所在する広州市の工商局に、権利侵害行為への処分を求める権利を有している。P社の申立に基づいて、市工商局が法律に則り、X 公司の行為が商標権侵害に該当するかどうかを判断し、それを処理すべきである。

事例 18　羅定市 X 毛糸工場有限公司が雲浮市工商行政管理局の行政処分を不服申立した事件[19]

裁判所	一審裁判所：広東省雲浮市雲城区人民法院 二審裁判所：広東省雲浮市中級人民法院
当事者	上訴人（原審被告）：雲浮市工商行政管理局 被上訴人（原審原告）：羅定市 X 毛糸工場有限公司（X）
事実関係	1. X は法人格を持つ合資企業で、「佳美」ブランドの羊毛製品シリーズ、「亜克力」ブランドの絨毯製品シリーズを生産している。「JL FAST DRAGON」という商標を使用している。 2. 1999 年 10 月 14 日、X がG氏と「委託生産合意」を締結し、X が自社の原材料でG氏のために、5,000 枚の「雪雅」印使用の絨毯製品、並びに包装用の袋と箱を製造し、G氏が X に前払い金と代金を支払う。 3. 合意書を締結する際に、X がG氏に「雪雅」商標の登録証明書と登録人の業務委託書、「広東金豊寝具製造工場」の営業ライセンス、並びに「雪雅」印の絨毯が金賞を獲得した際の証明書などの提供を求めたが、G氏がそれらの証明書類を提供しなかった。 4. 1999 年 10 月 29 日、市工商局が市民の摘発により、ニセモノの絨毯を製造し、商標の専用権を侵害し、ブランドの標識を偽造したという疑いで、X の敷地内に保管されている「雪雅」印絨毯 340 枚と、包装用袋 147 枚を差し押さえ、事件に対し調査を始めた。 5. 市工商局が調査により、「雪雅」という登録商標は、掲東県砲台金豊寝具工場が登録した商標で、査定使用商品はシーツ、蚊帳、布団、ベッドカバーの四種類となっおり、当工場がG氏に業務委託をしたことも、X に製品の生産委託をしたことも一切ないことを明らかにした。製品に表示されている「広東金豊寝具製造工場」という会社名も、金賞獲得の標識もすべてG氏の捏造である。 6. 1999 年 11 月 26 日、市工商局は、「投機的な取引に対する行政処分に関する暫定条例」、反不正当競争法（日本の不当競争防止法に相当）および商標法の関連規定により、雲工商検処字（1999）第 37 号行政処分決定を下した。 (1) 「雪雅」印偽絨毯製品 340 枚、包装用袋 147 枚を没収する。

[19] 中国法律検索システム

	(2) 販売所得 111,112 元を没収する。 (3) 不法所得 50,000 元の前払い金を没収する。 (4) 100,000 元の罰金を科す。 7. X が不服として、広東省工商行政管理局に再審を申し立てた。広東省工商行政管理局が 2000 年 1 月 4 日に、工商局の行政処分を維持するという決定を下した。それを受け、X が行政訴訟を提起した。
裁判所の判決	一審裁判所の判決：市工商局雲工商検処字（1999）第 37 号行政処分に関する決定を取り消し、市工商局に改めて行政処分の決定を下すよう命じた。事件の受理費計人民元 9252 元は、市工商局が負担する。 二審裁判所の判決：1.雲浮市雲城区人民法院（2000）雲区行初字第 1 号の判決を取り消す。 2.雲工商検処字（1999）第 37 号行政処分決定の第（一）項、第（二）項を維持する。 3.雲工商検処字（1999）第 37 号行政処分決定の第（三）項、第（四）項を維持する。 4.本件の受理費計 18,504 元の内、市工商局が 9，252 元、X が 9,252 元を夫々負担する。
判決の理由	一審裁判所の見解：X の行為には主観的な、故意的な動機が存在しないため、当該行為は「投機的な取引行為」、「不正競争行為」に当てはまらないとした。しかし、X の行為が登録商標の専用権侵害に該当するとした。従って、市工商局の処分決定は、認定事実が明らかでなく、証拠が不十分で、事件性質に対する判断、並びに法律の適用に誤りがあるとして、その処分が不適切であるとした。 二審裁判所の見解：X には不法利益を獲得するという主観的な意図も、他社の名義を盗用し、他社の登録商標を盗用し絨毯を製造するという客観的な行為も認められるため、関連法律・規定に違反したとした。そのため、X の行為が投機的な取引行為並びに商業専用権侵害行為に該当するとして、市工商局の行政処分決定が妥当であると認めた。

行政機関に対する不服申立て及び訴訟に関する制度の概要については、巻末の（参考 3）参照。

第 6 節　労使関係に関する紛争

最近、中国では労働紛争は増加傾向にあり、中国で事業を行う外国企業が労働紛争により損失を蒙るケースも増える一方である。中国の労働に関連する法律・法規には次のような特徴がある。

1. 労働契約の締結、給料の支払、勤務時間、労働安全、女子従業員に対する保護、労働契約解除の条件、社会保険など多岐に亘るため、労働法の専門家でもないと全貌を把握することが難しい。
2. 労働者の利益の保護に重点を置いているため、労働争議の中で企業がしばしば不利な立場に立たされる。
3. 地域的な法規が多く、しかもかなりバラつきがある。

中国の関連労働法・労働規定には以上のような特徴があるため、労働法規をめぐって地元の政府機関と揉めることになり、生産活動にまで影響を受けることもある。地元労働行政部門に時間通りに罰金を納めなかったことで裁判所に銀行口座を差し押さえられ、休業にまで追い込まれた外国企業もあった。中国でスムーズに事業活動を展開し労働紛争による損失を避けることができるように、ここで労働紛争において比較的発生頻度の高いタイプの事例を幾つか紹介し適切な解決方法を提案する。

事例 19　X 氏と某電気株式会社との退職紛争
―無断退職による損害賠償

仲裁機関	地元労働仲裁委員会
当事者	申立人：某電気株式会社 被申立人：X 氏
事実関係	1. 1983 年、X 氏が学校を卒業後、某電気株式会社に就職し、研究開発を担当した。 2. 1986 年、会社が X 氏を海外に研修に行かせ、12,967.5 元の研修費を支払った。帰国後、X 氏が外国から導入した技術の消化・吸収と国産化の仕事を担当した。 3. 1992 年 3 月、X 氏が会社と 11 年間の労働契約を締結し、契約期間が 2003 年 3 月までとなっている。労働契約により、会社の研修費で研修を受けた技術者の勤務年数が最低 10 年間となっている。 4. 1995 年 4 月、X 氏が転職の申請を提出し、会社の同意を得ないまま、他の会社に転職し、技術サービスの仕事を担当した。 5. X 氏が元々の会社を離れた後、彼が担当していた YPC500F6 製品の生産量、売上と販売利益が前年同期と比べ、夫々18 台、45 万元、13.5 万元落ちた。 6. 1995 年 11 月、元の会社は、X 氏が一方的に労働契約を破棄し、無断退職したとして、地元の関係部門に仲裁を申し立て、X 氏と転職先の会社に、直接経済損失、研修費用、技術導入費用、研究開発費用など計 350 万元の賠償金を請求した。
仲裁判断	本件は調停により和解できなかったため、仲裁委員会は次のような判断を言い渡した。 1. X 氏が元々の会社で引き続き労働契約を履行する。 2. X 氏、および連帯賠償責任を負うもう一つの会社は、X 氏が元々所属していた会社に、直接経済損失、研修費用、研究開発費用など計 196,112.25 元を共同で賠償し、内、鄭氏が 58,833.68 元を負担する。 3. 申立人のほかの仲裁請求を棄却。

（出典）http://www.hr-shanghai.com. HR マネージャーサイト

＜分析＞

本件では、下記 3 つの問題に注意しなければならない。

1. X 氏は一方的に労働契約を解除した行為により違約責任を取るべきなのか。

労働契約は雇用先と労働者との間に存在している労働関係の証であり、法律に基づき締結された労働契約は法律に守られている。「中華人民共和国労働法」（以下「労働法」と略す）の 17 条は、労働契約は一旦法律に基づき締結されると法的拘束力を持つようになり、当事者は労働契約に定められている義務を果たさなければならないと定めた。これは雇用先への要請であると同時に労働者への要請でもある。中国の労働法は労働者が事前に断らなくても、いつでも労働契約を解除できる状況について明確な定めを設けている。

法律上別段の定めがある状況を除けば、労働者が契約期間中に辞職したい場合 30 日前に雇用先に知らせなければならない。ただし、何らかの原因により双方が労働契約の中で勤務期間を約定した場合、その約定に従わなければならない。すなわち、勤務期間を約定した労働関係においては、労働者は「通知により労働契約を解除する」権利を有さないことになる。また、労働部の「『中華人民共和国労働法』の実施に関する幾つかの問題に関する意見」の第 32 条は次のように規定している。労働法 31 条の定めにより、労働者が労働契約を解除する場合 30 日前に書面で雇用先に知らせるべきである。30 日間を過ぎると労働者が雇用先に労働契約の解除手続きを行うよう要請することができ、雇用先がそれに応じなければならない。ただし、労働者が法律に違反し労働契約を解除し、元雇用先に経済的な損失をもたらした場合、賠償責任を負わなければならない。本件の場合、当事者双方が労働契約の中で勤務期間を約定したため、X 氏が通知により労働契約を解除する権利を有さないことになる。それに、仮に X 氏がその権利を有しているにしても、30 日前に知らせるという義務を果たしていない。従って、X 氏の上記辞職行為が労働法と労働契約の関連規定に違反しており、相応の違約責任を負わなければならない。

2. X 氏の転職先は共同責任を負うべきなのか。

労働法 99 条は、雇用先は労働契約を解除されていない労働者を雇い、労働者の元雇用先に経済的な損失をもたらした場合、当該雇用先が連帯賠償責任を負わなければならないと明確に定めた。北京市労働契約規定 48 条は、雇用先が労働契約を解除されていない労働者を雇い、労働者の元々の雇用先に経済的な損失をもたらした場合、労働者は直接賠償責任を負うほか、当該雇用先は連帯賠償責任を負わなければならないと定めた。上海市労働契約条例 55 条は、労働契約の当事者が労働契約に違反した場合、それ相応の責任を負わなければならない；相手に経済的な損失をもたらした場合、賠償責任を負わなければならない；労働契約の当事者双方が共に労働契約に違反した場合、夫々相応の責任を負わなければならないと定めた。上記法律・法規の定めにより、X 氏が就職した新しい会社は X 氏が元々の勤務会社と労働関係を解除していない状況の下で X 氏を雇ってしまったため、X 氏と一緒に無断退職による損失に対し賠償責任を負わなければならない。

3. 元雇用先の損失はどう計算すべきか。

労働者は自分の違約行為により、雇用先のどんな損失に対して賠償責任を取るべきなのか。この問題に関し労働法には具体的な定めがないため、労働部が「労働契約に関する『労働法』の関連規定に違反した際の賠償方法」の中で次のように定めた。労働者が労働契約を解除した際に、法律規定または労働契約の約定に違反し雇用先に損失をもたらした場合、労働者が雇用先の次のような損失に対し

賠償しなければならない。①雇用先が労働者を雇う際にかかった費用②雇用先が労働者のために支払った研修費用、双方が別途約定した場合その約定に従う③生産、経営活動にもたらした直接的な経済損失④労働契約に約定されたその他の賠償費用。「北京市労働契約規定」にも似たような規定がある。これらの規定により、労働仲裁委員会は、X 氏および新会社に、X 氏が元々所属していた会社の計196,112.25 元の経済損失に対し共同で賠償責任を負うようにという判断を言い渡した。

本件の中で、労働仲裁委員会が X 氏に 30%の責任を取るようにと言い渡した根拠は何であろうか。

労働部が発布した「労働契約に関する『労働法』の関連規定に違反した際の賠償方法」の中で、次のように定めた。雇用先が労働契約を解除されていない労働者を雇い、元々の雇用先に経済損失をもたらした場合、当該労働者が直接賠償責任を負うほか、当該雇用先が連帯賠償責任を負う；その連帯賠償の比率は、元雇用先にもたらした経済損失の総額の 70%を下回ってはいけない；元雇用先に次のような損失を賠償する：①生産・経営活動にもたらした直接的な経済損失②商業秘密を獲得することにより元雇用先にもたらした経済損失。それ故、労働仲裁委員会が X 氏に 58,833.68 元の損害賠償を言い渡した。

【コメント】

本件では労働仲裁委員会が X 氏および新会社が元雇用先の商業秘密を侵害したかどうかについて言及しなかったが、このような紛争を避けるために自分の雇用行為を自制するよう注意を呼びかけたい。商業秘密を侵害したと一旦認められたら見当のつかないほどの違約責任を取らされる恐れがあるからである。「労働契約に関する『労働法』の関連規定に違反した際の賠償方法」6 条の定めにより、商業秘密侵害により元雇用先に損失をもたらした場合、その賠償範囲は不正競争禁止法 20 条の定めにより決定されることになる。

不正競争禁止法 20 条は次のように定めた。経営者が本法律の規定に違反し被害者の経営者に損失をもたらした場合、損害賠償責任を負わなければならない。被害者の経営者の損失を計算するのが難しい場合、権利侵害者が権利侵害期間において権利侵害行為により得た利益を賠償額とする；と同時に、被害者の経営者がその合法的な権益を損なった当該権利侵害者の不正な競争行為を調査するためにかけた合理的な費用も負担しなければならない。事実、不正な競争行為を調査することがかなり難しく証拠集めも中々困難であるため、それにより発生した調査費用が莫大な金額となる場合がある。「不正競争禁止法」は権利侵害者の負担する調査費用を合理的な範囲内にと限定したが、「合理的」なのかどうかは裁判者の自由裁量によるところが大きく、不確定な要素が多い。それ故、企業としては不適当な雇用行為により上記のような権利侵害責任が問われるようなことを極力避けるべきである。

事例 20　労働契約解除をめぐる契約紛争

仲裁機関	地元労働争議仲裁委員会
当事者	申立人：X 女史 被申立人：北京某合弁会社
事実関係	1. 当該合弁会社は国内外から優秀な人材を引き付けるために、従業員に手厚い待遇を与え、従業員と 10 年間の労働契約を締結することにしている。 2. X 女史が当該合弁会社に就職した際にも、会社と 10 年間の労働契約を結んだ。 3. X 女史が会社の正社員になった後、真面目に仕事をしないだけでなく、よく同僚と喧嘩し、他の従業員の仕事にも影響を及ぼすほどであった。 4. 会社の管理層は検討した結果、戒めとして、X 女史を他のポストに異動させ、それがきっかけに X 女史が仕事に精を出してくれるように期待した。 5. X 女史が新しいポストについた後も、依然としてよく同僚たちと喧嘩する。 6. X 女史の仕事振りに鑑み、部門の責任者が会社トップの同意を得て、X 女史に雇用契約解除を通告した。
仲裁判断	労働争議仲裁委員会は、雇用契約解除という会社の決定を取り消し、双方の雇用関係を回復させ、雇用契約解除から仲裁が終わるまでの間の給料を X 女史に支払うよう会社に命じた。

（出典）労働争議事例編（北京罌酵窮徨出版有限公司）P81

【コメント】

本件では合弁会社が必要な手続きをとっていなかったために、労働契約の解除の取り消しを命じられた。中国の関連法律規定により一定の条件を満たした場合には、雇主が契約期間内で従業員との労働契約を解除することができる。

本件の場合 A 社が、X 女史が仕事に不適任である証拠を集めて解雇日の 30 日前に X 女史に通告すれば労働契約を解除することが出来る。

中国の労働法、労働規定は労働者の利益保護に傾いているため、雇主が契約期間内で雇用契約を解除する権利をある程度制限している。ここで、雇主が自社の就業規則を制定し、就業規則の中でルールに違反した場合の処罰措置を明記することが望ましい。就業規則の内容は中国の法律規定の強制的な部分に違反しない限り、法律手続きを経れば雇主および従業員がともに守らなければならない行動の指針になるし、また裁判所が労働争議事件を審理する際の根拠ともなりうる。

事例 21　派遣契約解除をめぐる X 氏と上海 Y スーパーマーケットとの紛争[20]

裁判所	上海市楊浦区人民法院
当事者	原告：X 氏 被告：上海 Y スーパーマーケット
事実関係	1. 原告は Z 食品商店の従業員であり、1992 年、Z 社は被告の Y スーパーマーケットと共同経営することになり、1992 年 12 月、X は被告の Y スーパーマーケットに派遣され、Y スーパーマーケットとその後 1996 年 1 月 1 日から同年 12 月 31 日までを契約期間とする「派遣人員合意書」を締結した。 2. 1999 年 1 月 18 日、Y が X に、Y スーパーマーケットでの勤務を中止し、元の会社に出頭するように通告した。

[20] http://www.obv.cn/lfyz/2210283332.htm,労働判例

	3. X は、「派遣人員合意書」の第 6 条に定められている契約解除の出来るような状況が出現していないし、Y が同合意書の第 9 条の定めにより事前に X に通達も出さなかったため、派遣人員合意書を解除するという Y の決定が間違っていると主張した。Y は 1992 年 7 月 7 日に、Z 食品商店と「派遣人員に関する覚書」を締結しており、当覚書は派遣期間を 20 年間と定めている。1996 年 12 月 31 日以降、X が Y と派遣合意の延長手続きをしなかったものの、X の実際の派遣期間は 20 年間である。従って、Y が引き続き「派遣人員に関する覚書」を履行すべきであると主張した。 4. 被告 Y スーパーマーケットは、X が Y と締結した派遣合意は期間満了後延長されておらず、しかも X が仕事に不適任であるため、Y が派遣合意を中止することには不適切な所がなく、X の主張に異議を唱えた。 5. 当事者双方が合意に達することが出来なかったため、X が 1999 年 2 月 8 日に、上海市楊浦区労働争議仲裁委員会に仲裁を申し立てた。 6. 同年 4 月 14 日、上海市楊浦区労働争議仲裁委員会が、労働権利回復という請求を支持しないという判断を下した。
裁判所の判決	原告 X 氏の訴訟請求を棄却。
判決の理由	上海市楊浦区人民法院は審理により次のような見解を示した。X は元々Z 商品商店の従業員であり、その後 Y スーパーマーケットに派遣され、Y と「Y スーパーマーケット派遣人員合意書」を結んだ。当該合意が期間満了後、X、Y 双方が当該合意の延長手続きをしなかったが、X は Y で勤務し続けた。1999 年 1 月 18 日、Y が X に Y 社での勤務を中止し、元の会社に出頭するように通告し、Z 商品商店にも通達を出した。Z 商品商店も、書面にて X が同社に戻ることを認めた。それにより、X と Y の間の派遣関係に終止符が打たれることになる。

＜分析＞

本件は労働派遣契約による労働紛争である。労働派遣契約は通常、労働者、派遣会社、派遣先という 3 者の法律関係に関わっている。このような労働契約関係において一般的には労働者と派遣会社との間で先ず労働契約関係が発生し、派遣会社が派遣先と派遣合意に達し、労働者を派遣先に派遣する。このような労働関係の中では労働者の実際の勤務地が派遣先でありながら、その人事管理は派遣会社が行う事になる。労働者の報酬は当事者 3 者の話し合いにより決められ、その支払いは派遣会社が支払う、派遣先が支払う、派遣会社と派遣先がそれぞれの比率に応じて共同で支払うという 3 つのやり方がある。

本件の場合 X は元 Z 食品商店の従業員であり、Z 食品商店が Y スーパーマーケットと共同経営することになり、1992 年 7 月 7 日に更に「派遣人員に関する覚書」を締結した。これにより、X が 1992 年 12 月に Y に派遣され、Y と 1996 年 1 月 1 日から同年の 12 月 31 日までを契約期間とする「派遣人員合意書」を締結した。合意書が期間満了した後、X と Y の間に派遣期間延長についての合意書が別途締結されなかったが、1999 年 1 月 19 日に Y が X に勤務中止、派遣会社出頭を通告するまで、X と Y の間に派遣労働関係が保たれた。上記の事実に関し、当事者双方は異議を持っていない。本件の争点は Y が派遣労働関係を中止する権利を持っているかどうか、ならびに Y が派遣労働関係を中止する際に採用した方法が適法なのかどうかという 2 点である。

本件の場合、X は、Z 食品商店は Y スーパーマーケットと 1992 年 7 月 7 日に「派遣人員に関する覚書」を締結しており、当該覚書は契約の有効期間を 20 年間と定めているため、X と Y との派遣合意の期間も 20 年間のはずであると主張した。しかし、この X の理解は間違っている。本件では、派遣

会社が派遣先と結んだ「派遣人員に関する覚書」、並びに労働者（本件の原告）が派遣先（本件の被告）と結んだ「派遣人員合意書」という 2 つの合意が存在している。「派遣人員に関する覚書」は、両社の間に人員の派遣という事実が存在していることを示しており、当該覚書で定められている 20 年間はこのような派遣協力関係の有効期間を指しており、この期間においては両社が別途合意しなくても、当該覚書の定めにより片方に従業員を派遣してもらうことが出来るということである。当該覚書は個別の派遣人員に関する約束でなく、2 つの会社の間に発生する派遣関係全体に関する約束である。それに対し「派遣人員合意書」は労働者と派遣先とが具体的な派遣事項に関し達成した合意である。従って、「派遣人員に関する覚書」の代わりに「派遣人員合意書」により派遣期間の確定を行うべきである。それ故、派遣期間が 20 年間であるという X 氏の主張には、法律的な根拠がないことになる。

第 7 節　その他の紛争

1　環境問題

事例 22　騒音公害に対する訴え

法　　院	北京市第二中級人民法院
当 事 者	原告：市民某 被告：高速道路建設会社
事実関係	北京市の豊台区に住む一人の小学校教師が、地域の交通騒音がひどく、正常な仕事、生活ができず、かつ窓が開けられずに、ついには仕事を休む状態になったとして、北京市首都公路発展有限公司に騒音から生じた損害の賠償、補償を求めた。要求内容は、窓を 2 重にせよ、室内の騒音が昼間は 60 デシベル以下にし、夜間は 45 デシベル以下にせよ、損害賠償 3,000 元を支払え、騒音被害に対して毎月 60 元を補償せよというものであった。 これに対して被告は、騒音公害は同社の責任ではないと主張した。この根拠は、高速道路は国の交通計画に基づく重要な政策であり、計画および建設は合理的である。北京市の京石高速道路建設計画時の交通量は 5,000 台／時であるが、現時点でこの計画の範囲内であったということである。
判　　決	被告は、原告に損害賠償せよ。

(出典)　東方新聞　http://jzh.eastday.com/epublish/big5/paper148/20020618/class014800003/hwz695589.htm

＜判決の分析と検討＞

2002 年 6 月に北京市第二中級人民法院においてある公害訴訟が争われた。一市民が高速道路建設会社を相手取って高速道路から騒音公害が生じているとして損害賠償を求めた訴えに関して、原告勝訴の控訴審判決が下された。

本件は北京市第二中級人民法院の判決というところから明らかなように控訴審である。第一審で原告が勝訴したところ、被告が控訴したものである。これに対して控訴審でも原告が勝訴し、原告の主張がそのまま認容されている。

北京市第二中級人民法院の判旨は、次の通りである。環境は人類の生存および発展の基本的な条件である。国は生活環境および生態環境を保護し、改善し、都市住民の身体の健康と生活環境の質を保障しなければならない。原告は現在の住宅に入居以来、正常な生活は高速道路の騒音により甚だしく侵害されている。原告が入居している住宅の騒音は国の規定する騒音基準を超えていることは環境観測分析報告書から明らかである。

高速道路建設は被告が主張している通り国の国土計画による。これが今、訴訟の対象になっている。少し前であれば考えられなかった訴訟である。仮に訴訟になっても法院が、無条件に行政寄りの判断を下していたであろう。

2　環境汚染紛争

中国でも環境汚染問題がますます国民と政府の関心を集めるようになっている。中国において、環境汚染問題による権利侵害紛争が増える傾向にあり、訴訟の対象金額も大きくなっている。

投資事業のスムーズな展開のために、企業は環境保護に関する中国の法律、規定を守るべきであり、経営活動において周囲の環境に対する汚染をなるべく避けるべきである。万一環境汚染事故がおきた

場合、第三者への損害を最低限に止めるようにただちに対処すると同時に、中国の関係行政機関に報告し、その指示に従うべきである。

以下、幾つかの典型的な事例と、環境問題に対処する上で注意すべき問題について紹介する。

事例 23　深圳市蛇口区環境監視測定所と香港 X 有限公司の環境汚染事件[21]

裁判所	深圳市中級人民法院
当事者	原告：深圳市蛇口区環境監視測定所（監視測定所と略す） 被告：香港 X 有限公司（X 公司と略す）
事実関係	1. 被告 X 公司は 1981 年 9 月に、蛇口工業区でプラスチックのオモチャ製品を製造する独資会社を設立した。 2. 1982 年 2 月、X 公司が操業開始後、金型工場から悪臭と有毒ガスを処理しないまま大気に放出したため、近くの住民たちは喉・鼻の痛み、呼吸困難などを訴えた。と同時に、X 公司の設備は凄まじい騒音を立てて、住民たちを煩わした。周囲の会社、団体、住民たちは次々と監視測定所に苦情を訴え、厳重に処分するよう要請した。 3. 原告の監視測定所が住民たちから強い要請を受け、1983 年 5 月初めから、被告に何回も汚染問題の解決を催促し、そして広州の関係研究機関の専門家ならびに技術者らを当該公司に派遣し、汚染問題の解決に当たった。しかし、被告が監視測定所の提案を一切採用しなかった。 4. 1983 年 10 月 22 日、原告が被告に通達を出し、期限付きで問題を解決せよと命じた。しかし、通達を受けた被告は依然として有効な措置を講じて解決しようとはしなかった。かかる状況の下、原告は同年の 12 月 27 日に、深圳市中級人民法院に訴訟を提起し、国家基準に照らして上述の騒音・排ガス問題の徹底的な解決と、環境技術者を調査に雇った際にかかった費用の負担を求めた。
裁判所の判決	1. 被告は 1984 年 10 月 31 日までに、国家基準に照らし、プラスチック金型工場の騒音、悪臭問題を全面的に解決する。 2. 被告は期限付きで汚染問題を解決せよという原告の通達を受け、有効な措置を講じて積極的に問題の解決を図らなかっただけでなく、操業し続け、汚染物を放出し続けた。上記違法行為に対し、2 万香港ドルの罰金を科す。 3. 原告が技術者を雇い、数回に亘り被告の工場にテスト・検査に行かせた。その費用計人民元 810 元は、被告が負担する。 4. 本事件の訴訟費用計 1,740 香港ドルは、被告が負担する。
判決の理由	環境保護法（試行）6 条は次のように規定している。「すべての企業、団体がその立地の選定、設計、建設並びに生産において、環境汚染および環境破壊の防止に十分注意しなければならない。新規プロジェクトの建設、既存プロジェクトの改造・拡大工事において、必ず環境アセスメントの報告書を提出し、環境保護部門並びにその他関係部門の審査・承認を経てはじめて設計に入るべきである。また、汚染防止並びにその他公害防止のための施設は、主要建物と同時に設計、施工、操業開始しなければならない。各有害物質の放出は、国の基準に従わなければならない。既に環境汚染並びに他の公害事故を引き起こした企業は、汚染者負担の原則に従い、計画を立てて積極的にその問題を解決しなければならない。」 しかし、被告はその工場建設、操業の過程において、環境保護部門に環境アセスメントの報告書を提出したり、生産材料の化学成分の申告をしたりしなかっただけでなく、環境保護部門に悪臭の原因究明と科学的なデータの提示という理不尽な要求をした。原告が法律に基づき被告に期限付きで

[21] 中国法律検索システム

	汚染問題を解決せよという要請を出した後、被告は 1983 年 12 月 24 日のクリスマス前後に一時操業停止したものの、1984 年 1 月 3 日から 13 日にかけて操業再開し、汚染物を放出し続けた。被告の上述の行為は法律に違反している。

＜分析＞

本事件で X 公司には騒音汚染と排気ガス汚染という 2 つの問題がある。中国の関連法律の定めにより、工業密集地域の騒音は、昼間は 65 デシベルまでとなっている。しかし、X 公司の金型工場における騒音は、大きい時は 106 デシベルもあり、小さいときでも 91 デシベルある。エアコンプレッサ工場の昼間の騒音は 87 デシベルを超えている。いずれも国家基準を大幅に超えており、周囲の住民の生活や、会社の業務活動に大きな影響を及ぼした。それに、X 公司の金型工場はその製造過程において、大量プラスチック増強剤が添加されたポリ塩化ビニールを原材料として使用するため、これらの原材料が加熱され、成型する際に放出した悪臭を伴う排気ガスが、処理されないまま空気中に排出されていた。上記事実に基づき、裁判所は X 公司に環境汚染の問題が存在すると判断し、期限付きでそれを正せと命じた。

【コメント】

X 独資公司は比較的設立の早かった外資独資会社であり、当時中国の各法律、法規はまだ整備されていなかった。その後発布された「中華人民共和国中外合資経営企業法実施条例」（1983 年 9 月 20 日より実施）、「中華人民共和国中外合作経営企業法実施細則」（1990 年 12 月 12 日より実施）の関連規定により、設立申請を提出した中外合資企業、中外合作企業、外資独資企業（中国で「三資企業」と呼ばれている）は、環境汚染を引き起こす恐れがある場合、中国政府より承認を受けられないことになっている。

現在、三資企業を設立する場合、申請者は中国の関係政府部門に FS 報告を提出しなければならないが、「環境汚染およびその対策」に関する内容は FS 報告の一部となっている。従って、三資企業を設立する際には関連環境保護基準をクリアしなければならない。

(1) 注意すべき問題

① 環境汚染紛争における挙証責任

民事紛争において通常「主張するものが挙証する」、すなわち、当事者は自分の主張に対し、証拠を提示しそれを証明する責任を負っているということである。例えば、X は Y が自分から 10 万円を借りたと主張した場合、X は証拠を提示し自分の主張を証明しなければならない。ただし、環境汚染損害紛争においては、中国の民事訴訟法は、「挙証責任の転換」という制度を採用している。すなわち、もう一方の当事者（通常は被告）はある事実が存在しているまたは存在していないに関し検証責任を負い、当該当事者が証拠を以て証明できない場合、事実に関する原告の主張が成立することになる。例えば、X が Y の汚水排出行為は自分が飼育している稚魚が大量に死亡した根本的な原因であると主張した場合、Y は「X が飼育している稚魚の死亡は、Y の汚水排出行為と関係がない」ということを、証拠をもって証明しなければならない。Y がそれを証明できない場合、X の主張が成立することになる。

ここから見て分かるように、環境汚染紛争において被告側は不利な立場にある。

② 排出基準をクリアしても必ずしも民事責任を免れることができない

企業がその生産・経営活動において排出できる汚染物質の量に関し、中国の関連法律・規定に排出基準が定められている。この排出基準を上回ると廃棄物処理システムの改造をしなければならないほか、廃棄物排出費も増やさなければならない。さらに行政処分を受ける恐れもある。ただし、排出された廃棄物が排出基準内にあっても廃棄物を排出している以上、周囲の人、環境に何らかの損害を与える可能性があるため、排出基準をクリアした企業でも環境汚染による損害賠償責任を問われる可能性がある。

＜関連事例＞
2000 年に、A 市の某化学工場、強化プラスチック工場が、関連環境アセスメントへの承認を得ないまま（2002 年 4 月、環境保護局は両工場のために関連手続きを行った。）工場を A 市の郊外に移した。両工場はその生産過程において、スチロール、トルエン、アセトンなどの毒性の低い物質を排出していた。また夜間においては、両工場から出た騒音が住民にかなり迷惑を掛けた。両工場の周囲の住民は何回も A 市環境保護局に苦情を訴え、A 市環境保護局も何回も両工場に改善を要求した。2002 年、数回に渡る監視測定の報告書は、夜間の騒音が「工業企業工場構内騒音基準」を超えたほか、その他の項目はすべて国家基準をクリアしている。化学工場が対策を講じた後、2003 年 3 月 21 日、環境監視計測所が再度測定・確認したところ、騒音も基準をクリアするようになった。しかし、近所の住民王氏ら 8 人が、両工場が排出した匂い、粉塵、騒音による損害が依然として存在しており、我慢の限度を超えたとして、A 市の人民法院に訴え、化学工場、強化プラスチック工場に侵害行為の停止を命じよと要請した。裁判所は化学工場、強化プラスチック工場にただちに環境汚染による侵害行為を停止せよという判決を言い渡した[22]。

3 一般権利侵害民事紛争

企業は、中国における投資活動の中で、肖像権侵害のような一般的な権利に関する民事紛争に直面する可能性もある。

[22] 中国裁判所ネットワーク

事例 24　日本某会社上海事務所公民肖像権侵害紛争[23]

裁判所	上海市黄浦区人民法院
当事者	原告：中国公民 X 被告：日本某会社上海事務所 Y
事実関係	1. X は Y の秘書を担当していた。 2. X は在職中、自分の写真（計 30 枚）を事務所に持ち込み、同僚に回覧した。 3. 当該事務所の元所長は鑑賞の際に、原告の結婚ドレス姿の写真を一枚こっそりと抜き取り、それを会社の宣伝広告に使い、海外の雑誌に載せた。 4. X はこれらの広告を発見した後、元所長に異議を申し立てて、侵害行為の停止を要請した。 5. X が Y と交渉している間、Y から雇用関係解除を知らされ、事態がさらに悪化した。
裁判所の判決	Y が X に対する肖像権侵害行為を停止し、X に人民元 5 万元の賠償金を支払う。
判決の理由	被告 Y が原告 X の肖像を使用し広告を製作することは、事前に原告より書面による同意を取得していなかったため、中国の法律の関連規定に違反した。原告 X が口頭で自分の肖像を広告に使用することに同意しており、しかも自ら広告の製作に参加したという被告 Y の弁解は、十分な証拠による裏付けがなく、被告 Y の行為は既に原告 X の肖像権を侵害し、被告 Y は相応の民事責任を負うべきである。

＜分析＞

民法通則ならびにその後発布された一連の司法解釈は、公民が肖像権を有し、誰でもその肖像権を侵害してはならず、さもなければ権利侵害責任を負わなければならないと定めた。中国の現行の法律により中国の各公民が有している肖像権はその内容において皆同じであり、身分によって違うことがない。肖像権は人格利益と財産利益という 2 つの内容を含む。

中国に進出している日系企業は、肖像権における中日両国の法律の相違を正しく理解し、このような紛争を避けるために、中国の法律を以て自分の行為を規制するべきである。

【コメント】このような紛争をいかに避けるべきか。

（1）他人の肖像権を使用する際には、書面の契約を締結すべきである。そうすれば一旦紛争が起こった場合、説得力のある証拠を提示できることになる。それに中国の広告法は広告の中で他人の肖像を使用することについて強制的な定めを設けており、当事者がそれに違反してはいけない。契約の中で肖像権の使用範囲、時間、報酬などについて明確に定めるべきである。

（2）中国の法律は、「非ビジネス的な目的で公民の肖像権を使用すること」を禁止しないことに対し慎重な態度を取るべきである。それは個人の権利保護強化というのは、世界における人権問題の発展方向であり、近年来、中国はその法律制定において、ますます個人の権利に対する保護を重視するようになっているからである。例えば、中国は現在「中華人民共和国民法典」の制定に取り組んでいるが、一部の人はその提案の中で非ビジネス的な目的で公民の肖像権を使用する（例えば報道記事）ことも一定の範囲内に限定すべきという主張を打ち出している。また、中国公民が自分の合法的な権益を守る意識もますます強くなっている。中国のある有名な法学教授は、中国人は既に権利意識に目

[23] 熊琳編、『中日経済訴訟名案法律評価』、中国検察院出版社、2004 年 1 月、P239-241 頁

覚める時代に入ったと指摘している。従って、企業は他人の肖像を使用する場合、肖像権の所有者に一定の報酬を支払い、対価の形で他人の肖像権を取得した方が良い。特に、肖像権の所有者はその会社の従業員である場合、一定の報酬を支払うことを通じ、ある側面から企業と従業員との間の肖像権使用に関する契約の信憑性を裏付けることにもなる。

第 4 章　日本企業に関わる紛争の背景

（ポイント）

- 中国は WTO 加盟により、法制度、立法状況が先進資本主義国とほぼ同様になりつつあるが、外国企業との貿易、合弁事業などについては独自の法体系をもち、かつ頻繁に法改正を行っている。
- 中国では、法学教育を普及しようとしているが、一般市民（農民を含む）に法意識がまだ根付いていない。
- 日本的経営システムや日本人駐在員とのコミュニケーションのあり方をめぐって、中国人従業員との摩擦が少なくない。
- 日本の企業経営者は、中国に進出し経営を行う場合には企業における意思決定システム、企業内経営の監督、企業と株主との関係など、いずれも日本と中国とで大きな相違があることを認識するべきである。
- 中堅・中小企業では、少ない人的資源の制約の中で多くの経営課題を抱えているために、中国事業に充分な人材を割けないという制約がある。情報不足などの面でもハンディキャップを負っている。
- 中国でビジネスを行う際、日中戦争の歴史問題を意識しておくことも必要である。

1　日中ビジネス紛争の概観

日本企業に特有な紛争類型というものがあるのか。あるとすればどのようなものなのであろうか。

日中間特有の紛争という視点から見ると(1)法制度の違い、(2)法制度の背景にある法意識や法文化の違い（これには価値観の形成基準の違いなどもあるだろう）があり、これが企業経営という側面において(3)日本的経営と契約、経営戦略、業務遂行方法、合意またはコミュニケーションの形式の違いとして発現し、紛争の原因になっていると考えられる。また、(4)日本の中堅・中小企業の経営課題にかかわる問題があり、さらに(5)日中の歴史的問題が存在することも否定できないだろう。

2　日中間の法制度、法適用の違い

中国法の体系については第 1 章で概説した。社会主義市場経済という新しいシステムの下、先進諸国との国際取引の慣行に適合した法制度を形成しようとする動きがスタートしている。国際経済法にかかわる国際条約にもほとんど加入している。対外経済貿易関連法の体系があり、WTO 加盟により法改正や制定が行われている。この法制度、立法状況を見ると、先進資本主義国の整備状況とほぼ同様であると評価できる。しかし、だからといって日本と中国の法が同じであるということはない。外国企業との貿易、合弁事業などは中国特有の法が形成されている。

例えば、国際貿易売買契約に関する法律適用は、一般に 2 つの方式がある。第一に、当事者が法の適用条項を約定する場合であり、第二に、当事者が法の適用を約定していない場合である。第二の場合には、さらに①国際条約、②管轄法院または仲裁廷が法院所在地または仲裁地国の衝突法に基づき契約の適用法を決定するという 2 つの方式がある。

国際条約の適用を優先しようとする中国の考えが反映された規定に、例えば、民法 142 条、民事訴訟法 238 条がある。また、最高人民法院、最高人民検察院、外交部、公安部、国家安全部、司法部の『渉外案件処理の若干の問題に関する規定』（1987 年 8 月 27 日）は、「国内法および若干の内部規定が、わが国が承認した条約義務と衝突する場合には国際条約の関係を適用しなければならない。わが国に国内法の規定がないことを理由に承認した国際条約の規定する義務の履行を拒否してはならない。」と定める。最高人民法院『渉外民商事案件の審理および執行について必ず注意しなければならない幾つかの問題に関する通知』（2000 年 4 月 17 日発布）は、「わが国が加入している国際条約は、わが国が留保を声明している条項を除いて、優先的に適用しなければならない。」としている。

対中取引において、または対中取引から生じた紛争の判断基準としていかなる法が適用されるのかを理解することは、取引上の法的安定性を確保する上で重要である。

合弁事業に関しても、会社の設立手続、資本、機関、計算、整理、解散・継続・清算、分割の問題について独自の法体系があり、日本と大きく異なり、さらに頻繁な改正がある。そこで、中国進出日本企業は、いかなる法体系が形成され、どのような法が制定・公布されているのか

を常に把握する努力を強いられ、この法の条文解釈などについて悩まされているのが現状である。

日系企業から法制度に関連して指摘される問題点は、法律の条文内容ではなくその全国統一的な判断基準の曖昧さ、および適用基準の不一致である。このような問題が発現する理由として、①国内産業保護（国有企業経営の苦境）、②縦割り行政、③政策の周知徹底の不備、④地方保護主義の存在が考えられる。

地方人民法院における地方保護主義の実態を示す事件のケースを紹介する。

＜関連事例：地方の人民法院における地方保護主義の事例＞
H 社（外国企業）と厦門 D 社（中国企業）は、合弁事業を営んでいたが、あるとき企業の運営を巡って紛争が生じた。当事者間の協議によっても解決できなかったので、H 社は合弁契約の紛争処理条項に基づき、中国国際経済貿易仲裁委員会（CIETAC）に仲裁の申し立てをした。H 社の申立の内容は、合弁契約を終止し、法に基づき事業実施中の債務の支払はすべきであること、また、債務支払を容易にするため、合弁契約において被告 D 社が合弁企業に出資するとした工場建物の使用権を移転せよというものであった。CIETAC は原告勝訴の仲裁判断をした。
しかし、D 社はこの仲裁判断を任意に履行しなかった。そこで、H 社は D 社の所在地である厦門市中級人民法院（人民法院は、裁判所のこと。以下、「法院」という。）に仲裁判断の強制執行を申し立てた。この裁判で、被告は執行に対して異議申立をした。その申立の内容は、工場建物は 20 年前に野菜畑に誰かによって立てられたものであり、不法な建物であり、被告は所有権を有していない。従って使用権の移転はできないというものであった。法院は、CIETAC の仲裁判断は正しくないと裁定した。その理由は、CIETAC は十分な証拠によっておらず、工場建物は合弁企業に出資し得ず、判断の承認をしないというものであった。
この法院の裁定が公正であるかについて、はなはだ疑問である。D 社は 20 年間もこの土地を占有し、工場を建設し生産活動に従事している。この土地の使用料を土地管理局に支払っていないのであろうか。この法院の裁定が出たあと、D 社の当該土地の不法占拠は解消されるのだろうか。依然として従来通り使用し続けるのではないだろうか。H 社と D 社の合弁契約は対外経済貿易機関の認可を得たものであるが、D 社に当初から詐害行為があったことになる。法院は、地方企業を保護しようとしたのではないだろうかといった疑問が生じる。

なぜ地方保護主義が蔓延するのかについては、次の指摘がある。

任建新・最高人民法院前院長（中国共産党中央書記処書記・中央政法委員会書記）は、1992 年 12 月に全国政法工作会議で「以十四大精神力指針、加強和改革政治工作」と題する報告を行い、この中で地方の保護主義に対して 5 つの厳禁を強調している。5 つの厳禁とは、

① 指導幹部が当該地区の不正当な利益を擁護するため、法に基づく処理に干渉すること
② 法執行官に報復すること
③ 政法部門が当該地区の当事者に加担することにより不公正な裁定または責任を免除すること
④ 公安、検察機関が経済紛争事件に介入し、契約、債務紛争と詐欺犯罪を混同させること
⑤ いかなる機関および個人も人民法院の判決の執行を妨害し、人質をとることによって債務逃れをすること

この内容を見ると前述した裁判のケース以上に問題が深刻であることがわかる。このような状況が今日も改まっていない。

なぜこのような地方保護主義が存在するのか。これは法院に地方保護主義を発生させるような組織上の問題が存在するからである。問題とは次の 2 点である。

① 裁判官の人事制度上の弊害。すなわち、裁判官法による採用、任官、管理、退官などの判断は地方政府が統一して行うものとされ、法院自身に人事権がない。また、任官後、裁判官が他省の法院に移動することはなく、常に同じ省内で勤務する。

② 法律の執行の条件が悪いこと。すなわち、案件処理経費の予算が少なく、経費の財源は地方政府である。

このため、裁判官といえども自らの保身を考えたとき、地方政府に嫌われないよう当該地方の企業の保護を優先的に考えるのである（なお、地方保護主義について詳しくは、第 1 章を参照）。

3　法意識や法文化の違い

上述のとおり、リーガル・リスクということからは、法制度上の違いということがすぐに念頭に浮かぶが、紛争の発生原因は、これだけに限らない。このことは、日中間に限らず、日米間でも同様である。例えば、マイケル・K・ヤングは、日米間の法務摩擦でも法制度そのものよりも法意識の違いや文化の役割の違い、人間行動に対する文化的・社会的な影響を指摘する（マイケル・K・ヤング『「法」は日米を隔てるか』日本貿易振興会、1989 年。同様の論点を指摘するものに長谷川俊明『日米法務摩擦』中央公論社、1993 年などもある。）。ここでは、文化的な側面も影響するといえる。「法文化」ということについてみても、ローレンス・M・フリードマンが、法文化を「法、法システム、およびその構成要素に関して、社会の中で抱かれている態度、価値、意見」と定義しており（ローレンス・M・フリードマン『法と社会』至誠堂、1980 年、10 頁）、言葉の含意は広範である。

＜関連事例：山東省青島市に所在する日系企業をめぐる事件＞

この日系企業は果樹栽培用の袋を生産する企業である。山東省莱陽市の農家で大規模な果樹被害が発生したところ、この日系企業の生産する袋が不良品であったからだと主張する農民と、これを否定する同社との間でトラブルが生じていた。そこで、同社の中国人従業員が 7 月 5 日に農民との話し合いに出かけたところ、農民に拘束され、会社には 20 万元（約 260 万円）の支払請求がされたという事件が発生したというものである。

地元政府・警察幹部および同社と農民代表が会見し、同社と農民側が対応策を話し合うことを条件に、2 人の従業員は解放されたという。（『朝日新聞』2004 年 7 月 10 日）

自力救済、まして身柄を拘束するなどは許されるべきではなく、当事者間で紛争の解決が不調の場合には、間違いなく法的手続きが踏まれなければならない問題である。法意識の欠如が如実に表された事例と見ることができよう。

もっとも、顧客のクレームに対しては、それが合理的なものであるか否かを問わず、企業であれば誠実に対応することが求められ、クレームが不合理であれば拒否するのは当然であるが、この対応振りがどうであったのかは定かでない。日系企業のコミュニケーション能力に問題がなかったか否かということもあるかもしれないが、それでもなお、自力救済、身柄拘束は違法行為である。

A･H･スミス（清代に 30 年にわたって中国に滞在したイギリス人宣教師）は、中国人の性格について「誹謗は天性」であるといっている。A･H･スミスは、「他人のために損害を蒙り、之を法に訴えても合法的に救済の道がないとき、……一団となって……押しかけ、もし抵抗でもすれば矢庭に激しい喧嘩をおっ始める。」（A･H･スミス著、白神徹訳『支那的性格』中央公論社、1940 年、305 頁）という。中国人は、一度激すると歯止めが利かなくなることがある。ある企業の一つの労使紛争をきっかけに、周辺企業全体でデモが一斉に始まるというような経験も周知のとおりであろう。

法による支配を確かなものにしようとしている中国であれば、一般市民（農民を含む）に対する法学教育を普及することにより一層の尽力をすることが必要である。日本企業には、対中事業展開の中で生じているトラブルを分析・検討し、中国人の法意識を理解するとともに、トラブルの未然防止法、トラブル発生時の対処法の検討が求められる。

4　日本的経営システム、意識と異文化コミュニケーション

日本企業に注意喚起するため、日本企業（日本人）の経営手法に対するイメージや評価という観点からの問題点を指摘したい。

「日本人の経営感覚や常識は極めて特殊である。ところがわれわれには、自分たちの方が特殊だなどという意識が薄い。自分たちの考え方が常識であるとか、自分たちの感覚は国際的だと思い込んでいる。そして、在外企業経営の問題の多くが、自分たちの常識や感覚の特殊性、それに基づく行動様式の特異性が原因になっていることに気付いていない。」という（坂本康實『海外企業経営と現地人摩擦はなぜ起こるのか』（日本経済新聞社、1976 年、166 頁）。

日本人の方が世界で特異であるという坂本の評価の適否は別として、日本に限らず世界各国企業（人）ともに異なる体制や環境の下で活動しているのだから、相違が存在することは当然のことである。そうであるなら違いがあることの認識が重要であるといえよう。

日中合弁事業を行う上で、日中間の類似と相違とは何であろうか。

例えば、ヘンリー・メーンがいう「東洋と西洋の村落共同体」比較で見れば、日本も中国も同じ文化ということになるだろう。J.J.モーガンは「日本人の人間関係は大変複雑であるため納豆のように切ろうとすればするほどねばねばして、とても離れられない」という[24]。この表現は日本人が中国の人脈社会を例えるときの表現と一致しているのではないだろうか。しかし、この点も欧米人が見ると、日本人と中国人は同質性を有しているということになるのかも知れない。

日本人は、しばしば中国人には契約意識が乏しいと批判する。では、日本人の契約意識はどうであろうか。川島武宜は、日本人の契約も拘束力のあるようなないような「合意」を意味し、日本人が「望ましい」と考えるのは、もし問題が起こったら確定した権利義務を主張しないで、

[24]飯田史彦『日本的経営の論点』PHP 研究所　1998 年　209 頁

その時に「話合い」をして解決するということを予定することであるという[25]。これが日本人の契約に対する意識である。日本人・企業が、中国人・企業をしばしば批判するときの発言振りが、日本人の内である法学者から、日本人の特性として述べられている。このような内からの日本人の契約意識に対する評価を受入れるとすれば、西欧から見ればなおさら日本も中国も同質といえそうである。

では、具体的に一般に日本企業（人）がどのようにイメージされているのか。米国や東南アジアにおける評価を紹介すると、アメリカ人は「（日系企業は）仕事の範囲と責任が不明確だ」とか、「業績の評価が正当にされない」などという不満を持つことが多いという。また、こうした不満の中には、日本的経営手法の適用の結果だけでなく、在米日本企業の中に日本人スタッフがいることに伴う問題も少なくないという。（参考文献として例えば、今田高俊・園田茂人編『アジアからの視線』（東京大学出版会、1995 年）がある）

中国でも、日本的経営や日本人駐在員とのコミュニケーションのあり方をめぐって、中国人従業員との摩擦が少なくない。アメリカ人に見られる日本的経営に対する不満とかなり類似した問題が存在する。

これらはいずれも広義の異文化コミュニケーションに係る問題であろう。海外に企業進出し、経営を行う場合には、その進出先の経営手法や労働者の意識を十分に調査し、日本企業のあり方との調和が図られなければ、なかなかスムーズな企業運営はできないだろう。

企業における意思決定システム、企業内経営の監督、企業と株主との関係など、いずれも大きな相違があるものと認識するべきであり、株主、経営者、従業員、債権者、取引先など利害関係者を取り巻く環境の違い、企業のコーポレートガバナンスのあり方が研究されなければならない。

アメリカにおいて、現地従業員と日本人との係わり方、経営意識について調査してきた熊谷文枝氏は、日本的経営の課題を次のようにまとめている。

図表 4-1 1988 年時点におけるアメリカ人ワーカーの日本的経営認識と問題点

項　　目	具　　体　　例
意思疎通の問題 （ミスコミュニケーション）	a. 英語文化 VS.日本語文化 b.「なぜ」（Why？）の問いに対する不十分な対応 c. 不明瞭な日本的表現
勤労倫理の問題 （ワーク･エシック）	a. 日本人の長時間勤務 b. 日本人スタッフとアメリカ人ワーカーの交わり方 c. 非能率的な日本人ビジネスマン･マネジメント （会議の運営方法、根回しなど）

[25]川島武宜『日本人の法意識』岩波書店　1989 年　93～94 頁

(3)経営形態の問題	a. 物事の決定方法（デシジョン･メーキング――稟議制度） b. 女性およびマイノリティーの待遇 c. 責任の取り方 d. 規則や条例の明文化 e. 年功序列による昇級制度 f. アメリカ人ワーカーの経営参加 g. アメリカ人管理職に対するアメリカ人ワーカーの認知
(4)仕事に対する満足度の問題	a. ブルーカラーの場合（比較的高い満足度：OJT、TQC、ZD） b. ホワイトカラーの場合（不満度が高い）、高離職率。 ホワイトカラーとブルーカラーの同一労働条件。 仕事および待遇における同一性（食堂、駐車場、ユニフォーム、休暇、病欠、大部屋など）。

（出所）熊谷文枝「アメリカ人従業員の現地日本工場認識」安保哲夫編著『日本的経営・生産システムとアメリカ』ミネルヴァ書房、1994年

＜日本的経営システムの強制はできない＞

松下電器は、世界を大きく北米、欧州、アジアの 3 地域に大分類し、それぞれに見合った標準的な人事管理システムをつくることを心掛けているという。当然ながら、これらの 3 大地域においてもおのおの異なる人事管理が必要になるであろう。

日本的経営システムを押し付けることは不可能である。むしろ労働者を管理しようとするより、企業における労働の意義、効用を説くことによって理解が得られると考えるべきであろう。

企業内である目標を達成しようと考える場合、トップが垂直的に指令を出すという方法は、あまり効果的ではない。むしろ経営者としての目標は自らの念頭に置きながら、個別労働者に対して具体的な目標を設定し、これを管理する方法の方が効果的である。トラブルが生じるのは、コミュニケーションの欠如により、こうした努力がなされないときであるようである。

＜コミュニケーションの欠如は、紛争を招く＞

日本社会では、全く無駄ではないかと思われるミーティングがやたらに多い。「会して議せず、議して決せず、決して行わず」は日本でも中国でも多いことである。

しかし、この無駄とも思われるミーティングが実は従業員に会社への参加意識をもたせ、会社内のネットワークを形成させる上で時には重要な役割をもつことになる。参加者に企業への帰属意識を持たせることもあり得る。

ところが日中合弁企業の場合、往々にして日本人マネージャーは、コミュニケーションを図ることなく管理だけをしようとする。日本であれば日本人マネージャーは部下との信頼関係を大切にするのであろうが、外国に出ると言葉の壁もありこれが難しいことから、ついついおろそかにされがちである。お互いのコミュニケーションが欠如したとき、しばしば些細なことがトラブルの原因になる。

5　日本の中堅・中小企業に存在する経営課題にかかわる問題

また、日本の中堅・中小企業に特徴的である問題に、企業のグローバル化への認識がある。

日本企業は、なぜグローバル化をしなければならないのか。今日、日本企業が抱える課題として、①国内販売の不振、②販売価格の低下、③コスト削減、④後継者難、⑤人材不足、⑥外国製品との競争の激化、⑦原料確保、⑧新製品開発、⑨輸出の減少、⑩資金調達難、⑪新材料発掘、⑫新販路開拓、などが挙げられる。このような経営課題を抱えている一方で、実務上、日本の中堅・中小企業は、多くの要員を中国事業のために割けないという制約がある。また、オーナー企業が多く、このオーナーの思い込みという問題もある。

京都大学に留学し法学博士の学位を取得後、上海で弁護士をしている範雲涛氏は、「日本の大手企業といえども海外投資経験の浅さ、旧共産圏国家法体系の異質さなどの要因から、いざ中国の沿海地域あるいは奥地へ乗り込んだとしても、まるで迷宮入りした感があり、安易な投資行動をとりがちである。……中堅・中小企業の場合はどうであろうか? ……株式会社組織ではあっても、基本的にオーナー会社が多く、株主総会や取締役会などの稟議機関を通さなければならないこともなく、社長 1 人の独断専権で物事を決められるワンマンタイプが多数を占めていることである。それゆえ、対中進出事業のフリーハンドを社長の独断で思う存分に振るう点は、大企業はとても真似できない。それから、大企業の場合は、海外事業部や国際法務部などの専門職エリート集団を内部に抱えているため、日常的に法律リスクをヘッジできる体制を確保しているのに対して、中堅・中小企業の場合はほとんど外部に顧問弁護士も採用せず、社内に法務部門を置いているわけでもないので、対中ビジネスを進めるに当たって情報不足など相当なハンディキャップを負っているのは否めない。かかる企業体質のうえに中堅・中小企業にありがちな契約観念の希薄さ、村社会的人脈、地縁関係、なあなあ主義的な伝統文化を色濃く受け継いでいるので、中国の「人治主義」慣行とは相通ずるものがあるといえよう。日本語を上手に話せる通訳と観光ガイドも地方政府側が用意周到に手配してくれるから、欧米の会社との商談のように冷汗をかきながら慣れない英語を話す必要も緊張感も無用である。さらに、投資誘致担当の地方政府の偉いさんの主催する招宴に招かれ、乾杯と拍手で遠来の投資家「外賓」として暖かく迎えられ、互いの肩を叩きあい中国式のご馳走攻めに会えば、政府のお墨付きが与えられ強固な信頼関係が一瞬にして築かれたように錯覚する。合弁事業のパートナーとして地元企業の有力者や政府の関係者などが日本人の中堅・中小企業の社長に推薦されると、とんとん拍子で合弁会社新規誕生の運びとなる。」という[26]。

以下のような事例がある[27]。

> S 独資会社は、わずか 2 年間で投資金を回収し、3 年目から年間 100 万元くらいの純利益を出すようになってきた。しかし、S 社長が自分の現地法人の経営実態に大きな疑問を感ずるようになってきたのもこの時期であった。S 氏は、会社設立時から多額の出資金を工面して払い込んだほかに、張総経理の要請に応じて、すでに何度も、操業に必要な最新型機械セットや設備を日本で調達し、現地に送り込んでいた。にもかかわらず取締役会もまったく開催されず、張総経理から送付される会計年度末の決算報告書と添付

[26] 範雲涛『中国ビジネスの法務戦略』日本評論社、2004 年、131-132 頁。
[27] 範雲涛『中国ビジネスの法務戦略』日本評論社、2004 年、133-134 頁。

資料には、会社の固定資産内訳の記載も言及もなかったし、輸出していた原材料と加工仕上げ製品との帳尻がどうも合わない。S 氏は妙な不安感に襲われ 3 年ぶりに現地への視察を決意した。

いざ現地に乗り込んだ S 氏は事態の重大さにあきれて驚きを隠せず、あわてて弁護士への依頼を思いついたのだった。

張総経理は S 氏の留守中の 3 年間、独資企業の経営権を完全に乗っ取り、私物化し、経理および副総経理、技師などのポストを親族の人間に任せ、いつのまにか丁株式会社のライバル企業 B 社と接近し、工場敷地の中にさらに B 社との合弁会社を設立し、S 独資会社の設備と機械を横流しし、労働者を 2 つの作業班に分流させ、自分は双方の総経理を担当し、私腹を肥やしていたのである。張総経理が会社の公金を自分の高級マンションおよび自家用車の購入に使い込み、乱脈経営をほしいままにしていたことが、その後の紛争の火種を撒いた。

張総経理にとってみれば、S 社長のような日本の「中小企業のおやじ」を食い物にするのはたやすいことである。張総経理は「経営請負契約」における利益配分の方法には、大きな不満を持っていた。「中国人労働者を 200 人も安くこき使い、日本的な就業規則と労働規律で厳しく縛り付ける搾取にも我慢できなかった」というのが、張総経理の言い分であった。

6　日中歴史問題

日中間に特有の問題として想起するのが日中戦争の問題である。民間企業同士の事業が政府間あるいは日本人と中国人という構図に置き換えられてしまうことがある。合弁企業といえども日中戦争の歴史を意識しつつ、中国における事業を進めなければならないことがあるようである。日本企業は戦後著しい発展を遂げてきた。これに対して中国は文化大革命などを経験する中、経済水準、工場の技術レベル、企業経営手法などで大きな後れをとっている。

日本人は経済発展故か過去の歴史をあまり意識しないようになってきている。時には中国経済の後れに対して、唯我独尊の態度をとることもある。これが、中国人から大きな反発を食うことになる。例えば、以下のような事例がある[28]。

「1985 年 9 月 29 日、某地合弁企業某靴工場の日本人技術者である Y は、労働者 X が生産数字を書く際に生じた誤解から、X を殴打し、X の頭部に外傷を負わせた。このために労働者は憤慨し、集団で 1 日間のストライキが行われた。X およびストを行った従業員は、次の通りの要求をした。

日本人が国慶節前夜に中国人を殴打するとは、中華人民共和国に対する挑戦である。X の祖父は日本が中国を侵略したときに殺害されており、今日再び X が日本人に暴行を加えられた。新旧仇怨につき、政治事件として処理すべきであり、Y を逮捕し、または

[28] 梶田幸雄・園田茂人『中国投資はなぜ失敗するか』亜紀書房、1996 年、226 頁。

刑事罰を科し、または強制出国させるべきである。X は殴打されたことで脳震盪をおこしたので、これについては 1 日につき 5 香港ドルの賠償をするものとし、5 年間にわたり合計 9,125 香港ドルの賠償をすべきである。

ここに、本件は、労働紛争調査委員会に付託される事件となった。

しかし、労働紛争仲裁委員会の調査の結果は、Y が殴打したのには政治的な背景はなく、行政および経済的手続きによりこれを処理することができるものと判断された。

靴工場の経営者側は Y を全従業員の前で公開総括し、中国人労働者 X に謝罪させるとともに、X の病気休暇中の賃金、奨励金、手当および医療費を賠償し、かつ、別途 1,500 香港ドルの経済補償をするものとした。これにより事態は終焉した。」

第５章　中国における事業展開およびリスク防止に関する法律事務

(ポイント)

第 1 節　予防法務の考え方と実行のポイント

（1）法的リスクの管理方法

- 支援法務―法制調査、契約交渉、ドラフト作成
- 予防法務―契約審査、契約管理、担保管理、債権保全、知的財産管理
- 経営法務―商業登記、法令順守、企業倫理、新規立法対応
- 対策法務―紛争、クレーム、事故債権回収対策、訴訟、ADR（裁判外紛争処理）

（2）予防法務（上記 4 点を含む広義の）実行の際のポイント

- 契約主体（取引先、契約相手先）に対する信用調査
- 契約内容のチェック
- 紛争発生時の処理方法

第 2 節　紛争解決法の選択（裁判と仲裁のメリット・デメリット）

- 貿易および直接投資（主に合弁事業）：国際商事仲裁による紛争解決が一般的である。
- 知的所有権の紛争：契約履行、契約に関連して生じた紛争なら国際商事仲裁。中国企業の知的所有権侵害があった場合、中国の行政機関への申立か裁判になる。
- 債権回収：中国国内取引の場合、契約書の紛争処理条項に基づき、仲裁条項があれば仲裁。紛争処理条項がなければ裁判を選択するのが一般的である。
- 行政機関との紛争：裁判
- 労使紛争：労働仲裁。仲裁不調の場合、裁判。
- 在中国日本大使館・領事館、日本の公的機関および中国の行政当局、各専門協会に協力を求めることは、法律上の紛争解決方法ではないものの有効である場合がある。

第 1 節　予防法務の考え方と実行のポイント

1　予防法務の考え方とその実行プロセス

企業が海外で事業活動を行う際の法的リスクの管理の方法は、(1)支援法務、(2)予防法務、(3)経営法務、(4)対策法務に分類される。[29]

それぞれ以下の内容を含む。

(1)支援法務―法制調査、契約交渉、ドラフト作成

(2)予防法務―契約審査、契約管理、担保管理、債権保全、知的財産管理

(3)経営法務―商業登記、法令順守、企業倫理、新規立法対応

(4)対策法務―紛争、クレーム、事故債権回収対策、訴訟、ADR（裁判外紛争処理）

本章ではこれらの法務をすべて含めて予防法務として、以下で企業が事業展開を検討、実施、運営していく過程で、実務上どのような法的リスク・マネジメントが必要であるかみていこう。

図表 5-1　予防法務実行の際の主なチェックポイント

	事業の流れ	主なチェックポイント
支援法務	法制調査	日中法制度の異同
	取引先企業の信用調査	信用調査事項の設計、信用調査機関の選択
	契約交渉	契約主体の権利能力の確認、中国側所轄官庁との関係
	契約作成	国際標準モデル書式、準拠法の問題
予防法務	契約審査・契約管理	契約書の届出および許認可事項の確認
	担保管理	対象の確認
	債権保全	緊急時の対処方法の確認
	知的財産管理	知的財産権の登記、関係官庁との関係
経営法務	商業登記	公示制度の確認
	法令順守	本邦法人と現地法人間の権限範囲の確定
	企業倫理	社内制度の確立、外部利害関係者との関係調査
	新規立法対応	官報などの常時確認
対策法務	紛争	紛争処理方法の確認
	クレーム	各種クレーム対策、処理機関の確認
	事故債権回収対策	法的手段および行政関係者との協議
	訴訟	手続の確認、法律事務所との協議
	ADR(裁判外紛争処理)	手続の確認、訴訟との異同、代理人の確保

以下では、中堅・中小企業にとって対中事業展開を行う場合のリーガル・リスク・マネージメントを行う場合の留意点について、主に契約時のマニュアルまたはチェックリストとして使用できるように配慮しつつまとめる。

ここで留意点とは、(1)契約主体（取引先、契約相手先）に対する信用度、(2)契約内容、(3)紛争発生時の処理方法、である。これらについて、(1)チェックする場合の検討すべき項目、(2)チ

[29] 富澤敏勝『国際取引とリスク・マネジメント』悠々社、1994 年、24-25 頁。ただし、ここでは叙述順は富澤のものと入れ替えてある。企業の事業展開の順番に従って、並べ替えた。

ェックする場合の判断基準（法的問題、社会経済体制、法意識などの問題）、(3)チェック項目に対する先行研究、経験から言える予防法務的な準備事項（例えば、どのような契約条項を作成すればよいかなど）、(4)相談窓口や参考文献を紹介したい。

中国政府の分類によれば対中事業展開の類型には、 (1)貿易型と(2)直接投資型がある。そして、(1)貿易型には、①一般商品貿易（輸出、輸入）、②加工貿易（委託生産）、③技術貿易（技術・ノウハウ供与、知的財産権使用許諾）、④国際リースがある。(2)直接投資型には、①独資企業、②合弁企業、③合作企業、④合作開発がある。いずれの取引形態により対中事業に取り組むかは個々の企業の判断に委ねられるが、上述の留意点は事業展開別にまとめられている方が、利用者の立場からは便利である。そこで以下では、第一に、いずれの事業展開をとろうとする場合であっても、すべてについて共通する問題として取引先（契約相手先）の信用調査の問題について叙述し、その後、第二に、各事業展開別に留意点をまとめる。各事業展開別に留意点をまとめる場合、上記の事業展開の類型のうち、貿易型の国際リースについては特定の事業者しかかかわりがないので扱わない。また、直接投資型については合弁企業をケースとして検討する。独資企業の場合には、相手中国企業が不在であり争点が合弁企業より少なく、また、合作企業形態による進出は非常に少なく、合作開発は資源開発が想定されたもので資源開発企業や大手商社にしかかかわりがないことが多いからである。各事業展開別に留意点をまとめる方法は、各事業展開別に、第一に、知っておくべき法規範、国際条約、国際慣習を明らかにし、第二に、契約書の主要条項を示し、このうちとりわけ留意する必要があると考えられる条項を示す。

なお、上記のほかに労働契約と紛争処理法（とりわけ仲裁合意）のあり方も重要である。労働契約は、主に独資企業や合弁企業の運営にかかわりが生じる問題であるが、中国ビジネスにおける紛争問題を扱う中では極めて重要な問題であると考えるので、独立させてまとめる。また、紛争が生じた場合の紛争処理方法の選択の仕方とその紛争処理方法を採る場合の事前準備事項について、予防法務という観点から整理しておくこととする。なお、紛争の態様によって採用される紛争処理方法も異なる。これを簡単に示すと次頁の図表のとおりとなる。貿易および直接投資に関しては、法的処理選択ということでは国際商事仲裁により解決するのが適当である（第 2 節において仲裁と裁判の比較をし、メリット・デメリットについてまとめた）。

また、上記とは異なる概念であるが、紛争処理コストとして、現地事業収益への影響（例えば、風評などによる収益の減少）についてもまとめておく（第 2 節 4）。さらに、紛争の地域的な特徴について叙述する（第 2 節 5）。

図表 5-2　紛争の類型と紛争解決法

紛争当事者	紛争内容	紛争解決法	紛争解決機関
国際契約相手企業	契約不履行 不法行為など	(1)裁　　判 (2)裁判外 ① 和解 ② 調解 ③ 仲裁	人民法院 調解センター 国内仲裁委員会 国際経済貿易仲裁委員会 行政機関 対外経済貿易合作部 工商行政管理局など
合弁パートナー	合弁契約不履行 解散・撤退など		
国内取引企業	契約不履行 不法行為 不正競争など		
消費者	不法行為 製造物責任など		同上 消費者協会
労働者	労働契約不履行 契約解除・解雇など		労働仲裁委員会
行政機関	行政処分不服など		各行政機関 税務局など

2　予防法務実行の際のポイント

(1)　取引先の信用調査について

取引先の信用調査をする場合、例えば、信用調査機関を利用する場合、どのような審査項目を設定するのか。一般的には以下のような調査項目になるであろう。

① 企業概要

a. 設立　b. 総資産　c. 資本金　d. 工場面積

e. 建屋面積　f. 経営組織　g. 従業員数　h. その他

② 経営概況

a. 生産能力　b. 機械設備　c. 生産コスト　d. 労務管理　e. 取引先

f. 同業他社との比較

③ 経営理念

④ 財務関係

a. 財務状況　b. 取引銀行　c. 借入状況　d. 債権・債務状況

e. 担保設定の状況

⑤ 財務諸表

⑥ 企業の背景

a. 企業形態　b. 所轄官庁　c. 所属集団　d. 経営者の出身・略歴

e. 過去の経営者の異動　f. 紛争関係

⑦ その他

(2) 信用調査の方法

外部信用調査機関に調査をアウトソーシングすることにより、相当に詳細な調査が行なわれることになると考える。ただ、これを補足し、あるいは別の観点から独自ルートによる信用調査を行うことが悪かろうはずもない。

この場合、日本における情報収集は困難であり、中国の関係機関への照会やヒアリングの実施ということになる（中国の政府機関に照会ないしはヒアリングする場合は、経費はかからないと考えてよいだろう。ただし、いつでも誰にでも直ちに回答してくれるとは限らない。このことを考えるとやはり専門コンサルタントなどに依頼するのが良いのかも知れない）。

以下、中国の主要な関係機関を例示する。

① 中央政府機関

a. 国家発展改革委員会（北京）―中央政府機関であり、産業政策などを立案

b. 商務部（北京）―中央政府機関として外資政策の立案や合弁企業の認可などを行う。

c. 中央の産業所轄官庁―業種別の外資導入政策や全国の産業立地政策の立案

② 政府機関

a. 進出地区において上記の中央政府機関の出先部門へのインタビュー

b. 土地管理局
c. 工商行政管理局
} これも中央政府機関の出先機関であるが、具体的にその所在地の各種登記を管理している。

③ 民間機関

a. 中国の法律事務所や公認会計士事務所

b. パートナーとなる企業の取引先企業へのヒアリング

c. 取引先企業のメインバンクなどの金融機関

コラム：インフォーマルな関係の分析

カントリー・リスクを分析する場合、通常であればマクロ経済の動向を分析し、発展予測を立てれば基本的因子分析としては満足できるものがある。これに実証的なマーケティングを行なえば、比較的信頼度の高い分析ができる。
しかし、中国に投資する場合に留意しなければならないのは、経済活動の奥深さが予測できない点にある。たとえば闇経済（地下経済）は急激な発展ぶりを示し、ＧＤＰの 20%もあるとも言われている。
従って、中国への投資を考える場合には、マクロ的な観点から分析しただけでは不充分で、ミクロ的な観点から特定地区、特定分野の分析を重視しなければならない。さらにインフォーマルな関係（政治的人脈なども含めて）の分析も不可欠である。

(3) 貿易に関わる留意点

① 一般商品貿易契約

実務の流れ	留意点
1. 根拠法など	日中間の貿易に際しては、International Rules for Interpretation of Trade Terms による契約の規範化をするなどの注意が必要である。また、日中貿易をより一層拡大発展させるために日中双方の政府関係機関および貿易関係者によりモデル契約書を作成する必要性が認識され、日本貿易会などが中心になり 1989 年 10 月に「日中貿易契約条項検討委員会」を設置した。以後、この「日中貿易契約条項検討委員会」が中心となり、中国の対外経済貿易部(現在の商務部)と契約条項改正の交渉を行い、1992 年 7 月に日中関係者がともに協議一致した「日中一般貨物貿易売買契約条項集」(英文が正文)が作成された。そこで、実務上は「日中一般貨物貿易売買契約条項集」を参考にするのが適当である
2. 契約主体	対外貿易権の有無。中国の場合、国際契約を締結する権利を付与されている企業とそうでない企業があることがある。一般に対外貿易権などと呼ばれるが、相手方がこの権利を取得しているか否かの確認も欠かせない。 中国の WTO 加盟により、私営企業などにも対外貿易権を認可するようになり、その数も増えているが、現時点では全ての企業が自由に対外貿易を行うことは認められていない。そこで、中国側契約主体が対外貿易権を有しているか否かを確認する必要がある。
3. 輸出入管理	日本でもそうであるが、国・地域別に輸出入の管理に関する法規がある。輸出入商品の管理、輸出入割当制度、ダンピング規定などがあるので、これらの問題についても注意をする必要がある。

② 委託加工貿易契約

実務の流れ	留意点
1. 契約内容	① 前文：当事者の名称、国籍、法定所在地、契約の目的および原則など ② 加工組立：支給原材料・部品の名称、規格、品質、数量、納期、納品方法など。加工後製品の名称、規格、品質、数量、納期、納品方法。原材料、部品の損耗率、廃品率など。 ③ 外国企業の提供する設備および技術 ④ 加工賃 ⑤ 支払通貨および支払方法 ⑥ 運送および保険 ⑦ その他の事項
2. 納入・検収	委託加工貿易は、一見単純な加工であるように見えるかも知れないが、当然ながら粗雑な組立方では合格品はできないし、原材料を例えば中国で調達する場合には、この原材料の品質がスペックに適合したものであり、その加工も精密であることが要求される。

(4) 知的財産権に関わる留意点

① 特許、商標、著作権の使用許諾契約

中国国家知的財産権局は 2000 年 3 月に中国の知的財産権事業を全面的に紹介し、専門的サービスを行うウェブサイト「中国知識産権網」を開設した（ホームページ・アドレスは、www.cnipr.com）。国内外の関連法令の紹介、中国における知的財産権関係紛争事件の判例紹介、各種仲介サービス、論壇などのページがある。このほか、会員（年間 1,000 元）向けの特許、商標、著作権などの情報検索サービスを行っている。取締りやモニターのサービスを行うものではないが、中国の意識の高まりはある程度感じられる。

＜知的財産権侵害に対する対策＞

a. 登録

商標は先願主義を採用しており出願登録により保護を受ける。著名商標についても保護されるようになったが、著名商標として認定されるのは世界的に著名といえる極少数の商標だけであるのが実態である。

特許には、発明、実用新案、意匠の 3 種類があるが、いずれも出願し、特許権を取得することで保護を受ける。

また、中国は、(1)商標に関しては、パリ条約、マドリッド協定、ニース協定、TRIPS などの国際条約に加入し、(2)特許に関しては、パリ条約、特許協力条約、TRIPS などの国際条約に加入し、(3)著作権に関しては、ベルヌ条約、万国著作権条約に加入している。

b. 発見

中誠知識産権保護服務有限公司や中聯知識産権調査中心などの知財関係業務を専門としている民間コンサルタント会社がある。

c. 被害発生時の対策

相　談　先		相談内容・効果
日本	①日本貿易振興機構	具体的な処理はできない。中国の相談先の紹介。 中国関係機関への善処依頼。
	②在日本国中国大使館商務処	具体的な処理はできない。中国の相談先の紹介。 関係機関への注意喚起。
中国	＜公的機関＞ ①工商行政管理局 ②品質技術監督局 ③知識産権局 ④版権局 ⑤税関 ＜民間機関＞ 前出の法律・調査会社など	 最も機能していると評価されている行政機関。 製造物責任に関する事項を管轄。 特許権侵害行為の取締りと紛争処理。 著作権侵害行為の取締りと紛争処理。 模倣品などの取締り（水際対策）。 モニタリングと紛争処理。

法的紛争処理方法としては、和解、調解、仲裁、裁判がある。また、上述の行政機関への申立も有効であるといえる。知的財産権侵害があった場合には、放置するのではなく、費用および手間がかかるといっても、行政機関への申立や裁判所への訴訟提起という然るべき措置・対策を講じることが肝要である。この様な姿勢を示すことにより、かかる企業の権利侵害を行うニセモノ・メーカー、販売者の威嚇にもなり、将来の侵害を減らす効果が期待できるからである。

＜知的財産権保護の今後の動向は＞

今後、知的財産権はどのように確保されるか。一斉取締りをするより、普段の意識改革が必要だ。このような効果をもたらし得るであろうことも多少見られ始めはしている。意識改革という意味では、外国企業が被害を受けて中国政府に対処を求めるというよりも、中国企業が被害を受けて知的財産権保護を訴えるという方が効果的だ。

中国国内の大企業、例えば「海爾」（Haier）などの会社のニセモノも中国国内で出回ることが多くなってきたことから、国内業者がニセモノの取締りを強化するよう中国政府に圧力をかけ始めるということも生じている。元オリンピックの体操金メダリスト・李寧が設立したスポーツ用品も20～30%の割合でニセモノがあると訴えている。

国内企業のこのような圧力がなぜ必要か。このような状況が現れるということは、中国企業が知的財産権を保護されることにより利益を確実に生む構造になることを意味する。知的財産権保護に関しては外圧よりも内圧が効果を生む時期になりつつある。

② 技術供与契約

技術移転契約に関しては対外貿易法により、技術輸出入契約については、対外経済貿易部門の関係規定に基づく審査、認可を受けなければならない（対外貿易法 32 条、33 条）。現在、この審査・認可権を行使しているのは商務部である。

中国の企業と技術供与契約をする際には、「技術輸出入管理条例」（2001 年 12 月 10 日公布、2002年1月1日施行）をその準拠法とすることが求められている。

＜技術供与契約の認可手続＞

a. 政府の認可を必要とする技術供与契約

技術輸出入とは、中華人民共和国の領域外から中華人民共和国の領域内へ、または中華人民共和国の領域内から中華人民共和国の領域外へ、貿易、投資または経済技術協力の方法によって技術を移転させる行為をいう。この行為には、特許権の譲渡、特許出願権の譲渡、特許の実施許諾、ノウハウの譲渡、技術サービスおよびその他の方法による技術の移転が含まれる（技術輸出入管理条例第 2 条）。国務院の貿易主管官庁は国務院の関係官庁と共同で輸入を禁止しまたは制限する技術の目録を作成、調整して、公表する（同上8条）。

b. 許認可機関

国務院の対外経済貿易主管官庁（以下、「国務院の貿易主管官庁」という。）は対外貿易法およびこの条例の定めるところにより全国の技術輸出入の管理事務を担当する。省、自治区、直轄市人民政府の貿易主管官庁は国務院の貿易主管官庁の授権に基づいて、当該行政区域内の技術輸出入の管理事務を担当する（同上6条）。

c. 申請・認可手続

輸入制限対象の技術については許可証制度をとり、許可を受けなければ、輸入してはならない（同上 10 条）。輸入制限対象の技術を輸入するときは、国務院の貿易主管官庁に関係書類を添えて技術輸入申請を行わなければならない。技術輸入案件について関係官庁の承認が必要なときには、さらに関係官庁の承認文書を提出しなければならない（同上 11 条）。

国務院の貿易主管官庁は技術輸入申請を受理した後、国務院の関係官庁と共同で申請の審査を行い、申請受理の日から 30 業務日以内に、承認または不承認の決定をしなければならない（同上12条）。

技術輸入申請が承認されたときには、国務院の貿易主管官庁が技術輸入許可趣意書を交付する。　技術輸入許可趣意書を取得した輸入取扱者は、対外的に技術輸入契約を締結することができる（同上 13 条）。

技術輸入契約を締結した輸入取扱者は、国務院の貿易主管官庁に技術輸入契約の副本と関係書類を提出し技術輸入許可証を申請しなければならない。国務院の貿易主管官庁は技術輸入契約の真実性を審査し前項に定める書類を受け取った日から 10 業務日以内に技術輸入の許可または不許可の決定をする（同上 14 条）。

国務院の貿易主管官庁は 12 条および 14 条の定めるところにより、申請とその技術輸入契約の真実性を一緒に審査し、前項に定める書類を受け取った日から 40 業務日以内に、技術輸入の許可または不許可の決定をしなければならない（同上 15 条）。

技術輸入が許可されたときには、国務院の貿易主管官庁が技術輸入許可証を発行する。技術輸入契約は技術輸入許可証発行の日から効力を生ずる（同上 16 条）。

自由輸入対象の技術については、契約登録＜登記＞制度をとる。自由輸入対象の技術を輸入するときは、契約は法によって成立した時に効力を生じるものとし、登録を効力発生の条件とはしない（同上 17 条）。

自由輸入対象の技術を輸入するときは、国務院の貿易主管官庁で登録手続をとり、次に掲げる書類を提出しなければならない（同上 18 条）。

(1)　技術輸入契約登録申請書。

(2)　技術輸入契約の副本。

(3)　両契約者の法的地位を示す証明書類。

国務院の貿易主管官庁は第 18 条に定める書類を受け取った日から 3 業務日以内に技術輸入契約を登録し、技術輸入契約登録証を発行しなければならない（同上 19 条）。

申請者は技術輸入許可証または技術輸入契約登録証を示して、外国為替、銀行、税務、税関などの関連手続をとる（同上 20 条）。

この条例の定めるところにより許可されまたは登録された技術輸入契約の主要な内容に変更が生じたときには、改めて許可または登録の手続をとらなければならない。許可または登録された技術輸入契約をとりやめるときには、遅滞なく国務院の貿易主管官庁に届け出＜備案＞なければならない（同上 21 条）。

＜技術供与契約の内容および問題点＞

一般に技術供与契約には、以下の内容が含まれる。各条項につき、注意が必要である。

①前文	⑧秘密保持	⑮仲裁
②用語の定義	⑨不争義務	⑯契約の発効,期間,終結
③契約内容および範囲	⑩支払いおよび支払義務	⑰譲渡
④技術情報およびサービス	⑪最恵待遇	⑱通知
⑤商標	⑫原材料および部品の供給	⑲修正
⑥検収および受領	⑬不可抗力	
⑦技術の改良	⑭準拠法および解釈	

(5) 直接投資に関わる留意点

ここでは、合弁契約書作成上の留意点について述べる。

日本と中国は同質ではない。日中の企業文化も異なるし、従業員の労働意識も異なるからである。日中間には多くの相違が存在する。この点を考えると日中合弁事業の関係は、それぞれのゲゼルシャフト（共同利益）社会からゲマインシャフト（共同犠牲）的関係に入っていく関係ではないかと考える[30]。ゲマインシャフトとゲゼルシャフトとは何か。すべての信頼に満ちた親密な水入らずの共同生活は、ゲマインシャフトにおける生活と解せられる。ゲゼルシャフトは公共生活であり、世間である。人は誕生以来、家族の者と共にゲマインシャフト的生活を送り、あらゆる幸不幸を共にしながら暮らしている。人は見知らぬ国に行くような気持ちでゲゼルシャフトの中に入っていく[31]。この関係がゲマインシャフトとゲゼルシャフトである。

日中合弁企業は、異文化の経営主体によって形成されるものである。このとき、異文化間において何が類似しており、何が相違しているのかを明らかにすることがまず肝要である。日中合弁事業を行う上で日中間の類似と相違とは何であろうか。日中の類似とは何か、相違とは何かといっても類似、相違というときの判断基準は何かということを認識し、これを明確にし、この中から双方が認められる類似を新たに形成する過程である。

この双方が認めることのできる新たに形成する類似とは何か。これは、すなわち秩序（互譲）といえる。P.G.ヴィノグラドフは、「もし社会的交渉が、人間の天性の要求するところであるとすれば、ある種の秩序（order）が、社会的交渉を成立させるための必要条件である。」[32]と述べる。また、「法が、社会的秩序および社会的交渉を確保する行為規範（rule of conduct）の 1 つとしての地位を占める。」[33]という。日中合弁企業でも、この中で適用する秩序を形成することが求められる。合弁契約を締結すること、合弁企業設立後の経営理念、方針、事務管理、生産管理規定や就業規則を定めることが秩序形成プロセスといえるであろう。

---

[30] 日中合弁企業に限らず、会社自体がそもそもゲゼルシャフト(共同利益)社会からゲマインシャフト(共同犠牲)的関係に入っていく関係であるといわれる。奥島孝康『プレップ会社法』弘文堂 1987 年 14-15 頁。

[31] テンニエス『ゲマインシャフトとゲゼルシャフト―純粋社会学の基本概念(上)』岩波書店 1977 年 35 頁。

[32] Paul Vinogradoff Common Sense in Law Oxford University Press 1959 at12-13. 日本語訳は、P.G.ヴィノグラドフ著、末延三次・伊藤正巳訳『法における常識』岩波書店 1998 年（第 29 刷）17 頁。

[33] supra note.3 at13, 前掲注 3,18 頁

合弁契約書の作成に関しては、中華人民共和国中外合資経営企業法実施条例（以下、「合弁法実施条例」という。）第 11 条により記載すべき主要内容が規定されている。この内容は以下のとおりである。

(1) 合弁各方の名称、登記国、法定所在地および法定代表の氏名、職務、国籍
(2) 合弁企業の名称、法定所在地、目的、経営範囲および規模[34]
(3) 合弁企業の投資総額、資本金、各方の出資額、出資比率、出資方式、出資の払込期間および出資額の不払い、出資権譲渡に関する規定
(4) 各方の利益分配および損失分担の比率
(5) 合弁企業董事会の構成、董事定員の配分および社長、副社長その他の高級管理者の職責、権限、招聘方法
(6) 採用する主な生産設備、生産技術とその調達先
(7) 原材料購買と製品販売の方式
(8) 財務、会計、監査の処理原則
(9) 労務管理、賃金、福利、労働保険等の事項に関する規定
(10) 合弁企業の期間、解散および清算の手続
(11) 契約違反の責任
(12) 各方間の紛争を解決する方式と手続
(13) 契約の本文に採用する言語と契約発効の条件

以上の項目に関して合弁当事者で協議し、共通の会社運営の秩序を形成することが重要である。

合弁契約書作成上の課題のほかに直接投資に関して、その実務の流れに従って、とりわけ留意する必要があると考えられる点をまとめると以下の表の通りである。

[34] 経営範囲および規模については、具体的な記述が要請されている。

図表 5-3　直接投資の実務の流れとチェックポイント

		チェックポイント
1	パートナーの選択	・ パートナーの信用調査 ・ 中国および地方の産業立地政策の確認 ・ 投資優遇措置（例えば優遇税制など）の有無、適用の確認
2	投資条件の確認	・ 奨励業種として認められるか（制限業種、または禁止業種ではないか）、中国政府が、「外商投資産業指導目録」を発布 ・ 機械設備の免税輸入可能か
3	サイトの決定	・ 土地取得、標準工場のコスト ・ 物流の便利さ ・ インフラ整備状況など ・ 優遇税制（2免3減などの有無） ・ 各地方・工業団地の誘致条件関連資料の入手と比較検討 ・ 治安・安全面など生活・居住環境
4	土地使用権譲受契約、賃貸借契約	・ 土地使用権は、払下地（抵当権設定および譲渡可能）か、譲渡不可能な割当地（用途制限がある）か
5	現地企業名仮登記	・ 業態、所在地地方名を必ず企業名に入れる （例：「○○電子設備（蘇州）有限公司」）
6	企業設立登記	・ 会社名称の登録申請書 ・ 親会社の会社登録証、資産証明書 ・ 親会社最近3年の資産負債表 ・ 外資企業設立申請書 ・ Ｆ/Ｓ報告書 ・ 会社定款 ・ 土地譲渡契約書または工場賃貸契約書 ・ 董事会、総経理の名簿 ・ 董事長パスポート ・ その他必要に応じて
7	環境影響評価	・ 中国および所在地の環境基準の調査 ・ 産業廃棄物の排出基準や処理方法 （自社で焼却炉など処理施設を建設するか、または環境保護局の指定業者に処理委託しなければならないか、公害訴訟対策）など
8	税関登記	・ 投資する機械設備の免税輸入申請（奨励業種に認定された場合） ・ 投資する機械設備の輸入申請（奨励業種に認定されない場合） ・ 日常の輸出入業務 ・ 企業専属の通関士を採用することが必要（自社通関の場合） ・ 加工貿易時には加工貿易申請も必要
9	資本金払込み	・ 総投資額の規模により、払込資本金の割合、払込時期・払込額についての規定がある ・ 機械設備を出資する場合は、別途評価が必要
10	従業員採用、労働契約、労務管理	・ 労働契約の届出、就業規則を策定、所在地の労働人事局に届出、監査を受ける
11	清算・解散	・ 清算・解散要件を契約書に詳細に明記 ・ 当事者の協議による清算が整わない場合の処理方法の検討 ・ 残余財産の評価および分配 ・ 撤退コストの計算

(6) 債権回収に関わる留意点

与信管理をしても将来的に相手企業に何らかの事情変更が生じ、信用レベルが低下するということもある。このような場合を想定して将来に生じるかもしれないトラブルを未然に防止し、または軽減するために事前に債権を保全しておくということが必要になる。

一口に債権保全といってもその内容にはさまざまなものがある。信用を供与する相手方（パートナーや取引先など）についての債権保全ということもあれば、合弁事業そのものについての債権保全も考えられる。そして保全しようとする対象によって、考えられる対策も異なるであろう。

中国国内法による債権保全策もあれば、日中投資保護協定による債権保全、通商産業省の海外投資保険の付保という方法による債権保全策もある。この保全策にも、合弁事業そのものに対する債権保全もあれば、合弁パートナー・中国国内取引先に対する保全策もある。

図表 5-4　債権保全の対象と各種の保全策

債権保全の対象	各種の保全策
1. 日中合弁企業に対する債権保全	(1) 民間保険（中国の保険公司など） (2) 海外投資保険 (3) 日中投資保護協定
2. 合弁パートナーに対する債権保全	(1) 人的担保 (2) 物的担保
3. 取引先企業に対する債権保全	

まず合弁パートナーおよび中国国内の取引先に対する債権保全策について若干の紹介をする。

①　中国企業に対する債権保全はどうすればよいか

債権保全、与信管理関連法規の中でも、最も重要なのが「担保法」でろう。1995 年 6 月に制定された。これは人的担保と物的担保の 2 つに大きく分類できる。

人的担保には、①個人保証、②法人保証、③信用保険がある。また、物的担保には、①動産担保、②不動産担保、③その他（工場財団や企業担保）がある。

これらの有効性を検討すべきであろうが、まず、これには「中華人民共和国担保法」（1995 年 6 月 30 日第 8 期全国人民代表大会常務委員会第 14 回会議において採択、同年 10 月 1 日施行）によるのが適当であると考えられるので、この担保法の中で規定される各種担保の類型にそって、その内容を検討する。なお、担保法の構成は、保証、抵当、質、留置、手付金となっている（担保法第 2 条第 2 項）。

a.　保証について

中国における合弁は、民間契約ではあっても所轄官庁の関与度に高いものがある。干渉が激しいともいえようが、行政との良好な関係が築かれれば、合弁企業がさまざまな便宜を受けられる。契約時に行政の支援を確保する意味から、何らかの保証が得られれば、これに越したことはない。

ただ、法的にはどうであろうか。担保法第 6 条は、「この法律において保証とは、保証人および債権者が約定し、債務者が債務を履行しないときは、保証人が約定に従って債務を履行し、または責任を負う行為をいう」と規定する。

中国においては保証人制度も有効のようだ。物的担保よりも場合によっては有力な保証人を持つ方がよさそうな場合もある。保証を提供できるものとして、同法第 7 条で個人保証と法人保証の 2 つが考えられている。そこで以下、個人保証と法人保証の問題について考えてみたい。どのような保証提供者が想定され、その保証提供者による保証は有効といえるかという問題があるだろう。

なお、国家機関、公的団体や学校・病院などの社会団体は、保証人となることはできない。

イ　個人保証

個人保証として考えられるのは、一般に出資者や経営者であろう。日中合弁企業では最近、私営企業や個人事業主が中国側パートナーとしての存在意義を高めている。

このとき、出資者個人や経営者、あるいはその親族などが保証人になるということも考えられよう。中国人の人脈社会、コネ社会にあってはよくあることである。

しかし、この場合に留意しなければならないのは、保証人の資産の裏付けや抗弁権の問題であろう。保証には、主たる債務者が債務を履行できないことを前提とする「一般保証」（担保法第 17 条）と主たる債務者が債務を履行できるか否かを問わず保証人に債務請求ができる「連帯保証」（担保法第 18 条）の 2 つがある。「一般保証」の場合には、主たる債務者に対する強制執行判決をもってしても債務が履行できないような場合でなければ保証人に請求ができないという問題がある。また、保証債務の消滅時効は主債務の期限到来後 6 カ月以内と短いことも注意が必要であろう。以上のような制約があるため、結局、個人保証をとっていても保証人に逃げられてしまうということも少なくないようだ。

ロ　法人保証

次に法人保証について考えてみたい。日本であれば法人保証として想起されるのは、親会社、関係会社、金融機関、政府機関などであろう。中国の場合はどうであろうか。

担保法第 8 条、第 9 条、および第 10 条は、保証人となれない機関を列挙している。ここで列挙される法人は、国家機関（第 8 条）、学校・幼稚園・病院などの公益を目的にした事業単位および社会団体（第 9 条）、企業法人の支店営業所、業務部門（第 10 条）である。

合弁のパートナーにこれら機関が名を連ねることなく、実質的なパートナーとして子会社を設立し、そこが出資する、あるいは政府機関などが 2 枚看板として公司を有するということは良くあるが、上述の通り、第 8 条から第 10 条までに規定される機関は保証人になり得ない。

となると債権保全策としてもその他の策を講じる必要がでてくるだろう。

ただ、人的保証の有効性を判断する場合、実質的な保証は得られないと理解したほうがよいかも知れず、法的手段としての保証を得ることもできないが、合弁企業に対する便宜供与、支援などについて目に見えない意義はあるかもしれない。

b. 物的担保について

抵当、質、留置の物的担保は、債務不履行の発生時に金銭換価し、債務弁済の優先権を取得できる。ただ、この時に注意しなければならないのは、金銭評価する場合に市場価格を参考にする（担保法第 94 条）のだが、明確な基準は設定されていない。取引契約時に担保設定をする場合は市場価格の概念を明確にしておかなければならないだろう。

c. 抵当権設定可能目的物について

最も有効な抵当権設定可能目的物といえば、やはり土地・建物であろう。

土地も所有権は国に帰属するが、その使用権は譲渡可能になっている。しかし、処分権を持ち得ない、すなわち抵当権を設定できない土地がある。契約に際しては土地の所有形態、権利関係の調査も必要だ。

また、土地の上に建物が建てられている場合には、この土地の使用権および建物のそれぞれを別個に抵当権の設定をすることはできない。

② 債権の任意的回収から法的手段の採用まで

a. 通常時の予防

イ．契約書の作成

i）代金決済や支払遅延発生時の処理方法の条項を設けること

ii）保証人（但し、催告の抗弁権、検索の抗弁権が主張されることがあるので注意。連帯保証でも抗弁権があることがある。日本の商法上の連帯保証であれば、この抗弁権はないが、中国では不明確。）

iii）機械設備などの売買では所有権留保の契約や抵当権設定などの契約にすること

ロ．代金決済方法

―間違いのない順位は、現金、銀行保証手形

―受注時に 3 割、納品時に 4 割、1 カ月後に 3 割の支払を受けるという契約を採用している企業が増えているといわれる。

ハ．支払が滞ったら、出荷停止

ニ．時効管理をしておく必要

b. 緊急時の対策

【任意的回収】

イ．売掛金の支払が滞っている取引先に対しては、決算書の提出を要求

ロ．請求

i）当初は営業担当者による口頭での集金の請求＝取引先への電話による督促、直接訪問による代金回収努力

―これには、相手先の現状の把握という意味合いも含まれる。

―集金の規則性を維持すること。口実を与えないことが必要。

―規則的な取引先や強力な手段を取る取引先に、どうしても優先的に支払う

―相手企業の支払担当者と仲良くなること

―中国側パートナーだけに任せていてはうまく行かない。某社の場合、営業・販売は中国側がやるというので任せていたところ、営業・販売成績だけではなく、代金の回収がどうもうまくいかなかったので、日本側が管理するようにしたという。

ii）取引先（債務者）への通知および督促

―債権回収方法についての相談（繰延べ返済など）

―督促に一度入ったら、回収まで連続して行うことが肝要。

iii）文書による請求（督促）＝請求書の再発行

iv）督促状の発行

― a．売掛債権存在の注意喚起、b．支払遅延の理由の追求、c．所轄官庁への報告をすることの警告、d．法的手段をとることの警告などステップが必要

―取引先が得意先である場合には、何回も同一文書は使わないこと、丁重な文意の中にも権威が秘められていること

―内容証明による請求（中国の場合、内容証明の郵便という制度があるわけではないが、「公証処」で公証を受け、これを郵送し、配達証明をとる方法がある。）

→　これに回答があればその内容につき公正証書を作成する（強制執行の承諾の明文化）

ハ．新規契約・出荷のストップ

ニ．保証人への通知・支払要求

【強制的処理】

a．調解、b．仲裁、c．訴訟の 3 種類がある。

(7)　労務管理に関わる留意点

①　労働法典

労働法は、労働者と労働力使用者との間の労働関係およびこれに密接に係わるその他の関係を規範化するものである。具体的にどのような労働法典があるのか。各労働関係毎に分類し、主なものを例示する。

a. 総合

・労働法（1994 年 7 月 5 日公布、1995 年 1 月 1 日施行）

b. 労働組合

労働組合法（1992 年 4 月 3 日公布、同日施行）

c. 労働契約および労働協約

「労働法」実施過程における労働契約問題に関する回答（1995 年 2 月 10 日通知）

労働契約違反および労働協約解除に当たっての経済的補償についての規則（1994 年 12 月 3 日公布、1995 年 1 月 1 日施行）

労働協約規定（1994 年 12 月 5 日公布、1995 年 1 月 1 日施行）

d. 賃金

外国投資企業賃金管理暫定規定（1997 年 2 月 14 日公布、同日施行）

賃金集団協議試行弁法（2000 年 11 月 8 日公布、同日施行）

e. 社会保険および福利

失業保険条例（1999 年 1 月 22 日公布、同日施行）

企業従業員労働災害保険実施規則（1996 年 8 月 12 日公布、同年 10 月 1 日施行）

f. 労働紛争

・企業労働紛争処理条例（1993 年 7 月 6 日公布、1998 年 8 月 1 日施行）

以上、基本的な労働法典を示した。この労働法典は、中央政府の法律のほかに、地方政府の法規も多数ある。「中国の労働関係法規には“労働法”およびその他関連法規はあるが、地方によっては別の規定を置いていることから、運用が著しく異なることになる。」[35]ので、注意が必要である。また、地方法規は、しばしば改正されている。条文の判断基準も異なることが多いから、進出地区の労働局において最新の法規を入手することが必要である。

② 労働契約

労働契約は、労働者と企業とが労働関係を確立し、双方の権利および義務を明確にするために締結するものである。労働契約は、必ず労働者と企業との間で締結しなければならない（労働法第 16 条）。「外国投資企業労働管理規定」（1994 年 8 月 11 日発布、同日施行）においても第 8 条 1 項前段において、「労働契約は、従業員個人と企業とが書面により締結する」と規定されている。

そして、労働契約は、締結により直ちに法的拘束力を有する（労働法第 17 条）。締結の形式は、書面によらなければならず、以下の条項を設けなければならない（労働法第 19 条）。

a 労働契約期間、b 業務内容、c 労働保護および労働条件、d 労働報酬、e 労働規律、

f 労働契約終了の条件、g 労働契約違反の責任

---

[35] 高井伸夫「中国における人事労務基礎講座③」『国際貿易』（日本国際貿易促進協会、1999 年 10 月 5 日）。

このａ～ｇは、絶対的記載事項である。この他に任意に条項を加筆することも認められる。例えば、重要な事項として、営業秘密の守秘義務（労働法第 22 条）などを規定しておくべきであろう。

労働契約については、契約調印後、1 カ月以内に当地労働行政部門で証明を受けなければばらない（外国投資企業労働管理規定第 9 条）。また、「労働契約鑑証実施弁法」（1992 年 11 月 1 日施行）により、労働行政部門の管理・監督を受ける。

③　集団労働契約

集団労働契約は、労働組合の代表従業員と企業との間で締結される労働条件を主たる内容とする書面による合意である。

労働法第 33 条 1 項は、以下の事項について集団労働契約を締結することができるとする。集団労働契約に記載される主な事項には、①労働報酬、②労働時間、③休息休暇、④労働安全衛生、⑤保険福利、⑥その他がある。

外国投資企業労働管理規定第 8 条後段は、「労働組合（労働組合のない場合には、従業員代表を選出しなければならない。）は、従業員を代表して、労働報酬、労働時間・休暇、労働安全衛生および保険福利などの事項について、企業と協議交渉を通じて集団労働契約をすることができる」と規定している。

中国は、なぜ集団労働契約を重視するのか。

今日的意義は、頻発する労働争議を抑制したいということにある。中国政府は、最近の労働争議は、多くの場合、一部の跳ね返り者によって引き起こされていると考える。この場合、この一部の跳ね返り者を抑えるには、企業内に労働組合をしっかりと組織することが肝要である。個別労働者の問題は、従来のように直ちに労働者個人が使用者に訴えたり、数人が勝手に争議行為を組織したりすることは規制したい。まず、労働組合に問題の所在が知らされ、労働組合としてこの問題を検討し、合理的理由があると判断されれば、労働組合が使用者と適法な交渉をしようとするものである。

以上の意味では、日本の労働協約と類似したものであると考えられる。

この場合、例えば上述した外国投資企業労働管理規定第 8 条後段で規定される集団労働契約の記載事項（例えば、労働報酬、労働時間・休暇、労働安全衛生および保険福利などの事項）だけでは、不十分である。これでは、本来的に集団労働契約が意図する目的は達成できない。

そこで、集団労働契約の締結に際しては、以下の諸点を規定することが重要である。

1．組合は唯一の交渉団体である。
2．組合活動に関する規定―(1)組合の活動時間、(2)労働時間内の活動、(3)会社の施設の使用、(4)組合専従職員・幹部およびその待遇、(5)外部団体幹部への就任およびそのときの待遇
3．労使協議会―(1)討論内容、(2)召集、(3)手続
4．団体交渉
5．紛争―正当な争議行為

団体契約については、契約調印後、当地労働行政部門に記載登録し、労働行政部門が受領日から 15 日以内に異議を申し立てない場合、団体契約の効力が発生する（外国投資企業労働管理規定第 9 条）。

④　就業規則

就業規則とは、使用者が賃金・労働時間のほかの労働条件に関する事項、経営秩序、職場内での規律保持に関する事項などについて規定するものである。

労働法第 89 条は、使用者は労働規則を制定することを認めている。また、「新開設雇用単位の労働規則制度の届出認証制度に関する通達」において、就業規則を定める場合の必要な記載事項を規定し、労働局にて適法性などの検査を受ける必要があることを定めている。これにより、就業規則の規範的効力が生じる。

労働契約が締結され、さらに集団労働契約が締結されても、これらの契約において就業の諸事項をすべて網羅的に具体的に規定することはできないのが実情である。これを補足するために就業規則の制定が実務上必要になる。

では、就業規則において何を規定すべきであるか。

一般に、(1)人事（採用、退職および契約解除）、(2)服務、(3)勤務、(4)賃金、(5)労働契約解除に伴う生活補助費および医療補助費、(6)慶弔慰金、(7)安全および衛生、(8)教育、(9)社会保険および災害補償、(10)表彰、(11)懲戒、(12)労働紛争、(13)法律責任、(14)違約経済賠償責任などが規定される。

さらに就業規則に基づき、(1)給与規程、(2)出張旅費規程、(3)慶弔慰金規定、(4)安全・衛生規定などが規定されよう。

就業規則は従業員の同意の有無如何に係わらず、使用者が独自に作成することができる。しかし、前述の「新開設雇用単位の労働規則制度の届出認証制度に関する通達」において、就業規則について労働局にて適法性などの検査を受ける必要があることが定められていることから、実務上は従業員の意見を聴くことになるであろう。この手続きにより、強固な存在根拠が得られるといえよう。

なお、就業規則についても、(1)労働契約の一部である旨を労働契約に明記し、(2)かつ全従業員に就業規則の付表に署名させるという方法を採用している企業もあるという。

⑤　労働紛争処理

a.　企業労働紛争処理方法について

増加する一方の労働紛争に対応すべく、1993 年 6 月 11 日に国務院第 5 回常務委員会において「企業労働紛争処理条例」が制定された。この条例は 7 月 6 日に公布の上、8 月 1 日から施行され、この条例に基づき様々な労使紛争が処理されることとなり、紛争当事者間の協議や第三者による紛争の調停によってもこれが解決できない場合には、全国的組織であり、全国各地に設置されている「労働争議仲裁委員会」が、紛争当事者の仲裁の申立に基づき、これを受理し、仲裁判断をする。

「企業労働紛争処理条例」は、全 5 章 43 条からなり、中国国内企業と従業員との間の紛争を適切に処理し、双方の適法な権益を保証し、正常な生産経営秩序を維持・保護することを目的（第 1 条）としている。

イ　適用範囲：企業と従業員との間の労使紛争に適用する（第 2 条）。

- 企業が従業員を除籍し、除名し、または解雇し、および従業員が退職し、自発的に離職することにより生ずる紛争
- 賃金、保険、福利、訓練・育成または労働保護に関する国の規定の執行により生ずる紛争
- 労働契約の履行により生ずる紛争
- その他

ロ　紛争処理手続（第 2 章第 7 条～第 11 条および第 3 章第 12 条～第 36 条）

紛争が生じたときには、まず、当事者の協議による解決を先決させるが、これが不調な場合は、調解、更に仲裁が行われる。

- 調解（第 2 章第 7 条～第 11 条）は、仲裁に先立ち試みられるもので、組合、従業員、企業の各代表者が調解委員会を組織し、これを行う。なお、調解委員会の主任委員は組合の代表者が担当する。
- 仲裁（第 3 章第 12 条～第 36 条）は、労働行政主管部門、組合、政府指定の経済総合管理部門の三者からなる仲裁委員会が組織され、仲裁判断がなされる。

b.　社内裁判など各種の労使紛争処理法

米国で行なわれている人事・労務管理関係の構築にかかわる制度に次のようなものがある。

電話・文書による投書方式、マネジメント／従業員協議会、定期会合、オープンドア制度、特定テーマの調査のタスク･フォース、苦情処理制度、アンケート調査などである[36]。

苦情処理制度とは、従業員の職場における不満・苦情を一定の社内ルールに従って判定するに当り、企業側だけが事情調査・判定を行うのではなく、同僚の従業員を参加させるものである。そのメリットとして、情報収集の正確性と恣意的な判断の排除があげられる。最も整備されたものとして、一般社員と管理職で構成するパネルが訴えを審査し、評決を下す「社内裁判所」のようなものがある。

ニューヨーク州のロングアイランドにある大手ホテルチェーンの 1 つマリオットホテルでは、1991 年から社内裁判を導入している。昇級、配属、解雇などに関して従業員から不当だと申し出があった場合、管理職 2 人、従業員 3 人のパネルが審査し、評決する。

マリオットでは従業員が「勝訴」する確立は約 30%。それでも、従業員が評決を不服として本物の裁判に訴えるケースは「これまでほとんどない」という。社内裁判所を設置している企業

[36] 竹内規浩『国際人事管理入門』（産能大学出版部、1997 年）51 頁。

は、「従業員の信頼を獲得できる効果も無視できない」（デュポン）、「公正な判断を下す作業に参加することで、従業員の責任感が増し、士気もあがる」（シグナ）と評価する[37]。

中国でも類似したシステムが見られはじめている。

上海フォルクスワーゲンがその 1 つである[38]。同社では、職場における規律違反および問題行動につき、各職場長で対処できない場合に、人事部 2 名、従業員代表 2 名、法律部代表 1 名の計 5 名で構成される「規律違反処理委員会」に問題が持ち込まれる。同社では毎年 10 回程度開催されているという。同委員会は原則として書面で意見を出すとのことで、この意見に不服の場合には、人事部 1 名、工会 1 名、従業員代表 2 名で構成される企業内の「労働争議調解委員会」に持ち込まれる。これまでの運用では、紛争はほとんどこの委員会で解決しており、解決できなかったのは 2 件だけしかないという。日系合弁企業などでは、同様のシステムがどのくらいあるのであろうか。あまり聞いたことがないが、中国における労務管理手法の 1 つとして採用を考えてよい制度であろう。

第 2 節　紛争解決法の選択＝裁判と仲裁のメリット・デメリット

紛争が発生した場合、この解決法としていかなる方法を選択するか。この問題は、企業にとっては非常に重要である。法的紛争処理ということで言えば、次のような選択がなされることになる。

(1)貿易および直接投資（主に合弁事業）の場合には、契約書の中に紛争処理条項が規定され、国際商事仲裁による紛争解決について規定されるのが一般的である。(2)知的財産権の紛争に関しては、日本企業と中国企業との間の契約の履行および契約に関連して生じた紛争であれば、やはり国際商事仲裁によることになるであろう。中国企業の知的財産権侵害事件であれば、中国の行政機関への申立か裁判ということになる。(3)債権回収問題など中国国内取引から生じた事件は、契約書の紛争処理条項がどのように規定されているかによる。仲裁条項があれば仲裁となり、規定がなければ裁判という選択になるのが一般的である（もちろん紛争発生後に仲裁合意がなされれば仲裁付託ということになる。この場合、仲裁地や仲裁機関の選択の問題が生じる。）。(4)行政機関との紛争であれば、裁判によることになるだろう。(5)労使紛争の場合には、労働仲裁が初めになされ、この結果に不服である場合には、裁判手続に移行する。

それぞれの紛争処理法に関しては、既に叙述されているので、ここでは最も利用度の高い国際商事仲裁と裁判の比較について簡単に紹介し、紛争処理法を選択する場合の参考に供する。

一般に仲裁の特徴および仲裁と裁判の比較については、図表 5-5 および図表 5-6 のように紹介されている（以下の図表は、日本商事仲裁協会のホームページで紹介されているものを一部修正したものである。仲裁と裁判の比較ということに関しては、日本も中国も大きく異なることはない。）

---

[37] 同上、52 頁。
[38] 近藤丸人「中華人民共和国における労働紛争と裁判外紛争解決制度」石川明、三上威彦編著『比較裁判外紛争解決制度』（慶応義塾大学出版会、1997 年）272 頁。

図表 5-5　仲裁の特徴

(1)	当事者が選んだ専門家による判断
	仲裁では、原則として当事者が紛争を解決する第三者である仲裁人を自由に選ぶことができるので、紛争の内容に応じた専門家による判断が期待できる。これに対し、裁判では裁判官を選ぶ権利は当事者には認められていない。
(2)	非公開
	一般に、仲裁での手続は非公開であり、仲裁判断も当事者の合意がない限り公表されない。従って、営業上の秘密やプライバシーは守られる。これに対し、裁判は公開が原則。
(3)	迅速性と経済性
	裁判に時間がかかることはよく知られている。仲裁は裁判と違って上訴がなく、一審制。また当事者の合意により仲裁判断をすべき期間を定めることができるので、裁判に比べ紛争が解決されるまでの時間はかからないといえる。また紛争解決に要する期間が短い分、コストを抑えることができる。
(4)	国際性
	裁判の場合、判決を外国で執行することは、各国の法制度上必ずしも容易ではない。これに対し仲裁の場合、その判断を外国で執行することは、1958 年の「外国仲裁判断の承認および執行に関する条約」、いわゆるニューヨーク条約が存在し、現在では日本を含め 120 カ国以上もの国が締約国となっているため、きわめて容易であるといえる。（中国も締約国である。）

図表 5-6　仲裁と裁判の比較

裁　　判	仲　　裁
「裁判官」 当事者が選べない。	「仲裁人」 当事者が紛争の事案に応じて自由に選べる。
対審および判決言渡しは公開	仲裁手続および仲裁判断は非公開
「二審制」 上訴ができる反面、長期化し、非経済的である。	「一審制」 早期解決が図れ、経済的である。
判決の国際的強制に関する多数国間条約の不存在。	ニューヨーク条約による仲裁判断の国際的強制力。

CIETAC における紛争処理に際して、その仕組みおよび CIETAC 仲裁規則は、西側先進国の学者および実務家からも信頼される内容となっている。次のとおりの評価が見られる。

Stanley B. Lubman & Gregory C. Wajnowski は、次のとおり述べている。

「CIETAC の判断および活動は、数十年の経験により、中国の国際紛争解決という姿勢により、よく管理されている。……CIETAC 仲裁規則は、国際商事仲裁の実務、先進諸国の法概念に一致したものとなっている。」[39]

CIETAC を利用した場合の満足度ということに関しては、一般に訴訟と比較した場合の仲裁の長所として指摘されるところの(1)当事者が選任した紛争事案の専門家による判断が行われること、(2)具体的事案に即した妥当な解決、(3)迅速性、(4)廉価性、（5）手続の柔軟さ、(6)手続・判断の非公開、(7)友好関係の維持、(8)国際性などがある[40]。

---

[39] Stanley B. Lubman & Gregory C. Wajnowski, International Commercial Dispute Resolution in China: Apractical Assesment, The American Review of International Arbitration Vol.4, 1993, No.2, at126. at128.

[40] 『国際商事仲裁システム高度化研究会報告書』国際商事仲裁協会、1996 年、30-33 頁。

ただし、CIETAC における仲裁に問題がないわけではない。この問題とは、CIETAC における仲裁過程にあるものではなく、CIETAC の仲裁判断を中国国内で執行しようとする場合の問題である。

すなわち、第一に、地方法院に地方企業の利益を優先させる体質があるのではないかということが指摘された。第二に、地方法院が仲裁判断の執行拒否理由として述べる「社会公共の利益」の内容確定の判断基準が不明確であるのではないかということである。

中国における裁判の問題点として、「Guanxi（関係）」ということがしばしば指摘される。「Guanxi（関係）」とは、人脈、コネクションのことである。中国の地方法院と地元企業およびこの関係者間の人脈、コネクションによって、CIETAC の仲裁判断の執行が拒否されたと認識されているケースがある。

例えば、寧夏カシミア事件である[41]。事件の概要は、次のとおりである。

買主・英国法人（仲裁申立人、X）と売主・中国寧夏法人（被仲裁申立人、Y）は、高品質のカシミアの売買契約を締結した。ところが、実際の商品供給時に、Y は X に大量の不純物を含んだ羊毛を供給した。そこで、X と Y との間に紛争が生じ、X は売買契約の仲裁条項に基づき、CIETAC に仲裁の申立をした。CIETAC は、審理の結果、この事実を認定して、Y に対して X の損害を賠償せよとの仲裁判断を行った。Y は、CIETAC の損害賠償決定額の 3 分の 2 を支払ったが、残りの 3 分の 1 の金額については、仲裁廷は計算間違いをしていると主張して支払を拒否した。そこで、X は、北京市中級人民法院に仲裁判断執行の申立を行った。同法院は、この申立を受理し、Y に残額の支払をさせる決定をした。そして、執行地の寧夏自治区中級人民法院に執行判決を移送した。しかし、寧夏自治区中級人民法院は、北京市中級人民法院からの繰り返しの要請を受けながら、仲裁判断の執行を拒否した。北京市中級人民法院の裁判官と北京の担当弁護士は、寧夏自治区中級人民法院に出向くこともしたが、執行させられなかった。執行拒否されたのは、寧夏自治区中級人民法院と被告の口座がある同地の銀行が共に被告に対して執行を無視するように事実上、手助けしたからであるといわれている。

仲裁判断の承認・執行の申立を受理し、これを裁定する主体は法院である。この法院の判断の形成基準が「国益」優先、「政策」法源であるとき、「公正さ」に問題が生じるということである。

仲裁を真に有効な紛争処理方法とするためには、中国における裁判制度、地方法院のレベルアップ、「公正さ」を確保することが中国政府に求められるといえる。

それでもなお、中国企業との商事紛争処理には、国際商事仲裁制度の利用が望ましいと考える。この理由は、(1)日本も中国も「外国仲裁判断の承認および執行に関する国際条約」（ニューヨーク条約）に加入しており、裁判より相互の承認・執行がなされると考えられ、(2)中国においては、国際商事仲裁判断の執行拒否については、最高人民法院は慎重な姿勢を見せている

---

[41] Bersani, Enforcement of Arbitration Awards in China, 19 CBR (May-June 1992) at 6-10. 本件は、事案の概要、仲裁判断の内容、人民法院による判決内容については明らかにされていないので、第 3 部の事案研究では取り上げなかった。しかし、事案始末記として、地方の人脈、コネクション問題が指摘されている。

ということがある。慎重な姿勢とは安易に仲裁判断の執行拒否裁定をすべきではないということであり、これに関して最高人民法院は地方人民法院が中国の渉外仲裁判断の執行拒否をする場合の事前報告制度を定めている[42]。

この報告制度は、次の通知を根拠とするものである。この通知とは、最高人民法院の「人民法院の渉外仲裁および外国仲裁事項にかかわる問題の処理に関する通知」（1995 年 8 月 28 日、法発［1995］18 号）である。この通知の第 2 項において、次のとおり規定されている。

> 「およそ一方の当事者が法院に我が国の渉外仲裁機関の判断の執行を申し立てる場合、……法院が我が国の渉外仲裁機関の判断が民事訴訟法第 260 条の事由の一があると認定するときには、……判断不執行を裁定する前に、必ず本管轄区の高級人民法院に報告し、審査を得なければならない。もし高級人民法院が不執行……に同意する場合には、その審査意見を最高人民法院に報告しなければならない。最高人民法院の回答の後、不執行の裁定……をすることができる。」

また、国際商事仲裁制度の利用が望ましいと考えられる点に関連して、以下、(1)日本の裁判所の判決の中国における執行が拒否された事例と、(2)日本商事仲裁協会の仲裁判断が中国で承認・執行された事例を紹介し、(3)CIETAC 仲裁判断の日本における執行申立およびその認容判決を挙げ、その意義を明らかにする。

1　日本の裁判所の判決の中国における執行拒否

日中間の渉外経済紛争が増える中、日中間の国際取引契約書において紛争解決を日本の裁判所で行うとする契約書もしばしば見かける。このとき、実務上は、日本の裁判所が下した判決をもって、中国の法院が中国国内においてこの既判力、執行力、形成力を認容するかという問題が生じる。

中国民事訴訟法 267 条は、外国判決の中国国内における承認・執行について、次の通り規定する。

> 「外国の裁判所が下した法的効力の生じた判決および裁定について、中華人民共和国の法院の承認および執行を必要とする場合には、当事者が直接に中華人民共和国の管轄権を有する中級人民法院に承認および執行を請求することができる。外国裁判所が当該国と中華人民共和国とが締結し、もしくは参加している国際条約の規定により、または互恵の原則に従って、人民法院の承認および執行を請求することができる。」

上記規定によると、外国判決の承認・執行には(1)ともに参加している国際条約または(2)互恵の原則（日本の民事訴訟法第 118 条の“相互の保証があること”に相当する。）があることが求められる。

日本の裁判所の判決が中国の人民法院に日中間に裁判の相互主義はないとして承認されなかった事件がある。事件の概要は、次のとおりである。

---

[42] 韓健『現代国際商事仲裁法的理論実践』法律出版社 2000 年、473 頁。

日本人 X と日本のA社（代表者 Y）との間で貸金紛争が発生し、X は、日本の横浜地方裁判所小田原支部にA と Y を被告にして貸金請求の訴えを起こし、同支部は、A と Y は X に対して 1 億 4,000 万円を支払えとの判決を下した。Y は日本では返済能力がなかったので、X は日本の熊本地方裁判所玉名支部へ債権執行の申立をし、同支部は、Y が中国の大連市において出資した日中合弁企業である Z 海産食品有限公司を第三債務者として、Y がこの公司に出資した 485 万元について、差押えと譲渡命令を下した。この判決の執行を中国の大連市人民法院に申し立てたところ、大連市人民法院は、日中間には相互に裁判所の判決、決定を承認・執行する国際条約締結がなく、相互の互恵関係も成立していないゆえに X の申立を棄却するとの裁定をした[43]。

2　日本商事仲裁協会の仲裁判断の中国における執行認容

上述のとおり、日本における裁判所の判決の執行申立が、中国の法院では執行拒否されるということがあるのに対して、日本の仲裁機関においてなされた仲裁判断の執行は中国において認容されるものと考えてもよさそうである。

2004 年 4 月に中国の法院ではじめて日本商事仲裁協会の仲裁判断の執行申立が、福建省福州市中級人民法院で承認された事例がある[44]。中国の法院が日本商事仲裁協会の行った仲裁判断の承認・執行判決を下した理由は何か。中国の法院による以下の判旨が参考になる。

> 「わが国と日本国が、ともに「外国仲裁判断の承認および執行に関する条約」即ち「1958 年ニューヨーク条約」の加盟国であり、当該条約は、1987 年 4 月 24 日、わが国において発効された。わが国が当該条約に加盟した時に発表した互恵留保声明と商事留保声明に基づき、わが国は、他の加盟国の領土内で下された仲裁判断の承認と執行に関しては当該条約を適用し、かつ、わが国は、わが国の法律によっても、契約性および非契約性に関する商事法律関係により生じたといえる紛争だけに当該条約を適用することができる。本件の仲裁判断の発生地は、条約の加盟国の一つの日本国であり、かつ、本件仲裁判断が解決したのは、わが国の法律によっても契約性のある商事法律関係に関する紛争である。そのため、当裁判所は、前記の仲裁判断に関する審査については、「1958 年ニューヨーク条約」を適用するべきである。本件の仲裁判断に対し承認と執行をしない事由が存在しているかについては、「1958 年ニューヨーク条約」に照らして、審査するべきである。」[45]

日中間の裁判と異なり、国際商事仲裁に関しては、日本および中国はともにニューヨーク条約の加入国である。従って、日中の国際商事仲裁機関に仲裁付託された事件について、仲裁判

---

[43] 大連市人民法院の裁定については、最高人民法院公報、1996 年第 1 期、29 頁を参照。この事件を解説した論文に栗津光世「日本の判決が、中国の人民法院で承認されなかった事件」国際商事法務、1997 年、Vol.25、No.3、274-276 頁がある。

[44] 姚重華「日本商事仲裁協会の“仲裁判断書”が中国の裁判所において承認された事例について」『JCA ジャーナル』日本商事仲裁協会、2004 年 7 月、2-4 頁。

[45] この法院の判旨は、姚重華（前掲注 14）による中国福州市中級人民法院の民事裁定書の和訳引用である。

断の承認・執行問題を審理することに関しては、日中間である程度共通の判断基準があるといえる[46]。この点において、裁判よりも公正であると考えることができる。

3　日中間の国際商事仲裁に関する問題—CIETAC 仲裁判断の日本における執行申立

CIETAC における仲裁について理解をしておかなければならないことについては、中国における仲裁判断の承認・執行ということだけにとどまらない。CIETAC の仲裁判断の日本における承認・執行ということもありえる。

中国での国際商事仲裁について日本企業が留意しておかなければならないことは、日中企業間の紛争が CIETAC において仲裁付託され、日本企業が仲裁判断の結果、給付義務を負い、当該日本企業が仲裁判断（給付義務）を任意に履行しない場合どうなるかということである。中国企業が CIETAC の仲裁判断の執行裁判を日本で行うということが生じる。現時点までに以下のとおり 4 件の裁判例があり、何れも CIETAC の仲裁判断について、日本での執行判決が認容されている。

(1) 中国振興経済貿易公司 v. 共同通商株式会社の売買契約不履行による損害賠償請求事件〔東京地裁平 3（ワ）10297 号、平 5・7・20 民 35 部判決、一部認容、一部棄却（控訴＜控訴状却下〔確定〕＞）〕[47]

(2) 浙江省軽工業品進出口公司 v. 株式会社タケヤリの生産設備品質不良による損害賠償請求事件〔岡山地裁平 4（ワ）8 号、平 5・7・14 民 2 部判決、認容（控訴）〕[48]

(3) 中国技術進出口総公司西南公司 v. 共栄貿易株式会社の売買契約不履行による損害賠償請求事件〔東京地裁平 5（ワ）11636 号、平 6・1・27 民 5 部判決、認容・確定〕[49]

(4) 中国化工建設青島公司 v. カラーケミカル興業株式会社の売買契約不履行による損害賠償請求事件〔横浜地裁平 10（ワ）3851 号、平 11・8・25 民 1 部判決、認容（控訴）〕[50]

以上のような事例があるので、日本企業は中国の国際商事仲裁制度を理解しておくことが肝要であると考える。

4　紛争の現地事業収益への影響(例えば、風評などによる現地事業収益への影響)

紛争処理法については、第 2 章で既に叙述されており、また、同じく紛争処理コストについても訴訟費用（参考 2）、仲裁費用（第 2 章及び参考 2）、弁護士費用（参考 1）について叙述

---

[46] このように「ある程度共通」というのは、詳述できないが、実際には外国仲裁判断の承認・執行に関しては、各国の民事訴訟法の規定とのかかわりもあるので、日本と中国で判断基準が同じであるということはないからである。
[47] 判タ 859 号 255-260 頁、判時 1494 号 126-130 頁
[48] 判タ 857 号 271-276 頁、判時 1492 号 125-128 頁
[49] 判タ 853 号 266-268 頁
[50] 判タ 1053 号 266-274 頁、判時 1707 号 146-150 頁

されている。そこで、ここではこのような明らかな訴訟コストではないもの、すなわち風評などによる現地事業収益への影響という側面から、訴訟コストについて考えることにしたい。

そうはいっても、風評などによる現地事業収益への影響が試算できるかというと、このような試算は不可能であろう。また、事業の内容や規模によっても大きく異なるだろう。ただ、一般的にこのようなコストも莫大なものがあるはずであると指摘されている。そこで、実際に報道されているケースから、少なからぬ損害があるということを紹介することとしたい。

このような損害が発生する場面は、さまざまであり各取引形態別に損害があるといえよう。この中から第 3 章の事例研究とも重複するものもあるが、典型的な事件を幾つか紹介し、紛争が現地事業収益に与える影響について検討してみたい。

第一に、知的財産権にかかわる問題を紹介する。最近では、この問題に関しての被害が最も大きいと考えられ、正確な統計があるわけではないが、かなり被害額が試算されているといえそうである。

日本企業が中国市場で被る工業製品の模倣品被害は、対中輸出と現地生産の総売上の 20～25%程度と思われ、被害額は年間 6,800 億円～8,500 億円におよぶと推測される。2002 年 12 月から 2003 年 1 月にかけて JETRO 北京センターと中国日本商工会議所が共同で、中国進出日系製造業企業を対象に行ったアンケート調査によると、回答のあった 54.3%の企業が何らかのニセモノ被害にあっているという。また、同アンケートによるとニセモノによる真正品の売上損失が 10 億以上とする企業は 8.7%、1 億円以上とする企業は 29.5%もあった（『経営者のための知的財産保護マニュアル in CHINA』日本貿易振興会、2003 年、7 頁）。

日本の Y 社は、1990 年代央に 9,300 万ドルでオートバイとエンジンの合弁会社を設立し、技術とライセンス移転をしてきたが、その後、中国にある 88 のオートバイ工場が Y 社の 125cc スクーター（2,300 ドル／台）のコピー商品を 1 台 1,450 ドルで販売し始めたという。150cc のオートバイのモデルも正規価格の約半額の 1,200 ドルで販売されている。さらに、中国国内だけでなく、1998 年には米国、欧州や南米にも約 11 万台が輸出され、1999 年にはその数量はおよそ 2 倍になっているだろうという。

第二には、一般商品貿易から生じる問題である。既に紹介した事例であるが、「ポケットモンスター」ぬいぐるみミシン針混入事件がある。2004 年 8 月に日本の T 社は、「ポケットモンスター」のキャラクターぬいぐるみからミシン針の破片が見つかったとして、2003 年 4 月以降に販売した 41 品目、約 62 万 6,000 個のぬいぐるみを回収すると発表した。2004 年 7 月に消費者から「ぬいぐるみの中に約 3 センチの縫い針が入っていた」との指摘があり、約 12 万個の在庫を調べたところ、最大 8 ミリの折れたミシン針が計 12 個見つかったという。商品の製造委託先は中国工場。全品回収には 10 億円程度かかる見通しであるという（朝日新聞、2004 年 8 月 5 日）。

第三に、合弁事業にかかわる問題として、H 自動車の合弁事業凍結事件がある。日本の H 自動車は中国・上海市で進めていた大型トラックの合弁生産計画を 2004 年 10 月に凍結した。合弁計画の凍結は 26 日、同社の社長が記者会見し、明らかにした。同社は現地家電メーカーの S 集

団（江蘇省）と組み、2005 年中にも上海市でトラックの合弁生産を始める計画を進めていた。このためにかけたコストは、人件費を含めて計り知れないはずである。

合弁事業からの撤退、終盤戦略の撤退障壁と撤退コストについても検討をしておく必要がある。このコストとしては、(1)労働者への補償、再就職斡旋、(2)土地利用に対する臨時の債務、(3)設備の撤去コスト、(4)資産の処分方法、(5)顧客へのサービス継続の維持・確保、(6)企業信用の失墜の防止（他事業との関連性）などがあることも前述したとおりである。

第四に、最近の消費者訴訟がある。

1993 年、日本の家電メーカーM社が中国人 2 名から訴訟を提起された。その内容は M 社がビデオデッキを販売する際、その広告に使用しているカラオケ用ビデオテープに 2 人の歌「心の祈り」を用いているところ、歌詞が勝手に変えられ作詞・作曲家である 2 人のうちの 1 人の名前しか出されていなかった。ゆえに、権利侵害に対し、この差し止めと謝罪、権利侵害に対する賠償金 50 万ドルおよび原告の損失約 3,000 万円などを要求したものである(『中国専利報』1994 年 4 月 25 日)。この訴訟、そもそもM社が使用していたカラオケ用ビデオテープは日本のＶ社に委託して作成されたものであり、さらに、Ｖ社は 1991 年に中国唱片公司（レコード会社）上海分公司から、「心の祈り」を含む中国の歌 12 曲の使用権を 50 万円で包括購入していた。こうした事実を知った上での原告 2 名の訴訟で果たしてM社が被告として訴訟当事者になるかも疑問が呈されるところである。中国人の一般工場労働者の平均月給は諸手当を入れてせいぜい 1 万円くらい。これに対して 2 名の損害賠償などの要求額は、8,000 万円余りである。持てる外国企業を夕一ゲットにした訴訟ビジネスとみなす向きがあってもしかたないところであろう。

1999 年のアメリカの消費者が日本Ｔ社のノートパソコンの欠陥を指摘し、米国でＴ社を相手取った消費者による集団訴訟（クラス・アクション）で、Ｔ社からユーザーに 10 億ドル、一人当たり約 400 ドルの損害賠償金が支払われた事件が中国に波及したことも記憶に新しい。インターネットや新聞報道などで、Ｔ社は米国人には損害賠償するが、中国人に対しては騙し続けるといった「人種差別」をしているような表現が使われたこともあった。当時、T 社北京では、T 社に勤める従業員およびその家族にも動揺が生じたという。多分に誤解に基づく誹謗中傷であるが、日本企業としては、この対策をしておかなければならない。中国におけるセーフティ・ネットを構築することが求められる。

M 社携帯電話の欠陥事故事件も風評による被害が大きかったといえようか。2001 年 8 月、南京市の某地方新聞に一読者の投稿文が載せられた。その投書の趣旨は、北京 M 通信設備有限公司(以下、「北京 M」)の携帯電話は、メモリー設定において“ROC” '(Repub1ic of China) と“中華民国”の略称を使用している。つまり台湾を 1 つの国家と称している。これはけしからん、というものであった。

これを受けて、中国各地のメディアは、こぞって M 中国投資有限公司(以下、「M 中国」)が「2 つの中国を」意図的に作り上げたと激しく非難した。そこで、北京Mは 8 月 13 日付で公開レターを中国政府と関係部門に提出した。M 中国は、「弊社が製造した携帯電話ソフト部品ミ

スに関する反省書」を中国消費者協会、外交部、信息産業部、国家発展改革委員会、対外貿易経済合作部(現在の商務部)、国家経済貿易委員会、国家工商行政管理総局等の関係先に対して提出し、次の趣旨のお詫びと反省を表明した。「北京 M 通信設備有限公司の製造した携帯電話ソフト製品には、そのデジタル文字盤における表示において、きわめて重大な政治的用語のミスが含まれていた。最近、消費者からその誤りを指摘された。『国/地域』の名前を表示すべき部分では『国』の名前しか標識せず、『TW』と表示すべきところを、『ROC』と表示してしまった。迂闊な行為によってこのような好ましからぬ結果を招いた。中国国家と中国人民の名誉と尊厳を著しく傷つけた。これに対して衷心より深くお詫びする」と。それと同時に、M 中国は是正措置を速やかに講ずることを承諾した。例えば、携帯電話の在庫品をできるだけすべて回収し、ソフトウェアに対する修復に応じるなどといったものである。M 中国はその後、『人民日報』、『市場新聞』等、30 の全国紙上で消費者への告知とお詫びを掲載し、正確な修理方法を知らせた。この事件を中国の行政監督機関は重視した。上記のような反省書が提出されたものの、信息産業部はなおも北京 M に対する行政処分を下した。つまり、2001 年 8 月末より携帯電話の中国市場全域における販売を 1 年間停止するという内容の行政処罰であった。そこで、北京 M の携帯電話製造と販売は窮地に陥ってしまった。北京 M の工場長の話によると、当時すでに操業停止の状況に追い込まれており、工場の労働者を 600 人以上抱えているので、中央官庁による販売停止 1 年という行政処罰を受ければ、工場が全面閉鎖されて従業員がレイオフ、失業の憂き目に会うのは確実である。生産停止ともなれば、M 中国の中国全土にある携帯電話販売ネットワークの従業員にも影響が波及しかねない。対外貿易経済合作部国際経済貿易研究院多国籍企業研究センターがこうした事件に関する追跡調査を進めた結果、ROC コードを使用したソフトウェアを内蔵した携帯電話メーカーは、北京 M にとどまらず、中国国内メーカーにも広く見られた現象であることが判明した。関係政府機関がそれを聞き入れて、行政処分の変更を行い、同様のミスを起こしたすべての携帯電話メーカーに対して、ソフトウェアの誤りを是正するよう要請した。事実上、M 中国に対する単独の販売停止処分は見合わせることとなった（範雲涛『中国ビジネスの法務戦略』日本評論社、2004 年、16-17 頁）。

5　紛争の地域的特徴

紛争に関して地域的特性があるか否か。このような統計は取られていない。しかし、紛争内容に関しては多少の特徴づけはできる。例えば、労使紛争が多いのは華南地区である。内陸部から農民が出稼ぎに来ることが多いが、出稼ぎ農民に対する賃金、待遇が悪くしばしば労使紛争が起こっている（例えば、「中国ビジネス変調の現場」日本経済新聞、2004 年 11 月 9 日）。

債権回収については地域的特性が若干見られる。売掛金回収状況は、広東、上海など南方の方が良好であるという。北京など北方の方が支払に滞りが多く見られる。

外資に公正な都市というのはあるだろうか。仲裁判断の執行拒否のケースも多いところ、地域差があることが指摘される。**図表** 5-7 によると、北京、広州、上海などの主要な海外投資受

入都市では仲裁判断の執行率が高く、資金回収率も高くなっている。一方、中小都市ではこの比率が低下している。

図表 5-7　都市の規模と仲裁判断執行の関係

執行額	合　計	大都市	中小都市
$ 20,000 未満	72%	85%	63%
$ 20,000 以上 $ 200,000 未満	59%	74%	49%
$ 200,000 以上 $ 2,000,000 未満	47%	60%	38%
$ 2,000,000 以上 $ 20,000,000 未満	39%	46%	32%

（出所） Randall Peerenboom, Enforcement of Arbitration Awards in China, The China Business Review, Junuary-February,2001.

6　紛争解決のための大使館、各専門協会等への相談

在中国日本大使館・領事館、日本の公的機関の中国事務所、中国の行政機関および各専門協会に協力を求めることは法律上の紛争解決方法ではないものの、良い結果をもたらす可能性がある。

知的財産権に関する中国の行政機関への申立が有効なことは記述の通りだが、他の紛争でも行政機関は相談先になり得る。

中国の行政機関は社会に大きな影響力を持っている。計画経済時代においては社会生活の各方面が行政機関に管轄されていたが、市場経済に移行してきた現在でも、行政機関による社会経済活動への干渉が依然として多く存在している。また、何千年にわたる封建社会の影響のため、「民が官を恐れる」現象が生じ、公務員と付き合うことが厄介な問題だと感じる中国人が今でも少なくない。

中国の各専門協会は民間組織であり行政権力を有していないが、専門分野においては大きな影響力を持つため、彼らの協力の下で紛争は比較的上手く解決される可能性がある。

図表 5-8　選択可能な紛争解決方法

紛争類別	可能な解決方法	助言
一般貿易に関する紛争	自ら和解達成、調解申立、仲裁申立、訴訟提起	仲裁申立。仲裁は迅速且つ守秘という特徴を持つため、契約において仲裁合意を結ぶよう、当事者に提言する。
知的財産権に関する紛争	自ら和解達成、行政機関への処理申立、調解申立、仲裁申立、訴訟提起	その他の手段による知的財産権に関する紛争解決を求める前に、行政機関に権限に基づき知的財産権の侵害行為の取締りを申し立てることができる。 行政手段による解決は迅速で、費用不要の特徴がある。
直接投資紛争	自ら和解達成、調解申立、仲裁申立、訴訟提起	仲裁申立。仲裁判断においては、法律以外の商習慣、国際慣例も参考にするため、判断はより合理的。
債権回収紛争	自ら和解、調解申立、仲裁申立、訴訟提起	債務者の状況を十分調べたうえで、解決方法を選択する。
行政機関との紛争	行政再審申立、行政訴訟提起	関連法律に基づいて相応しい解決手段を選択する。例えば、中国の法律では、一部の行政紛争については、まず行政再審を申請しなければならない。行政再審に不服の場合、行政訴訟を提起すると定められている。
労働紛争	自ら和解達成、調解申立、労働仲裁申立、訴訟提起	中国の法律に基づき、労働紛争については、まず労働仲裁を申し立てなければならない。労働仲裁に不服の場合、訴訟提起するものとする。
その他の紛争	自ら和解、調解申立、仲裁申立、訴訟提起	紛争の具体的な状況により、一つまたは複数の解決手段を選択する。

（参考 1）　中国の弁護士制度について

対中投資において紛争処理を含む多くの問題は中国の法律をいかに理解、運用するかに関わっている。日本企業が中国においてスムーズに事業展開するために、中国の法律および実務を熟知した弁護士等の専門家による協力が必要となる。以下では中国の弁護士制度について紹介する。

(1)　中国弁護士制度の現状

中国の改革・開放政策の実行に伴い、中国経済の快速的発展は経済的基礎（下部構造）から上部構造の構成要素である法制度の整備を推進してきた。社会主義市場経済を発展させることは国の基本国策として憲法に記入された後、法律に基づき国を治め、社会主義法治国家を建設することも中国法制度整備の総目標として憲法に根本的に認められた。国家法制度において無くてはならない要素である弁護士業務もかつてない盛況を生じていた。数から見れば、法律事務所と従事者が大幅な伸びを見せている。現在まで中国における法律事務所数は 1979 年の 79 から 1 万余、従事者は 1979 年の 212 人から 11 万人と増えてきた。1994 年から 2002 年に司法統一試験が実施されるまで弁護士の受験出願者は毎年 10 万人以上に達し、合格者は 1 万人を超えている。2002 年に司法統一試験が実施されて以来、司法の受験出願者は例年の弁護士の受験出願者と比較して質と量が飛躍的に伸び、2004 年には延べ 19 万人が司法統一試験を受けたという。

中国弁護士制度の改革と弁護士業の発展により弁護士は以前の単純の「国家法律従業者」から「社会に法的サービスを提供する開業者」へと変わってきた。その開業の形としてはパートナー事務所、共同事務所等により設立された自律的な法律事務所であり、国家事業単位としての法律顧問処或いは法律事務所は実際に無くなる傾向である。弁護士の管理体制も司法行政機関による単純な行政管理から司法行政管理と弁護士協会管理とが結びついたシステムに変わり、最終的には「司法行政機関によるマクロ管理の下での弁護士協会管理システム」へと変わっていく方向にある。

(2)　中国の弁護士制度

弁護士制度は国の法律で規定される弁護士の性格、任務、組織と業務の原則および弁護士が如何にして社会に法的サービスを提供するかについての法的規範の総称である。中国の弁護士制度は一連の弁護士の権利、義務、職責に関する国家法律法規、規則および関連の司法解釈からなっており、現在は整備中である。具体的には以下のような法律・規定がある。「中華人民共和国弁護士法」（1996 年 5 月 15 日第八回全国人民代表大会常務委員会第十九回会議により可決され、2001 年 12 月 29 日第九回全国人民代表大会常務委員会第二十五回会議「中華人民共和国弁護士法の修正についての決定」により修正された。以下、「弁護士法」と略称）、「パートナー法律事務所管理弁法」（2004 年 6 年 16 日から施行）、「弁護士執務行為規範（試行）」（第五回中華全国弁護士協会第九回常務理事会により可決され、2004 年 3 月 20 日から

施行された）、「法律事務所費用徴収手順規則」（司法部公布、2004 年 5 月 1 日から施行）等である。

(3) 弁護士の性格、任務と地位

中国弁護士法第 2 条では、「本法律のいう弁護士とは、法によって弁護士従業証明書を取得し、社会に法的サービスを提供する従業要員を指す」と規定されている。この規定は、弁護士は従業要員であること、弁護士は法的サービスを提供する専門的従業要員であること、弁護士は社会に法的サービスを提供する従業要員、法律に基づき従業証明書を取得しなければ開業できない等、弁護士の性格・性質を明確にしたものである。

弁護士の任務は国の法律で明確に規定されている、弁護士の従業活動を通じて実現する目的を指す。「弁護士法」第 1 条の規定によれば、当事者の合法的権利と利益、法律の正確な実施を守ることが弁護士の任務である。

弁護士の地位は弁護士が社会生活、訴訟過程におけるしかるべき地位と享有する権利および果たす役割を指す。中国の弁護士は訴訟の中で独立した地位にある。弁護士は裁判所と検察院に従属しないし、完全に当事者に従属するのでもなく、訴訟に参加して当事者の合法的権益を守ることで独立した訴訟参加者の地位にある。弁護士は一般の訴訟参加者の訴訟権利を享有するばかりでなく、弁護士の責務遂行と関係がある訴訟権利を享有する。

(4) 弁護士の従業条件

弁護士の従業は、まず弁護士の資格を取得するとともに、実習を満了してから従業証明書を申請しなければならない。弁護士の資格を取得してから、また法律に定められた条件と手続きに従って弁護士従業証明書を取得して初めて弁護士の資格で業務を扱い法によって弁護士の権利を享有し、弁護士の義務を担うことができる。

(5) 弁護士の従業に対する制限

弁護士法に、弁護士は 1 つの法律事務所で従業すべきであり、同時に 2 つ以上の法律事務所で従業してはならない。弁護士の業務活動は地域の制限を受けない；政府機関の現職公務員は従業弁護士を兼任してはならない；弁護士は各クラスの人民代表大会常務員会のメンバーになっている期間、弁護士の業務に従事してはならない；弁護士従業証明書を取得していない者は弁護士の名義で弁護士業務に従事し、経済利益を図るために訴訟代理または弁護の業務に従事してはならない；法学の教育と学術研究に従事している者はパートナーシップの法律事務所または合弁法律事務所のパートナー経営者または合弁者になってはならない等、規定されている。

(6) 法律事務所

弁護士法 15 条では、「法律事務所は弁護士の従業機構であり、」「弁護士の行為に対し規範と管理を行う基礎的部門であり、」「弁護士の業務活動は法律事務所からの派遣により、法律事務所の名義で行うものである」と規定されている。

①法律事務所の種類と性格

弁護士法では 3 種類の形態の法律事務所、即ち、国の出資で設立された法律事務所、合弁法律事務所とパートナーシップの法律事務所が規定されている。異なった条件で設立した法律事務所は異なった運営メカニズムを採用し、同時に条件の異なった法律事務所は異なった法的義務、即ち民事責任を担う。そのうち国の出資で設立された法律事務所は法によって自主的に弁護士業務を繰り広げ、法律事務所の全資産でその債務に責任を負う。この外に、弁護士事務所は合弁事務所とパートナーシップの事務所の形態がある。合弁法律事務所は事務所の全資産でその債務に責任を負う。パートナーシップの法律事務所は現在ほとんどの法律事務所の存在形式である。パートナーシップの法律事務所はパートナーが事務所の債務に無限責任と連帯責任を負う。

②法律事務所の設立

弁護士法では、法律事務所は次の条件を備えなければならない。

a. 独自の名称、住所と規約がある。

b. 10 万元（人民元）以上の資産を持つ。

c. 本法の規定に符合する弁護士がいる。

(7) 従業弁護士の業務と権利・義務

① 従業弁護士の業務

弁護士法は、弁護士が従事する業務を以下の通り規定している：公民、法人およびその他の組織の招請を受けて法律顧問を担当する；民事案件、行政案件の当事者の付託を受けて代理人を担当し、訴訟に参加する；刑事案件の犯罪容疑者の招請を受けてそのために法律諮問を提供し、控訴、上告を代行し、審問を待つための保釈の申請を行う；犯罪容疑者、被告人の付託または裁判所の指定を受けて弁護人を担当する；自訴事件の自訴人、公訴事件の被害者またはその肉親・親族の付託を受けて、代理人を担当し、訴訟に参加する；さまざまな訴訟事件の申立を代行する；当事者の委託を受理し、調停、仲裁の活動に参加する；非訴訟法律事務の当事者の委託を受けて、法的サービスを提供する；法律関係の諮問に答え、訴訟書類および法律関係事務のその他の書類を代書する等である。

② 弁護士の権利と義務

中国の弁護士は「中華人民共和国弁護士法」、「中華人民共和国刑事訴訟法」、「中華人民共和国民事訴訟法」、「中華人民共和国行政訴訟法」および関連法律の規範的な解釈文書に基づき、権利を享有し、義務を負う。

(8) 法律事務所の費用徴収制度

現在、法律事務所の費用徴収については、主に 1997 年 3 月 3 日国家計画委員会、司法部が発布した「弁護士服務収費管理暫定弁法」と司法部が 2004 年 3 月 16 日に発布し、2004 年 5 月 1 日から施行した「法律事務所収費手順規則」に規定されている。

費用徴収の項目、基準と方式は、「弁護士服務収費管理暫定弁法」と省、自治区、直轄市の価格主管部門、司法行政機関により制定された弁護士服務収費の関係規定に基づき実行すべきである。合法、公開、合意一致の原則に従わなければならない。弁護士のサービス料は法律事務所により一括して徴収する。弁護士は密かにクライアントから費用を一切徴収してはならない。

費用徴収基準の制定について

① 法律事務所は法に従い、以下のような法的サービスを提供するに当たって、関係規定に基づきクライアントから弁護士サービス料を徴収すべきである。

a. 民事案件を代理する；
b. 行政案件を代理する；
c. 刑事案件犯罪容疑者に法律コンサルティングの提供、上告、告訴代理、保釈申請、被告人の弁護人或いは自訴人、被害者の代理人を担当する；
d. 各種の訴訟案件の上告を代理する；
e. 仲裁を代理する；
f. 法律顧問を担当する；
g. 非訴訟法的サービスを提供する；
h. 法律相談、訴訟書類および法律事務関係のその他の書類を代書する。

そのうち、上述した a,b,c,d,e の法的サービスについて費用徴収基準を制定、調整するに関し、国務院司法行政部門が提案し国務院価格部門の審査許可を得なければならない。省、自治区、直轄市人民政府の価格部門は地元の実情を踏まえ、国務院価格部門が定めた価格の幅内に地元の費用徴収の基準額を確定すると同時に国務院価格部門へ報告する。

上述した f,g,h の法的サービスに関する費用徴収の基準額は法律事務所とクライアントの協議により確定する。

② 法律事務所の費用徴収体制

弁護士のサービス費用は通常、状況により以下のような 3 つの方法で徴収する。

a. 事件ごとに定額料金を徴収する。
   財産に係わらない案件については定額料金を徴収する。
b. 対象金額との比率で費用徴収する。
   財産に係わる案件については請求金額との比率で費用を徴収する。
c. サービス時間により料金を徴収する。

以下のような場合に、必要に応じてサービス時間により料金を徴収する。

i　法務顧問を担当する。

ii　非訴訟的法的サービスを提供する。

iii 法律相談、訴訟書類、法務関係のその他の書類を代書する。

「法律事務所費用徴収手順規則」によれば、法律事務所はサービスマニュアルの掲示、印刷等を通じて弁護士の依頼料金、費用徴収の基準額、費用徴収方式を公示し、クライアントの監督を受けるべきである；法律事務所は付託を受けた後、クライアントと費用徴収契約を結ぶ或いは委託契約書に費用徴収の条項を明記すべきである；法律事務所は弁護士の依頼料金を徴収した後、ただちにクライアントに合法の領収書を作成すべきであると定められている。

「法律事務所費用徴収手順規則」は、法律事務所の費用徴収は地元の価格主管部門、司法行政機関から監督・検査を受けるべきである。法律事務所およびその弁護士が規則違反すると、司法行政機関、弁護士協会が関連規定に基づき、行政処罰或は業界の処分を受ける。

図表 5-9　弁護士関連統計（2002 年資料）

項目		単位	
基礎データ	法律事務所	事務所	10,873
	弁護士従事者	人	136,684
	専任弁護士	人	90,012
	兼任弁護士[51]	人	12,186
主な業務内容	法律顧問を担当	件	265,362
	民事訴訟代理	件	767,628
	経済訴訟代理	件	381,146
	刑事弁護	件	335,267
	行政訴訟代理	件	43,707
	非訴訟法務	件	827,057
	渉外および香港澳門台湾法務	件	26,788
	法務相談	件	4,874,100
	法律書類を代書する	件	1,196,600

（出所）大地法律事務所調べ

[51] 中国の弁護士不足を補うため、中国の法律規定に基づき、大学で法学教育に従事する、又は法学研究機関で研究に従事する者が、一定の条件を備えている場合、業務余暇の時間（本職に従事する以外の時間）に弁護士業務に従事することができる。このように弁護士を兼職する者を“兼任弁護士”と呼ぶ。

そのため、弁護士業務を兼職できるのは、大学や研究機関で教育、研究に従事する者のみに限定されており、その他の職業に従事する者は弁護士を兼職することはできない。

なお、弁護士を兼職とするためには、以下の条件を満たしていなければならない。

(1) 弁護士資格を有していること
(2) 所属単位が弁護士という職業を兼職することを許可していること
(3) 弁護士事務所での実習経験が１年以上あること
(4) 品行が良好であること
(5) 弁護士就業のその他の規定に符合すること

（参考 2）　関連費用についての紹介

①　訴訟費用

現在裁判所の訴訟における訴訟費用の徴収行為を調整する根拠は、主に「民事訴訟法」、「人民法院訴訟費用の管理方法」および最高人民法院の関連司法解釈などがある。

「人民法院訴訟費用の管理方法」の定めにより訴訟費用徴収制度は中国の重要な司法制度の一つとなっている。各レベルの人民法院は国家の統一的な定めに基づき訴訟費用を徴収し、費用徴収の方法を別途制定したり、費用徴収の項目を自ら増やしたり、徴収の範囲を拡大したり、徴収の基準を引き上げまたは引き下げしたりしてはならない。訴訟費用の支給期限を延ばしたり、訴訟費用を減免したりする場合、担当裁判官の承認を得なければならない。訴訟費用の徴収は請求元と受領元を分離するという方法を採用する。人民法院は、事件に適用する訴訟費用基準に基づき具体的な金額を確定した後、書面の形で当事者に訴訟費用を請求する。当事者は人民法院が発行した請求書をもって指定銀行に費用を納め、銀行が発行した領収書を既に訴訟費用（前払い）を支払った証拠として人民法院に持参し、引き換えに訴訟費用の専用伝票を受け取る。

人民裁判廷が訴訟費用を徴収するときも請求元と受領元を分離する方法を実行しなければならない。受領元の銀行を指定するのが難しい個別の地域では、裁判廷が直接訴訟費用を受け取り当事者に専用の伝票を発行しても良い。裁判廷が直接訴訟費用を受領した場合、定期的にそれを指定銀行に引き渡すと同時に末端人民法院に関連伝票を引き渡さなければならない。人民裁判廷が直接訴訟費用を受け取る場合、省レベルの財政部門並びに高級人民法院の承認を得なければならない。

訴訟費用の専用伝票は、前払い、払い戻し、清算の 3 種類があり全国統一の様式が採用されている。地方の各レベルの裁判所の費用徴収専用伝票は、各省、自治区、直轄市の財政部門が一括で印刷し番号付けした後、地方の各レベルの財政部門がそれを同格の人民法院に配る。最高人民法院の費用徴収専用伝票は財政部が印刷し発行する。

事件の性質により各種の事件の費用の徴収基準も夫々違うが、具体的な徴収基準は次のようになっている。

＊事件の受理費

＊非財産事件

a. 離婚事件、一件当たり 10 元から 50 元。財産の分割に関わる場合、総額が 1 万元以下の場合、別途費用を徴収しない。1 万元を超えた場合、超過部分の 1%を追加的に徴収する。
b. 氏名権、肖像権、名誉権侵害事件は、一件当たり 50 元から 100 元を徴収する。
c. 特許権、著作権、商標権侵害事件は、一件当たり 50 元から 100 元を徴収する。金額を巡る争議がある場合、財産事件の徴収基準で徴収する。
d. 労働争議事件、一件当たり 10 元から 50 元。
e. その他の非財産事件、一件当たり 10 元から 50 元

＊財産事件

1 千元未満の場合、一件当たり 50 元

1 千元～5 千元の部分、4%で徴収する。

5 千元～10 万元の部分、3%で徴収する。

10 万元～20 万元の部分、2%で徴収する。

20 万元～50 万元の部分、1.5%で徴収する。

50 万元～100 万元の部分、1%で徴収する。

100 万元を超えた部分、0.5%で徴収する。

＊申立費用

＊財産保全を申し立てる場合、保全対象の金額または価値が 1 千元未満の場合、一件当たり 30 元の申立費用を納める。1 千元～10 万元の部分は、1%で納める。10 万元を超えた部分は、0.5%で納める。

＊海事事件は、船舶の差し押さえを申し立てる場合、一件当たり 1 千元～5 千元を納める。債権登録を申し立てる場合、一件当たり 500 元を納める。荷物、燃料の差し押さえを申し立てる場合、一件当たり 500 元を納める。船主の責任制限を申し立てる場合、制限申立金額の 0.1%にて納め、最低 500 元まで。

＊支払命令を申し立てる場合、一件当たり申立費用 100 元を納める。

＊公告催促を申し立てる場合、一件当たり申立費用 100 元を納める。

＊その他の訴訟費用

＊現場検証費、鑑定費、公告費、通訳費は、国家の関連部門が定めた徴収基準で納める。

＊本事件の関連資料または法律文書をコピーする場合、実際のコストに基づき費用を納める。

＊予め執行の場合に発生した費用に関し、実際の支出に基づき納める。

＊証人、鑑定人、通訳者が裁判廷の決めた期日に出廷した際に発生した交通費、宿泊費、生活費並びに日当は、裁判所が国の関連規定および実際の状況によりその金額を確定する。

＊裁判所が当事者が負担すべきと認めた他の訴訟費用は、人民法院が国の関連規定および実際の状況によりその金額を確定する。

＊執行費・執行申立費

「人民法院訴訟費用徴収方法」（1989 年 7 月 12 日発布、法（司）発「1989」14 号）第 3 条の規定により、裁判所の判決書、裁定書、調停書の執行を申し立てる場合、執行申立費は無料。その他の有効法律文書の執行を申し立てる場合、執行申立費を納めなければならない。執行金額または価値が 1 万元以下の場合、一件当たり 50 元を納める。1 万元～50 万元の部分は、0.5%を納める。50 万元を超えた部分は、0.1%を納める。また、すべての執行

事件の当事者は、法律に基づき、執行中実際に発生した費用を裁判所に納めなければならない。

＊渉外事件の訴訟費用

通常、外国人、無国籍人、外国企業が中国の裁判所にて訴訟を提起した場合、中国人または中国企業と同じ費用徴収基準と同じ負担原則を適用。

② 民事商事仲裁の費用徴収制度

現行の民事商事仲裁費用徴収制度の法律は主に 1995 年 7 月 28 日に国務院が採択、発布した「仲裁委員会仲裁費用徴収方法」がある。当徴収方法は、当事者が仲裁を申し立てる場合、本方法の規定により、仲裁委員会に、事件の受理費並びに事件の処理費を含む仲裁費用を納めるべきであると定めた。事件の受理費は仲裁員の報酬の給付、仲裁委員会の日常運営に必要な経費に当てられる。

＊事件受理費の関連規定。 ＊事件受理費の前払いと確認

申立人が仲裁委員会より受理通達を受け取った日から 15 日以内に、仲裁事件受理費表の規定により、事件の受理費の前払いを行う。非申立人が反請求を提起する際、仲裁事件受理費表の規定により事件受理費の前払いを行う。

仲裁事件の受理費の具体的な基準は、仲裁委員会が仲裁事件受理費表で定めた幅の中で確定し仲裁委員会所在地の省、自治区、直轄市人民政府の物価管理部門の承認を受けるものとする。

＊事件の処理費に関する規定

「仲裁委員会仲裁費用徴収方法」の定めにより、事件の処理費の徴収基準は国の関連規定に基づき執行される。国の定めがない場合、支出に基づき徴収する。

③ 仲裁費用に関するその他の規定

仲裁費用は原則的に敗訴側の当事者が負担する。当事者が部分的に勝訴した場合は、仲裁廷が各当事者の責任の大きさに基づき、夫々負担すべき仲裁費用の比率を決める。当事者が自ら和解達成したまたは仲裁廷の調解により事件が解決された場合、当事者は協議により各自が負担する仲裁費用の比率を確定することができる。仲裁廷は和解合意書または判断書に当事者双方が最終的に支払うべき金額を明記すべきである。仲裁法の関連規定により仲裁廷が仲裁のやり直しを認めた場合、仲裁委員会は別途受理費を徴収してはならない。仲裁廷は法律に基づき、判断書の中のタイプミス、計算ミス、または判断済み事項の記入漏れに対し訂正を行う場合、費用を徴収してはならない。

申立人が書面による通達を受領したにも関わらず正当な理由無しでまたは仲裁廷の許可なしで途中退廷した場合、仲裁申立を取り下げたと見なされ事件の受理費・処理費の払い戻しはしない。

仲裁委員会が仲裁申立を受理後、仲裁廷を結成する前に申立人が仲裁申立を取り下げた、または当事者が自ら和解合意に達し、仲裁申立を取り下げた場合、事件の受理費を全額払い戻さなければならない。

仲裁廷が結成後、申立人が仲裁申立を取り下げた、または当事者が自ら和解合意に達し仲裁申立を取り下げた場合、実情に基づき一部の事件受理費を払い戻すべきである。

仲裁委員会は仲裁事件の受理費を徴収する場合、省、自治区、直轄市人民政府の財政部門が統一的に印刷した費用徴収の伝票を使用しなければならず、また国の関連規定により財務・決済制度を整備し、財務・支出管理を強化し、財政、審査、財務、物価などの関係政府部門の監督を受けなければならない。

（参考 3）　行政機関に対する不服申立及び訴訟について

(1)　行政再審

行政機関の処分決定に不服な場合、法定の行政機関に、元の行政機関の決定に対し審査を行うよう申し立てることができる。法定の行政機関は審査後、法律に基づいて、元々の行政処分を維持、取り消し、変更などの再審裁決を下す。

行政機関の行政処分に不服があり、行政再審を申し立てる際に、下記いくつかの問題に注意すべきである。

①　行政再審を提起できる範囲

すべての行政紛争は行政再審を提起できるとは限らない。「中華人民共和国行政再審法」の定めにより、次の各号に掲げる事項に該当する場合、行政再審を提起できる。

a. 警告、罰金、違法所得の没収、不法財産の没収、休業命令、許可証の差し押さえ又は取り上げ、ライセンスの差し押さえ又は取り上げ、行政留置などの行政処分に不服があった場合。
b. 人身自由の制限、又は財産の差し押さえ、凍結などの強制的な行政措置の裁決に不服があった場合。
c. 許可証、ライセンス、資格証明書などの証明書の変更、中止、取り消しなどに関する行政機関の決定に不服があった場合。
d. 土地、鉱物、河川、森林、山、草原、荒地、砂浜、海などの自然資源の所有権又は使用権に関する行政機関の決定に不服があった場合。
e. 行政機関が合法的な経営自主権を侵害したと認めた場合。
f. 行政機関が農業請負契約を変更、廃止し、当事者の合法的な利益を侵害したと認めた場合。
g. 行政機関が資金徴収、財物の徴収、費用の割り当て又はその他の義務の履行請求において法律に違反したと認めた場合。
h. 行政機関に許可証、ライセンス、資格証明書などの証明書の発行、又は関連事項の審査・登録を申請した際に、法定の条件に合致したにもかかわらず、行政機関が法律に基づいて処理しなかったと認めた場合。
i. 行政機関に人身権、財産権、教育を受ける権利を保護するという法定の職責の履行を求めた際に、行政機関が法律に基づいて履行しなかった場合。
j. 行政機関に弔慰金、社会保険金又は最低生活保障金の給付を請求した際に、行政機関が法律に基づいて給付しなかった場合。
k. 行政機関のその他の具体的な行政行為が自分の合法的な利益を侵害したと認めた場合

② 行政再審を申立てできる期間

行政再審の申立ては法定の期間中に提出しなければならない。さもなければ、当事者が行政再審を提起する権利を失うことになる。法律上に別段の定めがある場合を除き、当事者が行政再審の申請を提出できる期間は、行政機関が具体的な行政行為を実施したことを知った日から60日以内となる。

不可抗力又はその他の正当な理由により法定申請期限を過ぎた場合、障害が無くなった日より申請期間を計算する。

③ 行政再審申請を受け付ける法定機関

行政機関により、行政再審権を持つ再審機関も異なる。それゆえ、企業が行政再審を申立てる際には、まずどのレベルの行政機関に再審申請を提出すべきかを明らかにしなければならない。中国の行政機関の所属関係が複雑で、一般的には次のような原則で再審機関を確定する。

a. 地方の各レベルの人民政府の具体的な行政行為に不服があった場合、その上級機関の人民政府に再審を申し立てる。
   例えば、広州市人民政府の具体的な行政行為に不服があった場合、広東省人民政府に再審申請を提出すべきである。
b. 県以上の各レベルの地方人民政府の各部門の具体的な行政行為に不服があった場合、申立人が、当該部門の所属する同じレベルの人民政府に行政再審を申し立てるか、当該部門の上級機関に行政再審を申し立てるかを選択することができる。
c. 縦型管理を実行する行政機関並びに国家安全機関の具体的行政行為に不服があった場合、その上級機関に行政再審を申し立てるべきである。
   縦型管理の行政機関とは、当該行政機関が同じレベルの人民政府の指導を受けず、上級機関の指導のみ受けることを指す。例えば、各地方の国家税務局、外貨管理局は縦型管理を実行する行政機関に属する。北京市朝陽区国家税務局の具体的な行政行為に不服があった場合、北京市国家税務局に行政再審の申請を提出しなければならず、朝陽区人民政府に申請を提出することはできない。

再審機関を確定する上記原則のほか、省、自治区、直轄市の人民政府、国務院の各部署、県以上の地方人民政府の出先機関などの具体的な行政行為に不服があった場合、その再審申立てに関し、中国の法律上でそれぞれ違う定めが設けられている。企業は、その時の状況により、法定の行政再審機関を選択し、行政再審の申請を提出すべきである。

(2) 行政訴訟

企業は行政機関の裁決（再審機関の再審裁決）に不服があった場合、法律に基づき、裁判所に行政訴訟を提起し、裁判所に行政紛争の審理をしてもらい、判決を下してもらうことができる。行政訴訟を提起する際に、企業は、「行政訴訟を提起できる範囲」、「行政訴訟を提起できる期間」、及び「行政訴訟の管轄」などの問題に注意しなければならない。

①行政訴訟を提起できる範囲

次の各号に掲げる事項に該当する場合、当事者が法律に基づき行政訴訟を提起することができる。

a. 留置、罰金、許可証又はライセンスの取り上げ、休業命令、財物の没収などの行政処分に不服があった場合。
b. 人身自由の制限、又は財産の差し押さえ、凍結などの強制的な行政措置に不服があった場合。
c. 行政機関が法律に定められた経営自主権を侵害したと認めた場合。
d. 行政機関に許可証、ライセンスの発行を申請し、条件に合致したにもかかわらず、行政機関が発行を拒否した、又は回答をしなかった場合。
e. 行政機関に人身権、財産権の保護という法定の職責の履行を求め、行政機関がその履行を拒否した、又は回答しなかった場合。
f. 行政機関が法律に基づき弔慰金の給付を行わなかったと認めた場合。
g. 行政機関が義務の履行請求において法律に違反したと認めた場合。
h. 行政機関が人身権、財産権を侵害したと認めた場合。

次の各号に掲げる事項に該当する場合、当事者が行政訴訟を提起することはできない。

a. 国防・外交などの国家行為。
b. 行政法規、規定又は行政機関が制定、発布した普遍的な拘束力を持つ決定、命令。
c. 行政機関の公務員に対する賞罰、任免決定。
d. 法律の定めにより、行政機関が最終的な決裁を行うことになっている具体的な行政行為。

②行政訴訟を提起できる期間

企業は訴訟の手段を通じて行政紛争を解決しようとする際には、所定の期間内に提訴しなければならない。さもなければ勝訴権を失うことになる。状況により、次のような方法で行政訴訟を提起できる期間を夫々計算する。

a. 行政機関の具体的な行政行為に不服があり、直接行政訴訟を提起した場合、具体的な行政行為を知った日から 3 カ月以内に提起しなければならない。

   直接訴訟を提起するとは、行政再審を経ずに直接行政訴訟を提起することを指す。一般的には、当事者が行政機関の実施した具体的な行政行為に不服があった場合、行政再審を申立てするか、直接訴訟を提起するかを選択することができる。ただし、一部の行政紛争に関しては、当事者がまず行政再審を申立てし、行政再審に不服があった時に、行政訴訟を提起することができると法律に定められている。例えば、企業が、行政機関の具体的な行政行為が、自分が法律に基づき取得した土地使用権を侵害したと認めた場合、まず行政再審を申し立てなければならない。行政再審に不服があった場合こそ、人民裁判所に行政訴訟を提起することができる。

b. 行政再審に不服がある場合、再審裁決書を受け取った日から十五日以内に人民裁判所に訴訟を提起しなければならない。再審期限（企業が再審を請求した日から 2 カ月後）を過ぎても裁決が下されなかった場合、申立人は再審期間満了の日から十五日以内に人民裁判所に訴訟提起することができる。法律上に別段の定めがある場合はこの限りではない。
c. 不可抗力又はその他の特別な事情により法定期限を過ぎた場合、障害が無くなった日から十日以内に、期間延長を申請することができる。人民裁判所が、延長を認めるか否かを決定する。

③行政訴訟の管轄

行政訴訟の管轄は、民事訴訟の管轄と同じように、かなり複雑な問題であり、主にレベル別管轄、地域管轄、専属管轄などいくつかの種類を含む。以下、行政訴訟の管轄において、比較的に特徴のあるところについて紹介する。

a. 行政事件は、最初の具体的な行政行為を実行した行政機関の所在地の人民裁判所により管轄される。再審にかけられた事件に関し、再審機関が元々の具体的な行政行為の変更を行った場合、再審機関所在地の人民裁判所が管轄することもできる。例えば、当事者が某区工商行政管理局の処分に不服があり、法律に基づき当該都市の市工商行政管理局に行政再審を申立て、市工商行政管理局が区工商行政管理局の処分決定を維持するという裁決を下したとしよう。かかる状況の下で、当事者が行政訴訟を提起しようとする場合、区工商行政管理局所在地の裁判所に行政訴訟を提起しなければならない。一方、もし市工商行政管理局が再審により、区工商行政管理局の決定を変更したとすれば、当事者は区工商行政管理局所在地の裁判所にも、市工商行政管理局所在地の裁判所にも訴訟提起できる。
b. 国務院の各部署又は省、自治区、直轄市人民政府の実行した具体的な行政行為に対し行政訴訟を提起する場合、通常中級人民裁判所が第一審に当たることになる。

（参考４）債権回収手段および注意すべき問題
（大地弁護士事務所による補足）

(1) 債権回収の手段

① 交渉、協議などの手段によって債権を回収する

当事者間の交渉、協議などにより、債権・債務紛争を自ら解決する方法は、紛争の迅速な解決を図れ、取引コストを下げられるだけでなく、当事者間の相互信頼を促進し、将来のお互いの協力の基礎を一層固めることにもなる。

② 行政的な手段で債権回収を図る

債権回収の手段として、債務者を管轄する行政機関に債権回収の協力を求めたり、関連政府機関に行政調停を求めたりする方法も考えられる。

中国では、実際の経済活動の中で、行政干渉がまだ残っている。行政管理部門は債務者に対し行政管轄権（債務者の主要責任者の人事管轄権を含めて）を有していることもあり、債務者の上級行政機関の協力を得れば、成果を上げることが期待できる。

③ 訴訟或いは仲裁の方法で債権を回収する

一般的には、訴訟或いは仲裁は、債権回収の最終的な手段であると同時に、訴訟判決と仲裁判断は強制執行力を持つため比較的有効な手段でもある。ただし、訴訟或いは仲裁手続きをスタートさせる場合は、一定の条件を満たさなければならないし、当事者の時間、労力と金銭を費やすことにもなる。

(2) 債権回収の中で注意すべき問題

① 時効

中国の関連法律により、時効になると、債権者は勝訴権を失うことになる。そのため、債権者が債務者に対し債権を行使し、保証人に対し保証債権を主張する場合、訴訟時効前に、又は保証期間内に行使しなければならない。また、強制執行の時効にも注意しなければならない。

- 訴訟時効

  民事訴訟法の関連規定により、一般訴訟の時効は二年間、人身傷害、欠陥商品の販売、賃料の支払いの遅延又は拒否、預かり荷物の毀損又は紛失の訴訟時効は一年間、国際貨物の売買契約及び技術輸出入契約の訴訟時効は 4 年間となっている。

- 保証期間

  保証期間は債権者が保証人に債権の保証履行を主張できる期間であり、債権者は上記期間内に権利を行使しなかった場合は、保証人は保証責任を負わないことになる。

  保証契約の中で、保証期間を明確に約定すべきであるが、保証期間を約定しなかったり約定がはっきりしなかった場合は、下記のルールに従って処理することとなる。

ｲ　一般保証の保証人と債権者が保証期間を約定しなかった場合、保証期間は主債務の履行期間満了日から6カ月となる。

ﾛ　約定の保証期間の終期が主債務の履行期間より早い或いは履行期間と一致する場合、当該約定期間は無効であると見なされるべきであり、保証期間は主債務履行期間満了日から6カ月となる。

ﾊ　保証契約は、保証人が保証債務を負うのが主債務元利の返済が完了する時までとなる、という約定をした場合は、約定の内容が不明だと見なされ、保証期間は、主債務履行期間満了日から2年間となる。

債権者は訴訟、仲裁などの手段により、判決書又は判断書を取得した場合、強制執行申し立ての時効にも注意しなければならない。その時効になると、裁判所に強制執行を申し立てることができなくなる。

執行申し立ての期限は、当事者の一方又は双方が個人である場合1年間、双方が法人又はその他の組織である場合 6 カ月となっている。上記期限は、判決書又は判断書に定められている履行期間の最終日から起算し、判決書又は判断書に分割履行と定められている場合、各履行期間の最終日から起算する。

② 特別な事情への緊急対策

債務者に債権者にとって不利な変化が生じた場合、債権者は、損失を最小限に止めるために、それ相応の対策を取らなければならない。

・ 倒産申請

債務者の債務がその資産を超えた場合（債務者の負債総額が債務者が所有している資産総額を上回った）、裁判所に債務者の倒産を申請することができる。倒産手続きが始まると、進行中のすべての民事執行プロセスが中止することになり、それまでの保全措置も失効することになる。債務者のすべての負債は倒産手続きで処理することになる。それに加えて、裁判所が倒産申請を受け付ける六ヶ月前から倒産宣告までの間、倒産人に下記の行為があった場合その行為が無効となる。

ｲ　財産を隠蔽したり、密かに分けたり、無償譲渡したりした場合

ﾛ　通常より低い価格で財産を転売した場合

ﾊ　本来無担保だった債務に担保を設定した場合

ﾆ　弁済期が到来していない債務を弁済した場合

ﾎ　自分の持っている債権を放棄した場合

・ 代位権の行使

債務者が弁済期が到来した債権の行使を怠り、債権者の利益を損ねた場合、債権者は裁判所に、弁済期が到来した債務者の債権を行使することを申し立てることができる。債権者は次の債務者（債務者の債務者）に代位権を主張し、人民裁判所の審理により、代

位権の成立が認められた場合、次の債務者が債権者に弁済義務を履行する。債権者と債務者の、及び債務者と次の債務者の債務・債権関係もそれによって消滅することとなる。

代位権行使の条件：

イ　債務者が弁済期が到来した債権をもつこと

ロ　債務者がその債権の行使を怠ったことにより、債権者に損失をもたらしたこと

ハ　債権者は債務者の代わりに債権行使できること（債務者に専属する一部の債権に対しては、代位権を行使できない）

ニ　代位権の行使は裁判所を経由しなければならず、債権者はそれを直接行使することができない

ホ　債権者が代位権を行使した場合、その費用は債務者の負担となる

ヘ　債権者が代位権を行使したことにより得た財物に対し優先求償権を持つ。

・ 取消権の行使

債務者が弁済期が到来した債権を放棄したり、又は財産を無償譲渡したりすることにより、債権者に損失をもたらした場合、債権者は人民裁判所に債務者の行為の取り消しを請求することができる。債務者は明らかに合理的でない低い価格で財産の譲渡を行い、債権者に損失をもたらし、しかも被譲渡者もその事情を知っている場合も、債権者は人民裁判所に債務者の行為の取り消しを請求することができる。

取消権の行使範囲は債権者の債権を限度とする。債権者が取り消し権を行使する際に生じた必要な費用は、債務者が負担することになる。取消権は、債権者が取り消しの対象となる事由を知った、又は知るべきだった日から、1 年間以内で行使しなければならない。債務者の行為発生日から五年間以内に、取消権を行使しなかった場合、当取消権が消滅することとなる。

（参考 5）労働紛争を如何に避けるか、労働紛争に如何に対処すべきか
（大地弁護士事務所による補足）

(1) 労働契約を締結する際に注意すべき問題

① 給料

給料は雇用先が労働者に与える労働報酬で、労使関係における肝心な問題であるし、紛争が起こりやすい問題でもある。

・ 給料の基準を如何に確定するか

中国においてはまだ「給料基準の確定」に関する具体的な法律規定がなく、雇用先が自分の実情に基づいて給料の基準を決めればよい。ただし、労働者に支給する給料は地元の最低賃金を下回ってはいけない。

・ 最低賃金とは

「最低賃金」とは、労働者が法定勤務時間（8 時間）内に正常な労働を提供したという前提で、雇用先が支給すべき最低労働報酬を指す。労働者が自分の原因で法定勤務時間内に正常な労働を提供できなかった場合（たとえば病欠、休暇など）、企業の支給する報酬は最低賃金を下回っても良い。ただし、労働者が法律規定に基づき帰省休暇、結婚休暇、葬式休暇などを取得した場合、または法律に基づき国、社会の活動に参加した場合は、正常な労働を提供したと見なされる。雇用先が支給する報酬が地元の最低賃金基準を下回った場合、労働者に不足分、並びに補償金を支給しなければならないほか、地元労働行政機関より処分を受ける恐れもある。労働者の報酬の総額を計算する際には、給料、ボーナス、各種の手当てを計上するが、次の各項は計上しない。

a. 法定休日、並びに法定勤務時間外で勤務することにより支給された残業手当
b. 高温、低温、坑内、有毒有害ガスなどの特殊な労働環境、労働条件で働くことにより支給された手当
c. 法律、法規や政策に定められた労働者の福利厚生

中国の一部の都市における最低賃金基準(2004 年)

都市 / 最低賃金	北京市	上海市	天津市	深圳市	南京市（都市部）	武漢市	大連市（保税区、経済開発区）
元（人民元）/月	545	635	530	610	620	400	440

・ 税引き前の給料と税引き後の給料

税引き前の給料とは、個人所得税を差し引く前の給料のことを指しており、税引き後の給料とは、個人所直税を差し引いた後の給料のことを指している。「中華人民共和国

個人所得税法」により、労働者は給料所得の夫々のランクに応じて個人所得税を納めなければならず、雇用先は労働者に給料を支給する際には、徴税を代行する義務がある（徴税代行義務：税務機関の代わりに労働者から個人所得税を徴収し、それを指定の期間内に税務機関に納めること）。　今後紛争になることを避けるために、労働者に支給する給料は税引き前の給料なのか、税引き後の給料なのかを、労働契約に明記する。

・　企業は勝手に給料基準の改定を行うことができるか

労働契約が一旦成立すると、雇用先と労働者が共に労働契約の各規定を厳しく守らなければならない。契約期間中、雇用先が労働者の同意なしで、給料基準の改定を行ってはいけない。給料基準の改定による労働争議を避けるために、企業は労働契約の中で給料基準の改定、変更に関する事項を約定すればよい。約定された事項が発生した場合、企業が約定に基づき、給料基準の改定・変更を行うことができる。

②　試用期間

・　雇用先が勝手に試用期間を設定できるのか

試用期間は雇用先が労働者とお互いの状況を認識し合うために約定したテスト期間である。試用期間の間は、労使関係がまだ安定していないため、労働者の利益を守るために、中国の関連労働法律は試用期間の長さについて明確な定めを設けた。

労働契約の契約期間が 6 カ月以下の場合、試用期間が 15 日を超えてはいけない。契約期間が 6 カ月以上 1 年以下の場合、試用期間が 30 日を超えてはいけない。契約期間が 1 年以上 2 年以下の場合、試用期間が 60 日を超えていはいけない。契約期間が 2 年以上の場合、試用期間が 6 カ月を超えてはいけない。

・　試用期間中、雇用先が勝手に労働契約を解除できるのか

試用期間中、何時でも労働者との労働契約を解除できると思っている雇用先が少なくないが、実はそれは一種の違法行為である。「中華人民共和国労働法」の関連規定により、試用期間中、労働者はいつでも労働契約を解除できるが、雇用先は、労働者が採用条件を満たさないことを証明できる場合にのみ、労働契約を解除できることになっている。

紛争を避けるために、企業は労働者を雇う際には、その一、応募者が採用条件を満たしたと確かめてから始めて労働契約を結ぶべきである。その二、「採用基準」を明確に約定すべきである。例えば、決まった期間内に行うべき作業量とか、決まった期間内に達成すべき売り上げの目標とか。労働者が試用期間内に上記基準を達成しなかった場合、企業はいつでも労働契約を解除できる。

③　労働契約の解除と補償金の支給

・　法律に基づいて労働契約を解除する

法律に基づいて労働契約を解除するとは、一定の条件を満たした場合、雇用先が労働者との労働契約を解除することができ、しかも労働者に補償金を支払う必要がないということを指す。

中国の関連労働法規により、労働者に次の各号の事が一つでもあった場合、雇用先は直ちに労働契約を解除することが出来る。

a. 試用期間中、採用条件に適わないと認められた場合
b. 労働規律又は雇用先の規定・制度に明らかに違反した場合
c. 職務上の過失、不正行為により、雇用先に重大な損失をもたらした場合
d. 刑事責任が問われた場合

・　通知により労働契約を解除する

通知により労働契約を解除するとは、一定の条件を満たした場合、雇用先が労働者と締結した労働契約を解除することが出来ることを指す。但し、雇用先が 30 日前に労働者にそれを知らせなければならず、しかも法律に基づいて労働者に補償金を支払わなければならない。

中国の関連労働法規により、労働者に次の各号の事があった場合、雇用先が労働契約の解除を通知することが出来る。

a. 労働者が病気又は仕事以外の原因で負傷し、治療期間満了後、元々の仕事にも、雇用先から与えられた別の仕事にも従事できなくなった場合。
b. 雇用先が上記原因で労働契約を解除する場合、同社における当該労働者の勤務年数に基づき、1 年満了するごとに 1 カ月分の給料に相当する補償金を支給するとともに、6 カ月分以上の給料に相当する治療手当てを支給すべきである。重病、不治の病にかかった労働者に対しては、治療手当てを更に増やさなければならない。重病の場合増加部分は治療手当ての 50%を下回ってはならず、不治の病の場合増加部分は治療手当ての 100%を下回ってはならない。
c. 労働者が仕事に不適任であり、トレーニング又は社内異動を経ても改善しなかった場合。
d. 雇用先が上記原因で労働契約を解除する場合、同社における労働者の勤務年数に基づき、1 年満了するごとに 1 カ月分の給料に相当する補償金を支給する。但し、多くても 12 カ月分の給料を上回らないこと。
e. 労働契約締結時の根拠となっている客観的な状況に重大な変化が生じ（例えば、会社の合併、分割により、ポストの見直しを余儀なくされた場合など）、元労働契約が履行不能となり、当事者が話し合いにより労働契約の変更に関し合意を達成できなかった場合。

f. 雇用先が上記原因で労働契約を解除する場合、同社における労働者の勤務年数に基づき、1年満了するごとに1カ月分の給料に相当する補償金を支給する。

・ 協議により労働契約を解除する

協議により労働契約を解除するとは、雇用先が労働者と協議により合意に達し、労働契約を解除することを指す。協議により労働契約を解除する際、労働契約の解除を申し出たのは雇用先である場合、雇用先が労働者に補償金を支払わなければならない。労働者が労働契約の解除を申し出た場合、雇用先が労働者に補償金を支払う必要がない。

雇用先が補償金を支給する際、同社における労働者の勤務年数に基づき、1 年満了するごとに1カ月分の給料に相当する補償金を支給する。但し、多くても12カ月分の給料に相当する金額を上限とする。勤務時間が 1 年未満の場合、1 年満了とした場合の基準に基づいて補償金を支給する。

・ 労働契約を解除する特別なケース

雇用先が倒産に瀕し、法律により整理整頓のプロセスに入った、又は会社の経営に著しい困難が生じた場合、どうしても人員削減を行わざるを得ない場合、30 日前に労働組合又は従業員全体に事情を説明し、組合又は従業員の意見を聴取し、労働行政部門に報告した上で、人員削減を行うことができる。但し、雇用先は補償金を支給しなければならない。

雇用先が補償金を支給する際、同社における労働者の勤務年数に基づき、一年満了するごとに1カ月分の給料に相当する補償金を支給する。

上記原因で労働契約を解除する場合で、かつ雇用先が六ヶ月以内に人を募集する場合、人員削減で解雇された労働者を優先的に採用しなければならない。

・ 雇用先が労働契約を解除できないケース

次の各号に掲げる事項に該当する場合、法律上に別段の定めがある場合を除き、雇用先が労働契約を解除してはいけない。

a. 職業病にかかり、又は就労中に負傷し、しかも一部或は全部の労働能力を失ったと認められた場合。
b. 病気にかかり又は負傷し、まだ所定の治療期間中にある場合（「通知により労働契約を解除する」の a 項の解釈を参照）
c. 女性従業員が妊娠期間中、出産休暇中、授乳期間中である場合
d. 法律、行政規定に別段の定めがある場合

上記とは別に、特別な規定を設けている地方の労働法規も一部あるため、企業は投資活動において、これらの規定にも注意しなければならない。例えば、北京市は、労働者が次

の各号に掲げる事項に該当する場合でも、労働契約を解除できる法定事由が発生した場合を除き、雇用先が労働契約を解除してはならないと定めた。

a. 徴兵に応じて入隊し、兵役に服している場合
b. 退役軍人が退役後、初めての就職先にて勤務期間が 3 年未満の場合
c. 土地収用により農民が都市戸籍を取得し、初めての就職先にて勤務期間が 3 年未満の場合
d. 同じ勤務先で継続的に 10 年以上勤務し、定年まで後 5 年未満の場合
e. 集団契約制を実施する企業において、従業員側の代表が労働契約期間内で代表を担当する日から 5 年未満の場合

・ 約定により労働契約を解除する

雇用先が労働契約を締結する際に、労働契約を解除できる事由を約定し、これらの事由が発生した場合、雇用先が労働契約を解除することができ、しかも補償金を支給する必要がない。但し、労働契約を解除出来る事由の約定は、法律の関連規定に反してはいけない。さもなければ、当該約定が無効となる。

(2)その他注意すべき問題

① 就業規則

・ 就業規則を制定する意義

日本の企業が中国で投資する中で、労働契約の締結に関する法律規定に注意すべきとともに、従業員が勤務期間において守らなければならない就業規則も制定すべきである。その理由は、中国最高人民裁判所の司法解釈により、次の条件に合致する就業規則が、裁判所が労働紛争を審理する際の根拠となりうるからである。

a. 合法的な手続きを通じて制定されたこと（通常雇用先の労働組合或は従業員代表大会との協議を通じて制定された就業規則を指している）
b. 中国の法律、行政規定及び政策に反しないこと。
c. 労働者に通知済みであること。

企業の処分決定に不満があり、労働仲裁乃至訴訟まで提起する従業員が現に少なくない。就業規則が整備されていない、又は就業規則が上記の条件を満たしていないことが原因で、企業の処分決定が、仲裁委員会又は裁判所に取り消しを命じられたこともよくある。従って、従業員に対する有効的な管理、並びに利益目標のスムーズな達成のために、企業が投資活動の中で、必ず中国の法律に基づき、法律の定めと自分の利益に合致する就業規則を制定しなければならない。

・ 就業規則の主な内容

就業規則の内容は通常、就業規則を制定する目的、就業規則の適用範囲、従業員の採用基準、従業員の待遇（給料、休暇など）、勤務条件、労働規律、賞罰の規定及びその他の事項を含む。その他企業が明記する必要があると認めた事項も、全部就業規則の中で明記してよい。

・ 労働者に通知するという義務を如何に履行すべきか

雇用先が就業規則の定めに基づき、労働規律に違反した従業員に処分を与える時、労働者はよく「雇用先が事前に就業規則の関連事項を知らせてくれなかった」ことを理由に、労働仲裁委員会に処分の取り消しを申し立てる。「労働者に既に事前に就業規則の関連事項を知らせた」ことを証明できないため、不利な仲裁結果を蒙った企業も少なくない。ここで、次のような方法で、義務を履行したことを証明するよう提案する。まず、労働契約を締結する際に、就業規則は労働契約の一部として、労働者は就業規則を守らなければならないことを契約に明記する。次は、各従業員に就業規則を読んでもらい、就業規則の内容を十分理解しただけでなく、就業規則の各条項も守れるという意思表示として、その付表にサインしてもらう。

就業規則は労働関係の様々な内容に関わっているだけでなく、労働関係を調整する地方の法律規定も数多いため、企業は自社の就業規則を制定する際には、就業規則が法律に違反したことで、不利な結果を蒙ることのないよう、出来るだけプロの弁護士に支援を求めるべきである。

② 残業手当

残業手当の支給による紛争は、労働紛争の中で大きな割合を占めている。中国の関連法律、法規の定めにより、労働者が法定の勤務時間以外の時間で勤務した場合、並びに休日と法定の祝日で勤務した場合、企業が労働者に通常の給料基準より高い報酬を支給すべきであり、しかも次の各号に掲げている基準を下回ってはいけない。

a. 労働者に勤務時間を延長してもらう場合、給料の 150%以上に相当する報酬を支給するものとする。
b. 休日に労働者に勤務してもらう場合、給料の 200%以上に相当する報酬を支給するものとする。
c. 法定の祝日に労働者に勤務してもらう場合、給料の 300%以上に相当する報酬を支給するものとする。

企業が上記の規定に違反した場合、所定期間内に労働者に残業手当を全額支給するほか、給料の 25%に相当する補償金を別途支給しなければならない。元中華人民共和国労働部（現在中華人民共和国労働及び社会保障部）が発布した「『中華人民共和国労働法』に違反した際の行政処分の方法」の第 6 条の定めにより、企業が労働者に残業手当の支給を拒否した場合、労働

行政部門が企業に、労働者に支給する残業手当・補償金の合計額の 1〜5 倍相当の賠償金の支給を命じることが出来る。

③　固定期限のない労働契約

固定期限のない労働契約というのは、契約の終了期限を約定しなかった労働契約のことを指している。雇用先が労働者と固定期限のない労働契約を締結すると、法律により労働契約を解除できる場合、並びに双方の約定により労働契約書を解除できる場合を除き、雇用先が労働契約を解除できないことになる。したがって、固定期限のない労働契約を締結することは、労働者にとって比較的有利である。

固定期限のない労働契約を締結するかどうかは、雇用先が労働者と協議して決める。但し、一定の条件を満たした場合、労働者が固定期限のない労働契約の締結を申し出ると、雇用先がそれに応じなければならない。例えば、「中華人民共和国労働法」第 20 条第 2 項の定めにより、労働者が同じ勤務先で継続的に 10 年間以上勤務した場合で、当事者双方が労働契約の延長に合意した場合には、労働者が固定期限のない労働契約の締結を申し出れば、そのような契約を締結しなければならない。「北京市労働契約規定」第 15 条は次のように定めた。次の各号のことが一つでもあった場合、労働者が固定期限のない労働契約の締結を要請した場合、雇用先がそれに応じるべきである。（1）全国の労働模範、優秀従業員又は「五一」労働賞の受賞者である場合（2）退役軍人退役後の最初の就職先である場合（3）土地の収用により都市戸籍を取得した農民の最初の就職先である場合（3）労働契約制を実施していなかった勤務先が初めて労働契約制を導入する際に、労働者が既に継続的に 10 年間以上を勤務し、しかも法定の定年まで後 10 年未満の場合（4）国及び当市が別途定めを設けている場合

④　守秘条項

今の中国の若者は、転職はごく普通なことだという認識を持っており、転職を通じて、より良いポスト、より高い給料を獲得しようとする若者も少なくない。人員の移動がますます頻繁になる状況の下で、如何に自分の商業秘密を守るかは、中国に投資する外国企業が真剣に考えるべき問題である。

中国の法律により、商業秘密とは、一般民衆に知られていない、権利者（権利者は、商業秘密の所有者または商業秘密の所有者の承認を得た商業秘密の使用者を指す）に経済的な利益をもたらすことができ、実用的で、しかも秘密保持の措置が取られている技術情報と経営情報のことを指す。

企業の商業秘密をよりよく守るために、企業が労働契約の中で、当該企業の商業秘密を知っている従業員に企業の商業秘密を守らせるような守秘条項を設けることが望ましい。

企業が守秘条項を制定する際には、元中華人民共和国労働部が発布した「従業員の流動に関する幾つかの問題についての通達」第 2 条の定め（「企業の従業員の流動に関する幾つかの問題についての通達」第 2 条：雇用先が商業秘密を知っている従業員と労働契約の中で商業秘密

に関する約定をする際に、労働契約を中止する前、又は当該従業員が労働契約の解除を申し出た後一定の期間（6 カ月を限度とする）において、当該従業員を他のポストに付かせる、又は労働契約の関連事項を変更すると約定してもいいし、商業秘密を知っている従業員が労働契約中止・解除後一定の期間において（3 年間を限度とする）、同じような製品を生産する又は同じような経営活動に従事する同業他社に就職してはいけない、又は自ら元雇用先と競争関係にある同じ製品を生産したり、同じ経営活動に従事したりしてはいけないと決めても良い。ただし、その場合、雇用先が当該従業員に一定の補償金を与えるべきである）を参照することができる。

従業員が守秘条項に違反し、企業に損失をもたらした場合、企業が当該従業員に損害賠償責任を求めることができる。企業の損失を計算するのが難しい場合、賠償額が権利侵害者が権利侵害期間において権利侵害行為により得た利益と同額になるほか、当該従業員は、企業が当該従業員の権利侵害行為を調査するためにかけた費用も負担しなければならない。

また、従業員の募集にあたり、雇用対象が中途採用である場合、当該雇用対象が元雇用先と労働契約を解除しているかどうかを確かめる必要がある。企業がまだ労働契約を解除されていない労働者を雇い、労働者の元雇用先に経済的な損失をもたらした場合、当該企業が連帯責任を負わなければならない。しかもその連帯責任は元雇用先が蒙った損失総額の 70%を下回ってはいけない。元雇用先の経済的な損失は次の内容を含む。

a. 生産、経営活動にもたらした直接的な経済損失
b. 商業秘密の獲得により元雇用先にもたらした経済損失

⑤ トレーニング費用

トレーニング費用の分担による紛争も良く見られる労働紛争の一種である。企業はコストをかけて従業員に対しトレーニングを行う目的は、従業員が進んだ技能を身につけて、当該企業により良いサービスを提供することであるが、進んだ技術を身につけてから、より良い待遇を目指して、他の企業、ひいては当該企業の競争相手のところに転職する従業員も現にある。これは、元雇用先にとっては、大きな損失であるに違いなく、トレーニング費用の弁済を巡って、よく紛争がおこる。

企業は、従業員に対しトレーニングを行う際に、トレーニング合意書を締結し、トレーニングにおける企業及び従業員の権利・義務を明確にする必要がある。一般的には、企業が従業員にトレーニング費用を支払ったとすれば、従業員と一定の勤務期間を約束することができる。勤務期間中、法律により労働契約を解除できる状況以外、従業員が労働契約を解除することができない。

トレーニング合意は主に次の内容を含む。

a. トレーニングの目的
b. トレーニングの費用、生活費、交通費などの負担先
c. トレーニングを通じて従業員が達成すべき目標

d. サービス期間の設定

e. 違約責任（各種の費用の弁済など）

⑥ 外国企業の駐中国代表機構は直接労働者を雇うことができるか

中国の関連法律により、外国企業の駐中国代表機構（駐在員事務所）は直接労働者を雇うことができないことになっている。外国企業の駐中国代表機構が労働者を雇う場合、地元政府の承認を得た人事サービス機構にその業務を委託すべきである。外国企業の駐中国代表機構が直接労働者を雇った場合、所在地の工商行政管理部門から行政処分を受ける可能性がある。

⑦ 仕事の作業環境の汚染問題による労働紛争を避ける

最近の報道記事によると、遼寧省某化学工場の女性従業員が、作業環境の汚染を理由に、雇用先を訴えた。当該女性従業員が「重症慢性再生不良性貧血」と診断された男の子を産んだのがその起因であった。同記事によると、当該女性従業員が妊娠後、コピー、謄写版の印刷などの仕事に当てられた。インクの中に含まれているスチロールがドラムから漏れた場合直接胎児の健康に影響を与える。また、当該男の子の病気は遺伝によるものではないと医学診断で判明した。そのため、当該女性従業員は、仕事の作業環境が本事件の根本的な原因であると考えた。本事件はまだ調査中である。

前述の作業環境の汚染問題による紛争は、よく発生する環境汚染紛争の一種である。中国で建物の内装工事を行う会社が、よく環境基準を満たしていない材料を工事に使う。これは内装工事が行われたオフィスの環境汚染問題に繋がり、従業員の健康を害する結果となる。このような紛争を避けるために、オフィスの内装工事を行った後、ぜひ関連環境検査を行い、検査に合格してから、初めて使用開始するべきである。

（参考 6） 主な中国事業関連用語

<table>
<tr><th>用　語</th><th>意　味　内　容</th></tr>
<tr><td>対中事業展開</td><td>
貿易型
・一般商品貿易
・ｶｳﾝﾀｰﾄﾚｰﾄﾞ
　・委託加工貿易
　　・来料加工貿易
　　・来件加工貿易
　　・来様加工貿易
　・補償貿易
　　・進料加工貿易
・技術供与
・国際リース
直接投資型
・合資経営企業（合弁企業）
・合作経営企業（契約式合弁企業）
・外資企業（独資企業）
・合作開発(石油、天然ガス、石炭などの資源開発)
</td></tr>
<tr><td>委託加工貿易</td><td>外国企業が一定の原材料、補助材料、部品、デバイスおよび包装材料、さらに必要な場合には、若干の設備、儀器、工具、金型などを提供し、中国の企業が外国企業の要求する品質、規格に基づき加工し、完成品を生産した後、外国企業にこれを販売し、中国企業が外国企業から約定した加工賃を得る貿易形式の取引である。</td></tr>
<tr><td>増値税</td><td>国務院が規定する製品の販売または輸入について品目により 13～17%、加工・修理・組立労務について 17%の税金が課される。
輸出商品については、非課税（還付方式）となる。</td></tr>
<tr><td>総投資額</td><td>総投資額とは、資本金と借入金の合計額であり、所期の生産を達成するのに必要な基本建設資金および運転資金の総和である。</td></tr>
<tr><td>登録資本</td><td>登録資本は、工商行政管理機関に登記する資本総額すなわち外国人投資者が払込むことを認めた出資額全額をいう。外資企業の登録資本は、その経営規模に相応するものでなければならず、登録資本と投資総額との比率は、中国の関係規定に合致しなければならない。

登録資本と投資総額
<table>
<tr><td>総投資額（A）</td><td>A：B</td><td>登録資本の最低額（B）</td></tr>
<tr><td>300 万ドル以下</td><td>10：7</td><td></td></tr>
<tr><td>301～1,000 万ドル以下</td><td>2：1</td><td>301～420 万ドルの間は 210 万ドル</td></tr>
<tr><td>1,001～3,000 万ドル以下</td><td>5：2</td><td>1,001～1,250 万ドルの間は 500 万ドル</td></tr>
<tr><td>3,001 万ドル以上</td><td>3：1</td><td>3,001～3,600 万ドルの間は 1,200 万ドル</td></tr>
</table>
</td></tr>
<tr><td>董事会</td><td>董事会は、合弁企業の最高権力機構であり、合弁企業のあらゆる重大事項を決定する。董事会は、3 名以上の董事により構成され、各当事者が出資比率に応じて任命・派遣する。</td></tr>
<tr><td>董事長</td><td>董事長は、企業の法定代表である。日本では会長に相当するといえそうだが、代表権を有する。</td></tr>
<tr><td>経営管理機構</td><td>合弁には経営管理機構をおき、公司の日常経営管理業務について責任を負わせる。経営管理機構に総経理 1 名を置く。</td></tr>
<tr><td>総経理</td><td>総経理の職責は、董事会会議の諸決議を執行し、合営公司の日常経営管理業務を組織し指導することである。総経理は代表権を有さないのが一般的である。</td></tr>
</table>

（参考文献）中小企業基盤整備機構『国際化支援のための連携マニュアル』2003 年

日本語	中国語	日本語	中国語
異議	异**议**	審理	**审理**
委託加工貿易	委托加工**贸易**,**来料加工贸易**	税関	海**关**
親会社	母公司	知的所有権	知**识产权**
会計監査	**审计**,**会计检查**	仲裁	仲裁
解雇	解雇	調停	**调解**
会社	公司	著作権	著作**权**,版**权**
解約	**撤消合同**,**解除合同**	賃金	工**资**
確定判決	**终局**判决	提訴	起**诉**
合併	合并	撤退	撤退
株式会社	股份公司	倒産	倒**闭**,破**产**
株主	股**东**	独資会社	**全额外资公司**
監査役	**监事会**	特許	**专利**
関税	**关税**	取締役会	董事会
協議	**协作**,合作	取締役会長	董事**长**
クレーム	索**赔**	内国民待遇	国民待遇
契約	合同	破産	破**产**
原告	原告	判決	判决
現物出資	**实物**投**资**	仲裁判断	裁决
権利侵害	**侵权**	被告	被告
控訴	公**诉**	紛争	**纠纷**
合弁会社	合**资**公司	弁護士	律**师**
裁判	裁判,**审判**	申立て	申**诉**
社長	**总经理**	申立人	申**诉**人
就業規則	就業規則（工作規則、雇用規定という表現も使われる）	持株会社	控股公司
証券取引所	**证券**交易所	輸出	出口
上告	上**诉**	輸入	**进口**
上場	**上市**	労働協約	集体**劳动**合同
譲渡	**转让**	労働組合	工会
商標	商**标**	労働契約	**劳动合同**
条約	**条约**	和解	和解
雇用先、企業	雇用单位		

中国での事業におけるリーガル・リスク・マネージメントに関する調査報告書

発行日　平成 17 年 1 月
発行者　国際協力銀行　中堅・中小企業支援室
〒100-8144　東京都千代田区大手町 1-4-1
TEL: 03-5218-3579
FAX: 03-5218-3968

古紙配合率 100%再生紙を使用しています